

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月14日

【事業年度】 自 2018年2月1日 至 2019年1月31日

【会社名】 ウォルマート・インク
(Walmart Inc.)

【代表者の役職氏名】 ファイナンス担当ヴァイス・プレジデント兼アシスタント・トレジャラー
マシュー・アレン
(Matthew Allen, Vice President - Finance and Assistant Treasurer)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューカッスル郡
ウイルミントン市、オレンジ・ストリート1209番地
コーポレーション・トラスト・センター
(Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, in the City of
Wilmington, County of New Castle, Delaware, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6775-1039

【事務連絡者氏名】 弁護士 白川 もえぎ
同 菊地 諒
同 坂井 瞭平

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6775-1119 / (03)6775-1301 / (03)6775-1460

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

- (注) 1. 本書において、「ウォルマート・インク」、「ウォルマート・ストアーズ・インク」、「ウォルマート」及び「当社」は、2018年2月1日より前は「ウォルマート・ストアーズ・インク」、2018年2月1日以降は「ウォルマート・インク」という名称のデラウェア州法人及び(別段の明示的記載がなされる場合又は文脈上別異に解される場合を除き)その連結子会社を指す。
2. 本書に記載の「/」又は「円」は日本円を、「\$」及び「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上一定の米ドル金額は2019年5月7日の株式会社三菱UFJ銀行が提示した対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル=110.69円により円金額に換算されている。
3. 当社の会計年度は、2月1日に開始し、1月31日をもって終了する1年間である。特定の「年度」は、当該年の1月31日に終了する当社の会計年度をいう。例えば、「2019年度」とは、2018年2月1日に開始し、2019年1月31日に終了した1年を意味する。
4. 本書中の表において記載されている一部の値は四捨五入されているが、合計は計数の総和と一致するよう必要に応じて調整されている。
5. 本書において、「米国」又は「合衆国」とは、アメリカ合衆国(州及びコロンビア特別区並びにプエルトリコを含む。)、その属国、属領及びその管轄に服するその他の領土を意味する。
6. 本書において言及されているウェブサイトに掲載される情報又はかかるウェブサイトを通じて得られる情報は本書の一部を構成するものではない。本書におけるウェブサイトへの言及は、全て参考までに引用されたものにすぎない。
7. 本書には、1934年米国証券取引所法(その後の改正を含み、以下「証券取引所法」という。)第21E条の定義における「将来に関する見通し」とみなされ、同法に基づき将来に関する見通しに関する免責を受けることを意図した記述が含まれている可能性がある。

将来に関する見通しの内容

かかる将来に関する見通しは、過去の事実の記述とは異なり、将来の会計期間若しくは将来の時点における当社の連結会社としての若しくは当社のいずれかのセグメントの経済活動若しくは経営成績、若しくは将来発生する可能性のある事象若しくは状況の変化に関する当社の推測若しくは予想を表明したもの、又は当社の計画、目的若しくは目標について記述したものである。このような将来に関する見通しは、以下の事項に関連している。

- ・将来の、又は特定の期間における当社の事業の成長率又は当社の競争力の変化
- ・一定の期間における一定の財務項目若しくは財務指標又は経営指標（当社の１株当たり利益、純売上高、既存店・既存クラブ売上高、当社の米国ウォルマート事業セグメントの電子商取引売上高、負債、一定の種類の費用、費用の効率の活用、収益率、特定の種類の設備投資又は資本支出及び営業投資又は営業費用、新規出店並びに特定の小売形態への投資を含み、また一部の項目について遡及修正後を含む。）の金額、数量、成長率、増加高、削減又は減少高
- ・当社の実行する投資及び資本支出、並びにかかる投資及び資本支出の資金調達に関する確実性の予想
- ・当社の電子商取引、技術、店舗の改装及びその他の顧客向けオムニチャネル計画（日用品の受け取り及び配達等）に関する投資の増加
- ・当社又は当社のいずれかのセグメントの経営成績に影響する為替レート及び燃料価格の変動
- ・当社の株式買戻し及び配当を通じた株主に対する収益の還元継続、一定の期間にわたる株式買戻しの承認枠の利用、又は当社の株式買戻しの一定部分の資金源
- ・当社の事業、拡大活動、配当及び株式買戻しに対する資金供給及び資金調達のため、当社の現金需要を満たすため、また、当社の事業に資金を供給するために、当社の現金を含めた流動性の源泉が引き続き適切又は十分であること
- ・ヘッジの非有効部分は重要性がないこと及び当社のデリバティブに関連する額の再分類は重要性がないこと
- ・一定の期間及び一定の繰延税金資産（純額）の実現に関する当社の実効税率、並びに税金関連事項の解決の効果
- ・当社が対象である訴訟その他の法的手続又は捜査における不利な決定又は和解の影響
- ・当社が特定の新しい会計基準又は修正された既存の会計基準を採用することにより当社の経営成績又は財政状態が受ける影響
- ・当社の環境及びサプライ・チェーン、経済的機会の推進又はその他の社会的な戦略の持続可能性に関連した当社の約束、意思、予定又は目標

また、当社の将来に関する見通しには、当社の事業における将来の重点分野を含む、当社の事業に関する戦略、計画及び目標、並びに将来に関する見通しの記述の基礎となる前提条件についての記述も含まれることがある。将来に関する見通しは通常、「目指す」、「見込んでいる」、「確信している」、「となる可能性がある」、「増加する可能性がある」、「発生する可能性がある」、「結果となる可能性がある」、「継続する」、「見通しである」、「拡大」、「期待される」、「期待」、「見込まれる」、「重点的に取り組む」、「予測」、「目標」、「成長する」、「指針」、「意図する」、「投資する」、「予想される」、「継続する可能性がある」、「変動する可能性がある」、「増大する可能性がある」、「影響を与える可能性がある」、「結果となる可能性がある」、「目的」、「計画である」、「優先事項」、「プロジェクト」、「戦略」、「となる」、「当社は～する」、「当社は～つもりである」、「加わると思われる」、「可能になると思われる」、「なるとと思われる」、「利益になると思われる」、「変動すると思われる」、「見込みである」、「継続すると思われる」、「減少すると思われる」、「成長すると思われる」、「有すると思われる」、「影響を与えると思われる」、「含むと思われる」、「増加すると思われる」、「開くと思われる」、「維持すると思われる」、「結果になると思われる」、「留まるとと思われる」、「強化すると思われる」、「であろう」、「減少するであろう」、「増加するであろう」等の語句、これらの語句の変化形、その他の「と思われる」を伴う文言、又は類似の語句で予想若しくは予測される事象若しくは業績を意味するものが使用されることを特徴とする。

リスク要因及び当社事業に影響を及ぼす不確実性

当社の事業は、当社には制御することができない国内外の様々なリスク、要因及び不確実性にさらされている。これらのリスク、要因及び不確実性のいずれか又はその組み合わせによって、当社が将来に関する見通しを行った対象である事項に重大な影響が生ずるおそれがあり、それによって当社の実際の業績又は現実に発生する事象若しくは事態が、将来に関する見通しにおける業績又は事象若しくは事態と大幅に異なる可能性がある。これらのリスク、要因及び不確実性は、全世界に影響を及ぼす場合、又は当社が事業を展開する一部の市場に限って影響を及ぼす場合があり、したがって当社に連結ベースで影響する場合、又は当社の一部の要報告セグメントにのみ影響する場合がある。このような要因には以下の事項が含まれるが、これらに限定されない。

経済的要因

- ・ 世界全体及びウォルマートが事業を展開する市場における経済、地政学上、資本市場及び景気
の状況、傾向及び事象
- ・ 為替レートの変動
- ・ 市場金利の変動
- ・ 賃金の市場水準の変動
- ・ 電子商取引市場を含む、様々な市場の規模の変化
- ・ 失業率水準
- ・ インフレ又はデフレ（全般的傾向及び一定の商品分野に関するもの）
- ・ 輸送、エネルギー及び公益サービスの費用
- ・ 石油及び天然ガスの価格を含む、物価
- ・ 消費意欲、可処分所得、信用力、消費動向、購買傾向、債務水準及び特定の商品に対する需要
- ・ 世界各地及びウォルマートが事業を行う市場における消費者の購買習慣の傾向
- ・ 健康保険及び医療保険のプログラムに対する消費者の参加率、並びにこれらのプログラムの還
元率及び採用医薬品集
- ・ 競合他社の構想、ウォルマートの市場における競争相手の参入及び拡張、並びに競争圧力

経営要因

- ・ウォルマートの米ドル建て及びそれぞれの外貨建ての純売上高及び営業費用の金額
- ・それぞれの期間中のウォルマートのキャッシュ・フローの金額を含む、ウォルマート及びその各セグメントの財務成績
- ・ウォルマートの店舗・クラブ及び電子商取引プラットフォームにおける利用客数及び平均客単価
- ・ウォルマートが販売し、顧客が購入する商品の品揃え
- ・商品に関する供給業者からの仕入可能性及び供給業者から仕入れた商品の原価
- ・ウォルマートの戦略、計画、プログラム及び構想の実施及び運用の有効性
- ・電子商取引分野の枠内を含む、買収事業を適切に統合するウォルマートの能力
- ・ウォルマートの目標及び計画の予想外の変更
- ・ウォルマートにおける実際の棚卸減耗の金額
- ・ウォルマートの店舗及びクラブ、デジタルプラットフォーム、プログラム、提供商品及び商品の引渡し方法に対する消費者の受け止め方及び反応
- ・ウォルマートの粗利益（薬局マージン及びその他の商品カテゴリーの利幅を含む。）
- ・ガソリン及びディーゼル燃料の販売価格
- ・ウォルマートの市場における季節による購買傾向の混乱
- ・1977年米国海外腐敗行為防止法（その後の改正を含む。）（以下「FCPA」という。）その他のコンプライアンス関連事項に係るウォルマートの支出額（FCPA関連事項に係る見越し計上額の妥当性を含む。）
- ・ウォルマートのサプライ・チェーンの混乱
- ・ウォルマートに影響を与えるサイバーセキュリティを脅かす事態及びその関連費用並びに事業における混乱の影響
- ・ウォルマートの人件費（医療その他の福利厚生費用を含む。）
- ・ウォルマートの災害及び事故に関連した費用並びに保険費用
- ・ウォルマートの労働力の規模及び離職率、並びに全労働力のうちアソシエート（従業員）の給与水準別内訳人数
- ・ウォルマートの店舗・クラブその他の施設への人員配置のために必要な人材の調達可能性
- ・ウォルマートが当事者である又はウォルマートが直面する訴訟及び規制手続並びに調査の展開及び結果、並びにこれらに関連してウォルマートが負う（もしあれば）債務、義務及び費用
- ・当社のコマーシャルペーパー及び社債に対し信用格付機関が付与した信用格付けの変更
- ・ウォルマートの実効税率
- ・会計上の判断及び見積りの予想外の変更

規制その他の要因

- ・既存の税法、労働法規その他の法律の改正及び税率の変更（法律の施行並びに行政規則及び規制の採択及び解釈を含む。）
- ・輸入品に対する新しい税金及び新しい関税の賦課並びに既存の関税率の変更
- ・新しい貿易制限の適用及び既存の貿易制限の変更
- ・ウォルマートが事業を営む市場その他における政府の政策、制度及び構想の採択又は新設及び改正、並びにこのような政策、制度及び構想に対する行動
- ・通貨管理法の改正
- ・公的扶助の支給水準の変化
- ・1回又は複数回の連邦政府の閉鎖の長期化
- ・連邦所得税還付のタイミング及び金額
- ・自然災害、公衆衛生に係る緊急事態、市民の騒乱及びテロリストの攻撃
- ・米国において一般に公正妥当と認められている会計原則の変更

当社では、通常、季節的購買傾向によって、年間営業利益のうち不均衡に多い額を第4四半期に計上する。このような購買動向は、正確に予測することが困難であって、多くの要因に左右される。

その他のリスク要因、及び更新義務を負わないこと

当社又は当社の代表者が行う将来に関する見通しにおいて検討、示唆又は考慮される見積り又は予想に影響を与えうる要因は、上記に限定されるものではない。当社は、後記「第一部 第3 2 事業等のリスク」及び「第一部 第3 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」並びに関東財務局長に提出した半期報告書に記載するその他のリスクにもさらされている。これ以外にも当社は、関東財務局長に提出するその他の報告書においてその他のリスクを開示することがある。投資家その他の本書を読む者は、当社の将来に関する見通しを検討する際、これらのリスク、不確実性及びその他の要因の全てを慎重に考慮すべきである。

当社又は当社の代表者が行う将来に関する見通しは、当社の事業の過程における知識及び当社が事業を運営する環境、並びに当該将来に関する見通しを記述した時点又は記述する時点で当社が合理的と考える前提条件に基づいている。上記の要因、当社が以下の記述及び前述のその他の報告書において開示するその他のリスク、不確実性及び要因、当社が現時点では認識していないその他のリスク、事実の変化、仮定の不実現、又はその他の状況により、当社の実際の業績は、将来に関する見通しにおける検討、示唆又は予想の内容とは大幅に異なる可能性がある。このため、上記の警告は、当社又は当社の代表者が本書において行う将来に関する見通しの全てに適用される。当社が期待又は予測する業績又は展開が実現することは保証できず、たとえ実現したとしても、かかる業績若しくは展開が当社の期待した結果につながることは又は当社が期待したとおり若しくは当社が期待した程度において当社の事業、営業若しくは業績に影響を与えることは保証できない。将来に関する見通しは、その時点における予測に過ぎないため、これに過度の信頼を置くべきではない。法により定められた場合を除き、当社は、将来に関する見通しについて、その後の事象又は状況を反映して内容を修正又は更新する義務を負うものではない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

以下は、当社のようにデラウェア州で設立された会社に適用されるデラウェア州一般会社法(以下「デラウェア州会社法」という。)の規定の一部の要約であり、デラウェア州会社法と合わせて読まれるべきものである。

概説

提出会社の属する国及び州における会社制度

当社には米国連邦法並びにデラウェア州会社法及びデラウェア州のその他の一定の法律の双方が適用される。米国連邦法は、米国会社の事業活動の多くの分野に影響し、その範囲は、独占禁止、破産、労使関係、有価証券の売却、一定のコーポレート・ガバナンスに係る事項、及び連邦課税をはじめとする広範囲に及んでいる。米国連邦証券関係諸法の施行は米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)が司っており、同法は、一般に詐欺的手段による有価証券の売却を禁止するとともに、当社のように発行有価証券を公開している会社に対しては、定期的に財務に関する情報及びその他の企業情報を同委員会に提出し、株主に年次報告書を提供することを義務づけている。

米国においては、事業会社は一般に州法に基づいて設立されている。当社はデラウェア州法に基づいて設立されている。以下はデラウェア州会社法の関連規定の要約である。

(a) 基本定款及び付属定款

デラウェア州の会社は、デラウェア州内務省法人課に基本定款を届け出ることによって設立される。基本定款は、会社の基本的事項、すなわちその名称、デラウェア州にある登記簿上の事業所の所在地及びかかる所在地における登録代理人の名称、会社の設立目的、株式の種類の数及び発行可能な株式の各種類の株式数、そのそれぞれの額面価額(もしあれば)、並びに一定の場合には一定の種類又はシリーズの株式の名称、権限、優先権及び権利並びに条件、制限又は制約を規定するものでなければならない。会社は、基本定款のほかに、会社の事業、会社の業務の遂行、会社の権利及び権限、並びに株主、取締役、役員及び従業員の権利又は権限に関して法律又は基本定款の規定と矛盾しない種々の規定を含む付属定款を採択することを求められる。

(b) 株式の種類

デラウェア州会社法によれば、会社は、その基本定款に定めるところに従い、株式を発行する場合にはその種類を一種又は数種とし、額面株式又は無額面株式として、また議決権株式又は無議決権株式として、名称、優先権、相対的な権利、利益への参加権、選択権その他の特別な権利、条件、制限又は制約付の形で発行することができる。基本定款に別段の規定がある場合を除き、株主はその所有株式1株につき1票の議決権を有する。会社は、取締役会の決議により、基本定款に規定された授權の枠内で株式を発行することができる。株式引受の対価は、取締役会の決定に従って、又は取締役会が承認した算定式に基づいて決定される。かかる算定式は、会社の株式の市場価格等、数式外の確認できる事実を変数とすることができる。但し、額面株式の場合は、かかる株式の額面未満を対価とする発行は禁止される。この対価は、現金、有形若しくは無形の資産、会社に対する何らかの便益、又は以上の組み合わせ若しくは混合のいずれによることも可能である。会社は、額面以上を対価として発行された株式の保有者に対し、当該会社への追加出資を要求することはできない。

(c) 株主総会

定時株主総会は、取締役の選任を議案として、会社の付属定款若しくは会社の基本定款による指定日に、若しくは会社の付属定款若しくは会社の基本定款の規定する方法に従い、又はかかる日若しくは方法が会社の付属定款若しくは基本定款に指定若しくは規定されていない場合は取締役会の決定に従い開催される。定時株主総会では、その他の適切な議案の全てを処理することができる。臨時株主総会は、取締役会の決議によって招集できるほか、基本定款又は付属定款に定めるところに従い、招集することができる。取締役会は、総会の行われる日の10日前以前かつ60日前以降の日を、株主総会の通知を受ける権利を有する株主を確定するための基準日とすることができる。取締役会は、株主総会の期日又はこれに先立つ日で通知を受けるための基準日より遅くならない日を、株主総会において議決権を行使できる株主を確定する日として定めることができる。かかる別個の、より遅い基準日を取締役会が定めない限り、既に設定された基準日現在において名簿に登録されている株主が株主総会において議決権を行使することができる。株主総会の法律上の定足数は、基本定款又は付属定款に別段の規定がある場合を除き、当該株主総会において議決権のある全株式の過半数を有する株主が自ら又は代理によって出席すれば充たされる。会社は、基本定款又は付属定款において、株主総会において議案を審議する定足数を構成するために出席する保有者本人又は代理人によって行使される議決権のある株式数又はその他の議決権のある証券の金額を定めることができる。定足数は、いかなる場合も当該株主総会における議決権のある株式数の3分の1を下回ってはならない。但し、一又は複数の種類又はシリーズ別に議決権を行使することを要する場合には、定足数はかかる種類又はシリーズの株式数の3分の1以上とする。当該会社の基本定款又は付属定款に別段の定めがある場合を除き、()取締役は、全ての株式の保有者のうち取締役の選任に関して投票する権利があり、かつ定足数を充たす株主総会において本人又は代理人が出席している者により行使された議決権の相対多数の得票に

より選任され、()その他全ての事項に関する株主による議決においては、定足数を充たす株主総会において本人又は代理人が出席しており、かつ議決権を行使する権利のある全ての株式の保有者の過半数による賛成票が必要である。

(d) 取締役会

デラウェア州会社法をその設立の準拠法として設立された会社の場合、基本定款に別段の規定がある場合を除き、その事業は取締役会の管理又は指揮の下で運営される。一般に取締役会には、デラウェア州会社法並びに基本定款及び付属定款上の制限の範囲内で会社の事業の管理運営に関し広範囲な権限が認められている。取締役は定時株主総会において選任されるが、基本定款、会社の付属定款又は株主決議により採択された付属定款により規定される場合には、1、2又は3つのクラスに区分される場合がある(その場合、各クラスの取締役が務める任期は1年ずつずれて満了する。)。基本定款又は付属定款に別段の規定がある場合を除き、取締役の死亡、辞任又は定員の増加により欠員が生じた場合には、定時株主総会若しくは当該欠員の補充を目的として招集される臨時株主総会において、又は取締役会において欠員を補充することができる。取締役は、理由の有無を問わず、当該時点において取締役選任に係る議決権のある株式の過半数を有する株主によって解任される。但し、取締役が複数のクラスに区分されている場合には、基本定款に別段の規定がある場合を除き、取締役は理由のある場合に限り解任される。一定の限られた状況下においては、会社又は会社を代理する株主の申立により、デラウェア州衡平法裁判所が取締役を解任することができる。

取締役会は、基本定款又は付属定款に定めるところに従って招集され、基本定款又は付属定款により制限されている場合を除き、取締役会又は取締役会付属委員会の決議は、全取締役又は当該取締役会付属委員会の全委員の当該決議の採択に対する書面による同意がある場合には、実際に会議を開催することなく書面決議として有効に採択することができる。

(e) 取締役会付属委員会

取締役会は、1名以上の取締役で構成される委員会に一定の権能及び権限を委譲することができる。

(f) 役員

会社には、付属定款の規定によるか、又は付属定款の規定に違背しない取締役会の決議に基づく役員を置く。各役員の職務は、付属定款の規定によるか、又は取締役が付与する。役員の選任は、付属定款の規定又は取締役会の決定に従う。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

当社の改訂基本定款(以下「当社基本定款」という。)及び修正改訂付属定款(現在有効なもの、以下「当社付属定款」という。)の規定の一部に関する以下の要約は完全な記載を意図したものでなく、当社基本定款及び当社付属定款の関連規定と合わせて読まれるべきものである。

(a) 株主総会

- () 定時株主総会 取締役の選任及びその他の適切な議案のための当社の定時株主総会は、当社の取締役会(以下「取締役会」という。)により指定される場所、期日及び時間にて、毎年開催される。
- () 臨時株主総会 臨時株主総会は、取締役会の過半数、取締役会会長、最高経営責任者、社長、又は取締役会の過半数による指図に基づいて行為する当社セクレタリーがいつでも招集することができる。また、株主名簿に記載された1名又は複数名の当社株主であって当該請求のなされる時点において当社の発行済株式(但し、自己株式を除く。)の合計10パーセント以上の議決権を所有する者により当社のセクレタリーに対し書面での請求がなされた場合、かかる請求が当社付属定款に従い、当社付属定款の要求する書式によって提出されており、かつ適用ある法律の全ての要件に適合する場合(但し、直前年の定時株主総会から1年経過する日の90日前に開始し、直近の定時株主総会の30日後に終了する期間内に、臨時株主総会の招集に関する請求書面を当社セクレタリーが受領した場合を除く。)は、当社セクレタリーが臨時株主総会を招集するものとする。臨時株主総会においては、臨時株主総会の通知(又はその補足文書)に特定されている議案のみが審議される。
- () 定足数 デラウェア州会社法又は当社基本定款により別段に要求される場合を除き、株主総会における議決権のある株式の過半数の株主が自ら出席し、又は委任状により代理された場合は、全ての株主総会において、議案審議のための定足数を充たす。
- () 投票 当社の普通株式を所有する各株主は自ら、又は代理人により、当該株主が所有する当社の普通株式1株につき、各議案に対し1票の議決権を有する。定足数が出席する株主総会においては、全ての議案は、株主総会に自ら出席し、又は委任状により代理される、当該議案に関して議決権のある株式の過半数の株主の賛成投票(投票用紙による必要はない。)により、決定、採択及び承認される。但し、提案された決議が、制定法又は当社基本定款若しくは当社付属定款の明示的な規定により、別段の投票が指定され要求されるものである場合を除くものとし、その場合は、当該議案に関しては、かかる明示的な規定が適用される。上記にかかわらず、取締役の選任に必要な投票は、下記(b)()に定めるとおりとする。
- () 当社付属定款の条項に基づき、当社の株主は、定時株主総会又は臨時株主総会において採択が要求される決議又は採択が可能な決議につき、議決権のある全ての株式について出席及び議決権を行使する株主総会に

においてかかる決議を承認又は可決するために必要な最小限の数以上の議決権を伴う当社の発行済普通株式の保有者によりかかる決議を明記した1つ又は複数の同意書に署名がなされ、かつかかる同意書がデラウェア州会社法の規定する方法で当社に送達された場合、かかる決議を採択することができる。

(b) 取締役会

() 取締役の定数、選任及び任期

- a) 取締役会を構成する取締役の定数は、3名以上20名以下とする。取締役の定数は、かかる限度の範囲で、取締役会の過半数により、又は株主により可決される決議に従い、取締役会によって定められる。本書の日付現在、取締役会は12名の取締役で構成されている。取締役は、下記に定める場合を除き、定時株主総会において選任される。各取締役の任期は、次の株主総会まで、及び当該取締役の後任が正当に選任され資格を得るまで、又は当該取締役のそれ以前の死亡、辞任又は解任までとする。
- b) 取締役の無競争選任において、当社の各取締役は、株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、取締役の選任に関する議決権を有する株主の過半数の賛成にて選任される。但し、競争選任においては、取締役は、株主総会に自ら出席し又は委任状により代理され、取締役の選任に関する議決権を有する株主の投票の相対多数にて選任される。本項において、(A)「無競争選任」とは、候補者の数が選任されるべき取締役の人数を超えない場合を意味し、(B)「競争選任」とは、候補者の数が選任されるべき取締役の人数を超える場合を意味する。取締役の無競争選任において、定時株主総会において再任を求めている在任取締役が、上記記載の過半数の賛成を得られなかった場合、かかる取締役は、取締役としての職を辞任する申出を速やかに行わなければならない、取締役会は、その裁量により一定の事由を考慮した上で、これを受領又は拒否するものとする。取締役会がかかる取締役の辞任申出を拒否した場合、かかる取締役は、次の定時株主総会まで、及び当該取締役の後任が選任され資格を得るまで、又は当該取締役のそれ以前の死亡、辞任又は解任まで、当社の取締役を引き続き務めるものとする。

() 取締役の欠員及び増員

- a) 下記に定める場合を除き、かつ、一定の種類又はシリーズの株主に付与された追加の取締役を選任する権利に従い、全ての株主により選任される取締役の定員の増加に伴う欠員及び増員は、在任取締役の過半数の賛成により（定足数未満であっても）、又は単独の残存取締役により、補充することができる。このようにして選任される各取締役は、取締役の次の選任まで、及び当該取締役の後任が選任され資格を得るまで、又は当該取締役のそれ以前の死亡、辞任若しくは解任まで、任期を務める。
- b) 1名又は数名の取締役が取締役の職を辞任する場合は、辞任する取締役を含む在任取締役の過半数は、欠員を補充する権限を有し、投票はかかる辞任が発効するときに発効し、選任された各取締役は、取締役の次の選任まで、及び当該取締役の後任が選任され資格を得るまで、又は当該取締役のそれ以前の死亡、辞任若しくは解任まで、任期を務める。取締役数の減少によっても、在任取締役の任期は短縮されない。

() 辞任及び解任

- a) いずれの取締役も、当社の取締役会会長、最高経営責任者、社長又はセクレタリーに対して文書又は電子通信にて通知を行うことにより、いつでも辞任することができる。かかる辞任（上記の、取締役の無競争選任において議決権を有する株主の過半数の賛成により選任されていない取締役の辞任を除く。）は、辞任通知に特定された時に、又は時が特定されていない場合は、通知の受領時に直ちに、発効する。辞任通知に別段の指定がない限り、受領は辞任の要件ではない。
- b) いずれの取締役又は取締役会についても、取締役の選任に関する議決権を有する株主の過半数の賛成がある場合、事由の有無を問わず、いつでも解任することができる。取締役のかかる解任時には、（残存取締役ではなく）株主が、かかる解任が生じたものと同じ株主総会又はその後の株主総会において、解任される取締役に代わる取締役を選任する。

() 取締役会附属委員会

- a) 取締役会は、1つ又は複数の取締役会附属委員会を設定することができ、各委員会は当社の1名又は数名の取締役で構成される。取締役会は、取締役会附属委員会の交代委員として1名又は数名の取締役を指定することができ、かかる者は、委員会の会議において、欠席の委員又は資格を喪失した委員と交代することができる。委員会の委員が会議を欠席し、又は投票の資格を喪失した場合は、出席し、投票の資格のある他の委員は、かかる委員が定足数を充たすか否かにかかわらず、かかる欠席の委員又は資格を喪失した委員の代わりに会議において行為する取締役会の別の委員を満場一致で任命することができる。
- b) 取締役会の決議又は取締役会により承認された取締役会の委員会憲章において定められる限り、取締役会の委員会は、当社の事業及び業務の運営における取締役会の一切の権限を有し、行使でき、当社の社印が必要な一切の書類に社印を付すことを承認することができるが、承認のため株主に対して提出することがデラウェア州会社法により明示的に要求される（取締役の選任若しくは解任以外の）決議若しくは事項を承認、決議、若しくは株主に対して提案すること、又は当社付属定款の採択、改訂若しくは廃止に関しては、いずれの委員会も権限を持たない。
- c) 取締役会の委員会には、取締役会の決議により決定される名称が付される。各委員会は、その会議の定期議事録を保持するものとし、要求があれば、取締役会に対してそれを報告する。委員会を任命する取締役会の決議において別段の指定がない限り、取締役会の会議、書面決議、通知（及び放棄）、定足数、並びに投

票要件に関するデラウェア州会社法及び当社付属定款の一切の規定が、取締役会の委員会及びその委員に対して適用される。取締役会の委員会を指定する取締役会の決議において別段の定めがない限り、取締役会の委員会は、1つ又は複数の下位委員会を設定することができ、各下位委員会は、1名又は数名の取締役会の委員会の委員で構成され、下位委員会には、取締役会の委員会の一部又は全部の権限を委任することができる。

() 取締役会会長及び取締役会副会長

取締役会会長は、全ての取締役会の会議及び株主総会において、出席する場合、議長を務め、当社の事業及び運営に関して当社の他の役員に対し助言及び勧告を行い、取締役会により指定又は要求される権限を行使し、かつかかる職務を履行するものとする。また、取締役会は取締役会副会長を任命することができ、取締役会副会長は、取締役会会長が不在のとき、取締役会会長の権限を行使し、取締役会会長の職務を履行するものとする。

(c) 役員

当社の役員は、社長、最高財務責任者、セクレタリー及びトレジャラー、並びに取締役会が任命するその他の役員（取締役会会長、1名又は数名の取締役会副会長、最高経営責任者、最高業務責任者、1名又は数名のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、1名又は数名のシニア・ヴァイス・プレジデント、1名又は数名のヴァイス・プレジデント、1名又は数名のアシスタント・セクレタリー及び1名又は数名のアシスタント・トレジャラー、並びに最高経営責任者が任命するシニア・ヴァイス・プレジデントの下位のヴァイス・プレジデントを含むが、これらに限られない。）で構成される。同じ者が複数の役職を兼任することができる。取締役会が選任する役員の給与は、取締役会、権限のある取締役会の委員会、又は取締役会が指定するその他の役員により定められる。現任の当社取締役会会長は、当社役員ではない。

(d) 株式

() 株式 当社の全ての種類の授権株式総数は、111億株であり、そのうち110億株は、1株の額面金額が0.10米ドルの普通株式（以下「普通株式」といい、文脈上別異に解すべき場合を除き、「当社株式」とは普通株式をいう。）、そのうち1億株は、1株の額面金額が0.10米ドルの優先株式（以下「優先株式」という。）である。優先株式は、当社により発行されていない。

() 株式の譲渡 当社の株式は適用ある法律及び当社付属定款に定める方法により譲渡が可能である。株式の譲渡は、当社事務所が保持する当社の記録上でのみ、又は株式の譲渡を行うために当社により指定された名義書換代理人によってのみ、行うことができる。株式の譲渡は、登録された株主、又は正当に署名され当社のセクレタリー若しくは取締役会が任命した名義書換代理人に対して届け出られた委任状により権限を付与された登録された株主の代理人によってのみ、及び株券のある株式の場合は、適正に裏書きされたかかる株式の株券の提出により、行うことができるものとする。取締役会は、必要とみなす限り、当社付属定款に矛盾することなく、株式の株券又は株券不発行株式の発行、譲渡及び登録に関するその他の規則及び規定を定めることができる。

() 基準日

a) 株主総会の通知を受ける権利又は株主総会において議決権を行使する権利を有する株主を当社が確定するため、取締役会は基準日を定めることができる。かかる基準日は、取締役会により基準日を定める決議が可決された日以降で、当該株主総会の期日前10日以上60日以下の期間内の日とする。デラウェア州会社法の規定に基づき、かつ当社付属定款の規定に従い、取締役会は、株主総会において議決権を行使する権利を有する株主を確定するための基準日を、当該株主総会の通知を受けるための基準日よりも後に、別途定めることができる。かかる別個の、より遅い基準日を取締役会が定めない限り、株主総会の通知を受けるための基準日を、当該株主総会において議決権を行使する権利を有する株主を確定するための基準日とする。基準日が取締役会により定められない場合は、株主総会の通知を受ける権利又は株主総会において議決権を行使する権利を有する株主を確定するための基準日は、通知が行われる日の直前日の営業終了時、又は通知が放棄された場合は、株主総会が開催される日の直前日の営業終了時とする。株主総会の通知を受ける権利又は株主総会において議決権を行使する権利を有する登録株主の確定は、取締役会が延会のための新たな基準日を定めない限り、株主総会の延会にも適用される。

b) 書面決議による株主総会に同意する権利を有する株主を当社が確定するため、取締役会は基準日を定めることができ、かかる基準日は取締役会により基準日を定める決議が可決された日以降で、基準日を定める決議が取締役会により可決された日から10日以内の日とする。基準日が取締役会により定められない場合は、書面決議による株主総会に同意する権利を有する株主を確定するための基準日は、デラウェア州会社法により取締役会による事前行為が必要とされない場合は、可決事項を記載した署名済みの同意書が、デラウェア州会社法が定める方法にて当社に交付された最初の日とする。基準日が取締役会により定められない場合で、デラウェア州会社法により取締役会による事前行為が必要とされる場合は、書面決議による株主総会に同意する権利を有する株主を確定するための基準日は、取締役会がかかる事前行為を行う決議をした日の営業終了時とする。

c) 配当その他の分配金の支払い若しくは権利の割当を受ける権利を有する株主、又は株式の変更、転換若しくは交換に関する権利を行使する権利のある株主を当社が確定するため、又はその他の合法的な行為の目的で、取締役会は基準日を定めることができ、かかる基準日は基準日を定める決議が可決された日以降で、か

かる行為に先立つ60日以内の日とする。基準日が定められない場合は、かかる目的で株主を確定するための基準日は、取締役会が決議を可決する日の営業終了時とする。

- () 配当 当社の株式に関する配当又は分配は、適用ある法律に従い、取締役会又は取締役会が指定する取締役会の委員会により宣言することができる。配当は、現金、現物、当社の株式又は債務証券によりなされる。当社が当社の株式に関して配当又は分配を行う前に、配当及び分配可能資金から、取締役会がその裁量により、偶発事象、又は配当の均等化、又は当社の財産の修理若しくは維持、又は取締役会が当社の利益に資すると判断するその他の目的で、一定額を準備金として留保することができ、さらに取締役会は、かかる準備金を、同様の方法により変更又は廃止することができる。

2【外国為替管理制度】

該当事項なし。

3【課税上の取扱い】

以下は、未償還の社債すなわち2010年に当社が発行したウォルマート・ストアーズ・インク（現「ウォルマート・インク」）第5回円貨社債(2010)総額100億円（以下「当社円貨社債」という。）の課税上の取扱いのみに関する議論である。

（1）米国における課税上の取扱い

以下は、当社円貨社債の米国連邦課税に関する議論である。当社円貨社債は、本議論において下記で説明する「当社無記名社債」とみなされる。米国の課税立法において、2012年3月18日より後に米国外での募集により発行される当社無記名社債に係る一部の免税が廃止された。この立法は、当社円貨社債に対する米国連邦所得税の課税には影響を及ぼさない。以下は、本項で対象とする米国連邦課税に関する問題に限定した議論であり、無記名式で発行される当社円貨社債に係る米国連邦課税上の取扱いに限定される。本項の議論は、その他の負債証券又は債券（当社円貨社債以外の当社無記名社債を含む。）に関する米国連邦税制を対象としていない。本項において議論の対象とされない他の問題が存在する可能性もあり、当社円貨社債を含む当社無記名社債に係る米国連邦課税上の取扱いはかかる問題の影響を受けることがある。納税義務者は、個々の状況に応じて、独立した税務顧問から助言を得るべきである。

当社無記名社債の米国における課税上の取扱い

以下は、上記記載の「当社円貨社債」の課税上の取扱いのみを検討対象としている。

本書において、「当社無記名社債」とは、米国連邦所得税法の観点からは当社の債務として扱われ、「偶発的支払い」を提供せず、株式又はその他一切の当社の義務に転換できず、かつ米国連邦所得税法上「記名式」の債務とみなされない、当社が無記名式で発行するか、又はその条件により保有者の選択で満期前のいつでも無記名式に転換することが許容される一切の社債を意味する。下記は、米国連邦所得税法上、()非居住者である外国人個人、()外国法人、又は()純額ベースでの所得が米国連邦所得税の対象とならない遺産財団若しくは信託である実質所有者(以下「非米国人保有者」という。)による当社無記名社債の取得、所有及び処分に関する米国連邦所得税の概要である。ここでは、国外居住米国人等の特定の保有者に関する具体的な事実や状況は考慮せず、また州、地方若しくは非米国の税法に基づく当社無記名社債の非米国人保有者の取扱いについては言及しない。本項の記載は、1986年内国歳入法（その後の改正を含み、以下「米国内国歳入法」という。）、同法に基づく財務省規則並びにそれらの行政上及び司法上の解釈(いずれも本書の日付現在有効なもの)に基づくものであり、これらの法律等は遡及的に変更される可能性がある。当社無記名社債の保有希望者は各自、当社無記名社債の取得、所有又は処分に関連する米国連邦税法上の取扱い、及び州、地方若しくは非米国の税法上又は適用ある所得税条約上の取扱いに関し、それぞれの税務顧問に相談されたい。

現時点において当社円貨社債に適用される米国連邦所得税法上及び相続税法上の取扱いは下記のとおりである(但し、以下の情報報告義務及びバックアップ源泉徴収税に関する記載の制限を受ける。)。

- () 当社又はその支払代理人が当社無記名社債を保有する非米国人保有者に支払う元利金(当初発行割引を含む。)については、米国連邦所得税法上、(A)当該保有者が当社のあらゆる種類の株式の議決権総数の10パーセント以上を現に所有しておらず又は所有しているとみなされず、(B)当該保有者が株式の所有を通じて当社と直接的又は間接的に関連のある被支配外国法人ではなく、(C)当該保有者が、米国内国歳入法第881条(c)(3)(A)に記載される利子所得を受領する銀行ではなく、かつ(D)当社無記名社債の募集、販売及び交付が米国の連邦所得税に関する一定の手続に従って行われた場合には、米国連邦源泉徴収税を免除される。
- () 非米国人保有者が当社無記名社債の売却、交換又は消却に伴い実現した利益については、(A)一定の例外を除き、同人が当社無記名社債を処分した課税年度中の米国内滞在延べ日数が183日以上に及び個人である場合、(B)かかる処分益が同人の米国内での取引又は事業と実質的な関連を有する場合、又は(C)同人が米国の市民若しくは居住者であった一定の者に適用される米国連邦所得税の規定に基づく課税対象である場合を除き、米国連邦所得税を課されることはない。
- () 米国連邦相続税法上、死亡時に米国の居住者又は市民のいずれでもなかった個人が保有していた当社無記名社債については、同人が当社のあらゆる種類の株式の議決権総数の10パーセント以上を現に所有しておらず又は所有しているとみなされず、かつ同人の死亡時において当社無記名社債に関連する支払いが同人の米国内での取引又は事業と実質的な関連のないものであった場合、米国連邦相続税を課されることはない。
- () 米国連邦所得税法上、当社無記名社債の保有者は、かかる当社無記名社債の元利金の支払いを受領するために、当社、支払代理人、米国政府当局又はその他の第三者に対し、その国籍、居所又は身元を開示する必要はない。
- () 当社が無記名式で発行していないが、その条件により保有者の選択で満期前のいつでも無記名式に転換又は交換することが許容される当社無記名社債に関し、かかる当社無記名社債の当該条件に基づく無記名式への転換又は交換(かかる転換又は交換後の社債を、以下「当社現物債」という。)は、米国連邦所得税の対

象とならず、本項(1)における記載は、当社現物債が無記名式の当社無記名社債であるのと同様に適用される。

当社無記名社債を満期前に売却した場合の売却益又は消却した場合の消却益は、原則として、非米国のブローカーの非米国の支店を通じた売却又は消却であり、かつ売却益又は消却益が米国外で支払われる場合に限り、バックアップ源泉徴収税又は情報報告義務の対象とはならない。米国内のブローカーには、米国人(以下に定義する。)、米国における被支配外国法人、総収益の50パーセント以上が米国内での取引若しくは事業と実質的な関連がある非米国人、又は米国内での取引若しくは事業に従事する非米国のパートナーシップ若しくはパートナーシップの収益若しくは資本を合計で50パーセントを超えて所有する米国人のパートナーを1名以上有する非米国のパートナーシップが含まれる。米国外における米国のブローカーによる売却又は消却の場合には、かかる売却又は消却が情報報告義務(及び場合によりバックアップ源泉徴収税)を回避するためには一定の書類提出要件を満たさなければならない。米国内のブローカーによる売却又は消却の場合には、かかる売却又は消却がバックアップ源泉徴収税又は情報報告義務を回避するためには一定の書類提出要件を満たさなければならない。

一般的に、当社無記名社債の当社現物債への転換又は交換に関し、情報報告義務及びバックアップ源泉徴収税は適用されない。

当社無記名社債の非米国人保有者は、各自の状況に応じて情報報告義務及びバックアップ源泉徴収税の適用の有無、免税の可否及び免税を得られる可能性がある場合はそのための手続につき、自らの税務顧問に相談されたい。バックアップ源泉徴収税に関する規則上、非米国人保有者への支払額から源泉徴収された金額は、同人の米国連邦所得税債務からの税額控除が認められ、内国歳入庁に必要情報を提供することによりその還付を受けることができる場合がある。

本項における「米国人」とは、()米国連邦所得税法上の米国の市民又は居住者、()米国法、米国の州法又はコロンビア特別区の法律に基づいて設立又は組織された法人又はパートナーシップ(米国連邦所得税法上、法人又はパートナーシップとみなされる組織体を含む。)、()所得がその源泉を問わず、米国連邦所得税法に服する遺産財団、又は()米国内の裁判所が運用について一次的な監督権を有し、かつ1名又は複数の米国人が重要な決定の全てを行う権限を有する信託を意味する。「米国人」にはさらに、1996年8月20日より前まで米国人とみなされており、かつ引き続き米国人としての取扱いを受けることを選択した信託も含まれるものとする。

当社無記名社債(仮大券を除く。)及び当社無記名社債とともに発行された利札には、「当社無記名社債の米国人保有者は、米国所得税法上の制限(米国内国歳入法第165条(j)及び第1287条(a)並びに同法に基づき公布される財務省規則に定める制限を含む。)に服するものとする」との文言が記載される。この文言が言及している条項は、米国人は当社無記名社債の販売、交換又は償還により実現した損益について、損失の控除を認められず、利益に関しキャピタル・ゲインとしての取扱いを受けることができない(例外もある。)と規定している。

(2) 日本における課税上の取扱い

日本国の居住者及び内国法人が支払いを受ける社債の利息及び社債を譲渡し又は償還を受けたことにより生ずる所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。なお、日本国の居住者が支払いを受ける社債の利息及び社債を譲渡し又は償還を受けたことにより生ずる所得は、申告分離課税の対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者及び外国法人が支払いを受ける社債の利息及び社債を譲渡し又は償還を受けたことにより生ずる所得については、原則として日本国の租税は課されない。但し、かかる外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定され又は免除されることがある。

4【法律意見】

当社の法律顧問であるハントン・アンドリュース・カース・エルエルピーより、2019年6月14日現在で大要、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (イ) 当社は、デラウェア州法に基づき法人として有効に存続している。
- (ロ) 本書中のデラウェア州の法律及び米国連邦法令に関する記載は、全ての重要な点において真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

最近5年間の主要経営指標

ウォルマート・インク

	表示年 1月31日現在及び同日に終了した会計年度				
(単位:百万(1株当たりの数値及び店舗数を除く。))	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
経営成績					
収益合計	\$ 514,405	\$ 500,343	\$ 485,873	\$ 482,130	\$ 485,651
収益合計対前年増減率	2.8%	3.0%	0.8%	(0.7)%	2.0%
純売上高	\$ 510,329	\$ 495,761	\$ 481,317	\$ 478,614	\$ 482,229
純売上高対前年増減率	2.9%	3.0%	0.6%	(0.7)%	1.9%
米国における年間既存店・既存クラブ売上高 ⁽¹⁾ 増減	4.0%	2.2%	1.4%	0.3 %	0.5%
米国ウォルマート	3.7%	2.1%	1.6%	1.0 %	0.6%
サムズクラブ	5.4%	2.8%	0.5%	(3.2)%	0.0%
粗利益	24.5%	24.7%	24.9%	24.6 %	24.3%
純売上高に対する販売費及び一般管理費の割合	21.0%	21.5%	21.2%	20.3 %	19.4%
営業利益	\$ 21,957	\$ 20,437	\$ 22,764	\$ 24,105	\$ 27,147
純利息	2,129	2,178	2,267	2,467	2,348
社債償還損	—	3,136	—	—	—
その他の(利益)損失	8,368	—	—	—	—
ウォルマートに帰属する継続事業からの当期利益	6,670	9,862	13,643	14,694	16,182
ウォルマートに帰属する継続事業からの					
希薄化後普通株式1株当たり当期利益	\$ 2.26	\$ 3.28	\$ 4.38	\$ 4.57	\$ 4.99
普通株式1株当たり配当額	2.08	2.04	2.00	1.96	1.92
財政状態					
棚卸資産	\$ 44,269	\$ 43,783	\$ 43,046	\$ 44,469	\$ 45,141
有形固定資産並びにキャピタル・リース債務及びファイナンス債務の対象資産、純額	111,395	114,818	114,178	116,516	116,655
資産合計	219,295	204,522	198,825	199,581	203,490
長期債務並びに長期キャピタル・リース債務及びファイナンス債務(1年内返済予定額を除く。)	50,203	36,825	42,018	44,030	43,495
ウォルマート株主資本合計	72,496	77,869	77,798	80,546	81,394
店舗数⁽²⁾					
米国ウォルマート・セグメント	4,769	4,761	4,672	4,574	4,516
ウォルマート・インターナショナル・セグメント	5,993	6,360	6,363	6,299	6,290
サムズクラブ・セグメント	599	597	660	655	647
店舗数合計	11,361	11,718	11,695	11,528	11,453

(1) 既存店・既存クラブ売上高には、直近12か月間営業中であった店舗及びクラブからの売上高(事業の買収による売上高(当該買収事業の保有が12か月間を経過した場合)を含む。)が含まれる。店舗の形態が変わり、かかる転換に5パーセントを超える売場面積の変更をもたらす移転又は拡大が伴う場合、当該店舗の売上高は、既存店・既存クラブ売上高から除外される。既存店・既存クラブ売上高には燃料売上高が含まれる。

(2) 店舗数は、非継続事業に関連する店舗数を全ての会計期間について除外している。

2【沿革】

ウォルマートは、1969年10月、デラウェア州で設立されたが、創業者による事業は、サム・M・ウォルトンが1945年、アーカンソー州ニューポートにベン・フランクリン雑貨店を開いたことに始まる。1946年、彼の弟ジェームズ・L・ウォルトンは、ミズーリ州バーセイルズに同様の店を開いた。1962年まで、創業者の事業は雑貨店の経営に限られていた。同年、ディスカウントストアである最初のウォルマート・ディスカウント・シティを、アーカンソー州ロジャーズにオープンした。当社は、1983年に最初のサムズクラブを、1988年には最初のスーパーセンターをオープンした。1998年には、最初のウォルマート・ネイバーフッド・マーケットをオープンした。1991年には、メキシコでジョイント・ベンチャーを設立することで、最初の国際プロジェクトを開始した。それ以来、当社の海外事業は拡大しており、2019年1月31日現在、当社のウォルマート・インターナショナル・セグメントは、26か国において事業を行っている。

2000年、当社はwalmart.com（ウォルマート・ドットコム）を開設することにより、最初の電子商取引戦略を開始した。当社は同年にsamsclub.com（サムズクラブ・ドットコム）も開設した。それ以来、当社の電子商取引事業は成長を続けている。2007年、当社の実店舗網を活用してウォルマート・ドットコムにおける「サイトからストアへ」サービスを開始し、顧客がオンラインで購入し、商品を店舗で受け取ることを可能にした。2016年、当社は米国のjet.com（ジェット・ドットコム）を買収し、中国のJD.com（ジェイディー・ドットコム）と戦略的提携を結んだ。ジェット・ドットコムの買収以降、当社は、shoes.com（シューズ・ドットコム）、Moosejaw（ムースジョー）、Bonobos（ボノボス）その他の消費者向けオンラインブランドの買収を通じて、米国における電子商取引能力を拡大し続けている。2017年、ウォルマート・ドットコムは、2百万を超える品目について無料の翌々日配送を開始し、また当社は、電子商取引の進化に重点的に取り組む技術インキュベーターであるストア・ナンバー・エイト（Store No. 8）を設立した。2019年度、当社は、インドに本拠を置く電子商取引マーケットプレイスであるフリップカート・プライベート・リミテッド（以下「フリップカート」という。）の過半数持分を、フリップカート、ミントラ（Myntra）及びジャボング（Jabong）の電子商取引プラットフォームを含む事業生態系とともに取得した。米国においては、日用品の受け取り拠点及び配達拠点をさらに増やしており、2019年1月31日現在、当社が提供する日用品の受け取り拠点は2,100か所を超え、日用品の配達拠点は800か所に達しようとしている。電子商取引関連の取組み及びイノベーションにより、当社は、事業を展開する多数の市場でオムニチャネルのサービスを提供するに至っている。当社はそのオムニチャネル能力、店舗網、サービス、電子商取引サイト、サプライ・チェーン及び2.2百万人を超えるアソシエート（従業員）をもって、当社の顧客によりよいサービスを提供する事業生態系を構築中である。

3【事業の内容】

概要

ウォルマート・インク（以下「ウォルマート」又は「当社」という。）は、世界各国において、小売店舗で、また電子商取引を通じて買物する機会を提供することにより、いついかなる場所でも人々の節約を助け、よりよい生活を支援している。当社はイノベーションによって、当社の電子商取引と小売店舗とをオムニチャネルのサービスとして切れ目なく統合し、顧客の時間を節約する買物し易さを、絶えず改良していくことに努めている。当社は毎週、27か国において58種類のバナーの下に営業する当社の11,300店を超える店舗及び数多くの電子商取引ウェブサイトを訪れる275百万人近くの顧客にサービスを提供している。

当社の戦略は、忙しい家族の日々の暮らしをもっと楽にすること、規律をもって営業すること、企業体質を鋭敏にし、デジタルを使いこなすこと、そして信頼性に強みを持つことである。忙しい家族の生活をもっと楽に、ということの中に、価格のリーダーたること（従来、当社の事業の根幹であり、これからも根幹となる。）への当社の拘り、そして顧客の手間を省く利便性の強化も含まれる。価格形成をリードすることにより、質の高い多種多様な商品及びサービスを毎日低価格（エブリデー・ロープライス）（以下「EDLP」という。）で提供し、顧客の日常的な信頼を得ている。EDLPは、商品の価格を毎日低く抑えることで、当社の価格は頻繁な販売促進活動の名の下に変動するものではないと顧客に信用してもらうための、当社の価格理念である。毎日低コスト（以下「EDLC」という。）とは、経費を抑制し、節約できた費用を当社の顧客に還元できるようにするという当社の約束である。

当社の営業は、米国ウォルマート、ウォルマート・インターナショナル及びサムズクラブの3つの要報告セグメントから成る。当社の会計年度は、米国及びカナダにおける当社の事業に関しては1月31日に終了する。その他全ての事業に関しては、当社は通常、1か月遅れの暦年基準で当該事業を連結する。当社の議論は、2019年1月31日、2018年1月31日及び2017年1月31日現在並びにこれらの日に終了した会計年度（以下「2019年度」、「2018年度」及び「2017年度」という。）についてのものである。2019年度において、当社は、主に5,103億米ドルの純売上高から成る5,144億米ドルの総収益を計上した。

当社の主たる事務所は、米国72716、アーカンソー州ベントンビル、S.W. 8番街702に所在する。当社の普通株式は、ニューヨーク証券取引所に上場しており、銘柄コードは「WMT」である。

セグメント情報

当社は米国の全域、アフリカ、アルゼンチン、カナダ、中央アメリカ、チリ、中国、インド、日本、メキシコ及び英国において小売、卸売その他の店舗及び電子商取引のグローバルな運営に従事している。またブラジルにおいても、ウォルマート・ブラジルの過半数持分の売却（後記「第6 1 財務書類」中の当社の連結財務諸表の注記13「買収、売却及び関連項目」を参照のこと。）までは、かかる運営を行っていた。当社の事業は、米国ウォル

マート、ウォルマート・インターナショナル及びサムズクラブの3つの要報告セグメントにおいて展開される。当社はそれらのセグメントを、当社の最高業務意思決定者が定期的に業績を分析し、経営資源を配分するために検討する事業と定義している。当社の各セグメントは、当社の業績にそれぞれ異なるやり方で寄与する。いずれのセグメントも近年、当社の純売上高及び営業利益において概ね一貫した寄与率を維持してきたものの、ウォルマート・インターナショナル・セグメントは、為替レートの変動に起因する若干の寄与率の変化があった。当社は、個々の商品及びサービスとしてはよく似たものを各セグメントにおいて販売する。こうした個別の商品及びサービスのそれぞれについて収入を分別・特定することは実際的ではない。

当社はセグメントの業績の測定にあたり、数ある指標の中でも、特定の全社費の配賦を含む各セグメントの純売上高及び営業利益を用いる。当社は随時、各セグメントの営業利益の測定方法（全社費の配賦を含む。）を改定しており、この改定は、当社の最高業務意思決定者が定期的に見直す情報に従い行われる。セグメントの測定方法が変更された場合、過去の期間に係る合計額及び残高は、当期の表示と比較を可能にするため、組替再表示される。2019年度、当社は、各事業セグメントに対する全社費の配賦を一部改定し、これに伴い過去の金額も、比較可能となるよう修正した。

米国ウォルマート・セグメント

米国ウォルマートは、当社最大のセグメントであり、米国の50州全て、ワシントンD.C.及びプエルトリコにおいて事業を営んでいる。米国ウォルマートは、「ウォルマート」及び「ウォルマート・ネイバーフッド・マーケット」ブランド並びにwalmart.com（ウォルマート・ドットコム）、jet.com（ジェット・ドットコム）その他の電子商取引のブランドによる営業を行う消費財の量販業態である。2019年度、米国ウォルマートの純売上高は3,317億米ドルであり、当社の2019年度の連結純売上高の65パーセントを占め、2018年度及び2017年度においてはそれぞれ3,185億米ドル及び3,078億米ドルの純売上高を計上した。当社の3つのセグメント中、米国ウォルマートの純売上高に対する売上総利益の割合（以下「粗利益率」という。）が従来から最も高い。また、米国ウォルマートは従来から当社の純売上高及び営業利益への寄与が最も大きい。

オムニチャネル

米国ウォルマートは、小売店舗と電子商取引とを統合した、「ウォルマート・ピックアップ」、「当日ピックアップ」、「日用品ピックアップ」、「日用品デリバリー」及び「エンドレス・アイル」等のサービスを通じて、顧客にオムニチャネルで買物の場を提供している。2019年1月31日現在、「日用品ピックアップ」の拠点は2,100か所を超え、「日用品デリバリー」の拠点は800か所近くある。当社の電子商取引ウェブサイトには、ウォルマート・ドットコム、ジェット・ドットコムその他がある。次の表は、2019年1月31日現在の当社の小売店舗の規模の概要を示したものである。

（単位：平方フィート）	最小面積	最大面積	平均面積
スーパーセンター（雑貨及び日用品）	69,000	260,000	178,000
ディスカウントストア（雑貨及び一部日用品）	30,000	206,000	105,000
ネイバーフッド・マーケット ⁽¹⁾ （日用品）	28,000	65,000	42,000

(1) ネイバーフッド・マーケット以外の形態の小規模店舗は含まない。

次の表は、記載会計年度の小売店舗数及び売場面積を店舗形態別に示したものである。

会計年度	スーパーセンター					ディスカウントストア				
	新規	閉店	転換 ⁽¹⁾	合計 ⁽²⁾	面積 ⁽²⁾	新規	閉店	転換 ⁽¹⁾	合計 ⁽²⁾	面積 ⁽²⁾
繰越				3,288	589,858				508	53,496
2015年度	79	-	40	3,407	607,415	2	-	(40)	470	49,327
2016年度	55	(16)	19	3,465	616,428	-	(9)	(19)	442	45,991
2017年度	38	(2)	21	3,522	625,930	-	(6)	(21)	415	43,347
2018年度	30	-	9	3,561	632,479	-	(6)	(9)	400	41,926
2019年度	6	(2)	5	3,570	634,198	1	(10)	(5)	386	40,626

会計年度	ネイバーフッド・マーケット及び その他の形態の小規模店舗					セグメント合計			
	新規及び 取得 ⁽³⁾	閉店	転換 ⁽¹⁾	合計 ⁽²⁾	面積 ⁽²⁾	新規及び 取得 ⁽³⁾⁽⁴⁾	閉店	合計 ⁽²⁾	面積 ⁽²⁾
繰越				407	15,778			4,203	659,132
2015年度	235	(3)	-	639	23,370	316	(3)	4,516	680,112
2016年度	161	(133)	-	667	27,228	216	(158)	4,574	689,647
2017年度	73	(5)	-	735	30,012	111	(13)	4,672	699,289
2018年度	85	(20)	-	800	30,111	115	(26)	4,761	704,516
2019年度	24	(11)	-	813	29,895	31	(23)	4,769	704,719

(1) ディスカウントストア又はネイバーフッド・マーケットからスーパーセンターへの転換をいう。

(2) 「合計」及び「面積」の項目は記載会計年度の1月31日現在の数値を表す。「面積」の項目の単位は千平方フィートである。

(3) 米国ウォルマートの電子商取引ブランドに関連して取得した小売拠点を含む。

(4) ディスカウントストア又はネイバーフッド・マーケットからスーパーセンターへの転換を除く新規店舗合計。

商品

米国ウォルマートは、以下のとおり、3つの戦略的商品部門において事業を行っている。

- ・ 日用品は、食肉、農産物、ナチュラル&オーガニック、デリ&パン、乳製品、冷凍食品、アルコール及びノンアルコール飲料、生花及び非生鮮食品等のありとあらゆる食料品並びに健康用品及び化粧品、ベビー用品、家庭用化学製品、紙製品及びペット用品等の消耗品を幅広く扱っている。
- ・ 健康用品・医療品は、薬局、眼鏡用品、臨床サービス及び一般用医薬品その他の医薬品を扱っている。
- ・ 雑貨として以下のとおり扱っている。
 - ・ 娯楽用品（電子機器、カメラ及びカメラ用品、写真現像サービス、携帯機器、映画、音楽、ビデオゲーム並びに書籍等）
 - ・ ハードライン（文房具、自動車用品、ハードウェア及び塗料、スポーツ用品、アウトドアライフ用品及び園芸用品等）
 - ・ 衣料品（婦人、紳士、子供及び幼児向けの衣服、並びに靴、宝石及びアクセサリー等）
 - ・ 家庭用品／季節用品（家具什器、家庭用品、小型電化製品、寝具、室内装飾品、玩具、布地及び工芸品並びに季節商品等）

米国ウォルマートは燃料、並びに郵便為替、プリペイドカード、電信送金、送金、小切手の現金化及び請求書の支払い等の金融サービス及び関連商品も提供している。これらのサービスの合計は、年間純売上高の1パーセントに満たない。

ブランドネーム商品は、米国ウォルマートが販売する商品の相当部分を占めている。当社はまた、「アスレチック・ワークス」、「ボノボス」、「イクエート」、「エバースタート」、「ジョージ」、「グレートバリュー」、「ホリデータイム」、「メインステイズ」、「マーケットサイド」、「モッドクロス」、「ノーバウンダリーズ」、「オン」、「オザークトレイル」、「ベアレンツ・チョイス」、「タイム・アンド・トゥルー」及び「ワンダー・ネーション」等の自社ブランド商品も販売している。当社はまた、「ベターホームズ&ガーデنز」、「ファーパーウェア」、「ラッセル」及び「スイステック」等、ライセンスブランド商品も販売している。

定期的に、戦略的商品部門を構成する商品分野の見直しが行われる。変更が実施された場合、過去の年度についても、比較を可能にするため修正表示される。

営業

スーパーセンター、ディスカウントストア及びネイバーフッド・マーケットの多くが毎日24時間営業である。様々な支払方法を受け付けている。

事業の季節的側面

米国ウォルマートの事業には、年中行事、法定休日及び宗教的な休日、並びに気象傾向の違いといった季節的要因に左右される面がある。従来、セグメント売上高及び営業利益が最も高くなるのは、1月31日終了の四半期である。

競争

米国ウォルマートは、ディスカウントストア、デパート、小売及び卸売の食料品店、ドラッグストア、1ドルショップ、雑貨店及び専門店、スーパーマーケット、ハイパーマーケット及びスーパーセンター型ストアを営業するオムニチャネル小売業と、さらには電子商取引小売業と競争している。当社はさらに、新たな小売店舗又は小売店舗の移転先に適した好立地を巡って他の業者と競争している。当社が適切な立地で店舗を開発、開店及び営業し、顧客中心の使い勝手の良いオムニチャネルを提供できるか否かで、小売業界における当社の競争力がほぼ決定される。当社は、業界における競争圧力に負けないための数々のプログラムを採用している。下記はその一例である。

- ・ 「EDLP」 商品の価格を毎日低く抑えることで、当社の価格は頻繁な販売促進活動の名の下に変動するものではないと顧客に信用してもらうための、当社の価格設定理念。
- ・ 「EDLC」 毎日低コスト（エブリデー・ローコスト）とは、当社が経費を抑制し、節約した費用を当社の顧客に還元できるようにする当社の約束である。
- ・ オムニチャネルによるサービスとして「ウォルマート・ピックアップ」（顧客はオンラインで注文し、店舗での受け取りが無料）、「当日ピックアップ」（顧客はオンラインで注文し、店舗での受け取りが無料）、「日用品デリバリー」（顧客はオンラインで日用品を注文し、購入した商品は配達される。）又は「日用品ピックアップ」（顧客はオンラインで日用品を注文し、購入した商品を当社の加盟店若しくは遠隔拠点で受け取る。）から選ぶことができる。

流通

2019年度において、米国ウォルマートが購入した店舗商品の約77パーセントは、米国全土にわたり戦略的に立地された156か所の流通施設を通じて出荷された。それ以外の当社が購入した店舗商品は、供給者から直接輸送された。雑貨及び非生鮮食品は、通常、当セグメントの自社トラックによって輸送される。但し、生鮮食品の大部分については、一般運送業者と契約している。当社は、顧客が当社の電子商取引プラットフォームから購入した商品を、当社の電子商取引専用の商品管理・配送センター33か所を含む多数の拠点から、いくつもの方法により出荷している。

ウォルマート・インターナショナル・セグメント

ウォルマート・インターナショナルは、当社で2番目に大きいセグメントであり、米国以外の26か国における事業で構成されている。ウォルマート・インターナショナルは、アルゼンチン、カナダ、チリ、中国、インド、日本及び英国、並びにブラジル（但し、後記「第6 1 財務書類」中の当社の連結財務諸表の注記13「買収、売却及び関連項目」に記載するウォルマート・ブラジルの過半数持分の売却まで。）における完全子会社、並びにアフリカ（ボツワナ、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、ウガンダ及びザンビアを含む。）、中央アメリカ（コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス及びニカラグアを含む。）、インド並びにメキシコにおける過半数所有子会社を通じて事業を行っている。

ウォルマート・インターナショナルは、小売、卸売及びその他の主要3カテゴリーに分類される多数の形態を含む。これらカテゴリーは、スーパーセンター、スーパーマーケット、ハイパーマーケット、サムズクラブを含む会員制の大型ディスカウントストア及びキャッシュ・アンド・キャリー、並びにwalmart.com.mx（ウォルマート・ドットコム・メキシコ）、asda.com（アズダ・ドットコム）、walmart.ca（ウォルマート・オンライン・ショッピング・カナダ）、flipkart.com（フリップカート・ドットコム）その他のサイトを通じた電子商取引を含む多数の形態から成る。

ウォルマート・インターナショナルの2019年度の純売上高は1,208億米ドルであり、当社の2019年度の連結純売上高の24パーセントを占め、2018年度及び2017年度においてはそれぞれ1,181億米ドル及び1,161億米ドルの純売上高を計上した。当セグメントの純売上高は、表示された全ての年度について、為替レートの変動によるマイナスの影響を受けている。粗利益率は米国ウォルマートよりも低く、これは主にその商品構成によるものである。

強固かつ効率的な成長を達成するため、当社は、その資本及び時間に関して決断力を持たなければならない。したがって、ウォルマート・インターナショナルの事業内容を転換するため、下記を含む一定の戦略的行動を実施した。

- ・ 2018年8月、フリップカートの過半数持分を対価160億米ドル（取得現金の控除後138億米ドル）で取得。当社は2019年度第3四半期より、フリップカートの業績を1か月の期ずれで連結している。進行中の事業により、2019年度の当期純利益はマイナスの影響を受けており、かかるマイナスの影響は2020年度も続く見込みである。
- ・ 提案されているJ・セインズベリー・ピーエルシー及び当社の英国小売事業に係る完全子会社アズダ・グループ・リミテッド（以下「アズダ」という。）の企業結合。契約条項に基づき、当社は、結合後企業の株

式資本の約42パーセント及び約30億英ポンドの現金（慣例的な取引完了調整後）を受け取る一方で、アズダ確定給付年金制度に基づく債務を保持する。複雑な規制当局による精査過程（その結果は未だ確実でなく、完了までにある程度の時間を要する可能性がある。）のため、処分を行うグループに関する売却目的保有の分類の基準は、2019年1月31日時点において達成されていない。また、規制当局の承認を得られる保証又は提案されている企業結合が完了する保証はない。将来において売却目的保有の分類の基準が処分グループに関して満たされた場合、当社は損失の認識を予想しているが、その金額は、受け取る株式資本の価値及び外国為替レートの変動に基づき変動する可能性がある。（提案された企業結合について「第6 3（2）後発事象」を参照のこと。）

- ・ 2018年8月、ウォルマート・ブラジルの80パーセントをアドベント・インターナショナル（以下「アドベント」という。）へ売却。アドベントは、本件事業に対し追加資本を3年間にわたって拠出することに合意し、当社は、一定の取引完了前の税金及び法的偶発事象その他の事項に関してアドベントに補償することに合意した。当社は、本件売却に関して48億米ドルの税引前純損失を2019年度に計上しており、そのうちの20億米ドルは、その他包括損失累積額から組み替えた為替換算損失累積額によるものであった。
- ・ 中核的な小売能力への重点的取組みに沿って、2018年12月、ウォルマート・チリの銀行事業を売却。このほか、ウォルマート・カナダの銀行事業の売却が提案されており、2019年1月31日現在、売却目的で保有する資産に分類されている。

オムニチャネル

ウォルマート・インターナショナルは、英国における「クリック・アンド・コレクト」、その他複数の市場における当社の日用品の受け取り及び配達に関するサービス、並びにインドにおけるフリップカートなどの当社のマーケットプレイス等を通じて、小売店舗と電子商取引とを統合したオムニチャネルで顧客に買物の場を提供している。

通常、小売店舗の規模は、1,500平方フィートから186,000平方フィートまでの範囲である。当社の卸売店舗の規模は、通常25,000平方フィートから155,000平方フィートまでの範囲である。その他には、英国において営業している独立型のガソリンスタンドが含まれ、その規模は、最大で2,200平方フィートである。

次の表は、記載会計年度の店舗数⁽¹⁾及び面積⁽²⁾を示したものである。

会計年度	アフリカ		アルゼンチン		ブラジル ⁽³⁾		カナダ		中央アメリカ		チリ	
	店舗数	面積	店舗数	面積	店舗数	面積	店舗数	面積	店舗数	面積	店舗数	面積
繰越	379	20,513	104	8,062	556	32,501	389	49,914	661	10,427	380	13,697
2015年度	396	21,223	105	8,119	557	33,028	394	50,927	690	11,094	404	14,762
2016年度	408	21,869	108	8,280	499	30,675	400	51,784	709	11,410	395	15,407
2017年度	412	22,542	107	8,264	498	30,642	410	53,088	731	11,770	363	15,260
2018年度	424	23,134	106	8,305	465	29,824	410	53,082	778	12,448	378	15,990
2019年度	436	24,317	92	8,095	-	-	411	53,167	811	12,978	371	16,411

会計年度	中国		インド		日本		メキシコ ⁽⁴⁾		英国		ウォルマート・インターナショナル合計	
	店舗数	面積	店舗数	面積	店舗数	面積	店舗数	面積	店舗数	面積	店舗数	面積
繰越	405	67,205	20	1,083	438	24,489	2,199	94,900	576	35,416	6,107	358,207
2015年度	411	68,269	20	1,083	431	24,429	2,290	98,419	592	36,277	6,290	367,630
2016年度	432	71,724	21	1,146	346	22,551	2,360	100,308	621	37,044	6,299	372,198
2017年度	439	73,172	20	1,091	341	21,921	2,411	101,681	631	37,338	6,363	376,769
2018年度	443	73,615	20	1,091	336	21,181	2,358	97,024	642	37,587	6,360	373,281
2019年度	443	71,543	22	1,204	332	20,290	2,442	98,623	633	37,582	5,993	344,210

(1) 店舗数には小売店舗、会員制の卸売店及びその他が含まれる。ウォルマート・インターナショナル・セグメントの店舗数は、カナダを除き、12月31日現在で表示している。これは、関連する市場地域の会計年度末と対応させるためである。カナダの店舗の数及び面積は、1月31日現在で表示している。

(2) 売場面積の単位は、千平方フィートである。

(3) 当社はウォルマート・ブラジルの過半数持分を2019年度に売却した。

(4) 全ての年度について、Vipsレストラン事業の店舗数及び面積を除く。当社はVipsレストラン事業の売却を2015年度に完了した。

2019年1月31日現在のウォルマート・インターナショナルの店舗数⁽¹⁾は、市場地域別に主要カテゴリーごとにまとめると、以下のとおりである。

市場地域	小 売	卸 売	その他 ⁽²⁾	合 計
アフリカ ⁽³⁾	346	90	-	436
アルゼンチン	92	-	-	92
カナダ	411	-	-	411
中央アメリカ ⁽⁴⁾	811	-	-	811
チリ	363	8	-	371
中国	420	23	-	443
インド	-	22	-	22
日本	332	-	-	332
メキシコ	2,279	163	-	2,442
英国	615	-	18	633
合 計	5,669	306	18	5,993

(1) ウォルマート・インターナショナルの店舗数は、カナダを除き、2018年12月31日現在であるが、これは、関連する市場地域の貸借対照表日と対応させるためである。カナダの店舗数は、2019年1月31日現在である。

(2) 「その他」には独立型のガソリンスタンドが含まれる。

(3) アフリカの国別店舗数は、ボツワナに11店、ガーナに4店、ケニアに2店、レソトに3店、マラウイに2店、モザンビークに6店、ナミビアに4店、ナイジェリアに5店、南アフリカに389店、スワジランドに1店、タンザニアに1店、ウガンダに1店及びザンビアに7店となっている。

(4) 中央アメリカの国別店舗数は、コスタリカに256店、エルサルバドルに97店、グアテマラに250店、ホンジュラスに105店及びニカラグアに103店となっている。

商品

ウォルマート・インターナショナルの販売戦略は、商品の品揃えの幅及び範囲の点で、米国における事業戦略と類似している。名の通ったブランド商品が当社の売上の大部分を占める一方で、高品質かつ低価格の品目を当社の顧客に供するため、米国の自社ブランドを活用するとともに、市場に即した自社ブランドの開発を行ってきた。当社が世界各国で展開する「イクエート」、「ジョージ」、「グレート・バリュー」、「ホリデー・タイム」、「メインステイズ」、「マーケットサイド」及び「ペアレンツ・チョイス」といった自社ブランドのほかに、当社の海外市場では、「アウレラ」、「ケンプリッジ」、「リデル」、「ミントラ」、「ジャボング」、「フォンピー」及び「エクストラ・スペシャル」等の市場独自のブランドを開発した。また、国内ブランド並みに低価格であって、なおかつ質の高い商品を確実に調達するため、当社は、各市場における地域及び現地の供給者との関係を深めている。

営業

ウォルマート・インターナショナルにおける営業店舗の営業時間は、現地の営業時間に関する法令に基づき、国によって、また各国内の個々の市場によって異なる。各国の営業店舗は、様々な支払方法を受け付けている。

事業の季節的側面

ウォルマート・インターナショナルの事業には、季節的要因に左右される面がある。従来、セグメントの売上高及び営業利益が最も高くなるのは、当社の会計年度の第4四半期である。事業の季節性は、法定休日及び宗教上の休日、祝祭及び慣習、並びに気象傾向が異なるため、国によって異なる。

競争

ウォルマート・インターナショナルは、デパート、ドラッグストア、ディスカウントストア、雑貨店、専門店、スーパーマーケット、ハイパーマーケット、スーパーセンター型ストア、会員制の大型ディスカウントストア、ホーム・インブルーメント・ストア、電子機器専門店、キャッシュ・アンド・キャリー業態及びコンビニエンスストアを営業するオムニチャネル小売業並びに電子商取引小売業と、さらにはカタログショッピングとも、競争している。適切な立地で店舗を開発、開店及び営業し、顧客中心のオムニチャネルな買物の場を提供することができるか否かで、小売業界における当社の競争力がほぼ決定される。当社は、価格形成をリードすることが当社のビジネス・モデルの根幹をなすと考えており、当社の各市場にEDLP方式を浸透させるべく、注力し続けている。また、食品部門を効率よく運営できるか否かで、当社が事業を行う市場における当社の競争力は大きく左右される。

流通

当社は、アルゼンチン、カナダ、中央アメリカ、チリ、中国、日本、メキシコ、南アフリカ、インド及び英国に所在する合計226か所の流通施設を活用している。これらの施設を通じて、当社は、ウォルマート・インターナショナル・セグメントの営業店舗に対して輸入商品及び国内商品の両方を加工及び出荷している。2019年度において、ウォルマート・インターナショナルの購入商品の約83パーセントは、これらの流通施設を通じて出荷された。供給者は、これ以外のウォルマート・インターナショナルの購入商品を、当社が営業する各市場の店舗に直接輸送する。当社は、顧客が当社の電子商取引プラットフォームから購入した商品を、90か所の電子商取引専用の商品管理・配送センター及びインドにおける1,900か所を超える電子商取引の仕分センターを含む多数の拠点から、いくつもの方法により出荷している。

サムズクラブ・セグメント

サムズクラブは、米国の44州及びプエルトリコにおいて事業を展開する。サムズクラブは会員制の大型ディスカウントストアであり、samsclub.com（サムズクラブ・ドットコム）も運営している。2019年度のサムズクラブの純売上高は578億米ドル、当社の2019年度の連結純売上高の11パーセントに相当し、2018年度及び2017年度は、それぞれ592億米ドル及び574億米ドルの純売上高を計上した。会員制の大型ディスカウントストアとして、会費収入がセグメント営業利益のかなりの部分を占める。サムズクラブは、当社の他のセグメントと比較してより低い粗利益率及びより低い純売上高に対する営業費用比率で運営している。

会員制度

会員は、以下の2種類から選択することができる。

	プラス会員権	クラブ会員権
年会費	100米ドル	45米ドル
追加会員（1名につき40米ドル）	16名まで可能	8名まで可能
現金還元を受ける資格	有	無

全ての会員権には、配偶者又は家族のカード1枚が追加料金なしで含まれる。プラス会員は、現金による還元を受けることができる。これは対象となるサムズクラブでの購入額500米ドルにつき10米ドル還元する特典であり、年間の現金還元の上限額は500米ドルとなっている。還元された金額は買物、会費に充当するか、又は現金で受け取ることができる。また、プラス会員は、商品の大半について、最低注文量の制限なしで配送手数料が無料となり、処方薬、眼鏡及びコンタクトレンズに割引が受けられる。

オムニチャネル

サムズクラブは、会員制の大型ディスカウントストアである一方、小売店舗と電子商取引とを統合したオムニチャネルの買物の場を顧客に提供している。大型ディスカウントストアの施設規模は、通常34,000平方フィートから168,000平方フィートであり、平均的な規模は約134,000平方フィートである。次の表は、サムズクラブ・セグメントの記載会計年度のクラブ数及び売場面積を示したものである。

会計年度	新規	閉店	合計 ⁽¹⁾	面積 ⁽¹⁾
繰越			632	84,382
2015年	16	(1)	647	86,510
2016年	8	—	655	87,552
2017年	9	(4)	660	88,376
2018年	4	(67)	597	80,068
2019年	2		599	80,240

(1) 「合計」及び「面積」の項目は記載会計年度の1月31日現在の数値を表す。面積の単位は、千平方フィートである。

サムズクラブの会員は、オンラインのサムズクラブ・ドットコム及び当社のモバイル商取引アプリケーションを通じて、当社の実店舗クラブにない商品を含む豊富な品揃えの商品及びサービスを利用することができ、自宅への直送又は「クラブ・ピックアップ」等のサービスを通じたクラブ店舗への配送を選ぶことができる。サムズクラブのオムニチャネルな機能には、会員がレジ前の行列に並ぶことなくレジ精算及び支払いを済ませられる、携帯端末を用いた「スキャン・アンド・ゴー」も含まれる。

商品

サムズクラブは、以下の5つの商品カテゴリーに分類される商品を提供している。

- ・ 乳製品、食肉、パン、調製食料品、農産物、乾燥食品、チルド又は冷凍加工食品、アルコール及びノンアルコール飲料、生花、スナック食品、菓子その他の食料品、健康用品及び化粧品、紙製品、クリーニング及び在宅医療・介護、乳児保育、ペット用品並びにその他の消費財を含む「日用品・消費財」
- ・ ガソリンスタンド、タバコ、道具類及び発電機、並びにタイヤ及びバッテリー・センターから成る「燃料・その他」
- ・ 家の修繕資材、アウトドア用品、バーベキュー用品、ガーデニング用品、家具、衣料品、宝石類、家庭用品、玩具、季節商品、寝具及び小型電化製品を含む「家庭用品・衣料品」
- ・ 電子機器、携帯通信機器、ソフトウェア、テレビゲーム、映画、書籍、音楽、事務用品、事務用什器備品、写真現像サービス及び第三者型ギフトカードを含む「技術・事務・娯楽用品」
- ・ 薬局、眼鏡用品、補聴器及び一般用医薬品を含む「健康用品・医療品」

「メンバーズマーク」ブランドは、引き続き品揃えを拡大し、会員価値を高めている。2019年度の「メンバーズマーク」ブランド売上高は、自社ブランド・ポートフォリオの多くの商品カテゴリーにわたる増加により、120億米ドルを上回った。

営業

サムズクラブの営業時間は、通常、月曜から金曜は午前10時から午後8時30分まで、土曜は午前9時から午後8時30分まで、日曜は午前10時から午後6時までである。また、全てのクラブにおいて、プラス会員は、月曜から土曜の通常営業が始まる前、午前7時から買い物ができる。様々な支払方法を受け付けている。

事業の季節的側面

サムズクラブの事業には、年中行事、法定休日及び宗教的な休日、並びに気象傾向の違いといった季節的要因に左右される面がある。従来、売上高及びセグメント営業利益が最も高くなるのは、1月31日終了の四半期である。

競争

サムズクラブは、他の会員制大型ディスカウントストア（その最大手はコストコ（Costco）である。）のみならず、ディスカウント小売店、小売及び卸売食料雑貨店、雑貨卸売業者及び販売店、ガソリンスタンド、オムニチャネル及び電子商取引小売、並びにカタログショッピングと競合している。サムズクラブにおいて、当社はプラス会員及びクラブ会員両方の役に立つよう、価値ある会員価格、高品質の商品の品揃え、及び大量規格を提供している。当社の電子商取引ウェブサイト及びモバイル商取引アプリケーションは、当社の競争力においてますます重要な要素となっている。

流通

2019年度において、サムズクラブのクラブ店舗における燃料以外の購入商品の約70パーセントは、サムズクラブの23か所の専用流通施設（米国全体に戦略的に立地する。）又は一部の米国ウォルマート・セグメントの流通施設（一定の品目についてはサムズクラブ・セグメントのために業務を行う。）から出荷された。これ以外のサムズクラブ・セグメントのクラブ店舗における購入商品は、供給者がサムズクラブの店舗に直接輸送した。サムズクラブは、samsclub.com（サムズクラブ・ドットコム）及びモバイル商取引アプリケーションにおいて購入された商品を、当社の電子商取引専用の商品管理・配送センター6か所、及び2か所の輸入専用施設を含むその他の物流管理施設から、いくつもの方法により出荷している。

サムズクラブの流通業務における焦点は、棚卸資産を最小限に抑えるクロスドッキングである。クロスドッキングとは、入庫トレーラーから出庫トレーラーに出荷品を直接移し替える物流プロセスである。出荷品がクロスドック施設に留まるのは通常24時間未満であり、1時間未満の場合もある。

サムズクラブは、流通施設からクラブへの非生鮮食品の輸送には、運送業者だけでなく当社の自社トラックも活用している。流通施設からクラブへの生鮮食品の輸送については、運送業者と契約している。

知的財産

当社は、当社の商標、サービス商標、著作権、特許、ドメイン名、トレードドレス、営業秘密、独自技術及びその他類似の知的財産が当社の成功のために重要であるとみなしており、当社のアソシエート（従業員）、顧客その他の関係において、当社は当社の財産権を守るため、商標権、著作権及び特許権に関する法律、営業秘密の保護

並びに機密保持契約若しくは使用許諾契約又はその両方に依存している。当社は米国内及び海外の多数のドメイン名、商標、サービス商標及び著作権について登録済みであるか、又は登録を申請済みである。さらに、当社は当社の独自技術の一部を対象として、米国及び海外の特許の申請を行っている。当社はこれまで一定の当社の財産権につき、第三者に使用を許諾しており、将来もかかる使用許諾を行うことが予想される。

供給者及びサプライ・チェーン

当社は、小売店及び会員制の大型ディスカウントストアを営む事業者として、米国はもとより世界中に所在する100,000社を超える供給者を含む地球規模のサプライ・チェーンを活用しており、当社はこれら各社から、当社の店舗、クラブ及びウェブサイトで販売する商品を購入している。当社は多くの場合、とりわけ生鮮品に分類される商品については、販売する店舗・クラブの近隣に立地する生産者から商品を買付け。当社の購買が年間売上高のかなりの比率を占める供給者は少なからずあり、当社の調達量は多くの供給者において当社に有利な調達価格を可能にしている。当社の供給者は、現地の労働法規、現地の労働安全法規その他の適用ある法令に基づき準拠すべき要件を含め、行動規範に適合している。当社が顧客に提供したい品揃え及び分量の商品を当社の供給者から調達する能力、これらの商品を要求される時間内に当社のサプライ・チェーンを通じて受け取る能力、並びにこれらの商品を当社の店舗・クラブに配送する能力が、当社の店舗・クラブにおける在庫の水準及び当社が顧客・会員に提供する品揃えの魅力を左右する要因となる。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

該当事項なし。

(2) 子会社その他の関係会社

下記の表は、ウォルマート・インクの子会社の一部について、詳細情報をまとめたものである。下記の表に記載されていない子会社は、レギュレーションS-K第601(b)(21)項に基づき、概して重要でないため記載を要求されないものである。

子会社	設立場所	当社の保有割合	子会社としてではなく 事業を行う際の名称	主要な事業の内容
ウォルマート・ストアーズ・ イースト・エルピー	米国デラウェア州	100%	ウォルマート	小売事業
ウォルマート・ストアーズ・ テキサス・エルエルシー	米国デラウェア州	100%	ウォルマート	小売事業
ウォルマート・プロパティ・ カンパニー	米国デラウェア州	100%	該当なし	不動産事業
ウォルマート・リアルエステート・ ビジネス・トラスト	米国デラウェア州	100%	該当なし	不動産事業
サムズ・ウェスト・インク	米国アーカンソー州	100%	サムズクラブ	小売事業
サムズ・イースト・インク	米国アーカンソー州	100%	サムズクラブ	小売事業
サムズ・プロパティ・ カンパニー	米国デラウェア州	100%	該当なし	不動産事業
サムズ・リアルエステート・ ビジネス・トラスト	米国デラウェア州	100%	該当なし	不動産事業
アズダ・グループ・リミテッド	英国	100%	アズダ	小売事業
ウォルマート・デ・メキシコS.A.B. de C.V.	メキシコ	71%	ウォルメックス	小売事業
ウォルマート・カナダ・コーポレー ション	カナダ	100%	ウォルマート	小売事業
フリップカート・プライベート・リ ミテッド	シンガポール	81%	フリップカート	小売事業
ウォルマート・ジャパン・ホール ディングス株式会社	日本	100%	西友	小売事業
ウォルマート・チリ・エスエー ⁽¹⁾	チリ	100%	ウォルマート・チリ	小売事業
マスマート・ホールディングス・リ ミテッド	南アフリカ	52%	マスマート	小売事業

(1) 当社はウォルマート・チリをほぼ完全に所有している。

5【従業員の状況】

(2019年1月31日現在)

地域	従業員数
米国	1.5百万
米国外	0.7百万

従業員

2019年度末現在、ウォルマート・インク及びその子会社は、世界中に2.2百万人を上回る従業員（以下「アソシエート」という。）を雇用しており、このうち1.5百万人が米国に、0.7百万人がその他の国々に所在していた。他の小売事業者と同様、当社は、多数のパートタイム・アソシエート、時間給アソシエート及び公正労働基準法が適用されるアソシエートを有している。当社は、アソシエートとの関係は良好であると考えている。毎年多くのアソシエートが入れ替わるが、2019年度及び2018年度における米国ウォルマートの離職率は、当社が賃金の引上げ並びにアソシエートへの改良されたツール、技術及び研修の提供に重点的に取り組んだ結果、改善した。

当社がアソシエートに提供する退職金関連給付に関する一定の情報は、後記「第6 1 財務書類」中の連結財務諸表の注記12「退職金関連給付」に含まれている。退職金関連給付のほか、当社は米国内において、会社負担の幅広い手当を支給している。これらには、店舗割引カード又はサムズクラブ会員権、当社の業績に基づく賞与、当社アソシエート株式購入制度に基づくアソシエートによる当社株式の購入額の一部補助、及び生命保険等がある。当社は米国内のフルタイム及びパートタイムの適格アソシエートに対して、医療費の給付を行っており、これに加えて、出産休暇及び全てのフルタイムのアソシエートを対象とした有休の育児休暇を支給している。当社はまた、養子縁組をした適格アソシエートを支援する5,000米ドルの給付金を整備している。さらに、適格アソシエートに対し、大学の学位を取得するための授業料の補助も行っている。米国以外の事業においても同様に、当社は、現地の慣習及び法的要件に基づき、様々なアソシエート手当を支給している。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

後記「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

2【事業等のリスク】

本項中の将来に関する記述は、2019年1月31日現在の当社の考え、展望、目的、予測及び見積りに基づくものである。

以下に記載のリスクは、当社の事業、経営成績、財政状態及び流動性に重大な悪影響を与えるおそれがある。当社の事業は、米国及び世界において業務を行うあらゆる企業に当てはまるその他のリスクによっても、影響を受ける可能性がある。

戦略リスク

国内外を問わず、一般経済要因又はマクロ経済要因によって業績に重大な悪影響が生じうる。

世界の、又は当社が業務を行う1つ又は複数の市場における経済全般の動向及びその他の経済要因により、当社の業績は悪影響を受けるおそれがある。米国又は当社が事業を営むその他の市場における金利の上昇、原油、天然ガス、ガソリン及びディーゼル燃料を含む石油製品の価格の低下又は上昇、電力その他のエネルギーコストの増加、住宅市場の低迷、インフレ、デフレ、医療及び水道光熱等の公共設備といった必要不可欠なサービスに関する費用の上昇、失業率の上昇、消費者の可処分所得の減少、消費者信用の欠如、消費者債務水準の上昇、消費者の支出及び買物傾向の変化、為替レートの変動、税率の上昇、新しい税金の賦課その他の税法改正、医療保険法の改正、その他の法改正、貿易障壁となるか又は貿易に関連する費用を増加させる関税その他の措置の賦課、全般的な景気後退又は不況、並びにその他の経済的要因により、当社が米国又はかかるその他の市場において販売する商品に対する消費者の需要に悪影響が生じ、平均粗利益の少ない商品構成へと移行し、自由選択的な商品購入の低迷を招き、当社の純売上高に悪影響を及ぼし、棚卸資産回転率の低下及び棚卸資産の値下げ率の拡大につながるおそれがあり、それ以外にも当社の営業及び経営成績に重大な悪影響を与えるおそれがあり、また、無形資産、のれん又はその他の長期性資産の減損の計上をもたらすおそれがある。

また、上記の経済要因、輸送費、人件費、保険若しくは医療費の増加又は物価の上昇をもたらすその他の経済要因又は状況、及び米国又は当社が事業を営むその他の市場におけるその他の経済的要因により、売上原価、販売費及び一般管理費が上昇し、それ以外にも当社の営業及び経営成績が重大な悪影響を受けるおそれがある。

当社の営業に影響を与えるこれらの経済的要因は、当社への供給者の営業にも悪影響を与えうするため、当社が顧客に販売する商品の仕入原価が上昇するおそれがあり、さらに極端な場合は、一定の供給者は、当社に対する通常の販売価格で商品を生産できないおそれがある。

当社は他の小売店及び大型ディスカунストアの経営者と激しく競合しており、これによって業績は重大な悪影響を受けるおそれがある。

当社の各セグメントは、地域、地方、全国及び世界における他の多くの電子商取引及びオムニチャネル小売店、会員制の卸売業者並びに小売仲介業者と、顧客、従業員、オンライン上の優位性、商品及びサービス、並びにその他事業の重要な側面を巡って競争している。

かかる競争は、当社の商品の販売価格、品揃え及び在庫、顧客に提供するサービス、立地、営業時間、店内の快適性、買物の利便性及び当社が提供するショッピング全般の使い勝手、当社のデジタル・プラットフォームの利用上の魅力及び簡便性、並びに当社のデジタル・プラットフォームを通じて又は当社の実店舗営業とデジタル営業とのオムニチャネル統合を通じて購入された商品を顧客に配送する費用、速さ及び選択肢等、様々な面にわたっている。

小売市場における競争圧力及び変化に効果的に対応できない場合又は当社の戦略の実行が遅滞した場合若しくは実行されない場合、業績に重大な悪影響が生ずるおそれがある。当社の各要報告セグメントにおける競争についての詳細は、前記「第2 3 事業の内容」を参照のこと。

小売業界の一部のセグメントは、整理統合されており、これによって競争が激化し、小売市場の力関係が大いに変化する可能性がある。また一部のセグメントでは、大幅な営業縮小が生じており、かかる企業行動により生じた空隙を埋めようとして競争が生じることがある。このような整理統合、又はその他の企業結合若しくは提携、又は営業縮小によって、競争相手の資金繰りがよくなり、商品の調達が容易になり、市場占有率が高くなり、またその他競争力に向上が見られる可能性がある。かかる企業結合又は提携により、統合後又は提携後の企業がより幅広い商品及びサービスを低価格で提供する可能性があり、その場合は当社の業績に悪影響が生ずるおそれがある。

消費者のトレンド又は選好を適時に見極め、効果的に対応することができないことによって、顧客との関係、当社が販売する商品及びサービスに対する需要、当社の市場シェア並びに当社の事業の成長に悪影響が生ずるおそれがある。

顧客が買いたいと思う商品及びサービス並びに顧客の購買傾向の変化を、常にかつ的確に予測することは困難である。事業の成功は、消費者の需要を当社がいかに正確に予測するか、商品の調達可能性、関連する既存商品の需要に対する影響、及び競争環境にある程度はかかっている。価格の透明性、商品の品揃え、顧客の使い勝手、利便性、簡便性並びに出荷の速さ及び費用は、顧客にとって重要度が最も高く、しかもその重要度は、とりわけデジタルツール及びソーシャルメディアが消費者に普及したこと、並びに消費者が商品を購入する方法を選べるようになったことにより、増大し続けている。当社が消費者の変わりゆく嗜好、選好及び購買傾向に十分若しくは有効に対応できなかった場合、又はその他の当社側の問題のために消費者の変わりゆく嗜好、選好及び購買傾向を適時に見極め、これに効果的に対応することができなかった場合、当社の顧客との関係、当社の販売する商品に対する需要、当社の市場シェア及び当社の事業の成長に悪影響が生ずるおそれがある。

当社のオムニチャネル戦略を順調に実施することができず、電子商取引のための投資費用が増加した場合、当社が市場に占める地位、純売上高及び財務実績は重大な悪影響を受けるおそれがある。

小売業界は急速な発展を遂げており、消費者は、ますますデジタルな買物を好むようになってきている。このため、小売店及び会員制大型ディスカウントストアにおける消費支出全体のうち、デジタル・プラットフォームを通じて行われる比率は増加しており、しかもその増加の速さは加速する可能性がある。

電子商取引、技術、店舗の改装及びその他の顧客指向の計画に関する買収、合併事業及び投資を含む当社の戦略は、当社の電子商取引事業を成長させ、既存店売上高を増加させ、当社が市場全体に占める地位を維持若しくは拡大させ、又は新規店舗及びクラブの出店ペースを抑制したことによる当社事業の成長への影響を埋め合わせるためには十分又は有効でない可能性がある。この戦略の成否は、オムニチャネルによる切れ目ないショッピングができる利便性を構築及び運用する当社の能力によるところが大きく、さらにまた、本「事業等のリスク」の項に概要を記載したウォルマートが直面するリスクにさらされている。したがって、当社の市場に占める地位、純売上高及び財政状態が悪影響を受け、ひいては無形資産又は長期性資産に減損費用が発生する可能性がある。また、電子商取引への売上高の集中がさらに進行した場合、当社の店舗及びクラブの入店客数が減少し、こうした入店客が作り出す店舗間又はクラブ間の商品売上機会が減少し、当社の店舗・クラブ内売上高が減少し、当社の財務実績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、発生した営業損失を含めて、一部の電子商取引及び技術への投資がもたらす費用により、短期的に当社の財務実績が悪影響を被ることが見込まれるとともに、長期的に当社の財務実績が悪影響を受ける可能性がある。

当社の事業の拡大を支援する戦略的提携その他の事業上の関係の成否により、当社の財務実績が重大な悪影響を受ける可能性がある。

当社は、当社が既存の事業を有する国々において又はその他の市場において、当社の小売事業を拡大するため、戦略的提携その他の事業上の関係を締結する場合がある。こうした協定の中には、当社がその協定の締結時に期待した水準の売上高を生み出さないものがあり、それ以外にも当社の事業及び競争力が、当該提携がなかった場合に達成したであろう業績と比較して悪影響を受ける場合がありうる。また、当社が戦略的提携その他の事業上の関係との関連で行ういずれかの投資が、当社の財務実績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

オペレーショナル・リスク

自然災害、気候変動及び地政学的出来事によって、業績は重大な悪影響を受けるおそれがある。

1つ又は複数のハリケーン、熱帯性暴風雨、洪水、火事、地震、津波、サイクロン、台風等の自然災害、大規模又は長期間にわたる吹雪、干ばつ、竜巻等の天候状態（気候変動の結果であるか、それ以外の原因によるかを問わない。）が発生した場合、深刻な気候変動が生じた場合、並びに当社が事業を行う国又は当社の供給者が所在する国において戦争、社会不安又はテロリストの攻撃等の地政学的な出来事が発生した場合、当社の事業及び業績は悪影響を受けるおそれがある。

かかる出来事により、1つ又は複数の当社の施設に物的損害が生じるか又は当社の施設が完全に失われ、1つ又は複数の店舗、クラブ及び流通施設が閉鎖され、市場に必要な労働力が不足し、顧客及びアソシエートが当該事象の影響により当社の店舗及びクラブに到達できないか又はこれらに向かう交通機関を利用できなくなり、当社の店舗、クラブ及び流通施設が所在する地域から全住民が避難し、顧客が当社のデジタル・プラットフォームを利用できなくなり、消費者の購買パターン及び可処分所得に変化が生じ、供給者からの商品の供給が一時的又は長期的に中断し、海外からの商品の輸送が中断し、当社が事業を行う国における流通施設又は店舗への商品の配達が中断又は遅延し、店舗における商品の在庫が減少し、当社の店舗又は施設へのユーティリティ・サービスが途絶し、また店舗との連絡が途絶えるおそれがある。

当社は、上記の原因による店舗、クラブ及び流通施設への物的損害又はこれらの損壊、在庫の損失又は損傷、営業の中断により、損失が発生するリスクを負っている。こうした事象及びその影響により、それらの起こった地域における当社の事業に混乱又は支障が生じることがあり、また当社の財務成績に多大な悪影響が及ぶおそれがある。

当社への供給者に関するリスクにより、業績は重大な悪影響を受けるおそれがある。

当社が販売する商品は、国内外の様々な供給者から調達している。販売商品の多くを全世界から調達することは、当社の業績にとって重要な要素である。当社は、当社への供給者が労働、安全、腐敗防止及び環境の関連する法律を含む、適用ある全ての法律を遵守し、また、当社が定める供給者行動規範を遵守することを期待している。

当社の規範を遵守する優秀な供給者を見つけること、及び適時に効率よく商品を調達することは、米国外に所在する供給者及び米国外から調達する商品については特に、重大な課題である。

当社に対する外国の供給者及びその仕入先の製造者が所在する国々における政治的及び経済的不安、供給者の金融不安、供給者による当社の供給者規範（当社の責任調達基準を含む。）の一定部分の不遵守、供給者及びその製造業者の労働問題、供給者による原料の入手可能性、商品の安全性及び品質に関する問題、供給者及び製造業者から当社の店舗、クラブその他の施設への商品の輸送の混乱（当社の買い入れる大量の商品が当社が事業を営む市場に入荷する港湾における怠業に起因するものを含む。）、為替レート、輸送可能性及び費用、輸送の安全性、インフレ、並びに供給者及び当該供給者が所在する国々に関するその他の要因は、当社にとってコントロール不能である。

また、米国の貿易政策、輸入品に対する関税及びその他の課税、一部の国々に対する貿易制裁、外国からの特定の商品又は特定の原料を含む商品の輸入制限、並びに外国貿易に関するその他の要因も、当社にとってコントロール不能である。これらの問題、並びに供給者及び当社の商品調達に影響を有するその他の問題は、当社の業績に悪影響を与えるおそれがある。

当社の販売する商品が安全でなかった場合又はその他の理由で当社の顧客の期待を裏切った場合、当社は顧客を失う可能性があり、当社の販売商品を使用若しくは消費した顧客が被った損害について賠償責任を負う可能性又はその他の理由で当社のブランド、評判及び業績が重大な打撃を受ける可能性がある。当社は、当社のデジタル・プラットフォームにおける第三者による販売に関しても風評その他のリスクを負うことがある。

当社の顧客は、当社が安全な商品を提供しているとの信頼を置いている。当社が供給者から調達し、又は当社が準備し、販売する食料品及び非食料品の安全性に関して懸念が生じた場合、たとえその原因が当社のあずかり知らないものであったとしても、顧客は、当社から商品を購入することを避け、必要な食料品又は非食料品の全てを別の店で購入しようとする可能性がある。一度顧客の信頼を失うと、取り戻すのは困難で、費用がかかることとなるのみならず、当社は製造物責任又は食品安全に関する請求に直面する可能性もある。このため、当社が販売する食料品及び非食料品の安全性について懸念が生じた場合は、その原因にかかわらず、当社のブランド、評判及び業績に悪影響が生ずるおそれがある。また、当社のデジタル・プラットフォームの一部においては、第三者が商品を販売している（当社はこれをマーケットプレイス取引と呼んでいる。）。かかる販売に関する当社への法律の適用の可否は、現時点において未解決であり、当社は第三者による模造品その他の不正な商品の販売に関し、風評、財務その他のリスク（法的責任を含む。）を負う可能性がある。

当社は取引の処理、成果の集約及び事業の管理において、広く情報システムに依存している。システムに障害が発生した場合、当社の事業運営が妨げられるおそれがある。

当社が毎年処理する個別取引の件数を考慮すると、事業にとって重要な情報システムの連続稼働を維持することが重要である。当社の情報システムは、停電、コンピュータの故障及び通信障害、コンピュータ・ウイルス、ワーム、その他の悪意あるコンピュータ・プログラム、サービスの提供を不可能にする攻撃、（サイバー攻撃者及び高度な技術を持つ組織によるサイバー攻撃を通じた）セキュリティ侵害、火事、竜巻、地震及びハリケーン等の大災害、並びにアソシエート又は請負業者による誤使用により、損傷又は中断する可能性がある。当社の情報システムは、取引の処理手続、アソシエートや当社施設、物流、在庫、実店舗及びクラブの管理並びに当社のオンライン事業の運営を含む当社の事業運営に必要不可欠である。当社の情報システムは完全には重複しておらず、当社のシステムが損傷し、侵害され、又は正常に稼働しなくなった場合、当社はその修理又は交換に多額の投資が必要となり、当社の事業運営はその間中断せざるを得ないおそれがある。情報システムに障害が生じた場合、当社の営業又は経営成績に重大な悪影響が生ずるおそれがある。また、当社は常に、情報技術プロセス及びシステムの更新を行っている。大規模なシステム変更が行われる際にはシステム混乱のリスクが高まる。情報システム及びプロセスを適時に統合及び更新することに失敗した場合は、かかる作業によって期待されたコスト削減を実現できなくなるおそれがある。

当社の顧客にオンラインで当社とのショッピングを可能とする、テクノロジーを基盤としたシステムが有効に機能しない場合、当社の電子商取引事業を世界的に成長させる能力のみならず当社の経営成績が重大な悪影響を被るおそれがある。

コンピュータ、タブレット及びスマートフォンを使用して当社及び競合他社でショッピングをする顧客、並びに比較しながらショッピングする顧客は、増加の一途である。当社の顧客と双方向に交流するため、また当社の顧客にショッピングの経験を増やしてもらう手段として、当社はソーシャルメディア及び電子メールを利用している。当社のオムニチャネル販売戦略の一環として、当社は宅配のほか、「ウォルマート・ピックアップ」、「当日ピックアップ」、「クラブ・ピックアップ」及び「日用品オンライン」のプログラムを提供しており、これらのプログラムにより、オンラインで購入できる商品の多くは、購入者が地元のウォルマート店舗又はサムズクラブで受け取ることができる。これにより当該店舗及びクラブの入店客数に追加が生じることになる。オムニチャネル小売の展開は、（有機的成長によるものか、電子商取引の買収によるものかを問わず）小売業界及び当社の米国における事業の中でも急速に発展している分野であり、またウォルマート・インターナショナル・セグメントが事業を行う多数の市場においても、急速に進化を遂げている。

当社は、競合他社の事業における技術面の投資及び開発に対応するため、事業セグメントそれぞれにおいて、あらゆる経路・媒体を横断した切れ目ないショッピングができる仕組みの構築及び実現に向け集中して取り組みつつ、変化していく顧客の期待を予測し、これに応えなければならない。幅広い商品の品揃えを競争力のある価格及

び安価かつ迅速な配送の選択肢により提供するため、また、変化していくオンライン買物客の期待を継続的に満足させるとともに、オンライン及びデジタル・プラットフォームを通じた商品の展開並びに関連技術の進化に継続して対応するため、魅力的でユーザーに使い勝手が良く、セキュリティの確かなデジタル・プラットフォームを提供する当社の態勢に不備があった場合、当社は競争上不利な立場に置かれ、その結果、電子商取引及びその他の売上が失われ、顧客における当社の評判が損なわれ、当社の電子商取引事業の世界的な成長に重大な悪影響があり、当社の事業及び経営成績に重大な悪影響が及び可能性がある。

当社のデジタル・プラットフォームは、当社の事業において重要性を増すとともに、その複雑性及び取り扱う領域は拡大の一途をたどっているが、これらを作動させるコンピュータ及びオペレーティングシステム（当社が買収した電子商取引事業に関するアプリケーション及びシステムを含む。）とともに、常にサイバー攻撃の対象となっている。かかるサイバー攻撃は、当社の電子商取引ウェブサイト（マーケットプレイス・プラットフォームを含む。）又はモバイル商取引アプリケーションへのアクセスを試み、顧客又は会員の決済情報を取得し、不正利用しようとするほか、以下に記載の関連リスクを包含している。このような攻撃が実行に移された場合、サービス妨害攻撃（DOS攻撃）を行うほか、当社のデジタル・プラットフォームの1つ又は複数を作動不能に陥らせ、能力を低下させ、又は破壊するなど、当社の顧客及び会員の商品購入に深刻な混乱を引き起こす場合がある。当社がそのデジタル・プラットフォームの安全確保を維持し、その作動を許容範囲内の状態で維持できない場合、当社は売上高の損失、入店客の減少、評判の毀損及び競争力の低下を被るとともに、個人情報をも不正に取得及び利用された顧客に対し損害賠償債務を負う可能性があり、これらのいずれかが発生した場合、当社の事業及び業績に重大な悪影響が及び、事業の成長に向けた当社の戦略の実行に支障をきたす可能性がある。

当社、その顧客、会員、アソシエート及び供給業者に関係する情報の安全確保を維持できない場合（当社の情報システムに対するサイバーセキュリティ攻撃によるものか、又はその他の理由によるものかを問わず）、当社の評価が下がり、これが原因となって当社に対し訴訟その他の法的措置が提起され、当社に多額の追加費用が発生するおそれがあり、当社の事業及び経営成績に重大な悪影響が及び可能性がある。

ほとんどの小売会社と同様、当社は、顧客及び会員から一定の個人情報の提供を受け、当社のデジタル情報システムに保存するとともに、当社のアソシエート及び供給業者からも個人情報の提供を受け、保存している。こうした情報の一部は、デジタル・プラットフォームに関連してデジタルデータで保存されている。また、当社は、暗号化及び認証の技術を得るため、顧客及び会員に対するコンテンツの提供のため、バックオフィス支援等の機能を利用するため、その他様々な理由により、第三者サービス・プロバイダを利用している。こうしたプロバイダは、当社の顧客、会員、アソシエート又は供給業者に関して当社が保有する情報にアクセス可能な場合がある。さらに、当社の電子商取引事業は、現金不要の支払いを可能とする情報等の秘密情報をパブリック・ネットワーク上で安全に送信することが前提となっている。

サイバー脅威は急激な進化を遂げており、かかる脅威及びデジタルその他の保存媒体に記録された情報へのアクセスを得る手段は、ますます高度化している。サイバー脅威及びサイバー攻撃者は、国家又は高度な知識を有する犯罪組織による資金提供を受けている場合もあれば、単独の「ハッカー」又は少人数の「ハッカー」集団の所業である場合もある。毎年、当社の情報システムに保管された情報にアクセスしようとするサイバー攻撃者による攻撃は無数にある。サイバー脅威が進化し、変化を遂げ、検知及び防御の達成がより困難になるにつれて、将来、1つ又は複数のサイバー攻撃が当社のセキュリティ対策又は当社の第三者サービス・プロバイダのセキュリティ対策をかわして侵入し、顧客、会員、アソシエート及び供給業者の個人情報を取得する可能性も考えられる。

また、アソシエートの過失若しくは不正行為、不完全なパスワード管理又はその他の不適切な行為によっても当社又は当社の第三者サービス・プロバイダのセキュリティ対策が突破され、当社又はかかるプロバイダの情報システムが侵害される結果となることがある。さらに、当社が使用するハードウェア、ソフトウェア又はアプリケーションに固有の設計、製造若しくは操作上の欠陥がある可能性又は不注意で若しくは意図的にかかるハードウェア、ソフトウェア又はアプリケーションが情報セキュリティを損ないかねない方法で実行若しくは使用される可能性がある。当社又は当社の第三者サービス・プロバイダが、セキュリティの侵害及び情報の漏洩について、セキュリティの侵害の発生後長期にわたり気づかないことがありうる。

当社のセキュリティ対策に欠陥があるか又は当社の第三者サービス・プロバイダのセキュリティ対策に欠陥、過失若しくは不正行為があり、当社の機密情報が失われた場合、又は当社が適用あるプライバシー及び情報セキュリティ関連法令を遵守できない場合、当社は多大の費用をかけて個人情報を侵害された顧客、会員、アソシエート及び供給業者を保護し、当社に対する顧客、会員、アソシエート及び供給業者の信用を取り戻し、また、セキュリティ上の問題に対処及び適用法令の遵守に対応するため当社の情報システム及び管理プロセスを変更しなければならなくなる可能性がある。

加えて、このような事態が生じた場合、そのことが広く一般に知れわたる可能性があり、また顧客、会員、アソシエート、供給業者及び株主の当社に対する評価に重大な悪影響が生じるおそれがあり、特に当社の電子商取引事業の競争力を損ない、当社の電子商取引事業及び店舗の純売上高を著しく減少させ、これにより当社の事業、純売上高、経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー及び流動性に重大な悪影響が生じるおそれがある。かかる事態はまた、当社の事業並びに財政状態及び業績に関する機密情報が一般に公開されてしまうおそれがあり、かつ、当社に対して訴訟その他の法的措置が提起されるおそれ、又は処罰、罰金、料金が科され若しくは債務を負うおそれがあり、これらは当社の保険契約による補償の対象外である可能性がある。さらに、セキュリティの侵害が発生した場合、当社は、セキュリティ侵害により生じた問題に対処するため多大の経営資源を注ぎ込むことを求められ、また当社の採用するセキュリティ対策をさらに強化することで個人情報にアクセスしようとするサイバー攻撃及びそ

他の攻撃からかかる情報を守るため、多大の追加資源を投入することが求められ、その結果、当社の事業、特にデジタル事業に混乱を来すおそれがある。

当社は現金、小切手、クレジットカード及びデビットカード、当社の独自ブランドのクレジットカード並びにギフトカード等、多様な方法による支払いを受け付けており、また将来、新しい支払選択肢を提供する可能性もあるため、情報セキュリティに関するリスクを負っていることになる。当社は、デビットカード及びクレジットカードによる支払いを受け付ける小売事業者として、支払ネットワーク・セキュリティ運用ガイドライン及び「支払カード産業データセキュリティ基準」等、種々の業界のデータ保護基準及びプロトコルを遵守しなければならない。当社の全ての情報技術システムを保護するために当社が維持するセキュリティ対策が、既知のサイバー攻撃又は将来開発されるマルウェアによる一切のサイバー攻撃、サイバーテロ又はセキュリティの侵害を防止、抑制又は検知できる、と確言することはできない。当社の情報システム又は当社のいずれかの第三者サービス・プロバイダの情報システムにおいて何らかのサイバー攻撃又は侵入が情報の損失、損害又は不正使用をもたらす限り、当社は顧客、金融機関、規制当局、支払カード・ネットワークその他からの要求により、重大な悪影響を被る可能性がある。状況によっては、支払カード及びカード決済取引に関連して当社が保有する情報が流出した場合、当社がカード決済処理業者と締結した契約に基づき当社に適用される支払カード業界の協会の規則及び義務により、当社は支払カード発行業者に対し債務を負うこととなり、かかる債務が多額となる場合がある。さらに、データのプライバシー、データの収集及び情報セキュリティに関するより厳格かつ複雑な法令及び基準に対応する費用が当社に大きな負担となる可能性がある。

当社の小売薬局事業の業績の変化により、当社全体の経営成績、キャッシュ・フロー及び流動性に悪影響が及ぶおそれがある。

ウォルマートは、米国ウォルマート・セグメント及びサムズクラブ・セグメントにおいて小売薬局事業を行っている。当社の小売薬局の純売上高の大半は、民間保険業者、政府機関及び薬剤給付管理会社（以下「PBM」という。）等の第三者支払人及び支払管理者との確定した契約関係により支払いを当社が受領する根拠となる処方箋を記入することにより生み出される。

当社の小売薬局事業は多くのリスクにさらされている。かかるリスクには、薬品に関する第三者機関払戻率の低下、当社への支払人の構成比の変化（各医薬品保険制度及びプログラムにわたる当社の薬局顧客の相対分布が、払戻条件のより不利な制度及びプログラムの方向に変化すること）、第三者支払人の採用医薬品集（払戻しが承認されているか又はそれ以外の優先的補償の取扱いを受ける処方医薬品の一覧表）の変更、PBM若しくはいずれかの保険制度・プログラム又はその両方が運営する排他的かつ優先的な薬局ネットワーク協定の拡大及び当社のかかる協定への参加又はかかる協定からの排除、当社が販売するブランド処方薬及びジェネリック処方薬に関して当社が支払う価格の上昇、第三者機関払戻しの請求に関連する事務管理上の負担の増大、新しいブランド薬剤が消費者に入手可能となる頻度の変化、競合するジェネリック医薬品がなかった既存のブランド医薬品に代わるより低コストのジェネリック医薬品の導入、医薬品の構成比（当社の薬局で顧客が購入する医薬品のブランド薬剤とジェネリック薬剤との相対分布のこと）の変化、健康保険全般の市場の変化、メディケアの処方薬医療保険プラン（Medicare Part D）又はメディケイド（Medicaid）医薬品プログラムの適用除外範囲の変更、他社の小売薬局事業との競争の激化、第三者支払人、PBM又は医薬品購入者の間の統合の進展、経済全般の状態及び当社の薬局顧客の自分に処方された医薬品に関する、第三者機関からの費用の払戻しが無い場合の支払能力、当社の水準の第三者機関による払戻しにつき適用される実績又はインセンティブの最低額の達成困難並びに小売薬局産業及び製薬産業に関する規制環境の変化（患者保護及び医療費負担適正化法（Patient Protection and Affordable Care Act）の実施の継続への制約若しくは廃止又は同法に代わる法律の制定及び施行の帰結、並びに当社の小売薬局事業に影響を及ぼすその他の法令の改正を含む。）が含まれる。

1つ又は複数の当社の供給業者により供給される一部の薬剤の供給が何らかの理由により中断した場合、当社の薬局事業は、少なくとも当該薬剤の新しい供給者を確保できるまでの間、深刻な影響を被る可能性がある。このような混乱は評判を損なう原因となる可能性があり、また当社の薬局顧客のうち多大な人数が処方薬局を他社に移す事態をもたらす可能性がある。

このような要因の1つ又は複数の組み合わせにより、当社のブランド薬剤及びジェネリック薬剤の販売量、当社の小売薬局事業に関連する売上原価並びに同事業の純売上高及び粗利益が悪影響を受け、又は店舗間若しくはクラブ間の売上げ機会の損失につながり、ひいては当社全体の純売上高、その他の経営成績、キャッシュ・フロー及び流動性に悪影響が及ぶ可能性がある。

当社が優秀なアソシエートを獲得及び保持できない場合、賃金の上昇及び福利厚生費用の増加があった場合、並びに法の改正及びその他の労働問題が生じた場合、当社の業績は重大な悪影響を受けるおそれがある。

当社の事業の運営及び拡大の継続は、多数の、かつ、より多くの優秀なアソシエートを全世界で獲得及び保持できるか否かにかかっている。アソシエートの賃金及び関連人件費を抑えつつ、既存の店舗、クラブ及び流通管理施設における欠員を埋めるために優秀な人材を見つけられるか等、労働力の必要性に応えられるか否かは、当社が事業を展開する市場の労働人口に十分な数の優秀な人材がいるか否か、当該市場における失業率、一般的な賃金水準、人口統計上の変化、健康及びその他の保険費用、並びに雇用及び労働法令の新法又は改正法の採択等、無数の外的要因にさらされている。優秀な人材を発掘、誘致又は保持できない場合、当社が顧客に提供するサービスの質が低下し、当社の財務成績が悪影響を受けるおそれがある。

また、上記以外の理由で人件費若しくは関連費用が増大した場合、又は労働法令・規制の新法若しくは改正法若しくは医療保険法が採択若しくは施行され、そのために当社の労働費用がさらに増大した場合、当社の業績は重大な悪影響を受けるおそれがある。

財務リスク

外国為替レートの変動は、当社の財政状態及び当社の報告業績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

米国以外の国における当社の事業は、基本的にその国の現地通貨により行われる。当社の連結財務書類（後記「第6 1 財務書類」に含まれる。）は米ドルで表示されるものであり、当社は、これらの財務書類を作成するため、米国外の当社事業の資産、負債、純売上高、その他の収益及び費用の金額を当期の為替レートにより現地通貨建てから米ドル建てに換算する必要がある。近年、為替レートの変動が不利なものであったことにより、当社の報告業績は悪影響を受けている。

こうした外貨換算の結果、外国為替レートが対前期比で当社に不利に変動した場合、これによっても本書「第6 1 財務書類」に含まれる連結財務書類が当社の業績の対前期比の大幅な悪化を反映したものとなる可能性がある一方で、さほど堅調でないはずの当社の業績がこのような為替レートの変動があったおかげで対前期比の改善を示すものとなる可能性がある。このような当社に不利な為替レートの変動により、ウォルマート・インターナショナル事業セグメントの報告業績は悪影響を受け、ひいては当社の報告連結業績が悪影響を受ける。

当社は、世界各地の当社の店舗及びクラブにおいて販売するために購入する商品の代金を、販売する国の現地通貨以外の通貨建てで支払うことがある。当社がこのような商品の代金支払いのために通貨を取得する必要がある、支払通貨の為替レートが当社に不利に変動した場合、商品販売の費用が増加する可能性があり、同時にかかる当社費用の増加に見合う当該商品の価格の変更はできないか、又はかかる価格の変更を当社が望まない可能性があり、当社の粗利益に相応の悪影響が及ぶこととなる。したがって、外国為替レートの変動により当社の経営成績が悪影響を受ける可能性がある。

市場が期待する当社の業績が達成できない場合、当社株式の市場価格及び値動きに悪影響が及ぶおそれがある。

当社は、当社の株価が概して当社の将来の業績に対する市場の高い期待を反映していると考えている。こうした期待（当社の既存店・既存クラブ売上高成長率、電子商取引成長率、粗利益又は利益及び1株当たり利益を含む。）に応えられないか又は対応が遅い場合、当社株式の市場価格の低迷につながる可能性があり、ひいては当社の配当若しくは株式買戻プログラム又はその方針が変更を迫られる可能性がある。さらに、ウォルマートの業績が小売他社の業績と比較して優位に立っていない場合、当社の株価に悪影響が及ぶ可能性がある。

法務、税務、規制、法令遵守、風評その他のリスク

当社の海外事業においては、事業を行う国又は地域に特有の立法、司法、会計、法務、規制、税務、政治及び経済に関するリスク及び諸条件が存在し、これによって当社の業績又は財務実績は重大な悪影響を受けるおそれがある。

当社は米国での事業のほかに、アフリカ、アルゼンチン、カナダ、中央アメリカ、チリ、中国、インド、日本、メキシコ及び英国において、当社の小売事業を展開している。

2019年度において、ウォルマート・インターナショナル事業は、当社の連結純売上高の約24パーセントを生み出した。様々な国におけるウォルマート・インターナショナル事業もまた、米国外から商品及びサービスを仕入れている。これらの国々における将来の業績は、当社にとってコントロール不能な様々な要因によってマイナスの影響を受けるおそれがある。これらの要因には、現在又は将来当社が事業を行う国又は地域における、政治不安を含む政治状況、現地及び世界の経済状況、法律及び規制による制約（インドのような海外市場における電子商取引の展開に対する規制上の制約を含む、商品及びサービスの提供に対する規制等）、政府による規制措置（保護貿易政策等）、現地の製造物安全法及び環境法、税法、現地の労働法規、マネーロンダリングの防止に関する法律及び規制、通商政策、通貨規制、消費者及びデータの保護に関する法令その他の事項が含まれる。

英国における当社の事業及び経営成績は、未決着の英国の欧州連合からの離脱に起因する食費の増加、貿易政策の変更、労働、移民、税金その他の法律の改正及び為替レートの変動により、マイナスの影響を受けるおそれがある。当社は、かかる離脱が当社の事業にどの程度の影響を及ぼすかについては、英国及び欧州連合が代替的な貿易その他の取決めに正式に合意するまで、引き続き不透明であると予想している。

当社が事業を行う一部の国の経済においては、過去に、高インフレ及び通貨切下げが生じており、これが再発した場合は業績に悪影響を与えるおそれがある。当社の海外事業に影響を与えるその他の要因には、米国及びその他の国々の外国貿易、金融及び財政政策、並びに外国の政府、機関及び類似の組織の法律、規制及びその他の活動、並びに歴史的に米国よりも不安定である国々に多数の施設を有することによるリスクが含まれる。また、当社の海外事業に固有のリスクには、国際的な事業を管理する費用及び困難性、マイナスの税効果、並びに米国以外の国々において知的財産権を主張することの困難性が含まれる。米国外で事業を行う際には、米国内において一般的に事業を行う際の様々なリスクも存在し、文化、法律及び規制の違いにより、多くの主権国家において事業を行うことの困難性によって助長される場合がある。

当社が事業を展開する外国において、当社のアソシエート、請負業者又は代理人が、当社の方針に反し、1977年米国海外腐敗行為防止法（その後の改正を含む。）（以下「FCPA」という。）を始めとする当社に適用のある米国の法律及び規制並びに英国贈収賄防止法のような他の国の法律及び規制により禁止されている商慣行に従事する

スクが存在する。当社はこのような商慣行を禁止する世界的な方針を維持しており、また、このような法律及び規制の遵守の確保を目的とした全世界での腐敗防止コンプライアンス・プログラムを整備している。それにもかかわらず、当社は依然として、これらの米国の法律及び規制又は他の国の法律及び規制に違反する慣行が習慣的であるような国に本拠を置く者又はこのような国出身の者を含めた単独又は複数の当社のアソシエート、請負業者又は代理人が、当社の方針により禁じられた商慣行に従い、当社のコンプライアンス・プログラムの裏をかき、こうした行為により上記の法律及び規制に違反するリスクに直面している。このような違反は、たとえ当社の内部方針により禁止されたものであっても、当社の経営成績又は財務成績及び当社の評判に悪影響を及ぼす可能性がある。

税金及び貿易に関する法令の変更は、当社の財務実績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

2019年度において、当社の米国ウォルマート事業セグメント及びサムズクラブ事業セグメントは、当社の連結純売上高の約76パーセントを生み出した。連邦政府は、米国と、当社が店舗及びクラブで販売する多くの商品の仕入先である他の国々との貿易に影響を及ぼす関税率及び政府規制を含めて、貿易政策を大幅に変更する可能性を示唆している。既に検討された変更の可能性には、通商協定の再交渉ないしは終了及び米国への輸入品に課す関税率の引上げが含まれる。当社の米国の店舗及びクラブにおいて当社が販売する雑貨の相当部分は、他の国々で製造されている。かかる政策のいずれかが実施された場合、雑貨に関する当社のコストは（直接輸入か間接輸入かを問わず）増大し、これら商品の当社から顧客への販売価格が上昇するおそれがあり、そうなった場合、当社の米国での事業の財務実績及び当社事業は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当社は、米国及び当社が現在事業を営む外国法域又は過去に事業を行った外国法域の両方において、法人所得税その他の課税を受ける。当社の世界中の法人所得税額並びに当期税金資産及び繰延税金資産並びに当期税金負債及び繰延税金負債の決定にあたり、判断及び見積りが必要である。当社の法人所得税額は、法定税率が比較的低い法域においては利益が予測を下回ること、法定税率が比較的高い法域においては利益が予測を上回ること、繰延税金資産及び繰延税金負債の評価の変更、又は世界中の税法、規則若しくは会計原則の変更によって、重大な悪影響を被るおそれがある。

例えば、2017年減税及び雇用法（Tax Cuts and Jobs Act of 2017）（以下「税制改正法」という。）は、米国の企業に影響を及ぼす所得税法規に対する大幅な改正であり、また、米国課税当局からの追加ガイダンスが確定しないため、税制改正法に関してなお不透明な側面がある。米国財務省、内国歳入庁（以下「IRS」という。）その他の基準制定機関により追加のガイダンスが公表される過程で、これに伴う当社の見積りの変更があれば、関連する会計処理ガイダンスに従って処理する。

また、当社は、課税規則及び法規の改正に関する早期適用及び遡及適用を受けるほか、国内外両方の課税当局による定期的な調査及び監査を受ける。当社は、税金に関して合理的な見積りを行っているものと考えているが、最終的な課税上の取扱い、当社の連結財務書類（後記「第6 1 財務書類」に含まれる。）に計上した税額と大幅に異なる可能性があり、このような決定及び精算がなされた1又は複数の会計期間における当社の法人所得税、当期純利益又はキャッシュ・フローに重大な悪影響を与える可能性がある。

当社が事業を行う環境に特有のその他の法令の変更及び／又はかかる法令を遵守できない場合、当社の評判、市場に占める地位、又は当社の事業及び財務実績は重大な悪影響を被るおそれがある。

当社は、米国及びその他の国において複雑な規制環境下で事業を営んでおり、既存の法的要件の変更（関連する解釈及び施行の実務を含む。）、新たな法的要件並びに／又は適用される規制の不遵守により、悪影響を被るおそれがある。

米国における当社の薬局事業は、多数の連邦、州及び地方の規制（免許並びに薬局及び払戻協定に関するその他の要件を含む。）に服している。当社が服している規制は、薬局に関する連邦及び州の登録及び規制、プソイドエフェドリンを含む規制物質及び商品の調剤及び販売、メディケア及びメディケイドを含む適用のある政府系支払者の規制、医療保険の携行性と責任に関する法律（Health Insurance Portability and Accountability Act）、医療費負担適正化法（Affordable Care Act）を含むデータのプライバシー及び機密保護に関する法律及び規制、環境保護及び安全衛生に関する法律及び規制（有害物質への暴露並びにその管理及び処分を規定するものを含む。）、食品及び薬品の安全性に関する規制（米国食品医薬品局（以下「食品医薬品局」という。）及び麻薬取締局（以下「麻薬取締局」という。）の規制を含む。）、取引規制（米国連邦取引委員会の規制を含む。）、消費者の保護及び安全性に係る規制（消費者製品安全委員会の規制を含む。）、並びに当社が販売する商品及び当社が提供する金融サービスの利用可能性、販売、広告及び販売促進を規定する州の規制当局、反キックバック法、虚偽請求取締法、医療に係る詐欺及び不正使用、薬剤師の実務、眼科医療並びに看護サービスを規定する連邦及び州の法律を含むが、これらに限られない。

例えば、米国では麻薬取締局及び他の多様な規制当局が、薬剤及び規制物質の流通及び調剤に対し規制を課している。麻薬取締局及び州レベルの有効な免許を保有すること、様々な安全基準及び運営基準を満たすこと、規制物質の販売、調剤、処分及び保有に関する連邦及び様々な州の規制物質に係る法律及び関連規制の遵守が当社に義務付けられている。麻薬取締局、食品医薬品局及び州の規制当局は、これらの法律及び規制の違反に対して、商品の押収又はリコール、重大な刑事制裁、民事制裁及び行政処分を科す権限を含む広範な執行力を有している。

当社はまた、労働条件、安全衛生、雇用機会均等、福利厚生その他労務及び雇用に関する事項に関連する法令、競争及び独占禁止に関する事項に関連する法令、並びに米国外の薬局営業における保健及び健康に関する規制を含む米国内外及び州の一般に適用される法令の規制も受けている。また、当社が提供しているか又は利用を可能にしている送金代行サービスを始めとする一部の金融サービスは、マネーロンダリング、詐欺その他の不正行為の発見

及び防止の補強等を目的とする法令の要件に服する。新たな法律、規制及び政策並びに関連する解釈、並びに執行実務又は規制機関の検査に関する変更の影響は、一般的に予想が不可能であり、適用される法律、規制及び方針並びに関連する解釈及び執行実務の変更により、システム及び運営の広範な変更が必要となり、実行が難しく、当社の営業コストを増大させ、多額の資本支出を必要とし、又は当社が提供する商品若しくはサービスのコスト若しくは魅力に悪影響をもたらすおそれがある。

適用される法律及び規制の遵守が適時でないこと又は不遵守により、当社の事業運営の継続に悪影響を及ぼす可能性のある民事制裁金及び刑事処分（政府プログラムからの支払停止、必要な政府の認可の喪失、政府プログラム（米国のメディケア及びメディケイドのプログラムを含む。）に参加する権限の喪失又は同プログラムからの排除、免許の喪失、多額の罰金又は金銭的な損害及び／若しくは違約金を含む。）が科されるおそれがある。また、米国又は当社が事業を行う国々において、適用される法令の要件を遵守できないことにより、重大な法律上及び財務上のリスクにさらされ、当社の評判を損ない、当社の事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響が及ぶおそれがある。

当社を相手取った訴訟が提起されており、結果によっては経営成績、財政状態及び流動性に重大な悪影響が生ずるおそれがある。

当社は、消費者、雇用、不正行為及びその他の訴訟を含む、数々の訴訟手続の当事者となっている。当社は特に、労働時間及び賃金に関する州法及び連邦法に基づき原告が訴えを提起している集団訴訟、並びに連邦及び州の消費者法に基づき原告が訴えを提起している集団訴訟を想定した申立てを含め、現在いくつかの訴訟の被告となっている。

また、当社の完全子会社であるアズダ・ストアーズ・リミテッド（以下「アズダ」という。）は、英国のマンチェスター雇用審判所に係属する多数の「同一価値」請求の被告とされている。原告らは、現在及び過去のアズダ店舗の従業員であり、申立ての趣旨は、アズダの小売店舗の女性従業員が行う作業は、とりわけ職務として要求される内容において、アズダの倉庫及び流通施設で勤務する男性従業員のそれと同一価値であって、これらの異なる職務の間の賃金の格差は、客観的に正当化されない、というものである。原告らの要求は、倉庫及び流通施設におけるより高い賃金率に基づく差異分の遡及賃金並びに将来の期間に関するより高い賃金率である。当社は現時点において、かかる請求が提起されうる件数を予測することはできず、またこれらの問題により生じる損失又は損失の範囲を合理的に見積もることはできない。

2017年12月、米国広域係属訴訟司法委員会（United States Judicial Panel on Multidistrict Litigation）は、蔓延するオピオイド乱用の影響に関連して訴訟を提起している様々な原告（郡、市、医療機関、ネイティブアメリカン部族、個人、外部支払人を含む。）により、様々な被告に対し提起された多くの訴訟を併合した。併合された広域係属訴訟は、全米処方鎮痛剤関連訴訟（*In re National Prescription Opiate Litigation*）（広域係属訴訟第2804号）と称され、オハイオ州北部地区合衆国連邦地方裁判所で係属中である。当社は、かかる広域係属訴訟の一部の訴訟において、被告とされている。当社を訴える同様の訴訟も、州政府、地方政府及び部族政府、医療機関並びにその他の原告により州立裁判所に提起されている。原告らは補償的損害賠償及び懲罰的損害賠償並びに排除を含む差止命令による救済を求めている。当社は、提起される可能性がある訴訟の件数を予測することはできず、また、かかる訴訟により発生する損失額又は損失の範囲を合理的に見積もることはできない。

以上の訴訟案件及び当社が当事者となっているその他の訴訟については、後記「第6 3（1）訴訟及び規制手続」並びに「第6 1 財務書類」中の当社の連結財務諸表の注記10「不測の事態」に記載されている。

当社において現在進行中のFCPA事案に起因する債務、処罰及びその他の制裁措置が当社に科され、またその他の不利な結果が当社に生じるおそれがある。

以前に開示したとおり、当社は、FCPA違反の可能性について、米国司法省及びSECによる調査を受けている。当社はこれらの機関に協力しており、これら機関との間で上記諸問題の解決につき検討を継続している。これらの議論は一定の進捗を示したため、2018年度において、当社は発生する可能性がある損失額を合理的に見積もり、上記諸問題に関し、総額283百万米ドル（以下「発生額」という。）を計上した。

複数のメキシコの連邦政府機関及び地方政府機関が、上記の事項に関して調査を行った。ウォルマート・デ・メキシコ S.A.B. de C.V.（以下「ウォルメックス」という。）は、これらの調査を行うメキシコの政府機関に協力した。

さらに、調査中の事項に関して、複数の当社株主により、当社、当社の一部の現任及び過去の取締役並びに過去の役員、並びにウォルメックスの一部の過去の役員に対して、訴訟が提起された。これらの案件は現在解決済みとなったか、又は提案された和解に関して若干額が計上された。

当社は、上述の諸問題により、様々なマイナスの影響を受ける可能性がある。継続中の政府調査の一部又は全部の対象となっている事項に関して、1つ又は複数の執行訴訟が提起される可能性があり、かかる訴訟が提起された場合、判決、和解、罰金、処罰、差止命令、排除措置命令、締め出し又はその他の救済措置、刑事上の有罪判決及び／若しくは刑罰が科される可能性がある。株主代表訴訟により、当社並びに当該訴訟において名指しされる当社の現任及び過去の取締役及び役員に不利な判決が下される可能性がある。また当社は、これらの諸問題に対するメディア及び政府の関心が継続するものと予想しており、こうした関心の中には、一部の視聴者に対しては、当社の企業市民としての役割の認識に影響を及ぼす可能性があるような、これらの諸問題に関する追加の報道記事が含まれる。さらに、政府の調査に関して、情報請求に対応するため又は文書、供述書及びその他の情報を要求する召喚

令状に対応するため、株主代表訴訟に対する弁護活動のため、並びに調査に関連して、当社には、費用の負担がこれまで発生しており、また、引き続き発生する見込みである。

当社は、これらの諸問題のために発生額を計上したが、議論は継続中であるため、これらの諸問題の最終的解決の時期又は条件について保証はできない。当社は、現時点では、発生額（及び将来の特定時点における発生額の支払い）を含めて、これらの諸問題が当社の事業、財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼすことはないと考えているものの、かかる状況に内在する不安定性に鑑みて、当社はこれらの諸問題が、将来において当社の事業、財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼさないとの保証はできない。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項中の将来に関する記述は、2019年1月31日現在の当社の考え、展望、目的、予測及び見積りに基づくものである。

概要

本項は、2019年1月31日に終了した会計年度（以下「2019年度」という。）、2018年1月31日に終了した会計年度（以下「2018年度」という。）及び2017年1月31日に終了した会計年度（以下「2017年度」という。）の当社の業績について述べており、後記「第6 1 財務書類」に含まれる連結財務諸表及びその注記とあわせて読まれるべきものである。本項は、当社の財務諸表、財務諸表における主要項目の推移、及びかかる変化の主な要因を理解するための一助となることを意図したものである。当社はまた、経営陣が当社の業績を評価するために用いる特定の業績指標についても検討している。また、各セグメント及びその業績が当社全体の財政状態及び経営成績に対していかなる影響を与えているかをよりよく理解するために、3つのセグメントそれぞれの業績について情報を記載している。

経営陣は、当社のセグメントの業績の測定にあたり、各セグメントの営業利益等の指標を使用している。当社は、当社の最高業務意思決定者が定期的に見直す情報に従い、各セグメントの営業利益（一定の全社費の配賦を含む。）その他の指標の測定方法を随時修正する。2019年度において、当社は、事業セグメントに対する全社費の配賦（減価償却費を含む。）を一部改定し、これに伴い、比較を可能にするため、過去の期間に係る数値を修正した。

経営陣はまた、既存店・既存クラブ売上高を測定する。これは、特定の期間における既存の店舗及びクラブの売上高（電子商取引売上高を含む。）（以下「既存店舗売上高」ともいう。）が、前年同期比でどれほど変化したかを示す指標である。ウォルマートの既存店舗売上高の定義には、改築、移転、拡大及び転換を含め、過去12か月間に営業していた店舗及びクラブの売上高並びに電子商取引売上高が含まれる。当社は、電子商取引売上高の影響について、注文はオンライン又はモバイル・アプリケーション（オムニチャネル取引を含む。）を通じてなされ、当社の店舗及びクラブを通じて実行された全売上高を含めて測定する。店舗の形態が変わり、かかる転換に5パーセントを超える売場面積の変更という結果をもたらすような移転又は拡大が伴う場合、当該店舗の売上高は、既存店・既存クラブ売上高から除外される。また、事業の買収に関連した売上高は、当該買収事業の保有が12か月間を経過するまで除外される。小売業界には、既存店舗売上高を「同一店舗」売上高と呼ぶ企業もある。既存店舗売上高の計算方法は、小売業界内で異なる。このため、当社における既存店舗売上高の計算は、他社による同様の名の付く数値と、必ずしも比較できない場合がある。

当社の経営成績の議論において、為替レートとは、機能通貨が米ドルでない国に関する経営成績を米ドル建てに換算する際に、又はハイパーインフレが発生している国に関して、当社が使用する外貨換算レートを意味する。当社は、為替レートの変動の影響を、当期の為替レートをを用いて換算された当期の事業活動及び比較対象である前年度の為替レートをを用いて換算された当期の事業活動の差額として計算している。なお、米ドル建てでない事業の買収に関しては、当該買収事業の保有が12か月間を経過するまで、為替レートの変動は計算しない。この計算の結果については、議論全体を通じて、為替レートの変動の影響として言及する。為替レートの変動は、当社及びウォルマート・インターナショナル・セグメントの将来の経営成績（純売上高及び営業利益を含む。）に影響を与える可能性がある。

当社の事業は、年中行事、法定休日及び宗教上の休日、気象傾向により、ある程度、季節に左右される。従来、当社の売上高及び営業利益が最も高くなるのは、1月31日終了の四半期である。

当社は、下記を含む一定の戦略的なポートフォリオ上の決断を行った（詳細は「第2 3 事業の内容」を参照のこと。）。

- 2018年8月、フリップカート・プライベート・リミテッド（以下「フリップカート」という。）の発行済株式の81パーセント（希薄化後株式の77パーセント）を取得。進行中の事業により、2019年度の当期純利益はマイナスの影響を受けており、かかるマイナスの影響は2020年度も続く見込みである。
- 提案されているJ・セインズベリー・ピーエルシー及びアズダ・グループ・リミテッド（以下「アズダ」という。）の企業結合。当社は、結合後企業の株式資本の約42パーセントを受け取ることになっているが、売却目的保有の基準が2019年1月31日時点において達成されていない。また、規制当局の承認を得られる保証又は提案されている企業結合が完了する保証はない。将来において売却目的保有の分類の基準が処分グループに関して満たされた場合、当社は損失の認識を予想しているが、その金額は、受け取る株式資本の価値及

び外国為替レートの変動に基づき変動する可能性がある。（提案された企業結合について「第6 3（2）後発事象」を参照のこと。）

- ・ 2018年8月、ウォルマート・ブラジルの80パーセントをアドベント・インターナショナル（以下「アドベント」という。）へ売却。当社は、本件売却に関して48億米ドルの税引前損失を2019年度に計上した。
- ・ 2018年12月、ウォルマート・チリの銀行事業を売却。ウォルマート・カナダの銀行事業の売却が提案されており、2019年1月31日現在、売却目的で保有する資産に分類されている。

小売業界

当社は、当社が事業を運営する全ての市場において、非常に競争の激しいオムニチャネルな小売業界で経営を行っている。当社は、他のディスカウントストア、デパート、ドラッグストア、1ドルショップ、雑貨店、専門店、会員制の大型ディスカウントストア及びスーパーマーケット並びに電子商取引事業と競合している。これら競合相手の多くは全国、地域若しくは国際チェーンであるか、又は全国的若しくは全世界的にオムニチャネル又は電子商取引の営業を行っている。当社はさらに、小売店の重要な立地を巡って、また優秀な従業員（以下「アソシエート」という。）の獲得及び保持において、数多くの企業と競争している。当社は、他の小売業者と同様、大災害、気象、競争圧力、消費者の可処分所得、消費者の債務水準及び購買動向、消費者の信用力、商品原価、為替レートの変動、消費者の選好、デフレ、インフレ、燃料及びエネルギー価格、一般経済情勢、保険費用、金利、人件費、税率、関税の賦課、サイバーセキュリティ攻撃及び失業率等、様々な要因の影響を受ける。当社の経営成績に影響を及ぼしうる要因、並びに当社及び当社の有価証券への投資が直面する一定のリスクについての詳細は、上記「2 事業等のリスク」及び本書表紙における（注）7の議論を参照のこと。

会社業績指標

当社は、毎日低コスト（エブリデー・ローコスト）が支える毎日低価格（エブリデー・ロープライス）を通じて顧客の節約を助け、よりよい生活を支援することを約束している。当社は、事業を営む国々において当社の競争力を維持及び強化するため、折に触れて事業戦略を調整している。当社は、財務上の枠組みを以下のとおり定義する。

- ・ 強固かつ効率的な成長
- ・ 一貫した経営上の規律
- ・ 戦略的な資本配分

当社は、かかる財務上の枠組みを実行することにより、当社の資本利益率が次第に改善すると考えている。

強固かつ効率的な成長

強固かつ効率的な成長の優先という当社の目標は、生産性の最も高い成長機会に重点的に取り組むことであり、店舗及びクラブの新規開店の成長率を減速させる一方で、既存店・既存クラブ売上高の増加、電子商取引売上高の成長の加速及びオムニチャネル計画の拡大に注力することを意味する。当社は随時、当社の長期的成長を重視した戦略的投資を行っている。

既存店舗売上高は、一定期間と前年の同期間とを比較して既存店及び既存クラブの売上高（電子商取引売上高を含む。）の変化を計測することで、当該既存店及び既存クラブの業績を示すものである。小売業界では通常、小売業カレンダー（4 - 5 - 4 カレンダーともいう。）を用いて既存店舗売上高を報告している。当社は小売業界と整合性を保つため、当社の四半期決算発表においては小売業カレンダーを用いて既存店舗売上高を報告している。しかし、以下の当社既存店舗売上高の記載は、当社の会計年度カレンダーを用いて計算した既存店舗売上高を意味するため、小売業カレンダーを用いた既存店舗売上高とは異なる結果となる場合がある。

2019年度及び2018年度の既存店舗売上高及び同売上高に占める燃料売上高の影響は、以下のとおりである。

	1月31日に終了した会計年度			
	2019年	2018年	2019年	2018年
	燃料売上高を含む 既存店・既存クラブ売上高		既存店・既存クラブ売上高に占める 燃料売上高の影響	
米国ウォルマート	3.7 %	2.1 %	0.1 %	0.1 %
サムズクラブ	5.4 %	2.8 %	1.6 %	1.0 %
米国会計	4.0 %	2.2 %	0.4 %	0.2 %

米国ウォルマートの既存店舗売上高は、2019年度及び2018年度において、客単価及び入店客数の増加により、それぞれ前会計年度と比較して3.7パーセント及び2.1パーセント増加した。当社は、顧客がオムニチャネルで切れ目なく買物できるよう、継続して努力を傾注しているが、米国ウォルマートの電子商取引売上高は、2019年度及び2018年度の既存店舗売上高にそれぞれ約1.3パーセント及び0.7パーセントのプラスの寄与をもたらした。サムズクラブの既存店舗売上高は、2019年度及び2018年度においてそれぞれ5.4パーセント及び2.8パーセント増加した。サムズクラブの2019年度の既存店舗売上高は、堅調な入店客数によりもたらされ、また、閉店したクラブの売上高が当社の既存のクラブ及び燃料の売上高に移転したことも増加の要因となった。こうした増加は、当社が2019年度、

一部の店舗からタバコを撤去する決定をしたことによるタバコ売上高の減少により、一部相殺された。サムズクラブの2018年度の既存店舗売上高は、堅調な入店客数及び燃料の売上げによりもたらされた。サムズクラブの電子商取引売上高は、2019年度及び2018年度の既存店舗売上高にそれぞれ約0.9パーセント及び0.7パーセントのプラスの寄与があった。

一貫した経営上の規律

当社は、経費の管理、当社の業務効率の最適化、及びサービスコストを持続可能な最小限とする環境の創出により、規律ある経営を行っている。当社は生産性を高め、在庫を管理し、コストを引き下げるために技術及びプロセス改善への投資を行う。当社は、販売費及び一般管理費よりも成長速度の速い純売上高、と定義する費用の効率的活用を通じて経営上の規律を測定する。

(単位：百万)	1月31日に終了した会計年度	
	2019年	2018年
純売上高	\$ 510,329	\$ 495,761
比較対象会計期間からの増減率	2.9 %	3.0 %
販売費及び一般管理費	\$ 107,147	\$ 106,510
比較対象会計期間からの増減率	0.6 %	4.6 %
純売上高に対する販売費及び一般管理費の割合	21.0 %	21.5 %

2019年度において、純売上高に対する販売費及び一般管理費（以下「営業費用」という。）の割合は、前会計年度同期に比べて48ベース・ポイント低下した。かかる費用の効率的活用の主な要因は、堅調な売上高の実績とともに生産性が向上したこと及び次段落に記載する2018年度の費用の重複である。2019年度の改善は、電子商取引及び技術への投資をさらに行なったこと、並びに証券集団訴訟に関連する160百万米ドルの費用により、一部相殺された。

2018年度における純売上高に対する営業費用の割合は、前会計年度と比較して32ベース・ポイント上昇した。純売上高の増加及び経費管理の改善により、純売上高に対する営業費用の割合はプラスの影響を受けたが、サムズクラブの閉店及び不動産プロジェクトの廃止に伴う約6億米ドルの費用、アソシエートに支払われた400百万米ドルの一括払いの賞与、ホームオフィスの解雇に関する300百万米ドル、FCPAの問題に関する283百万米ドルの未払弁護士費用、米国ウォルマートにおける不動産プロジェクトの廃止に伴う244百万米ドルの費用並びに一部の海外の不動産物件から退出する決定及びファースト・パーティであるブラジルの電子商取引事業を縮小する決定により、当社は費用の効率的活用を行わなかった。

戦略的な資本配分

当社は、前期までと比較して、電子商取引、技術、サプライ・チェーン、及び店舗の改装により多くの資本を、新規店舗及びクラブの出店にはより少ない資本を配分している。かかる配分は、店舗及びクラブにおける顧客への訴求力を改善し、オムニチャネルで切れ目なく顧客が買物できるようにする、という当社のイニシアチブと合致するものである。2019年度の資本支出は、前年比で若干増加した。その詳細は、下表のとおりである。

(単位：百万)	1月31日に終了した会計年度	
	2019年	2018年
資本支出の配分		
電子商取引、技術、サプライ・チェーンその他	5,218	4,521
改装	2,152	2,009
新規の店舗及びクラブ（拡大及び移転を含む。）	\$ 313	\$ 914
米国合計	7,683	7,444
ウォルマート・インターナショナル	2,661	2,607
資本支出合計	\$ 10,344	\$ 10,051

収益率

当社が財務上の枠組みを実行することにより、資本利益率は次第に改善されると当社は考えている。当社は、資本利益率を資産利益率、投資収益率及びフリー・キャッシュ・フローの指標によって測定している。当社はさらに、株式の買戻し及び配当の支払いによって収益を還元することにも取り組んでおり、その詳細は後述の「流動性及び資金源」の項に記載する。

資産利益率及び投資収益率

当社は、資産の収益率を評価する指標として、最も直接的に比較可能な米国において一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「米国GAAP」という。）に従って表示される当社の財務書類に基づく指標である総資産利益率（以下「ROA」という。）と、投資収益率（以下「ROI」という。）を含めている。ROIは、米国GAAPに基づかない財務基準とされているものの、ウォルマートの資産活用がどれほど効果的であるかを投資家が評価する一助と

なるため、投資家に提供すべき有意義な基準であると経営陣は考えている。ROIの傾向は、経営陣が戦略イニシアチブの長期的将来性と予想される短期的影響とのバランスを取るため、時とともに変動する可能性がある。2019年及び2018年の1月31日に終了した各年度のROAは、それぞれ3.4パーセント及び5.2パーセントであった。2019年度におけるROAの減少は、主として、ウォルマート・ブラジルの過半数持分の売却に関連した45億米ドルの純損失により連結当期純利益が減少したこと及び当社のJD.comに対する投資に関する28億米ドルの未実現純損失によるものであった。2018年度におけるROAの減少は、主として、社債償還損及び営業利益の減少によるものであった。2019年度のROIは、14.2パーセントと2018年度から横ばいであった。

当社におけるROIの定義は、直近の連続する12か月間における修正後営業利益（営業利益に受取利息、減価償却費及び賃借費用を加えたもの）を、当該期間の平均投下資本で除したものである。当社は、平均投下資本を、期首及び期末の資産合計の平均額に、減価償却累計額の平均を加え、当該期間における買掛金平均及び未払債務平均を差し引き、これに当該年度又は直近の連続する12か月間の賃料に相当する賃料要素に8を乗じたものを加えたものとみなしている。

当社の計算によるROIは、非米国GAAP財務基準とされている。これは、当社の計算するROIにおいては、最も直接的に比較可能な米国GAAPに基づく財務指標において算入及び除外される金額を除外及び算入する財務指標を用いるためである。例えば、当社はROIの計算における分子部分の算出において、報告した営業利益から減価償却費の影響を除外する。また、当社はオペレーティング・リースの仮定上の資産化を見積もるための賃料費用に乗数の8を含める。上述のとおり、当社では、一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて計算される財務基準としてはROAが、当社の計算するROIとの直接比較が最も可能であると考えている。ROAは、当該期間における連結当期純利益を、当該期間における資産合計の平均額で除したものであり、ROIとは異なる。これは、ROIが一部の費用項目を除外し受取利息を加えて営業利益を調整したものであることによるものであり、具体的には資産合計について減価償却累計額、買掛金及び未払債務の影響を調整していること、並びに総投下資本を割り出すため賃料要素を組み込んでいることによるものである。かかる調整を経るため、ROIは、当社の主要資産の活用状況をより正確に捉える指標であり、投資家にとってROAよりも有意義である、と当社は考えている。

ROIは標準的な財務指標であるが、企業のROIを計算する方法は多数ある。このため、経営陣が当社のROIの計算に用いる方法は、他社が各々のROIの計算に用いる方法とは異なる場合がある。2020年度より、当社のROI計算方法は、会計基準更新書（「ASU」）第2016-02号「リース」の適用に伴い変更される。主な変更点は、支払賃料に係る乗数の8に替えて米国GAAPに基づくオペレーティング・リース資産とすることである。

ROA及びROIの計算と、最も比較可能な米国GAAP財務基準であるROAの計算とROIとの調整は、以下のとおりである。

	1月31日に終了した会計年度	
	2019年	2018年
(単位：百万)		
総資産利益率の計算		
分子		
連結当期純利益	\$ 7,179	\$ 10,523
分母		
資産合計平均 ⁽¹⁾	\$ 211,909	\$ 201,674
総資産利益率(ROA)	3.4 %	5.2 %
投資収益率の計算		
分子		
営業利益	\$ 21,957	\$ 20,437
+ 受取利息	217	152
+ 減価償却費	10,678	10,529
+ 賃借料	3,004	2,932
= 修正後営業利益	\$ 35,856	\$ 34,050
分母		
資産合計平均 ⁽¹⁾	\$ 211,909	\$ 201,674
+ 減価償却累計額平均 ⁽¹⁾	85,107	79,995
- 買掛金平均 ⁽¹⁾	46,576	43,763
- 未払債務平均 ⁽¹⁾	22,141	21,388
+ 賃料 × 8	24,032	23,456
= 平均投下資本	\$ 252,331	\$ 239,974
投資収益率(ROI)	14.2 %	14.2 %

	1月31日現在		
	2019年	2018年	2017年
貸借対照表の特定情報			
資産合計	\$ 219,295	\$ 204,522	\$ 198,825
減価償却累計額	87,175	83,039	76,951
買掛金	47,060	46,092	41,433
未払債務	22,159	22,122	20,654

(1) 平均値は、当会計年度末の勘定残高と前会計年度末の勘定残高の合計を2で除したものに基いている。

フリー・キャッシュ・フロー

フリー・キャッシュ・フローは、非米国GAAP財務基準とみなされている。しかしながら、当社経営陣は、事業活動によって追加の現金を得る当社の能力を測るフリー・キャッシュ・フローは、当社の業績を評価する際の重要な財務基準であると考えている。フリー・キャッシュ・フローは、業績の基準としての連結当期純利益、及び流動性の基準としての営業活動により得られた現金（純額）に代わるものとしてではなく、これらに追加するものとして検討されるべきである。営業活動により得られた現金（純額）、投資活動に使用した現金（純額）及び財務活動に使用した現金（純額）を含む米国GAAP指標の検討については、後述の「流動性及び資金源」の項を参照のこと。

当社におけるフリー・キャッシュ・フローの定義は、ある期間中に営業活動により得られた現金（純額）から、当該期間に行った有形固定資産の取得による支出を差し引いたものである。当社の営業活動により得られた現金（純額）は、2019年度、2018年度及び2017年度においてそれぞれ278億米ドル、283億米ドル及び317億米ドルであった。2019年度、2018年度及び2017年度のフリー・キャッシュ・フローは、それぞれ174億米ドル、183億米ドル及び211億米ドルであった。2019年度の営業活動により得られた現金（純額）が2018年度と比較して減少したのは、主に供給業者に対する支払いの時期によるものであったが、主に2017年12月22日施行の米国の税制改革（以下「税制改革」という。）の結果である税金支払額の減少及び税金の支払いの時期により一部相殺された。2019年度のフリー・キャッシュ・フローが2018年度と比較して減少したのは、営業活動により得られた現金（純額）の減少と同じ要因及び資本支出の3億米ドルの増加によるものであった。2018年度の営業活動により得られた現金（純額）及びフリー・キャッシュ・フローは、2017年度と比較して減少したが、これは主に税金その他の支払いの時期、前年度の運転資本管理の改善の調整及び2017年度に採用された税制の適用によるものである。

ウォルマートにおけるフリー・キャッシュ・フローの定義は、裁量的支出のための余剰キャッシュ・フローを表すものではないため限定的である。これは、フリー・キャッシュ・フローが、債務返済費用及び事業買収によるその他の契約上の債務又は支払いを控除していないという事実によるものである。したがって、フリー・キャッシュ・フローは、当社の連結キャッシュ・フロー計算書（後記「第6 1 財務書類」に含まれる。）の補足情報を提供する指標として捉えることが重要であると考えている。

他社もそのフリー・キャッシュ・フローを計上しているが、企業のフリー・キャッシュ・フローを計算する方法は多数ある。このため、経営陣がフリー・キャッシュ・フローの計算に用いる方法は、他社が各々のフリー・キャッシュ・フローの計算に用いる方法とは異なる場合がある。

下記の表は、非米国GAAP財務基準であるフリー・キャッシュ・フローと、米国GAAP財務基準としてはフリー・キャッシュ・フローと最も直接比較可能であると当社が考える営業活動により得られた現金（純額）とを調整したもの、並びに投資活動に使用した現金（純額）及び財務活動に使用した現金（純額）に関する情報である。

	1月31日に終了した会計年度		
	2019年	2018年	2017年
(単位：百万)			
営業活動により得られた現金（純額）	\$ 27,753	\$ 28,337	\$ 31,673
有形固定資産の取得による支出	(10,344)	(10,051)	(10,619)
フリー・キャッシュ・フロー	\$ 17,409	\$ 18,286	\$ 21,054
投資活動に使用した現金（純額） ⁽¹⁾	\$ (24,036)	\$ (9,079)	\$ (13,896)
財務活動に使用した現金（純額）	(2,537)	(19,875)	(19,072)

(1) 投資活動に使用した現金（純額）には、有形固定資産の取得による支出が含まれる。有形固定資産の取得による支出は、当社のフリー・キャッシュ・フローの計算にも含まれる。

業績

連結業績

(単位: 百万 (店舗数を除く。))	1月31日に終了した会計年度		
	2019年	2018年	2017年
収益合計	\$ 514,405	\$ 500,343	\$ 485,873
比較対象会計期間からの増減率	2.8 %	3.0 %	0.8 %
純売上高	\$ 510,329	\$ 495,761	\$ 481,317
比較対象会計期間からの増減率	2.9 %	3.0 %	0.6 %
米国全体の既存店舗売上高の増加	4.0 %	2.2 %	1.4 %
粗利益率	24.5 %	24.7 %	24.9 %
営業利益	\$ 21,957	\$ 20,437	\$ 22,764
純売上高に対する営業利益の割合	4.3 %	4.1 %	4.7 %
連結当期純利益	\$ 7,179	\$ 10,523	\$ 14,293
期末現在の店舗数	11,361	11,718	11,695
期末現在の売場面積 (単位: 百万平方フィート)	1,129	1,158	1,164

当社の収益合計 (純売上高がその大部分を占めるが、会費及びその他収入も含まれる。) は、2019年度及び2018年度においてそれぞれ前年度比で141億米ドル (2.8パーセント) 及び145億米ドル (3.0パーセント) 増加した。2019年度及び2018年度における当社の純売上高は、それぞれ前年度比で146億米ドル (2.9パーセント) 及び144億米ドル (3.0パーセント) 増加した。2019年度の純売上高は、米国ウォルマート・セグメント及びサムズクラブ・セグメントの既存店舗売上高の全体的な増加とともに、当社の海外市場の大半における既存店舗売上高の増加及び2019年度第3四半期に買収したフリップカートからの売上高によるプラスの影響を受けた。もっとも2019年度の純売上高の増加は、サムズクラブ・セグメントのクラブ店舗を2018年度中に閉鎖したことによる45億米ドルの純売上高の減少、インターナショナル・セグメントにおいてウォルマート・ブラジルの過半数持分を売却したことによる31億米ドルの純売上高の減少、及び為替レートの変動による7億米ドルのマイナスの影響により、一部相殺された。2018年度の純売上高は、既存店舗売上高の全社的な増加、新規出店の影響及び電子商取引事業の買収により発生した売上高によるプラスの影響を受けた。これらの要因がもたらした2018年度における連結純売上高へのプラスの影響は、イーハオディアン事業及びサバービア事業の売却により純売上高が19億米ドル減少したこと並びに為替レートの変動により5億米ドルのマイナスの影響があったことにより、一部相殺された。

当社の粗利益率は、2019年度及び2018年度において、それぞれ前年度比で18ベシス・ポイント及び26ベシス・ポイント低下した。2019年度の低下は、当社の電子商取引事業の拡大、フリップカートの連結、計画的な価格設定戦略及び輸送費用の増大による影響であった。2018年度の低下は主に、計画的な価格設定戦略、及び電子商取引事業の拡大がもたらす複雑な影響によるものである。

会費及びその他収入は、主にインターナショナル・セグメントのサバービア事業の売却益387百万米ドルを前年度に計上していたことにより、2019年度は前年度と比較して減少した。2018年度の会費及びその他収入は、前年度と比較して相対的に横ばいであった。2018年度には、サバービアの売却益387百万米ドル及び土地売却益47百万米ドル、持続可能な成長への努力による再生利用からの収入の増加、並びにサムズクラブのプラス会員の普及率の増加による会費収入の増加が含まれていたが、これらの利益は2017年度に計上された利益を上回れなかった。

純売上高に対する営業費用の割合は、2019年度において、前年度同期比で48ベシス・ポイント低下した。かかる費用の効率的活用の主な要因は、堅調な売上高の実績とともに生産性が向上したこと及び次段落に記載する2018年度の費用が当年度重複して発生しなかったことである。2019年度の改善は、電子商取引及び技術への投資をさらに行ったこと、並びに証券集団訴訟に関連する160百万米ドルの費用により、一部相殺された。

2018年度の純売上高に対する営業費用の割合は、前年度と比較して32ベシス・ポイント上昇した。純売上高の増加及び経費管理の改善により、純売上高に対する営業費用の割合はプラスの影響を受けたものの、サムズクラブの閉店及び不動産プロジェクトの廃止に関連する約6億米ドルの費用、アソシエートに支払われた400百万米ドルの一括払いの賞与、ホームオフィスの解雇に関する300百万米ドル、FCPAの問題に関する283百万米ドルの未払弁護士費用、米国ウォルマートにおける不動産プロジェクトの廃止に関連する244百万米ドルの費用、並びに一部の海外の不動産物件から退出する決定及びファースト・パーティであるブラジルの電子商取引事業を縮小する決定により、当社は費用の効率的活用を行わなかった。

その他の損失は、2019年度において、主にウォルマート・ブラジルの過半数持分の売却による48億米ドルの税引前損失、及びJD.comに対する当社投資額の市場価値が税引前で35億米ドル減少したことにより、84億米ドルとなった。2018年度の業績には、31億米ドルの社債償還損が含まれる。

当社の実効税率は、2019年度に関しては37.4パーセント、2018年度に関しては30.4パーセント、2017年度に関しては30.3パーセントであった。米国の法定税率は、2017年減税及び雇用法 (以下「税制改正法」という。) により引き下げられたものの、当社の2019年度における実効税率は、主に当社がウォルマート・ブラジルの過半数持分の売却及びフリップカートの業績に関連して最小限のタックス・ベネフィットを認識したことにより上昇した。また、当社の所得税の実効税率は変動する可能性もあり、これは、一定の偶発租税債務に対する当社の評価の変更、

評価性引当金、税法の改正、行政監査の結果、分離項目の影響、並びに当社の米国事業及び海外事業（2019年度以降は概ね米国の法定税率より高い法定税率を適用される。）における利益の構成及び規模等、いくつもの要因が影響するためである。2019年度、2018年度及び2017年度における米国の法定税率から実効法人所得税率への調整については、後記「第6 1 財務書類」中の連結財務諸表の注記9「法人所得税」に示されている。

上記の要因の結果、当社は2019年度及び2018年度において、それぞれ72億米ドル及び105億米ドルの連結当期純利益を計上した。前年度と比較して2019年度及び2018年度はそれぞれ33億米ドル及び38億米ドルの減少であった。ウォルマートに帰属する希薄化後普通株式1株当たり当期純利益（「EPS」）は、2019年度、2018年度及び2017年度において、それぞれ2.26米ドル、3.28米ドル及び4.38米ドルであった。

米国ウォルマート・セグメント

	1月31日に終了した会計年度		
	2019年	2018年	2017年
（単位：百万（店舗数を除く。））			
純売上高	\$ 331,666	\$ 318,477	\$ 307,833
比較対象会計期間からの増減率	4.1 %	3.5 %	3.2 %
年間既存店舗売上高増加率	3.7 %	2.1 %	1.6 %
営業利益	\$ 17,386	\$ 16,995	\$ 17,012
純売上高に対する営業利益の割合	5.2 %	5.3 %	5.5 %
期末現在の店舗数	4,769	4,761	4,672
期末現在の売場面積（単位：百万平方フィート）	705	705	699

米国ウォルマート・セグメントの純売上高は、2019年度及び2018年度においてそれぞれ前年度比で132億米ドル（4.1パーセント）及び106億米ドル（3.5パーセント）の増加であった。これらの純売上高の増加は、主に既存店売上高が客単価及び入店客数の増加により2019年度は3.7パーセント、2018年度は2.1パーセントそれぞれ増加したことによるものであった。米国ウォルマートの電子商取引売上高は、2019年度及び2018年度の既存店舗売上高の増加にそれぞれ約1.3パーセント及び0.7パーセント寄与した。さらに、2018年度は売場面積が前年比で増加したことも、前年比での売上高の増加に寄与した。

粗利益率は、前年度と比較して2019年度は28ベース・ポイント、2018年度は24ベース・ポイント、それぞれ低下した。2019年度の低下は、主に当社の計画的な価格設定戦略、輸送費用の増大、及び当社の電子商取引事業の拡大がもたらす複雑な影響によるものである。2018年度の低下は、主に当社の計画的な価格設定戦略及び電子商取引事業の拡大の複雑な影響によるものである。2018年度におけるマイナスの影響は、商品調達における省力化によるプラスの影響により、一部相殺された。

セグメント純売上高に対する営業費用の割合は、前年度と比較して、2019年度は23ベース・ポイント低下し、2018年度は相対的に横ばいであった。2019年度の低下は、主に堅調な売上高の実績とともに生産性が向上したこと及び不動産プロジェクトの廃止に伴う費用244百万米ドルが前年度に含まれていたことによるものである。これらの改善要因は、電子商取引、技術及びオムニチャネル構想への投資及び2019年度期首において初任給を引き上げたことを補って余りあるものであった。

上記の要因の結果、セグメント営業利益は、前年度同期と比較して2019年度は391百万米ドル増加し、2018年度は相対的に横ばいであった。

ウォルマート・インターナショナル・セグメント

(単位：百万(店舗数を除く。))	1月31日に終了した会計年度		
	2019年	2018年	2017年
純売上高	\$ 120,824	\$ 118,068	\$ 116,119
比較対象会計期間からの増減率	2.3 %	1.7 %	(5.9) %
営業利益	\$ 4,883	\$ 5,229	\$ 5,737
純売上高に対する営業利益の割合	4.0 %	4.4 %	4.9 %
期末現在の店舗数	5,993	6,360	6,363
期末現在の売場面積(単位：百万平方フィート)	344	373	377

ウォルマート・インターナショナル・セグメントの純売上高は、前年度と比較して、2019年度は28億米ドル(2.3パーセント)、2018年度は19億米ドル(1.7パーセント)、それぞれ増加した。2019年度の増加は、主に当社の大半の市場において既存店舗売上高が増加したこと、及び2019年度第3四半期に買収したフリップカートからの純売上高によるものであった。これらの増加は、ウォルマート・ブラジルの過半数持分を売却したことによる31億米ドルの純売上高の減少、為替レートの変動による7億米ドルのマイナスの影響、ファースト・パーティであるブラジルの電子商取引事業を引き続き縮小したこと、及びサバービア事業を2018年度第2四半期に売却したことによる140百万米ドルの純売上高の減少により、一部相殺された。2018年度の純売上高の増加は、当社の大半の市場において既存店舗売上高が増加したこと及び新規店舗の影響によるものであったが、イーハオディアン及びサバービアの事業の売却による19億米ドルの純売上高の減少及び為替レートの変動による5億米ドルのマイナスの影響により一部相殺された。

粗利益率は、前年度と比較して、2019年度及び2018年度においてそれぞれ41ベース・ポイント及び28ベース・ポイント低下した。2019年度の低下は、フリップカートの影響及び一部の市場における戦略的な価格投資によるものであった。2018年度の粗利益率の低下は、主に一部の市場における戦略的な価格投資によるものであった。

会費及びその他収入は、前年度と比較して、2019年度は22.4パーセント、2018年度は14.0パーセント、それぞれ減少した。2019年度の減少は、前年にサバービアの売却による387百万米ドルの利益を認識したことによるものであった。2018年度にはサバービアの売却益387百万米ドル及び土地売却益47百万米ドルが含まれていたが、これらの利益は、2017年度に計上した利益(イーハオディアンの事業の売却益535百万米ドル及びチリにおけるショッピング・モールの売却益194百万米ドルが含まれた。)を下回っていた。

セグメント純売上高に対する営業費用の割合は、前年度と比較して、2019年度は37ベース・ポイント低下し、2018年度は横ばいであった。2019年度のセグメント純売上高に対する営業費用の割合の低下は、主に前年度に約5億米ドルの減損費用(一部の不動産物件から退出する決定及びファースト・パーティであるブラジルの電子商取引事業を縮小する決定に起因する費用を含む。)を計上したことによるものである。かかる営業費用の減少は、2019年度にフリップカートに起因する営業費用の追加があったことにより一部相殺された。2018年度は、純売上高の増加による利益を享受したものの、かかる利益は、一部の市場における約5億米ドルの事業再編費用及び減損費用(一部の不動産物件から退出する決定及びファースト・パーティであるブラジルの電子商取引事業を縮小する決定に起因する費用を含む。)の計上により帳消しとなった。

上記の要因の結果、セグメント営業利益は、2019年度及び2018年度においてそれぞれ346百万米ドル及び508百万米ドル減少した。

サムズクラブ・セグメント

1月31日に終了した会計年度

(単位：百万(店舗数を除く。))

燃料売上高を含む

	2019年	2018年	2017年
純売上高	\$ 57,839	\$ 59,216	\$ 57,365
比較対象会計期間からの増減率	(2.3) %	3.2 %	0.9 %
年間既存店舗売上高増加率	5.4 %	2.8 %	0.5 %
営業利益	\$ 1,520	\$ 915	\$ 1,628
純売上高に対する営業利益の割合	2.6 %	1.5 %	2.8 %
期末現在の店舗数	599	597	660
期末現在の売場面積(単位：百万平方フィート)	80	80	88

燃料売上高を含まない⁽¹⁾

純売上高	\$ 52,332	\$ 54,456	\$ 53,289
比較対象会計期間からの増減率	(3.9) %	2.2 %	1.8 %
営業利益	\$ 1,383	\$ 797	\$ 1,576
純売上高に対する営業利益の割合	2.6 %	1.5 %	3.0 %

(1) 「燃料売上高を含まない」の項の情報は、燃料売上高(燃料価格の変動の影響を受ける。)がサムズクラブ・セグメントの経営成績に及ぼす影響を理解することに資するため、投資家にとって有益であると当社は考える。燃料価格の変動は、将来にわたり、サムズクラブ・セグメントの経営成績に影響を与え続ける可能性がある。

サムズクラブ・セグメントの純売上高は、それぞれ前年度比で2019年度は14億米ドル(2.3パーセント)減少し、2018年度は19億米ドル(3.2パーセント)増加した。2019年度の減少は、主に2018年度中の63件のクラブ店舗の純閉鎖による45億米ドルの純売上高の減少、及び一部の拠点からタバコを撤去する決定を行ったことによるタバコ売上高の減少によるものであった。これらの減少は、閉鎖したクラブの売上高が既存クラブに移転する利益を享受した既存店舗売上高の増加により一部相殺された。サムズクラブの電子商取引売上高は、2019年度の既存店舗売上高に約0.9パーセントプラスに寄与した。燃料売上高の7億米ドルの増加も、2019年度の純売上高の減少を一部相殺した。2018年度の純売上高の増加は主に、燃料価格の上昇による燃料売上高の7億米ドルの増加に牽引され、既存店舗売上高が増加したことによるものであった。サムズクラブの電子商取引売上高は、2018年度の既存店舗売上高に約0.7パーセントプラスに寄与した。

粗利益率は、前年度と比較して、2019年度は相対的に横ばいであり、2018年度においては44ペーシス・ポイント減少した。2019年度において、2018年度中のクラブ店舗の閉鎖に関連する在庫整理のための値下げの影響が引き続いたこと、及び利益の小さいタバコの売上高が2019年度に減少したことは、粗利益率にプラスに作用した。かかる粗利益率へのプラスの影響は、2019年度における輸送費用及び電子商取引の出荷費用の増大、価格への投資並びに棚卸減耗の増加により帳消しとなった。2018年度の粗利益率の減少は、主にクラブ店舗の閉鎖に関連する在庫整理のための値下げの影響、一部の供給に係る費用が営業費用から売上原価に再分類されたこと、棚卸減耗の増加、電子商取引の出荷費用の増加及び現金還元への投資によるものであった。

会費及びその他収入は、前年度と比較して2019年度は2.6パーセント、2018年度は2.3パーセント、それぞれ増加した。2019年度の増加は、プラス会員の普及率の増加により会費収入が1.5パーセント増加したこと及び物件売却益によるものであった。これらの増加は、再生利用からの収入が前年度よりも減少したことにより一部相殺された。2018年度の会費及びその他収入の増加は、主に持続可能な成長への努力による再生利用からの収入の増加、プラス会員の普及率の増加により会費収入が1.3パーセント増加したことによるものである。

セグメント純売上高に対する営業費用の割合は、前年度比で2019年度は99ペーシス・ポイント低下し、2018年度は83ペーシス・ポイント増加した。2019年度のセグメント純売上高に対する営業費用の割合の低下は、主にクラブの閉鎖及び不動産プロジェクトの廃止に関する約6億米ドルの費用を前年度に計上したことによるものであった。この費用計上により、2018年度のセグメント純売上高に対する営業費用の割合は上昇した。

上記の要因の結果、セグメント営業利益は、前年度比で2019年度は605百万米ドル増加し、2018年度は713百万米ドル減少した。

流動性及び資金源

流動性

当社の営業活動の旺盛及び安定は、当社にとって従来から重要な資金供給の源泉である。当社の営業活動により得られたキャッシュ・フローは、長期債務及び短期借入金とともに、当社の事業に十分な資金を供給する一方で、当社の事業の長期的成長を支える活動への投資を可能にしている。通常、残りの利用可能なキャッシュ・フローの一部又は全部は、当社の普通株式の配当及び株式買戻しの原資として用いられてきた。当社は、当社の流動性の源泉が予測しうる将来にわたり、事業資金の供給、当社の世界的な投資活動及び拡大活動の原資、配当金の支払い及び株式の買戻しの原資として引き続き十分なものであると考えている。

営業活動により得られた現金（純額）

(単位：百万)	1月31日に終了した会計年度		
	2019年	2018年	2017年
営業活動により得られた現金（純額）	\$ 27,753	\$ 28,337	\$ 31,673

営業活動により得られた現金（純額）は、2019年度、2018年度及び2017年度においてそれぞれ278億米ドル、283億米ドル及び317億米ドルであった。2019年度における営業活動により得られた現金（純額）の前年度からの減少は、主に供給業者への支払いの時期によるものであったが、税制改革による税金支払額の減少及び租税の支払いの時期により一部相殺された。2018年度における営業活動により得られた現金（純額）の前年度からの減少は、租税その他の支払いの時期、前年度の運転資本管理の改善の継続及び2017年度に採用された税制適用によるものであった。

現金同等物及び運転資本

現金及び現金同等物は、2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在、それぞれ77億米ドル及び68億米ドルであった。運転資本の不足額は、2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在、それぞれ156億米ドル及び189億米ドルであった。当社では、事業資金を調達する際、並びに当社の株主に現金配当支払い及び株式買戻しの形で利益を還元する際に、効率的に現金を活用しているため、また、資本市場に常にアクセスできるため、通常、運転資本の不足した状態で事業を行っている。2019年1月31日現在の運転資本の不足額の2018年1月31日現在からの減少は、主にフリップカートを連結した結果、流動資産の比率が高くなったことによるものであった。

当社は従来、現金が必要とされる国において現金が最小限のコストで確実に利用可能であるようにするため、連結会社間融資の取決めを採用してきた。2019年度は、約40百万米ドルの税金費用をかけて、53億米ドルの現金を本国に送金した。

2019年及び2018年の1月31日現在、現地の法律又はその他の制限により自由に米国に移転できない可能性がある現金及び現金同等物は、それぞれ28億米ドル及び14億米ドルであった。2019年1月31日現在の28億米ドルのうち、約12億米ドルは、フリップカートの少数株主による承認を条件とした配当又は連結会社間融資の取決めを通じてのみ、利用が可能である。しかし、かかる現金は、フリップカートの経営原資として利用されるものと予想される。

投資活動に使用した現金（純額）

(単位：百万)	1月31日に終了した会計年度		
	2019年	2018年	2017年
投資活動に使用した現金（純額）	\$ (24,036)	\$ (9,079)	\$ (13,896)

投資活動に使用した現金（純額）は、2019年度、2018年度及び2017年度において、それぞれ240億米ドル、91億米ドル及び139億米ドルであり、その支出内訳は概ね、事業の買収、当社の電子商取引機能の拡張、その他の技術への投資、既存店舗及びクラブの改装、並びに新規の店舗及びクラブの追加であった。2019年度の投資活動に使用した現金（純額）は、前年度から150億米ドル増加した。かかる増加は主にフリップカートに関する138億米ドルの支払い（取得現金控除後）、並びにその他のより規模の小さい買収に関する支払いであった。2018年度の投資活動に使用した現金（純額）は、前年度から48億米ドル減少した。2018年度には、メキシコのサバービアの売却に関して受け取った現金10億米ドルが含まれており、2017年度にはジェット・ドット・コム・インク（以下「ジェット・ドット・コム」という。）の当社による買収に伴う24億米ドル、当社が購入したJDドット・コム（以下「JD」という。）の株式19億米ドルが含まれていた。当社によるジェット・ドット・コムの買収及びJDへの投資の詳細については、後記「第6 1 財務書類」中の当社の連結財務諸表の注記13「買収、売却及び関連項目」を参照のこと。さらに、2019年度及び2018年度の資本支出の詳細は、「会社業績指標」の「戦略的な資本配分」を参照のこと。

成長に向けた活動

当社は2020年1月31日に終了する会計年度（以下「2020年度」という。）において、資本支出が約110億米ドルとなると予想している。2020年度、当社は、ウォルマート・インターナショナルにおいて主にメキシコ、中央アメリカ及び中国に約300の新規店舗を追加し、米国ウォルマートにおいて10店未満の店舗を追加する予定である。

財務活動に使用した現金（純額）

(単位：百万)	1月31日に終了した会計年度		
	2019年	2018年	2017年
財務活動に使用した現金（純額）	\$ (2,537)	\$ (19,875)	\$ (19,072)

財務活動に使用した現金（純額）とは、通常、当社の短期債務及び長期債務、ファイナンス債務、配当金の支払いによる支出並びに当社株式の買戻しに関連した取引により構成される。また、非支配持分株主との取引も財務活動によるキャッシュ・フローに分類される。2019年度の財務活動に使用した現金（純額）は、前年度同期と比較して173億米ドル減少した。かかる減少は主に、フリップカートの買収価格の一部となる資金を調達する目的及び一

般事業目的のための長期債務の発行により受け取った159億米ドルの手取金（純額）、並びにフリップカートに係る発表を見越して株式の買戻しを一時控えたことによる買戻しの減少によるものである。2018年度における財務活動に使用した現金（純額）は、前年度同期と比較して8億米ドル増加した。この増加は主に、債務の早期償還のために支払われた割増金によるものである。財務活動の詳細については、主要なカテゴリー別に以下に記載される。

短期借入金

短期借入金により得られたキャッシュ・フロー（純額）は、前年度末の残高と比較して2019年度は相対的に横ばいであり、2018年度は41億米ドル増加した。当社は通常、当社の事業、配当金の支払い、株式の買戻し、資本支出及びその他の現金需要のための資金の調達に、短期借入により得られた流動性を利用する。2018年度の短期借入金により得られた現金の増加は、主に2018年1月の債務償還によるものである。

次の表は、2019年度、2018年度及び2017年度の当社の短期借入金に関する追加情報を示している。

(単位：百万)	1月31日に終了した会計年度		
	2019年	2018年	2017年
各月末時点の未償還残高最大額	\$ 13,389	\$ 11,386	\$ 9,493
短期借入金の平均日額	10,625	8,131	5,691
年間加重平均利率	2.4 %	1.3 %	1.8 %

短期借入金に加え、当社は2019年1月31日現在、米国において150億米ドルの様々な未使用融資契約枠及び米国外において約28億米ドルの様々な未使用融資契約枠を有しており、必要に応じ、追加流動性が得られる。

長期債務

次の表は、2019年度の長期債務の変動を示したものである。

(単位：百万)	1年以内期限の		
	長期債務	長期債務	合計
2018年2月1日現在の残高	\$ 3,738	\$ 30,045	\$ 33,783
長期債務の発行による手取金	-	15,872	15,872
長期債務の返済	(3,763)	(21)	(3,784)
長期債務の再区分	1,864	(1,864)	-
その他	37	(512)	(475)
2019年1月31日現在の残高	<u>\$ 1,876</u>	<u>\$ 43,520</u>	<u>\$ 45,396</u>

2019年度の当社の長期債務合計額は、116億米ドル増加した。これは、主にフリップカートの買収価格の一部となる資金を調達する目的及び一般事業目的のための長期債務の発行による手取金（純額）によるものであった。

配当

当社が支払った2019年度、2018年度及び2017年度の配当金合計は、それぞれ61億米ドル、61億米ドル及び62億米ドルであった。当社の取締役会は、2019年2月19日付で、2020年度の年間配当を、2019年度の当社株式1株当たり2.08米ドルの年間配当から増額し、当社株式1株当たり2.12米ドルとすることを承認した。2020年度の年間配当は、以下の基準日及び支払日に従い、4回の四半期分（1株当たり0.53米ドル）に分けて支払われる。

基準日	支払日
2019年3月15日	2019年4月1日
2019年5月10日	2019年6月3日
2019年8月9日	2019年9月3日
2019年12月6日	2020年1月2日

当社株式買戻プログラム

当社は随時、当社取締役会が承認した株式買戻プログラムに基づき、当社普通株式の買戻しを行う。2019年度中に行われた全ての買戻しは、2017年10月に承認された現行の200億米ドルの株式買戻プログラムに基づき行われた。このプログラムには期限がなく、また、当社が行う株式の買戻しの期間を制限するその他の規則もない。2019年1月31日現在、現行の株式買戻プログラムに基づく113億米ドルの株式買戻承認枠が残存していた。買い戻した株式は、消却されたものとみなされ、未発行株式として扱われる。

当社は定期的に株式の買戻し活動を見直しており、株式の買戻しを決定する際には、現在の現金需要、レバレッジ能力、借入費用、当社業績及び当社普通株式の市場価格等、いくつかの要因を検討している。当社は、現行の株式買戻プログラムの資金の大半は、当社のフリー・キャッシュ・フローにより賄われると見込んでいる。下記の表は、2019年度、2018年度及び2017年度において買戻しがなされた当社株式の数、当社株式1株当たり平均支払価格及び株式買戻しのために支出した総額（決済日現在）を示したものである。

1月31日に終了した会計年度

(単位：百万(1株当たりの数値を除く。))

	2019年	2018年	2017年
買い戻した株式総数	79.5	104.9	119.9
1株当たり平均支払価格	\$ 93.18	\$ 79.11	\$ 69.18
株式買戻しのために支出した総額	\$ 7,410	\$ 8,296	\$ 8,298

株式買戻しは、前年度と比較してそれぞれ2019年度は減少し、2018年度は相対的に横ばいであった。2019年度の減少は、フリップカート買収の発表を見越して買戻しを一時控えたことによるものであった。当社株式の買戻しは、2019年度の後半に、平常に近い水準に戻った。

資金源

事業からのキャッシュ・フロー、当社の現在の現金残高及び資本市場を利用できることは、予測される当社の事業活動に係る現金需要(商品在庫の季節的増加のための資金並びに当社の資本支出、買収、配当の支払い及び株式の買戻しのための資金を含む。)を満たすのに引き続き十分であると当社は考えている。

当社はコマーシャルペーパー及び長期社債の優良格付けを得ており、このため従来から当社債務の期限到来時に資本市場において有利な金利で借り換えることが可能であり、また今後も可能であると見込まれる。2019年1月31日現在、当社のコマーシャルペーパー及び未償還の長期社債で格付けを有する各シリーズに付与されている格付けは、以下のとおりである。

格付機関	コマーシャルペーパー	長期社債
スタンダード・プアーズ	A-1+	AA
ムーディーズ・インベスターズ・サービス	P-1	Aa2
フィッチレーティングス	F1+	AA

信用格付機関は、付与する格付けを定期的に見直しているため、各機関が当社に付与する信用格付けは、随時変更される可能性がある。したがって、当社に対する現在の信用格付けが長期間にわたり一定であると当社が予測することはできない。当社の信用格付けに影響を与えうる要因としては、当社の業績の変化、一般経済環境、小売業界の状況、当社の財政状態(当社の負債総額及び総資本を含む。)、並びに当社の事業戦略の変更が挙げられる。信用格付機関が当社の信用格付けを引き下げた場合、当社の将来の借入費用が増加するか又は資本市場及び信用市場を当社に受容できる条件で利用する当社の能力が損なわれる可能性がある。また、信用格付機関が当社の現在の短期信用格付けを引き下げた場合、当社が従来享受したと同様のフレキシビリティをもってコマーシャルペーパー市場を利用する当社の能力が損なわれ、当社は費用のより高い種類の負債金融に依存する比重を高める必要に迫られる可能性がある。信用格付機関による格付けは、コマーシャルペーパー若しくは負債証券の購入、売却又は保有を推奨するものではない。各格付けは、当該格付機関によって随時改定又は撤回されることがあるため、その他の格付けとは無関係に評価されるべきである。また、各信用格付けは、対象とする特定の有価証券にのみ適用されるものである。

契約上の債務

下記の表は、当社の借入契約及びリース契約等、契約上の将来の支払債務、並びに一定の偶発債務に関する情報を2019年1月31日現在でまとめたものである。

1月31日に終了する会計年度中の支払い

(単位：百万)	総額	2020年	2021年 - 2022年	2023年 - 2024年	その後
計上された契約上の債務：					
長期債務 ⁽¹⁾	\$ 45,396	\$ 1,876	\$ 8,427	\$ 7,439	\$ 27,654
短期借入金	5,225	5,225	—	—	—
キャピタル・リース債務及び ファイナンス債務 ⁽²⁾	9,896	917	1,650	1,260	6,069
計上されていない契約上の債務：					
取消不可能な オペレーティング・リース ⁽³⁾	14,118	1,856	3,075	2,296	6,891
長期債務に係る見積利息	23,039	1,745	3,219	2,851	15,224
シンジケート信用状及び その他の信用状	2,180	2,180	—	—	—
購入債務	14,343	7,325	4,249	1,441	1,328
契約上の債務合計	\$ 114,197	\$ 21,124	\$ 20,620	\$ 15,287	\$ 57,166

- (1) 「長期債務」には、公正価値ヘッジと指定された当社のデリバティブの公正価値が含まれる。
- (2) 「キャピタル・リース債務及びファイナンス債務」は、年間賃料の最小額の割引前総額を表し、貸借対照表においては現在価値で計上される。詳細は後記「第6 1 財務書類」中の連結財務諸表の注記11「コミットメント」を参照のこと。
- (3) 2019年1月31日時点において当初期間又は残存期間が12か月より長い取消不可能なリースに関する契約上の債務の最小額を表す。

ウォルマート・ブラジルの過半数持分売却の契約条件に基づき、当社は、一定の取引完了前の税金及び法的偶発事象並びにその他の事項に関し、23億レアル（ブラジル銀行間預金金利に基づき利息調整後）を上限としてアドベントに補償することに合意した。2019年1月31日現在、計上した補償債務は8億米ドルであり、貸借対照表の「繰延税金及びその他」に含まれた。

さらに、当社は、米国内において150億米ドルの様々な未使用融資契約枠及び米国外において約28億米ドルの様々な未使用融資契約枠を有しており、これらが使用された場合、当社の連結貸借対照表の流動負債の部に計上される。

支払利息の見積りは、2019年1月31日現在の当社の全ての未償還債務の元本及び予定満期に基づいており、変動金利債務については、金利が現在の水準のままであることを想定している。

購入債務には、在庫及びユーティリティーの確定購入契約、並びに設備投資契約、ソフトウェア購入及び使用許諾の契約並びに法的な拘束力を有する業務委託契約等、法的な拘束力を有する契約が含まれる。上記の表における商品又はサービス購入のための契約債務とは、強制執行可能で法的拘束力を有し、固定購入数量又は最小購入数量、固定、最低又は変動価格規定、及びおおよその取引時期等、全ての重要な条件を明確に規定した契約と定義される。当社が供給者から特定の商品又はサービスの義務の全部又は一部を購入することを規定しているが、固定購入数量又は最小購入数量の規定がないものは、上記の表から除外されている。したがって、在庫の発注は、拘束力を有する契約ではなく購入許可を表すため、上記の表には含まれていない。発注は、その時点での当社の在庫に照らして行い、短期間中に供給者によって実行される。また、当社は業務委託契約も締結しているが、これらの契約上の義務は重大ではなく、またこれらの契約は通常、大きな罰則なく解除できる旨定められている。

上記の支払予定時期は、その時点での情報に基づいて推定されている。支払時期及び実際の支払金額は、商品若しくはサービスの受領時期、又は債務の合意金額の変更により異なる場合がある。

上記の表の金額に加えて、13億米ドルの未認識のタックス・ベネフィットが不確実なタックス・ポジションとみなされ、債務として計上された。これらの債務に関する支払い（もしあれば）の時期は未定である。未認識のタックス・ベネフィットについての詳細は、後記「第6 1 財務書類」中の連結財務諸表の注記9「法人所得税」を参照のこと。

オフバランス処理

2019年1月31日現在、当社には、当社の連結ベースの財政状態、経営成績、流動性、資本支出又は資金源に対し現在又は将来において重大な影響を与えているか又は与えることが合理的に見込まれるオフバランス処理は存在しない。

その他の事項

当社は、現在進行中の当社に対するFCPA調査及び関連事項について、これに起因する一定のリスクも含め、これらの問題がウォルマートの事業に及ぼしうる影響とともに、前記「2 事業等のリスク」及び後記「第6 1 財務書類」中の連結財務諸表の注記10「不測の事態」における「訴訟」の項その他において検討している。当社の英国子会社であるアズダ・ストアーズ・リミテッドに対する「アズダの平等な対価請求訴訟」（一定の既存の雇用関連請求を含む。）については、これに起因する一定のリスクも含め、前記「2 事業等のリスク」及び後記「第6 1 財務書類」中の連結財務諸表の注記10「不測の事態」における「訴訟」の項その他において検討している。当社は、全米処方鎮痛剤関連訴訟及び関連事項について、これに起因する一定のリスクも含め、前記「2 事業等のリスク」及び後記「第6 1 財務書類」中の連結財務諸表の注記10「不測の事態」における「訴訟」の項その他において検討している。また、FCPA調査、アズダの平等な対価請求訴訟及び全米処方鎮痛剤関連訴訟に関連した種々の法的手続について、後記「第6 3（1）訴訟及び規制手続」においても検討している。これらの案件及びその他の本書中に記載のある問題事項は、当社の偶発債務であり、その最終的な解決により当社が重大な債務を負うこととなる可能性を否定できない。

重要な会計上の見積りの概要

経営陣は、当社の業績を、明快でわかりやすく報告することを心がけているが、会計及び開示規則は複雑で、時には専門用語を使わざるを得ない場合もある。当社の連結財務諸表（後記「第6 1 財務書類」に記載している。）を作成するに際しては、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に従っている。これらの原則に基づくと、財務諸表に反映される財務状況及び業績に影響を与えるような一定の見積りを行い、判断を下さなければならないことがある。これらの判断及び見積りは、過去の実績及び将来の業績予測に基づいている。実際の業績は、見積りとは異なる場合がある。

経営陣は、当社の会計方針がどのように適用され、また財務諸表にどのように報告及び開示されているかを、継続して審査している。特に重要な会計上の見積り及び財務諸表の作成におけるその適用について、以下にまとめた。

棚卸資産

当社は、棚卸資産を主として売価還元法に基づく低価法によって評価し、米国ウォルマート・セグメントの商品在庫については後入先出法（以下「LIFO」という。）を用いている。サムズクラブ・セグメントの棚卸資産は、加重平均原価LIFO法を用いて評価している。当社は、必要に応じて、年間の予測インフレ効果をLIFO引当金として計上しており、この予測は、年度末の実際の結果に照らして調整される。LIFO引当金は、在庫水準、値入率、及び社内価格指数に基づいて計算される。感応度の指標として、価格指数が1パーセント上昇した場合、棚卸資産の簿価は減少しない。2019年及び2018年の1月31日現在、LIFOによって評価された棚卸資産は、先入先出法（「FIFO」）によって評価された棚卸資産と近似していた。

資産の減損

当社では、長期資産の評価において、ある事象又は状況の変化によってその帳簿価額が回収不可能となる可能性が示された場合は、減損の兆候とする。減損の兆候の有無に関する経営陣の判断は、市場の状況及び当社の財務成績に基づいている。長期資産の評価は、特定可能な最低レベルのキャッシュ・フローで行われるが、これは通常は個別の店舗レベルで行われる。これらの要素は、将来の事象に関する不確実性及び人口統計上の変化等、数々の状況に応じて変化する。したがって、当社の会計予測は、年度ごとに変更となる可能性がある。これらの要素によって、経営陣は、減損の兆候が存在し、減損テストを行う必要があると判断する場合があります。この結果、経営陣は、長期資産の価値が減損しており、関連する当該長期資産の評価引下げが必要であると決定する可能性がある。2019年度は、ウォルマート・ブラジルの過半数持分の売却に関連する48億米ドルの税引前損失が存在し、これは全ての関連資産の減損全部を含むものであったが、これ以外に2019年度の重大な減損費用の計上はなかった。2019年度の減損は、感応度の指標として、減損の兆候のある店舗又はクラブに関する割引前のキャッシュ・フローの10パーセントの減少をもって重大な変更をきたすものではなかった。2018年度の減損費用は14億米ドルであったが、かかる費用は主に後記「第6 1 財務書類」中の連結財務諸表の注記14「リストラ費用」記載の事業再編活動、並びに米国の不動産プロジェクトの廃止及び海外の不動産物件から退出する決定に関連するものであった。2019年度及び2018年度において、事業再編活動又は不動産物件からの退出の決定に関連しない減損費用は少額であった。

企業結合、のれん、及び取得した無形資産

当社は、取得法を用いて企業結合の会計処理を行っており、支配の獲得後、全ての取得資産及び引受負債（非支配持分に帰属する金額を含む。）につき、取得日時点のそれぞれの公正価値で計上することが要求される。識別可能な資産及び負債の公正価値の決定にあたり、市場価値が容易に利用できない場合、見積り及び評価手法の利用が必要である。企業結合において取得した無形資産について、当社は通常、収益基準法を用いる。一定の無形資産の評価における重要な見積りには、将来のキャッシュ・フローの金額及び時期、増加率、割引率並びに耐用年数が含まれるが、これらに限定されない。識別可能な資産及び負債の公正価値に対する購入価格の超過分は、のれんとして計上される。

のれんは、当該買収を連結する報告単位に割り当てられる。同じ報告セグメント内の複数の構成要素は、それら構成要素が類似する経済的特徴を持つ場合、合計され、単一の報告単位とみなされる。2019年1月31日現在、当社の報告単位は米国ウォルマート、ウォルマート・インターナショナル及びサムズクラブである。のれん及び耐用年数が不定のその他の無形資産は、償却されないが、年ごとに、又はある事象若しくは状況の変化が特定の資産の価値が下落した可能性があることを示した場合には、減損の有無を評価される。通常、この評価は、最初に定性的評価を行い、定量的な減損テストが必要か否か判断する。当社が定性的要因に基づく評価の実施後、報告単位の公正価値が帳簿価額を下回っている疑いがあると判断した場合、又は報告単位の公正価値が帳簿価額を大幅に上回ることが保証できない場合、定量的な減損テストが行われる。定量的減損テストにおいて、経営陣は、将来のキャッシュ・フロー、成長率、並びに経済及び市場の状況について判断を行わなければならない。これらの評価は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法又は関連する市場ベースのアプローチ等の評価方法を用いた報告単位又は資産の評価額の決定に基づいている。これまで、当社の報告単位及び耐用年数が不定のその他の取得済み無形資産は、のれん及び耐用年数が不定のその他の無形資産の費用を回収するために十分な利益を生んできた。これらのテストに使用する要素の性質上、将来的に状況が変化した場合、将来の業績は大幅に影響を受ける可能性がある。耐用年数が不定の取得済み無形資産のうち約300百万米ドルは、公正価値が帳簿価額に近似していた。公正価値が低下した場合、減損費用が生じる可能性がある。

法人所得税

法人所得税は当社の純利益に大きな影響を及ぼす。当社は、米国及び多数の海外法域において法人所得税を課税される。したがって、未払法人所得税の決定には、重要な判断、予測、並びに複雑な税法の解釈及び適用が必要となる。当社の実効法人所得税率は、一定の偶発租税債務に関する当社の評価の変更、評価性引当金の増減、税法の改正、行政監査の結果、分離項目の影響、並びに当社の米国事業及び法定税率が一般的に米国の法定税率よりも低い海外事業における利益構成を含む多くの要因に左右されており、したがって変動する可能性がある。

当社の納税申告書は規定どおりに監査を受けており、こうした監査で指摘された問題点の決着が時に当社の法人所得税額に影響を与えている。不確実なタックス・ポジションのベネフィットは、かかる不確実なタックス・ポジションが税務当局の調査（もしあれば）に耐えうると判断した後、財務諸表に計上される。状況が変化した場合はこれらの可能性を見直し、変更を財務諸表に適宜計上する。当社は、財務諸表において認識されるためにタックス・ポジションが充たすべき最低認識基準を設定することによって、不確実なタックス・ポジションを処理してい

る。かかる基準の設定には、当社のタックス・ポジションの評価、並びに控除可能な課税項目の時期及び金額の評価における重要な判断が必要となる。

繰延税金資産は、将来の年度の課税所得に関して支払うべき法人所得税を少なくするために利用できる金額を示したものである。かかる資産は、資産及び負債に関する財務報告と課税標準との一時的な差異、並びに純営業損失及び繰越税額控除を理由として発生する。繰延税金資産は、将来の実現に関して評価され、実現されない可能性の方が高い部分については、評価性引当金により減額される。繰延税金資産の実現可能性の評価にあたっては、最近の累積所得、将来の課税所得に関する予想、繰越期間、並びにその他の関連する定量的及び定性的要因を含む多くの要因が勘案される。繰延税金資産の回復可能性は、課税一時差異の戻し入れ、予想営業収益、及び利用可能な納税計画戦略を含めた将来の全ての源泉からの予想課税所得の適切性を査定することにより評価される。この評価は、見積りに大きく依存したものである。

2017年12月22日、2017年減税及び雇用法（以下「税制改正法」という。）が制定され、米国所得税法に対する大幅な改正が行われた。税制改正法により、2018年1月より米国の法定税率は35パーセントから21パーセントに引き下げられ、米国外由来の利益及び関連当事者への支払いを対象とした新たな税が創設された。後記「第6 1 財務書類」中の連結財務諸表の注記9「法人所得税」に記載のとおり、当社は、税制改正法の税効果に関する会計処理を2019年度に完了した。米国財務省、IRSその他の基準制定機関により追加のガイダンスが発表される過程で、これに伴う当社の見積りの変更があれば、関連する会計処理ガイダンスに従って処理する。

市場リスクに関する定量的及び定性的な開示

市場リスク

当社は、事業に特有のリスクに加えて、金利、為替レート及び当社のJD.comに対する資本投資の公正価値の変動等、いくつかの市場リスクにさらされている。

市場リスクに対して敏感な各商品についての下記分析は、潜在的リスクを測定するための仮定のシナリオに基づいており、将来の市場の動向についての当社の見解を示すものではない。特定の仮定を変更した場合の影響は、その他の仮定を調整することなく計算される。しかし実際には、ある要素が変更になれば、別の要素も変更となる場合が多く、感応度が拡大又は減殺される可能性がある。

金利リスク

当社は、短期の借入れ及び長期債務により、金利変動の影響にさらされている。当社は、固定金利債務及び変動金利債務の構成を管理すること、並びに金利スワップ契約の締結により、金利リスクの一部をヘッジしている。2019年度において、当社の金利スワップの公正価値（純額）は、主に市場金利の変動により、13百万米ドル増加した。

下記の表は、当社の金融商品のうち、金利の変動に対して敏感な商品の情報を示したものである。下表は、長期債務に関しては、主要なキャッシュ・フロー及び関連する加重平均金利を予定満期別に示し、金利スワップに関しては、別段の記載がある場合を除き、契約上のキャッシュ・フロー及び加重平均金利を契約上の満期別に示している。契約に基づき交換されるキャッシュ・フローの計算には想定元本が用いられている。加重変動金利は、2019年1月31日現在の市場実勢金利に基づいている。

	予定満期						
(単位：百万)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	その後	合 計
負債							
短期借入金：							
変動金利	\$ 5,225	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 5,225
加重平均金利	2.7 %	- %	- %	- %	- %	- %	2.7 %
長期債務(1)：							
固定金利	\$ 1,576	\$ 4,597	\$ 2,330	\$ 2,844	\$ 4,595	\$ 27,654	\$ 43,596
加重平均金利	2.5 %	2.9 %	3.7 %	1.7 %	3.2 %	4.5 %	3.9 %
変動金利	\$ 300	\$ 750	\$ 750	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 1,800
加重平均金利	2.8 %	2.9 %	3.1 %	- %	- %	- %	2.9 %
金利デリバティブ							
金利スワップ：							
固定から変動	\$ -	\$ 750	\$ -	\$ -	\$ 1,750	\$ 1,500	\$ 4,000
加重平均支払金利	- %	4.1 %	- %	- %	3.2 %	3.8 %	3.6 %
加重平均受取金利	- %	3.3 %	- %	- %	2.6 %	3.3 %	3.0 %

(1) 表内の長期債務の金額には、公正価値ヘッジと分類された当社のデリバティブは含まれていない。

2019年1月31日現在、当社の変動金利借入金（コマーシャルペーパー及び金利スワップの結果を含む。）は、当社の短期及び長期債務の22パーセントを占めた。2019年1月31日現在の債務水準に基づいた場合、市場実勢金利が100ベース・ポイント変化すると、当社の年間利息費用は約110百万米ドル変動する。

外貨リスク

当社は、米国以外の国における純投資及び事業並びに外貨建ての長期債務によって、為替レート変動の影響にさらされている。2019年度において、為替レートの変動及び関連した英国、チリ及びカナダにおける当社の子会社の貸借対照表の換算に及ぼす影響が主な原因となり、21億米ドルの損失が、その他包括損失累積額の「為替換算調整勘定」カテゴリーに生じた。

当社は、通貨スワップ取引を行うことにより、外貨リスクの一部をヘッジしている。これらのスワップの合計公正価値は、2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在においてそれぞれ62百万米ドル及び413百万米ドルの資産残高であった。これらのスワップの公正価値の変動は、2019年度に米ドルがそれ以外の通貨に対して高くなった為替レートの変動によるものであった。これらのスワップの対象となる為替レートが2019年1月31日における市場相場から10パーセント変動したと仮定すると、当該スワップ価値には、515百万米ドルの変動が生じていたであろう。これらのスワップの対象となる金利が2019年1月31日における実効市場金利から10パーセント変動していたと仮定すると、スワップ価値には、13百万米ドルの変動が生じていたであろう。

当社では、通貨スワップに加え、外国事業の一部において、純投資額の非デリバティブ・ヘッジとして外貨建ての長期債務を指定することによっても外貨リスクの一部をヘッジしている。当社の保有する英国における純投資額のヘッジとして指定された長期債務の残高は、2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在において17億英ポンドであった。2019年1月31日において、米ドルの価値が英ポンドに対して10パーセント上昇又は下落していたと仮定すると、当該債務の価値には、201百万米ドルの変動が生じていたであろう。また、当社の保有する、日本における純投資額のヘッジとして指定された長期債務の残高は、2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在において1,800億円であった。2019年1月31日において、米ドルの価値が日本円に対して10パーセント変動したと仮定すると、当該債務の価値は、150百万米ドルの変動を計上していたであろう。

また当社は、一部の国々において、機能通貨以外の通貨建ての購入約定に基づく購入及び支払いをヘッジするため、重要性の低い外貨先渡契約も締結している。

投資リスク

当社は、JD.com（以下「JD」という。）に対する資本投資により、JDの株価の変動によるリスクを負っている。当社が新しい金融商品会計基準を適用した2018年2月1日以降、その他の損益に含めて計上した公正価値の変動は、JD株価の下落により、35億米ドルの損失となった。2019年1月31日現在、当社のJDに対する資本投資の公正価値は、36億米ドルであった。

4【経営上の重要な契約等】

後記「第6 1 財務書類」中の連結財務諸表の注記13「買収、売却及び関連項目」を参照のこと。

5【研究開発活動】

該当事項なし。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

下記「2 主要な設備の状況」を参照のこと。

2【主要な設備の状況】

米国

当社の米国内の事業は、米国ウォルマート・セグメント及びサムズクラブ・セグメントから成る。各州及び領域ごとに店舗形態別に集計した2019年1月31日現在の米国ウォルマート及びサムズクラブの店舗数は、以下のとおりである。

州又は領域	米国ウォルマート			サムズクラブ	
	スーパー センター	ディスカウント ストア	ネイバーフッド・ マーケット及びそ の他の形態の小規 模店舗 ⁽¹⁾	クラブ	総計
アラバマ	101	1	30	13	145
アラスカ	7	2	—	—	9
アリゾナ	83	2	31	12	128
アーカンソー	76	5	37	9	127
カリフォルニア	141	72	80	29	322
コロラド	70	4	18	17	109
コネチカット	12	21	1	1	35
デラウェア	6	3	—	1	10
フロリダ	232	9	98	46	385
ジョージア	154	2	35	24	215
ハワイ	—	10	—	2	12
アイダホ	23	—	3	1	27
イリノイ	139	15	12	25	191
インディアナ	97	6	12	13	128
アイオワ	58	2	—	9	69
カンザス	58	2	16	9	85
ケンタッキー	78	7	9	9	103
ルイジアナ	89	2	34	14	139
メイン	19	3	—	3	25
メリーランド	30	18	3	11	62
マサチューセッツ	27	22	3	—	52
ミシガン	91	3	10	23	127
ミネソタ	65	4	1	12	82
ミシシッピ	65	3	10	7	85
ミズーリ	112	9	18	19	158
モンタナ	14	—	—	2	16
ネブラスカ	35	—	7	5	47
ネバダ	30	2	11	7	50
ニューハンプシャー	19	8	—	2	29
ニュージャージー	33	30	—	8	71
ニューメキシコ	35	2	9	7	53
ニューヨーク	80	17	7	12	116
ノースカロライナ	144	6	45	22	217
ノースダコタ	14	—	—	3	17
オハイオ	139	6	3	27	175

州又は領域	米国ウォルマート			サムズクラブ	
	スーパー センター	ディスカウント ストア	ネイバーフッド・ マーケット及びそ 他の形態の小規 模店舗 ⁽¹⁾	クラブ	総計
オクラホマ	81	8	35	13	137
オレゴン	29	7	10	—	46
ペンシルベニア	116	21	3	24	164
プエルトリコ	13	5	12	7	37
ロードアイランド	5	4	—	—	9
サウスカロライナ	84	—	27	13	124
サウスダコタ	15	—	—	2	17
テネシー	117	2	21	14	154
テキサス	393	18	112	82	605
ユタ	41	—	13	8	62
バーモント	3	3	—	—	6
バージニア	109	6	25	15	155
ワシントン	52	10	6	—	68
ワシントンD.C.	3	—	3	—	6
ウェストバージニア	38	—	1	5	44
ウィスコンシン	83	4	2	10	99
ワイオミング	12	—	—	2	14
米国 合計	3,570	386	813	599	5,368

(1) ネイバーフッド・マーケット698店、米国ウォルマートの電子商取引小売拠点77か所、その他の形態の小規模店舗38店を含む。

海外

ウォルマート・インターナショナル・セグメントは、米国外における当社の事業から成る。各市場地域ごとに主要カテゴリー別に集計した2019年1月31日現在のウォルマート・インターナショナルの店舗数⁽¹⁾は、以下のとおりである。

市場地域	小売	卸売	その他 ⁽²⁾	合計
アフリカ ⁽³⁾	346	90	-	436
アルゼンチン	92	-	-	92
カナダ	411	-	-	411
中央アメリカ ⁽⁴⁾	811	-	-	811
チリ	363	8	-	371
中国	420	23	-	443
インド	-	22	-	22
日本	332	-	-	332
メキシコ	2,279	163	-	2,442
英国	615	-	18	633
海外 合計	5,669	306	18	5,993

(1) ウォルマート・インターナショナルの店舗数は、カナダを除き、関連する市場地域の貸借対照表日と対応させるために2018年12月31日現在の数字で表示している。カナダの店舗数は、2019年1月31日現在の数字で表示している。

(2) 「その他」には独立型のガソリンスタンドが含まれる。

(3) アフリカの国別店舗数は、ボツワナに11店、ガーナに4店、ケニアに2店、レソトに3店、マラウイに2店、モザンビークに6店、ナミビアに4店、ナイジェリアに5店、南アフリカに389店、スワジランドに1店、タンザニアに1店、ウガンダに1店及びザンビアに7店となっている。

(4) 中央アメリカの国別店舗数は、コスタリカに256店、エルサルバドルに97店、グアテマラに250店、ホンジュラスに105店及びニカラグアに103店となっている。

所有及び賃借する不動産物件

下記の表は、2019年1月31日現在の当社の小売店舗及び流通施設（返品施設及び電子商取引専用の商品管理・配送センターを含む。）の詳細を示したものである。

	当社が 所有及び 運営	当社が所 有、第三者 が運営	当社が 賃借及び 運営	第三者が 所有及び 運営	合計
米国の不動産物件					
米国ウォルマートの小売店舗	4,075	－	694	－	4,769
サムズクラブの小売店舗	513	－	86	－	599
米国内の小売店舗合計	4,588	－	780	－	5,368
米国ウォルマートの流通施設	107	2	29	18	156
サムズクラブの流通施設	7	3	4	9	23
米国内の流通施設合計	114	5	33	27	179
米国の不動産物件合計	4,702	5	813	27	5,547
海外の不動産物件					
アフリカ	38	－	398	－	436
アルゼンチン	67	－	25	－	92
カナダ	124	－	287	－	411
中央アメリカ	327	－	484	－	811
チリ	218	－	153	－	371
中国	2	－	441	－	443
インド	2	－	20	－	22
日本	54	－	278	－	332
メキシコ	680	－	1,762	－	2,442
英国	434	－	199	－	633
海外の小売店舗合計	1,946	－	4,047	－	5,993
海外の流通施設合計	33	5	122	66	226
海外の不動産物件合計	1,979	5	4,169	66	6,219
不動産物件合計	6,681	10	4,982	93	11,766
小売店舗合計	6,534	－	4,827	－	11,361
流通施設合計	147	10	155	93	405
不動産物件合計	6,681	10	4,982	93	11,766

当社は、本社としてアーカンソー州ベントンビルにオフィス施設を所有しており、また、事業運営並びに現場及び市場の管理のために米国各地及び海外各地でオフィス施設を所有及び賃借している。店舗が所在する土地は、当社が所有又は賃借しているものである。当社は、当社の建物の建設には独立請負業者を利用している。全ての店舗賃貸借契約は年間賃料を定めており、その一部は年間賃料が当初賃借期間中に段階的に上昇するか、又は売上高に応じた追加賃料を定めている。当社のほとんど全ての店舗及びクラブの賃貸借契約には更新の選択権があり、その中には賃料自動増額条項を含むものもある。

流通管理施設についての詳細は、前記「第2 3 事業の内容」に記載されたセグメント別の「流通」の項を参照のこと。

3【設備の新設、除却等の計画】

前記「第3 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の「流動性及び資金源 - 流動性 - 投資活動に使用した現金（純額） - 成長に向けた活動」の項を参照のこと。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2019年4月30日現在)

	授權株数	発行済株式総数 ⁽¹⁾	未発行株式数 ⁽²⁾⁽³⁾
普通株式	11,000,000,000株	2,861,849,024株	8,138,150,976株
優先株式	100,000,000株	0株	100,000,000株

- (1) 上記発行済株式総数は自己株式以外の発行済株式の数であり、発行済みであるが当社が保有する自己株式の数は含まれていない。
- (2) 上記未発行株式数には、当社が保有する発行済みの自己株式を含む。当社は自己株式を売却すること、又は権利の確定した株式報酬若しくはストックオプションの行使に応じてこれを交付することができる。
- (3) 2019年1月31日現在、当社は、全てのストックオプションが確定しそれらが行使され、またその他の株式報酬の対象となる当社株式の全てに関する権利が確定した場合、かかるストックオプション及びその他の株式報酬の保有者が最大で合計36,013,025株の当社普通株式を取得することとなるストックオプション及び株式報酬を付与している。かかるストックオプション及びその他の株式報酬の対象となる当社株式は、一定の条件を満たす場合に限りその権利が確定する。かかる当社株式の数には、以下のものが含まれている。
- ()ウォルマート・インク2015年ストック・インセンティブ・プラン(2018年2月1日に有効となった修正を含む。以下「ストック・インセンティブ・プラン」という。)に基づき付与された業績株式ユニットが権利確定した場合に発行することができる当社普通株式9,503,164株。これは、かかる業績株式ユニットに係る各業績期間における業績目標を当社が達成又は超過した場合に業績基準株式ユニット報酬として確定する当社株式の最大数である。
 - ()ストック・インセンティブ・プランに基づき付与された制限株式ユニットが権利確定した場合に発行することができる当社株式21,526,715株。及び
 - ()当社の英国における子会社であるアズダ・グループ・リミテッドの従業員が加入する株式報酬プランに基づいて入手可能な当社株式4,983,146株。

さらに追加の当社株式1,728,125株が、当社の従業員及び取締役向け給付に係る一定のプランの繰延条項に基づき、当社の役員及び社外取締役(後記「4 役員の状況 (1) 取締役」において定義される。)により繰り延べられた。

当社は、取締役会が承認した株式買戻プログラムに基づき、随時、当社普通株式の買戻しを行っている。2019年度中に行われた全ての買戻しは、2017年10月に承認された現行の200億米ドルの株式買戻プログラムに基づいて行われた。このプログラムには期限がなく、また、当社が行う株式の買戻しの期間を制限するその他の規則もない。2019年1月31日現在、株式買戻承認枠の残額は113億米ドルであった。買い戻した当社株式は、消却されたものとみなされ、未発行株式として扱われる。

【発行済株式】

(2019年4月30日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発 行 数 (株) (1)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内 容
記名式 1株当たり額面0.10米ドル	普通株式	2,861,849,024株	ニューヨーク証券取引所	注(2)
記名式 1株当たり額面0.10米ドル	優先株式	該当なし	該当なし	注(3)
計	-	2,861,849,024株	-	-

- (1) 上記発行数には、発行済みであるが当社が保有する自己株式の数は含まれていない。
- (2) 当社株式の保有者は、当社の株主に提出される全議案（当社優先株式（もしあれば）のシリーズの条件のみに関するものを除く。）に対する議決権、配当を受領する権利（但し、取締役会が決定した金額及び時点に限る。）、及び当社の解散又は清算に際し、当社の債権者からの請求が完全に満たされ、残余財産分配優先権を有する発行済の当社優先株式の保有者に対する優先的な残余財産の分配が完全に支払われた後に残存する当社の純資産に対する残余財産分配請求権を有する。
- (3) 当社基本定款に基づき、当社は1つ又は複数のシリーズの優先株式を創設及び発行する権限を有する。当社の選択により、かかるシリーズの優先株式は、当社株式の保有者に対する配当の支払い前に配当を受領する権利、及び当社の解散又は清算に際し、当社の純資産に対する残余財産分配請求権を有する当社株式の保有者よりも前に、一定の金額までかかる純資産に対する残余財産分配請求権を行使する権利、並びに一定の優先議決権並びに当社に当該優先株式の償還及び当社の他の持分証券に当該優先株式を転換させる優先株主の権利等のその他の権利を当該株式の保有者に付与することができる。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

(単位：百万) (2019年 1 月31日現在)

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株) (1)	資本金増減額(2)	資本金残高(2)
2015年 1 月31日	(5)	3,228	38,909米ドル 4,306,837円	281,998米ドル 31,214,359円
2016年 1 月31日	(66)	3,162	(71,630)米ドル (7,928,725)円	210,368米ドル 23,285,634円
2017年 1 月31日	(114)	3,048	(6,487)米ドル (718,046)円	203,881米ドル 22,567,588円
2018年 1 月31日	(96)	2,952	115,466米ドル 12,780,932円	319,347米ドル 35,348,519円
2019年 1 月31日	(74)	2,878	(40,555)米ドル (4,489,033)円	278,792米ドル 30,859,486円

(1) 上記発行済株式総数残高には、発行済みであるが当社が保有する自己株式の数は含まれていない。

(2) 資本金額は、当該年の 1 月31日の最高値に基づいている。

(4) 【所有者別状況】

(2019年 4 月12日現在)

株主の種類	発行済株式総数に占める割合
主要株主	50.46%
その他	49.54%
合計	100.00%

(5) 【大株主の状況】

下記の表は、2019年4月12日現在で発行済株式（自己株式を除く。）を5パーセント超保有する実質株主を示したものである。2019年4月12日現在、発行済株式は2,867,124,617株であった。

実質株主の 氏名及び 住所 ⁽¹⁾	単独議決権及び 投資権限を伴う 直接所有又は間 接所有	共有議決権及び投資権限			合計	分類の 所有比率
		ウォルトン・エン タープライゼズ・ エルエルシーを介 した共有・間接 所有 ⁽¹⁾	ウォルトン・ファミ リー・ホールディン グス・トラストを介 した共有・間接 所有 ⁽¹⁾	共有議決権及び投 資権限を伴うその 他の間接所有		
アリス・ L・ウォル トン	6,748,580	1,415,891,131 ⁽³⁾	13,466,938 ⁽⁴⁾	52,174 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾	1,436,158,823	50.09 %
ジム・C・ ウォルトン	17,502,080 ⁽²⁾	1,415,891,131 ⁽³⁾	13,466,938 ⁽⁴⁾	2,174 ⁽⁶⁾	1,446,862,323	50.46 %
ジョン・ T・ウォル トン・エス テート・ト ラスト	0	1,415,891,131 ⁽³⁾	0	0	1,415,891,131	49.38 %
S・ロブソ ン・ウォル トン	3,347,511	1,415,891,131 ⁽³⁾	13,466,938 ⁽⁴⁾	2,347 ⁽⁷⁾	1,432,707,927	49.97 %

- (1) アリス・L・ウォルトン、ジム・C・ウォルトン、ジョン・T・ウォルトン・エステート・トラスト、S・ロブソン・ウォルトン、ウォルトン・エンタープライゼズ・エルエルシー及びウォルトン・ファミリー・ホールディングス・トラストの事業上の住所は、米国72712、アーカンソー州ベントンビル、私書箱1508号である。
- (2) ジム・C・ウォルトンは、直接所有する当社株式のうち4,251,488株を、ウォルマートの関係会社ではないとある会社の融資枠の拡大のための担保として差し入れた。この担保差し入れは、ウォルマートのインサイダー取引方針に適合している。
- (3) ウォルトン・エンタープライゼズ・エルエルシーは、合計1,415,891,131株の当社株式を所有している。アリス・L・ウォルトン、ジム・C・ウォルトン及びS・ロブソン・ウォルトンは、ウォルトン・エンタープライゼズ・エルエルシーの経営役員である個人として、さらにウォルトン・エンタープライゼズ・エルエルシーの経営役員であるジョン・T・ウォルトン・エステート・トラストの共同理事として、ウォルトン・エンタープライゼズ・エルエルシーが所有する全ての株式について、議決権及び処分権限を共有している。ウォルトン・エンタープライゼズ・エルエルシーの経営役員は、これらの株式の売却権及び議決権を保持する。
- (4) ウォルトン・ファミリー・ホールディングス・トラストは、合計13,466,938株の当社株式を保有している。アリス・L・ウォルトン、ジム・C・ウォルトン及びS・ロブソン・ウォルトンが共同理事として、議決権及び処分権限を共有している。
- (5) 当該数値には、慈善目的のために設立され、運営されている1つの法人により保有されている当社株式が含まれている。この法人においては、アリス・L・ウォルトンが議決権及び処分権限を共有している。
- (6) 当該数値には、ジム・C・ウォルトン、アリス・L・ウォルトン、及びアリス・L・ウォルトンにより管理される法人が、共同理事として議決権及び処分権限を共有している1つの信託が保持する2,174株の当社株式が含まれている。
- (7) 当該数値には、種々の信託により保有される2,347株の当社株式が含まれており、これらの信託においては、S・ロブソン・ウォルトンが共同理事として議決権及び処分権限を共有している。

2【配当政策】

前記「第3 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の「流動性及び資金源 - 流動性 - 財務活動に使用した現金（純額） - 配当」の項を参照のこと。

3【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

ニューヨーク証券取引所

回次	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
決算月日	1月31日	1月31日	1月31日	1月31日	1月31日
最高	90.97米ドル 10,069.47円	88.00米ドル 9,740.72円	75.19米ドル 8,322.78円	109.98米ドル 12,173.69円	106.56米ドル 11,795.13円
最低	72.27米ドル 7,999.57円	56.30米ドル 6,231.85円	62.35米ドル 6,901.52円	66.04米ドル 7,309.97円	81.78米ドル 9,052.23円

(2)【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

ニューヨーク証券取引所

月別	2018年8月	2018年9月	2018年10月	2018年11月	2018年12月	2019年1月
最高	100.21米ドル 11,092.24円	97.66米ドル 10,809.99円	102.60米ドル 11,356.79円	106.21米ドル 11,756.38円	99.59米ドル 11,023.62円	99.35米ドル 10,997.05円
最低	87.62米ドル 9,698.66円	93.69米ドル 10,370.55円	92.89米ドル 10,281.99円	93.31米ドル 10,328.48円	85.78米ドル 9,494.99円	91.64米ドル 10,143.63円

4【役員の状況】

(本書の日付現在)

男性の取締役及び執行役員の数： 15名

女性の取締役及び執行役員の数： 6名

取締役及び執行役員のうち女性の比率： 29パーセント

(1) 取締役

役職名	氏 名 (生年月日)	略 歴	取締役 就任年	所有する 当社株式数 ⁽¹⁾
取締役	セザール・コンデ (Cesar Conde) (1973年12月8日)	コンデ氏は、グローバルなメディア及びエンターテインメント企業の一部であるNBCユニバーサル・テレムンド・エンタープライゼス及びNBCユニバーサル・インターナショナル・グループの会長を務めている。2013年10月から2015年10月まで、コンデ氏はNBCユニバーサル・インターナショナル及びNBCユニバーサル・デジタル・エンタープライゼスの監督を職務に含むNBCユニバーサルのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントを務めた。	2019年	701株
取締役	スティーヴン・J・イースターブルック (Stephen J. Easterbrook) (1967年8月6日)	イースターブルック氏は、マクドナルド・コーポレーションの社長兼最高経営責任者及び取締役を2015年3月から務めている。その就任前もマクドナルドにおいて、シニア・エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼グローバル最高ブランド責任者を2013年6月から2015年2月まで務めたほか様々な上級管理職を務めた。	2018年	2,973株
取締役	ティモシー・P・フリン (Timothy P. Flynn) (1956年12月29日)	フリン氏は、監査、税務等顧問サービスを提供するグローバルな顧問サービス組織であるKPMGインターナショナルの会長を2007年から2011年10月の引退まで務めていた。	2012年	43,344株
取締役	サラ・J・フライヤー (Sarah J. Friar) (1972年12月24日)	フライヤー氏は、2018年12月以来、世界最大の近隣住民向けプライベート・ソーシャルネットワークであるネクストドア・インクの最高経営責任者を務めている。同氏は2012年7月から2018年11月まで、企業向け決済管理サービス及び販売時点情報管理(POS)システム並びに消費者向けモバイル金融サービス等の商取引ソリューションを提供する会社であるスクエア・インクの最高財務責任者を務めた。	2018年	4,407株

取締役	カーラ・A・ハリス (Carla A. Harris) (1962年10月28日)	ハリス氏は、モルガン・スタンレーのウェルス・マネジメント業務担当副会長兼多文化顧客戦略責任者を2013年8月から、モルガン・スタンレーのマネージング・ディレクター兼シニア・クライアント・アドバイザーを2012年6月から務めている。	2017年	5,240株
取締役	トーマス・W・ホルトン (Thomas W. Horton) (1961年5月24日)	ホルトン氏は、世界的なインフラ投資会社であるグローバル・インフラストラクチャー・パートナーズのパートナーを2019年4月から務めている。同氏は2015年10月から2019年4月まで、成長投資を中心としたプライベート・エクイティ会社であるウォーバーグ・ピンカス・エルエルシーにおいてシニア・アドバイザーを務めた。同氏はアメリカン・エアラインズ・グループ・インクの会長を2013年12月から2014年6月まで務めた。	2014年	10,258株
取締役	マリッサ・A・メイヤー (Marissa A. Mayer) (1975年5月30日)	メイヤー氏は、2018年3月、消費者向けインターネット技術を中心とした技術インキュベータであるルーミ・ラボラトリーズ・インクの共同設立者となった。同氏は2012年7月から2017年6月まで、ヤフー・インク(現アルタバ インク)の社長兼最高経営責任者及び取締役を務めた。	2012年	26,648株
取締役兼 社長兼最高経営責任者	C・ダグラス・マクミロン (C. Douglas McMillon) (1966年10月17日)	マクミロン氏は、ウォルマートの社長兼最高経営責任者であり、2014年2月1日から務めている。その就任前は、エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、ウォルマート・インターナショナル部門プレジデント兼最高経営責任者を2009年2月1日から2014年1月31日まで、エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、サムズクラブ部門プレジデント兼最高経営責任者を2005年8月から2009年1月まで務めたほか、ウォルマートの数多くの役職を務めた。	2013年	1,742,415株 ⁽²⁾
取締役会会長	グレゴリー・B・ペナー* (Gregory B. Penner) (1969年12月18日)	ペナー氏は、ウォルマートの取締役会副会長を2014年6月から2015年6月まで務めた後、2015年6月にウォルマートの取締役会会長に任命された。同氏は2005年より、投資運用会社であるマドローン・キャピタル・パートナーズ・エルエルシーの無限責任パートナーである。	2008年	539,464株 ⁽³⁾

取締役	スティーヴン・S・ライネムンド (Steven S Reinemund) (1948年4月16日)	ライネムンド氏は、ウェイクフォレスト大学の経営学部長及びリーダーシップ・戦略を専門とする教授を2008年7月から2014年6月まで務めた後、2014年6月から2018年12月まで、同大学において引き続き大学付き業務執行役(Executive-in-Residence)として、顧問の役割を果たした。ウェイクフォレスト大学の教職に就く前は、ペプシコ・インクにおいて23年間にわたり優れた業績を残した。	2010年	23,902株
取締役	S・ロブソン・ウォルトン** (S. Robson Walton) (1944年10月27日)	ウォルトン氏は、ウォルマートの1992年から2015年6月までの取締役会会長であり、取締役を1978年から務めている。	1978年	1,432,707,927株 ⁽⁴⁾
取締役	スチュアート・L・ウォルトン*** (Steuart L. Walton) (1981年5月4日)	ウォルトン氏は、投資に携わる企業であるRZCインベストメンツ・エルエルシーを2016年5月に創立し、その創立者及び会長であり、また、カーボンファイバー航空機及び航空機部品の製造を行う会社であるゲーム・コンボジッツ・リミテッドの創立者でもある。同氏はゲーム・コンボジッツ社の最高経営責任者を2013年2月の創立以来2017年11月まで務めた。	2016年	246,618株

* グレゴリー・B・ペナー氏は、S・ロブソン・ウォルトン氏の義理の息子である。

** グレゴリー・B・ペナー氏はS・ロブソン・ウォルトン氏の義理の息子であり、スチュアート・L・ウォルトン氏はS・ロブソン・ウォルトン氏の甥である。

*** スチュアート・L・ウォルトン氏は、S・ロブソン・ウォルトン氏の甥である。

(1) 株式数には、2019年5月1日現在における当社株式の直接受益所有権及び間接受益所有権が反映されている。文脈上別段の記載がある場合を除き、かかる当社株式は、単独議決権及び投資権限を伴い直接的又は間接的に所有される。さらに、かかる株式数には、一部の社外取締役(以下に定義する。)に関して、繰り延べられた一定のストックユニットが含まれている。2019年5月1日現在、発行済当社株式数(自己株式の数を除く。)は、2,861,545,263株であった。

「社外取締役」又は「非執行取締役」とは、ウォルマートの取締役会の構成員でウォルマート又はその連結子会社に雇用されていない者をいう。

(2) マクミロン氏が間接的な実質株主とみなされる当社株式432,212株が含まれている。また、当社の401(k)プランにおいて保有される当社株式1,749株が含まれている。同様に、マクミロン氏は2019年5月1日現在、ウォルマート・デ・メキシコS.A.B. de C.V.の米国預託証券を1,900単位及びマスマート・ホールディングス・リミテッドの米国預託証券を1,200単位保有している。これらの保有は、それぞれの有価証券分類の1パーセントに満たない。

(3) ペナー氏が間接的な実質株主とみなされる当社株式482,878株が含まれている。

(4) S・ロブソン・ウォルトン氏が他の特定の者と議決権及び処分権限を共有しているウォルトン・エンタープライゼズ・エルエルシー所有の当社株式1,415,891,131株、及びかかるウォルトン・ファミリー・ホールディングス・トラスト所有の当社株式13,466,938株が含まれている。また、S・ロブソン・ウォルトン氏が共有議決権及び投資権限を伴う間接受益所有権を有する当社株式2,347株が含まれている。

(2) 執行役員

下記の表は、本書の日付現在の当社の執行役員を列挙したものである。各執行役員は、ウォルマートの取締役会（以下「取締役会」という。）により選任され、取締役会の意を体して職務を行う。各役員の実務経験は、少なくとも過去5年間の主要な職務を記載している（別段の記述がある場合を除く。）。「執行役員」とは、取締役会により執行役員（証券取引所法に基づくルール3b-7において定義される。）として指名された当社の上級役員をいい、ウォルマートはかかる執行役員について一定の開示義務を負い、また、かかる執行役員は証券取引所法第16条に基づき当社の株式に係る一定の取引を報告しなければならない。

役職名	氏 名 (生年月日)	実務経験	現職 就任年	所有する 当社株式数 ⁽¹⁾
法人業務担当 エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント	ダニエル・J・パートレット (Daniel J. Bartlett) (1971年 6 月 1 日)	2013年 6 月付で法人業務担当エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントに就任した。2007年11月から2013年 6 月まで、パブリック・リレーションズを業務とするヒル アンド ノウルトン インクの米国事業の最高経営責任者兼社長を務めた。	2013年	125,673株
エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者	M・ブレット・ビッグズ (M. Brett Biggs) (1968年 6 月 6 日)	2016年 1 月付でエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者に就任した。2014年 1 月から2015年12月まで、エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、ウォルマート・インターナショナル最高財務責任者を務めた。	2016年	286,345株 ⁽²⁾
グローバル・ガバナンス担当エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、最高法務責任者兼コーポレート・セクレタリー	レイチェル・ブランド (Rachel Brand) (1973年 5 月 1 日)	2018年 4 月付でグローバル・ガバナンス担当エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、最高法務責任者兼コーポレート・セクレタリーに就任した。2017年 5 月から2018年 2 月まで、アメリカ合衆国司法次官を務めた。2017年 1 月から2017年 5 月まで、ジョージ・メイソン大学アントニン・スカリア・ロー・スクールの法学准教授であった。2012年 8 月から2017年 2 月まで、米国政府のプライバシー・市民的自由監視委員会の委員を務めた。	2018年	62,082株
グローバル人事担当エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント	ジャクリーン・P・キャネイ (Jacqueline P. Canney) (1967年10月 9 日)	2015年 8 月付でグローバル人事担当エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントに就任した。2003年 9 月から2015年 7 月まで、グローバルな経営コンサルティング、テクノロジー・サービス及びアウトソーシングを提供するアクセンチュア・ピーエルシーのグローバル人事部門のマネージング・ディレクターを務めた。	2015年	91,705株
シニア・ヴァイス・プレジデント兼コントローラー	デイビッド・M・ホイノフスキ (David M. Chojnowski) (1969年 5 月24日)	2017年 1 月付でシニア・ヴァイス・プレジデント兼コントローラーに就任した。2014年10月から2017年 1 月まで、米国ウォルマート部門ヴァイス・プレジデント兼コントローラーを務めた。2013年 1 月から2014年10月まで、ウォルマート・インターナショナル部門財務変革担当ヴァイス・プレジデントを務めた。	2017年	32,339株

エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、米国ウォルマート部門プレジデント兼最高経営責任者	グレゴリー・S・フォーラン (Gregory S. Foran) (1961年7月22日)	エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、米国ウォルマート部門プレジデント兼最高経営責任者を2014年8月から務める。2014年5月から2014年8月まで、フォーラン氏は、ウォルマートのアジア地域のプレジデント兼最高経営責任者を務めた。2012年3月から2014年5月までは、ウォルマート・チャイナのプレジデント兼最高経営責任者を務めた。	2014年	362,861株 ⁽³⁾
エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、サムズクラブ部門プレジデント兼最高経営責任者	ジョン・R・ファーナー (John R. Furner) (1974年8月29日)	2017年2月付でエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、サムズクラブ部門プレジデント兼最高経営責任者に就任した。2015年10月から2017年1月まで、サムズクラブ部門エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼チーフ・マーチャンダイジング・オフィサーを務めた。2013年1月から2015年10月まで、ウォルマート・チャイナのシニア・ヴァイス・プレジデント兼チーフ・マーチャンダイジング・オフィサーを務めた。	2017年	274,684株 ⁽⁴⁾
エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、米国電子商取引部門プレジデント兼最高経営責任者	マーク・E・ロア (Marc E. Lore) (1971年5月16日)	2016年9月、エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、米国電子商取引部門プレジデント兼最高経営責任者に就任した。2014年4月から2016年9月まで、ジェット・ドット・コム・インクのプレジデント兼最高経営責任者であった。	2016年	3,117,237株
エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、ウォルマート・インターナショナル部門プレジデント兼最高経営責任者	ジュディス・マッケンナ (Judith McKenna) (1966年5月14日)	2018年2月付でエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、ウォルマート・インターナショナル部門プレジデント兼最高経営責任者に就任した。2015年2月から2018年1月まで米国ウォルマート部門エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高業務責任者を務めた。2014年4月から2015年2月まで米国ウォルマート部門エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高開発責任者を務め、2013年4月から2014年4月までウォルマート・インターナショナル部門の戦略及び開発担当エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントを務めた。	2018年	263,468株 ⁽⁵⁾
社長兼最高経営責任者	C・ダグラス・マクミロン (C. Douglas McMillon) (1966年10月17日)	2014年2月付で社長兼最高経営責任者に就任した。2009年2月から2014年1月までエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、ウォルマート・インターナショナル部門プレジデント兼最高経営責任者を務めた。	2014年	1,742,415株 ⁽⁶⁾

(1) 株式数には、2019年5月1日現在における当社株式の直接受益所有権及び間接受益所有権が反映されている。文脈上別段の記載がある場合を除き、かかる当社株式は、単独議決権及び投資権限を伴い直接的又は間接的に所有される。これらの数には、一部の執行役員によって保有される未確定の譲渡制限期間付当社新株及び制限株式ユニット並びに一部の執行役員により繰り延べられたストックユニットが含まれる。2019年5月1日現在、発行済当社株式数（自己株式の数を除く。）は、2,861,545,263株であった。

(2) 当社の401(k)プランにおいて保有される当社株式399株が含まれている。

(3) 繰延ストックユニット36,843単位が含まれており、支給にあたり現金の形式で決済される。

- (4) 繰延ストックユニット4,880単位が含まれており、支給にあたり現金の形式で決済される。また、当社の401(k)プランにおいて保有される当社株式1,708株が含まれている。
- (5) マッケンナ氏が間接的な実質株主とみなされる当社株式33,851株が含まれている。
- (6) マクミロン氏が間接的な実質株主とみなされる当社株式432,212株が含まれている。また、当社の401(k)プランにおいて保有される当社株式1,749株が含まれている。マクミロン氏は2019年5月1日現在、ウォルマート・デ・メキシコS.A.B. de C.V.の米国預託証券を1,900単位及びマスマート・ホールディングス・リミテッドの米国預託証券を1,200単位保有している。これらの保有は、それぞれの有価証券分類の1パーセントに満たない。

(3) 報酬

(a) 社外取締役

年次ベンチマーキング

取締役会の報酬・経営開発委員会（以下「報酬委員会」という。下記の表の注(3)を参照。）及び取締役会は、毎年、社外取締役の報酬について、ウォルマートと同等のグループ企業の取締役報酬との比較を含む包括的な検討を行う。昨年行った検討の結果、当社の取締役報酬合計額並びに当社の筆頭独立取締役及び非執行会長それぞれへの付加報酬は、当社と同等のグループの中央値を下回っていた。したがって、報酬委員会及び取締役会は、年次報酬を2018年5月30日開催の2018年定時株主総会以降、90,000米ドルから100,000米ドルに引き上げることを決定した。また、取締役会は、非執行会長（下記の表の注(1)を参照。）の年次付加報酬を200,000米ドルから225,000米ドルに引き上げ、筆頭独立取締役（下記の表の注(1)を参照。）の年次付加報酬を30,000米ドルから35,000米ドルに引き上げた。

取締役報酬の構成

当社の社外取締役の報酬プログラムは、以下の基本要素により構成される。

有資格者	構成要素	年額 (単位：米ドル)	支払いの形式
基本報酬 - 全ての社外取締役	年次株式報酬	175,000	当社株式
	年次報酬	100,000	現金
付加報酬 - 一部の社外取締役	非執行会長 ⁽¹⁾ への報酬	225,000	50%：当社株式 / 50%：現金
	筆頭独立取締役 ⁽¹⁾ への報酬	35,000	現金
	監査委員会 ⁽²⁾ 及び報酬委員会 ⁽³⁾ の委員長への報酬	25,000	現金
	指名委員会 ⁽⁴⁾ 、戦略委員会 ⁽⁵⁾ 及び技術委員会 ⁽⁶⁾ の委員長への報酬	20,000	現金

- (1) 非執行会長及び筆頭独立取締役の詳細は、後記「5 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」中の「取締役会のリーダーシップ構造」を参照のこと。
- (2) 取締役会の監査委員会の詳細は、後記「5 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」中の「取締役会の委員会」及び「取締役会の監査委員会」を参照のこと。
- (3) 報酬委員会の詳細は、後記「5 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」中の「取締役会の委員会」及び「経営陣の能力開発及び継承の計画」並びに本「(3) 報酬」中の後記「(b) 上級執行役員 - 当社の報酬プログラムにおけるリスクの検討」を参照のこと。
- (4) 「指名委員会」とは取締役会の指名・ガバナンス委員会をいう。詳細は後記「5 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」中の「取締役会の委員会」、「取締役会のリーダーシップ構造」、「取締役の能力基準及び適性」及び「取締役会の更新及び継承の計画」を参照のこと。
- (5) 「戦略委員会」とは取締役会の戦略・企画・財務委員会をいう。詳細は後記「5 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」中の「取締役会の委員会」を参照のこと。
- (6) 「技術委員会」とは取締役会の技術・電子商取引委員会をいう。詳細は後記「5 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」中の「取締役会の委員会」を参照のこと。

その他の報酬

自宅からは大陸間移動を必要とする場所において行われる取締役会の会議に自身で出席する社外取締役は、それぞれ、4,000米ドルの会議出席手当を追加して支給される。また、監査委員会の各委員は、2019年度中、海外腐敗行為防止法に関連する当社の内部調査及びその他の調査関連事項に係る監査委員会の監督に関して費やした時間につき、付加報酬を受け取った。この業務のために、監査委員会の構成員の社内弁護士、外部の弁護士及びその他のアドバイザーとの情報交換に関連した仕事量は大幅に増加している。かかる時間の追加的投入を評価するため、2019年度中、監査委員会の委員長は90,000米ドルの付加報酬、及び委員長以外の監査委員会委員は45,000米ドルの付加報酬を受け取った。

支払いの形式及び時期

社外取締役は、当社の定時株主総会（直近では2019年6月5日に開催された。）において取締役に選任されると、年次株式報酬を付与される。取締役会が年次の途中に社外取締役を任命した場合、その取締役は、按分された年次株式報酬を受け取る。各社外取締役は、付与されたこの株式報酬の受領をストックユニットとして繰り延べる選択ができ、この場合、当該取締役の取締役任期の終了後に当社株式により決済される。これ以外の上記の表に列挙した社外取締役報酬の構成要素は、四半期ごとに後払いで支払われる。各社外取締役は、これらその他の要素の年次報酬につき、現金若しくは当社株式（株数は、支払日におけるニューヨーク証券取引所の当社株式の終値に基づいて決定される。）で受け取るか、ストックユニットとして繰り延べるか、又は利息付現金口座に留保するか、選択することができる。

取締役ストックオーナーシップ（株式保有制度）のガイドライン

各社外取締役は、最初に取り締役に選任されてから5年以内に、最初を選任された年に取締役会によって決定された社外取締役の報酬のうち、年次報酬部分の5倍に相当する価額の当社株式又は繰延ストックユニットを所有しなければならない。遵守期限の5年に達した社外取締役は全員、かかる要件を十分に満たす価額の当社株式又は繰延ストックユニットを保有している。

2019年度の取締役報酬

(単位:米ドル)

取締役名 ^(a)	現金払い 報酬 ^(b)	株式 報酬 ^(c)	その他全 ての報酬 ^(g)	合計 ^(h)
ジェームズ・I・キャッシュ・ジュニア	58,077	0	935	59,012
スティーヴン・J・イースターブルック	58,766	174,970	0	233,736
ティモシー・P・フリン	210,926	174,970	1,247	387,143
サラ・J・フライヤー	131,575	230,098	0	361,673
カーラ・A・ハリス	95,770	174,970	0	270,740
トーマス・W・ホールトン	193,214	174,970	853	369,037
マリッサ・A・メイヤー	95,836	174,970	0	270,806
グレゴリー・B・ペナー	203,264	287,522	0	490,786
スティーヴン・S・ライネムンド	120,879	174,970	783	296,632
ケビン・Y・シストロム	45,650	0	0	45,650
S・ロブソン・ウォルトン	95,879	174,970	1,544	272,393
スチュアート・L・ウォルトン	107,556	174,970	0	282,526

表の各列の情報の説明

取締役名((a)列)

C・ダグラス・マクミロンは、2019年度中、当社のアソシエートとしてのみ報酬を受け取り、取締役としての職務に関する追加の報酬は受け取っていないため、本表からは除外されている。

現金払い報酬((b)列)

一部の社外取締役は、以下に記載のとおり、この欄の金額の一部又は全部に代わり当社株式を受け取ること又はこの欄の金額を繰延ストックユニットとして繰り延べることを選択した。かかる金額は、四半期ごとに、各支払日におけるニューヨーク証券取引所の当社株式の終値を用いて、当社株式又は繰延ストックユニットに転換された。

取締役名	金額 (米ドル)	現金に代わり受け取った 当社株式の数	現金に代わり繰り延べた ストックユニットの数
スティーヴン・J・イースターブルック	58,766	637	-
ティモシー・P・フリン	210,926	-	2,304
サラ・J・フライヤー	131,575	-	1,439
カーラ・A・ハリス	47,831	529	-
マリッサ・A・メイヤー	95,836	-	1,060
グレゴリー・B・ペナー	203,264	-	2,248
ケビン・Y・シストロム	45,650	521	-
スチュアート・L・ウォルトン	107,556	-	1,187

株式報酬((c)列)

SECルールに従い、この欄の金額は、2019年度中に付与された株式報酬の付与日現在の公正価値総額であり、米国GAAPの一部である株式基準の報酬に関する会計基準（財務会計基準審議会の会計原則基準書第718項に定める。）に従って計算されている。2018年5月30日開催の2018年定時株主総会において取締役役に選任された各社外取締役は、ペナー氏を除き、2,080株の当社株式を株式報酬として受領した。この株数は、175,000米ドルを付与日におけるニューヨーク証券取引所での当社株式の終値である株価84.12米ドルで除し、整数株数になるよう四捨五入して決定された。ペナー氏は、3,418株の当社株式を株式報酬として受領した。この株数は、287,500米ドルを84.12米ドルで除し、整数株数になるよう四捨五入して決定された。また、フライヤー氏は、2018年2月12日に取締役役に任命されたことに伴い、2018年定時株主総会をもって終了する任期に対して按分された年次株式報酬を受け取った。この報酬は、536株の当社株式で構成され、年次株式報酬を按分した価値である55,137米ドルを付与日におけるニューヨーク証券取引所での当社株式の終値である株価102.85米ドルで除し、整数株数になるよう四捨五入して決定された。フリン氏、フライヤー氏、メイヤー氏、ペナー氏、S・ロブソン・ウォルトン氏及びスチュアート・L・ウォルトン氏は、これらの当社株式を繰延ストックユニットとして繰り延べることを選択した。キャッシュ博士及びシストロム氏は、2018年定時株主総会において再任の候補者とならなかったため、2019年度中に年次株式報酬を受け取らなかった。

オプション報酬及び非株式インセンティブ・プラン報酬((d)列及び(e)列)

当社は社外取締役に対してストックオプションを発行せず、また、社外取締役に対していかなる非株式インセンティブ・プラン報酬も付与しない。したがって、当社は取締役報酬の表からこれらの記載欄を省略した。

年金額及び非適格繰延報酬所得の変化額((f)列)

取締役は、ウォルマート・インク取締役報酬繰延プラン（2018年2月1日付修正）に従って現金による雇用報酬を利息付口座に留保することが認められているが、当社の現任の取締役でかかる選択を行った者はなく、かかる口座に残高のある者はいない。したがって、当社は取締役報酬の表からこの記載欄を省略した。

その他全ての報酬((g)列)

この欄の金額には、2019年度中の一定の取締役会の会議に関連して発生した配偶者の旅費、食費及び関連の活動費に由来する収入で2019年度に税込み所得として支払った金額が含まれている。その他の取締役についてはいずれも、その配偶者の旅費、食費及び関連の活動費の合計増分費用の額が10,000米ドル未満であったため、ここには含まれていない。

(b) 上級執行役員

この項は、ウォルマートの社長兼最高経営責任者、ウォルマートの最高財務責任者並びに2019年度において社長兼最高経営責任者及び最高財務責任者以外で最も報酬の高い3名の執行役員（以下、当社の「上級執行役員」と総称する。）の記載会計年度の報酬について、概要を記載している。2019年度に関する当社の上級執行役員は、次のとおりである。

社長兼最高経営責任者	C・ダグラス・マクミロン
エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者	M・ブレット・ビッグズ
エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、米国ウォルマート部門プレジデント兼最高経営責任者	グレゴリー・S・フォーラン
エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、ウォルマート・インターナショナル部門プレジデント兼最高経営責任者	ジュディス・マッケンナ
エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、サムズクラブ部門プレジデント兼最高経営責任者	ジョン・R・ファナー

当社の報酬プログラムにおけるリスクの検討

報酬・経営開発委員会は、同委員会の憲章により、当社のアソシエートに適用される報酬及び給付の構造全般（当社の報酬プログラムから生じうるリスクを含む。）の見直し及び監督について責任を負っている。当社は、当社のアソシエートに係る当社の報酬方針及び実務が、合理的に当社に重大な悪影響を与えると見込まれるリスクを生じさせることはないと考えている。かかる結論に達するまでに、当社は以下の要因を検討した。

- ・当社の報酬プログラムは、固定報酬及び変動インセンティブ報酬の両方を組み合わせて提供するように設計されている。
- ・当社の業績連動報酬は、年次インセンティブと長期インセンティブ・プログラムとのバランスがとられている。当社は、こうした設計により、当社の長期的な最善の利益にとっては有害となりうる短期の冒険を促す誘因が軽減され则认为する。
- ・当社のインセンティブ報酬プログラムは、営業利益基準、売上高基準及び投資収益率を組み合わせて業績を評価するものである。当社は、こうした業績測定基準の組み合わせにより、他の測定基準に基づく業績を犠牲にして一つの測定基準に基づく業績を極大化しようとする誘因は軽減され则认为する。例えば、当社の長期業績基準株式プランは、売上高の実績及び投資収益率の実績を平等な基準としている。この仕組みによ

り、当社の投資収益率の達成を犠牲にして売上高を増大させるような戦略を追求する誘因は抑制される、と当社は考えている。報酬・経営開発委員会は、当社のインセンティブ報酬プログラムにおいて使用される業績測定基準の構成及び勘案比率を定期的に見直しており、これらの測定基準は現在、当社の戦略に合致しているとともに、持続可能な株主価値の創出を促進する適切な誘因となっているとの結論に達した。

- ・当社の年次キャッシュ・インセンティブ・プラン及び業績株式プログラムのいずれにおいても、支払額の上限は、それぞれ目標額の125パーセント及び150パーセントに制限されている。当社は、こうした制限により過度の冒険が軽減されると考える。なぜならば、単一の周期において得られる最高金額が制限されているからである。
- ・当社の経営陣のインセンティブ報酬の相当の割合が、当社全体の業績を基準としている。これは、単一の事業セグメント又は責任地域の業績を極大化する一方で当社全体の業績を犠牲にするような戦略の追求誘因を軽減するための設計である。
- ・当社の経営幹部は、当社の強固なストックオーナーシップ・ガイドラインに服する。当社は、このことが当社の経営幹部にとって、当社及び当社株主の長期的利益を考慮し、当社の株価にマイナスの影響を与えかねない過度の冒険を抑制する動機になると考える。
- ・当社の業績基準インセンティブ報酬プログラムは、支払いカーブが比較的なだらかであり、鋭い支払いの「断崖」がないよう設計されている。このような断崖は、支払いの閾値を満たすことが目的の短期的な経営上の意思決定を促進しかねないからである。
- ・当社の執行役員向けキャッシュ・インセンティブ支払いは、コンプライアンス目標が達成されない場合、減額又は除外の適用を受ける。

最後に、当社のキャッシュ・インセンティブ・プラン及びストック・インセンティブ・プランは、ともに、アソシエートが当社の方針（グローバル倫理綱領を含む。）に従わない場合又は当社の最善の利益にとって有害な行為をした場合は、報酬が回収又は没収される根拠となる強固な「クローバック」条項を含む。

報酬委員会の委員の兼任及び内部関係者の参加

2019年度中に報酬・経営開発委員会又は前身の委員会の構成員であった取締役はいずれも、ウォルマートの役員又はアソシエートではなく、また過去にウォルマートの役員又はアソシエートであったこともなかった。さらに、2019年度中に報酬・経営開発委員会又は前身の委員会の委員を務めた者はいずれも、後記「（４）関連当事者取引」の項において開示を要求される当社との関係はなかった。最後に、ウォルマートの取締役又は報酬・経営開発委員会若しくは前身の委員会の委員を務める１名又は複数名の執行役員を持つ法人において、その取締役又は報酬委員会（若しくはこれに相当する機能を持つその他の取締役会付属の委員会）の委員を務めるか又は前会計年度において務めたウォルマートの執行役員はいない。

上級執行役員の報酬に関する表

報酬総表

(単位: 米ドル)

氏名及び主たる役職名 ^(a)	1月31日 に終了 した会計 年度 ^(b)	給与 ^(c)	賞与 ^(d)	株式報酬 ^(e)	非株式インセ ンティブ・ブ ラン報酬 ^(g)	年金額及び 非適格繰延 報酬所得の 変化額 ^(h)	その他 全ての 報酬 ⁽ⁱ⁾	合計
C・ダグラス・マクミロン	2019年	1,276,892	0	15,592,404	5,088,000	1,090,984	569,953	23,618,233
社長兼最高経営責任者	2018年	1,276,982	0	15,692,464	4,736,750	611,315	473,765	22,791,276
	2017年	1,278,989	0	15,224,706	4,851,561	510,155	486,732	22,352,143
M・ブレット・ビッグズ	2019年	892,948	0	5,710,085	2,223,926	269,005	324,450	9,420,414
エグゼクティブ・ヴァイス・	2018年	871,087	0	4,237,993	2,027,759	140,199	316,133	7,593,171
プレジデント兼最高財務責任者	2017年	854,670	0	3,176,574	2,026,251	101,880	249,785	6,409,160
グレゴリー・S・フォーラン	2019年	1,104,201	0	8,812,816	3,300,230	20,366	248,880	13,486,493
エグゼクティブ・ヴァイス・	2018年	1,051,426	0	6,857,031	2,921,173	9,954	178,168	11,017,752
プレジデント	2017年	1,006,424	0	6,650,490	2,861,535	7,731	1,027,673	11,553,853
ジュディス・マッケンナ	2019年	1,044,210	0	9,186,749	2,267,949	140,460	282,956	12,922,324
エグゼクティブ・ヴァイス・								
プレジデント								
ジョン・R・ファーマー	2019年	799,425	0	6,275,780	1,791,903	92,800	326,869	9,286,777
エグゼクティブ・ヴァイス・	2018年	780,827	0	9,856,525	1,665,728	35,324	538,384	12,876,788
プレジデント								

表の各列の情報の説明

氏名及び主たる役職名((a)列)並びに1月31日に終了した会計年度((b)列)

ファーマー氏は、2018年度に初めて上級執行役員となった。したがって、同氏については、2018年度及び2019年度の報酬に関する情報のみが含まれる。マッケンナ氏は、2019年度に初めて上級執行役員となった。したがって、同氏については、2019年度の報酬に関する情報のみが含まれる。

給与((c)列)

この欄は、記載会計年度に受け取った給与を表している。マクミロン氏、ビッグズ氏及びファーマー氏は、2019年度の給与のうちそれぞれ130,000米ドル、260,000米ドル及び25,974米ドルにつき、繰延報酬マッチング・プランに基づく繰延べを選択した。

株式報酬((e)列)

報酬・経営開発委員会は通常、当社執行役員に対する株式報酬を、毎年、会計年度末直前の1月に付与しており、これは各執行役員の新年度の報酬機会の一部として意図されたものである。しかし、SECルールの下では、これらの報酬は付与日の属する年度の報酬として報告される。したがって、この欄には、2019年1月28日に報酬・経営開発委員会が承認した各上級執行役員の譲渡制限期間付新株報酬及び業績基準の制限株式ユニットが含まれる。

SECルールに従って、この欄に記載されている金額は、記載会計年度に付与された報酬に関する付与日現在の公正価値であり、米国GAAPの一部である株式基準の報酬に関する会計基準(財務会計基準審議会の会計原則基準書第718項に定める。)に従って計算され、かかる報酬のうち、推定される権利失効の影響は除外されている。

確定する業績基準の制限株式ユニットの数(もしあれば)は、一定の業績の測定基準に照らし、当社が一定レベルの業績を達成するかどうかによる。本欄に含まれる業績基準の制限株式ユニットの付与日現在の公正価値は、目標水準、すなわち、株式基準の報酬に関する会計基準に従って、当社がこれらの報酬に関連する業績目標の推定達成レベルと判断したものにに基づく支払額である。下記の表は、2019年度に各上級執行役員に付与された業績基準の制限株式ユニットの付与日現在の公正価値を表し、()当社の業績が、測定基準に関して目標水準(すなわち、推定される業績)に達している場合、及び()当社の業績が、測定基準に関して、業績基準の報酬が最大支払額となる水準に達している場合を想定している。業績基準の制限株式ユニットそれぞれの付与日現在の公正価値は、付与日におけるニューヨーク証券取引所での当社株式の終値に基づき決定され、当該株式の権利確定期間における予想配当利回りにより割り引かれている。

(単位:米ドル)

氏名	付与年度	付与日現在の公正価値 (推定業績に基づく)	付与日現在の公正価値 (最高業績に基づく)
C・ダグラス・マクミロン	2019年	11,749,896	17,624,843
M・ブレット・ビッグズ	2019年	4,270,103	6,405,200
グレゴリー・S・フォーラン	2019年	5,187,819	7,781,729
ジュディス・マッケンナ	2019年	7,686,784	11,530,268
ジョン・R・ファナー	2019年	4,775,815	7,163,768

オプション報酬((f)列)

当社は2019年度において上級執行役員に対しオプション報酬を一切付与していないため、報酬総表の(f)列を省略している。ストックオプションは現在、当社の執行役員報酬プログラムに含まれていない。

非株式インセンティブ・プラン報酬((g)列)

この欄は、当社の上級執行役員が2019年度、2018年度及び2017年度のそれぞれにおける業績に関して取得し、翌会計年度中に支払いを受ける年次キャッシュ・インセンティブ支払額を表す。一部の上級執行役員は、下記のとおり、2019年度の年次キャッシュ・インセンティブ支払額の一部を繰り延べた。

(単位:米ドル)

氏名	2019年度の年次キャッシュ・インセンティブのうち 繰り延べられた金額
C・ダグラス・マクミロン	1,272,000
M・ブレット・ビッグズ	889,570
ジュディス・マッケンナ	2,222,546
ジョン・R・ファナー	1,212,667

年金額及び非適格繰延報酬所得の変化額((h)列)

この欄に記載されている金額は、SECのレギュレーションS-K第402(c)(2)(viii)(B)項に従って計算された当社の非適格繰延報酬プランに基づく繰延報酬に計上された市場価格を上回った利益を示す。なお、マッケンナ氏は、当社の英国子会社であるアズダ・グループ・リミテッド(以下「アズダ」という。)が運営する年金制度に加入している。2019年度中、マッケンナ氏のかかる制度における累積給付額の保険数理上の現在価値は、168,869米ドル(英ポンド建てを2019年度中の平均為替レート、1英ポンド=1.3237米ドルを用いて米ドルに換算している。)減少した。レギュレーションS-K第402(c)(2)(viii)項に係る指示第3号に従い、このマイナス数値は本欄に含まれていない。これらの年金制度は、2011年に追加の発生を終了したが、加入者の発生済年金残高は、制度に基づく分配金の受け取りの開始までインフレ調整される。詳細は、本「(b)上級執行役員」中の後記「年金給付」の表を参照のこと。

その他全ての報酬((i)列)

2019年度の「その他全ての報酬」には、以下の金額が含まれる。

(単位:米ドル)

氏名	ウォルマート401 (k)プランのマッ チング拠出	当社保有航空機 の個人使用	繰延報酬プラン への当社拠出金
C・ダグラス・マクミロン	16,500	156,137	392,435
M・ブレット・ビッグズ	16,500	121,510	181,434
グレゴリー・S・フォーラン	16,500	131,438	0
ジュディス・マッケンナ	0	73,993	181,989
ジョン・R・ファナー	16,500	156,733	138,759

当社保有航空機の個人使用に関する上記の値は、当該使用に関する当社への増分費用であり、運用時間当たりの当社への可変運用コストに基づき計算されている。これには、燃料費、メンテナンス及び乗務員の関連出張費が含まれる。パイロット給与、減価償却、保険、賃料などの使用によって変化することのない固定費は含まれていない。

2019年度の「その他全ての報酬」欄の金額には、以下の金額も含まれている。

- ・フォーラン氏に対し、同氏の以前の海外での職務及び本国以外の米国拠点の現在の役職に関する税金の確定申告書類の作成及び関連するサービスのために支払った47,092米ドル、並びに主にこれらのサービスに関して税込みで支払った51,886米ドル

・マッケンナ氏に対し、主に以前の海外での職務及び同氏の母国外である米国を拠点とする現在の役職に関して税込みで支払った19,376米ドル

また、本欄の2019年度の金額には、一部の当社のその他の上級執行役員に対する10,000米ドル未満の税込み計算による支払額も含まれている。本欄の2019年度の金額には、定期生命保険料費用及び一部の上級執行役員の健康診断に関する費用も含まれている。これらの個人手当の価額は、当社の増分総計費用に基づき、いずれも個別にはレギュレーションS-K第402(c)(2)(ix)項指示第4号に記載の基準を超過しないため、個別には定量化されない。

2019年度のプラン基準報酬の付与

氏名	付与日	非株式インセンティブ・プラン報酬 に基づく支払予想			株式インセンティブ・プラン 報酬に基づく支払予想			その他全 ての株式 報酬：株 式又はス トックユ ニットの 数 (i)	株式及びオ プション報 酬の付与日 現在の公正 価値 (米ドル) (l)
		最低額 (米ドル) (c)	目標額 (米ドル) (d)	最高額 (米ドル) (e)	最小数 (株/ユ ニット 数) (f)	目標数 (株/ユ ニット 数) (g)	最大数 (株/ユ ニット 数) (h)		
C・ダグラス・マクミロン		1,144,899	3,052,800	3,816,000					
	1/28/19				64,638	129,276	193,914		11,749,896
	1/28/19							39,589	3,842,508
M・ブレット・ビッグズ		514,888	1,373,036	1,716,294					
	1/28/19				23,491	46,981	70,472		4,270,103
	1/28/19							14,836	1,439,982
グレゴリー・S・フォーラン		785,624	2,094,997	2,618,746					
	1/28/19				28,539	57,078	85,617		5,187,819
	1/28/19							16,742	1,624,979
	1/28/19							20,606	2,000,018
ジュディス・マッケンナ		719,694	1,919,185	2,398,982					
	1/28/19				26,273	52,545	78,818		4,775,815
	1/28/19				15,323	30,645	45,968		2,910,969
	1/28/19							15,454	1,499,965
ジョン・R・ファナー		553,154	1,475,078	1,843,848					
	1/28/19				26,273	52,545	78,818		4,775,815
	1/28/19							15,454	1,499,965

表の各列の情報の説明

非株式インセンティブ・プラン報酬に基づく支払予想((c)、(d)及び(e)列)

各欄に記載されている金額は、2018年2月1日付修正ウォルマート・インク経営陣インセンティブ・プランに基づき上級執行役員に付与する2020年度の業績に応じた潜在的年次キャッシュ・インセンティブ支払いの最低額、目標額及び最高額を示す。業績の測定基準及び当社の各上級執行役員のこれらの報酬に適用される勘案比率は、以下のとおりである。

氏名	勘案比率	
C・ダグラス・マクミロン	75%：全社営業利益	25%：全社売上高
M・ブレット・ビッグズ	75%：全社営業利益	25%：全社売上高
グレゴリー・S・フォーラン	25%：全社営業利益	25%：米国ウォルマート売上高
	50%：米国ウォルマート営業利益	
ジュディス・マッケンナ	25%：全社営業利益	25%：インターナショナル売上高
	50%：インターナショナル営業利益	
ジョン・R・ファナー	25%：全社営業利益	25%：サムズクラブ売上高
	50%：サムズクラブ営業利益	

ウォルマートが2019年4月23日にSECに提出した2019年6月5日開催の2019年定時株主総会に係るプロキシ・ステートメント(SECのウェブサイト<http://www.sec.gov>において閲覧できる。)内の報酬に関する考察及び分析(以下「報酬の考察及び分析」という。)には、当社の年次キャッシュ・インセンティブ・プランに関する追加情報が記載されている。

株式インセンティブ・プラン報酬に基づく支払予想((f)、(g)及び(h)列)

この欄の数値は、2019年度中に付与された業績基準の制限株式ユニットに関して権利確定する可能性のある当社株式の最小数、目標数及び最大数を示す。業績基準の制限株式ユニットの保有者は、かかる業績基準の制限株式ユニットが権利確定するまでは、配当を受けず、また、その他の株主の権利も享受しない。2019年度に当社の上級執行役員に付与された全ての業績基準の制限株式ユニットは、2022年1月31日に権利が確定する予定であり、権利確定するユニット数は、2020年度の業績に基づく。但し、マッケンナ氏に付与された、対象となる業績基準の制限株式ユニットの30,645個を除く。これらは、2020年1月31日に権利が確定する予定であり、権利確定するユニット数は、2020年度の業績に基づく。「報酬の考察及び分析」には、当社の業績基準株式プログラム及び関連する業績測定基準に関する追加情報が記載されている。2020年度の業績に関し、2019年度に行われた付与に関して適用される業績指標は、()投資収益率、及び()各上級執行役員の主たる責任分野によって当社全体の売上高成長率又は事業セグメントの1つの売上高成長率である。2020年度の各上級執行役員の業績指標における勘案比率は、以下のとおりである。

氏名	勘案比率	
C・ダグラス・マクミロン	50%：全社投資収益率	50%：全社売上高成長率
M・ブレット・ビッグズ	50%：全社投資収益率	50%：全社売上高成長率
グレゴリー・S・フォーラン	50%：全社投資収益率	50%：米国ウォルマート売上高成長率

ジュディス・マッケンナ	50%：全社投資収益率	50%：インターナショナル売上高成長率
ジョン・R・ファナー	50%：全社投資収益率	50%：サムズクラブ売上高成長率

その他全ての株式報酬：株式又はストックユニットの数((i)列)

この欄の数値は、2019年度に付与された譲渡制限期間付新株及び制限株式ユニットの数を示す。譲渡制限期間付新株及び制限株式ユニットは、上級執行役員の権利確定日までのアソシエートとしての継続業務に基づいて権利確定する。この欄に記載された全ての譲渡制限期間付新株は、2022年1月18日に権利が確定する予定である。但し、フォーラン氏に対する20,606株の付与については例外であり、その50パーセントは2020年2月4日に権利が確定し、50パーセントは2021年2月2日に権利が確定する予定である。

その他全てのオプション報酬：オプション付証券数((j)列) / オプション報酬の行使価格又は基準価格((k)列)

オプションは現在、当社の執行役員報酬プログラムに含まれず、また、ウォルマートは2019年度中、上級執行役員にオプションを付与していないため、この両列は省略した。

株式及びオプション報酬の付与日現在の公正価値((l)列)

株式報酬の公正価値は、株式基準報酬会計規則に基づいて算定され、予測される権利失効の影響を除いている。業績基準の制限株式ユニットの付与日現在の公正価値は、付与日におけるかかる報酬の推定結果に基づいている。業績基準の制限株式ユニット及び制限株式ユニットの公正価値は、権利確定期間中の予想配当利回りが割り引かれたものとなる。2019年1月28日に付与された株式報酬の付与日現在の公正価値は、付与日におけるニューヨーク証券取引所での当社株式の終値である1株当たり97.06米ドルに基づいて決定された。2019年1月28日に付与され、2022年1月31日に終了する権利確定期間に対応する業績基準の制限株式ユニットは、割引後の1株当たり価値90.89米ドルを用いて評価された。マッケンナ氏に対して2019年1月28日に付与され、2020年1月31日に終了する権利確定期間に対応する業績基準の制限株式ユニットは、割引後の1株当たり価値94.99米ドルに基づいて評価された。

2019年度末における発行済株式報酬

氏名	株式報酬			
	未確定の株式又は ストックユニット数 (g)	未確定の株式又は ストックユニットの 市場価値 (米ドル)(h)	株式インセンティブ・ プラン報酬：未確定の 未取得株式、ユニット 又はその他権利の数 (i)	株式インセンティブ・プラン 報酬：未確定の未取得株式、 ユニット又はその他権利の 市場又は支払価値 (米ドル)(j)
C・ダグラス・マクミロン	534,665	51,236,947	193,914	18,582,779
M・ブレット・ビッグズ	130,979	12,551,718	70,472	6,753,332
グレゴリー・S・フォーラン	253,261	24,270,002	85,617	8,204,677
ジュディス・マッケンナ	148,735	14,253,275	124,786	11,958,242
ジョン・R・ファナー	221,590	21,234,970	78,818	7,553,129

表の各列の情報の説明

オプション報酬((b)列から(f)列)

2019年度末現在、当社の上級執行役員はいずれも株式又はその他のウォルマートの有価証券を購入するオプションを保有していないため、当社はこれらの欄を削除した。

未確定の株式又はストックユニット数((g)列)

この欄の数値は、役務基準の権利確定要件を伴う譲渡制限期間付新株の株数（業績に関する条件が満たされた業績基準の制限株式ユニットを含む。）の数を表しており、これらは、下記の表に記載される数及び日付により権利確定する予定である。

権利確定日	C・ダグラス・ マクミロン	M・ブレット・ ビッグズ	グレゴリー・ S・フォーラン	ジュディス・ マッケンナ	ジョン・R・ ファナー
2019年3月5日	－	－	－	7,559	－
2019年3月19日	－	－	－	5,451	4,542
2019年10月1日	－	－	－	6,241	－
2020年1月21日	57,652	11,253	24,381	－	22,506
2020年1月31日	230,543	49,149	100,842	26,569	95,565
2020年2月4日	－	－	10,303	－	－
2020年3月17日	－	－	－	6,844	－
2021年1月19日	35,075	9,694	14,833	－	13,692
2021年1月31日	171,806	46,047	75,857	80,617	69,831
2021年2月2日	－	－	10,303	－	－
2022年1月18日	39,589	14,836	16,742	15,454	15,454

未確定の株式又はストックユニットの市場価値((h)列)

この欄は、(g)列に記載された数の譲渡制限期間付新株及び制限株式ユニットの市場価値を表す。かかる市場価値は、2019年度の最終営業日におけるニューヨーク証券取引所での当社株式の終値（2019年1月31日の95.83米ドル）に基づいている。

株式インセンティブ・プラン報酬：未確定の未取得株式、ユニット又はその他権利の数((i)列)

この欄の数値は、当社の上級執行役員により保有される業績基準の制限株式ユニットの数を示しており、その権利確定は、当社が本「(b)上級執行役員」の上記「報酬総表」の注記及び上記「2019年度のプラン基準報酬の付与」の表の注記に記載されている特定の業績目標を達成することを条件としている。この欄の数値は、業績基準の制限株式ユニットが最高基準で権利確定することを想定している。本欄の全ての報酬は、2020年度の業績の状況に基づくものであり、またさらに、2022年1月31日までの役務基準の権利確定要件も条件となる（但し、2020年1月31日に権利確定が予定されているマッケンナ氏が保有する業績基準の制限株式ユニット45,968単位を除く。）。

株式インセンティブ・プラン報酬：未確定の未取得株式、ユニット又はその他権利の市場又は支払価値((j)列)

この欄は、(i)列に記載された数の業績株式ユニットの市場価値を表す。かかる市場価値は、最高基準での支払いを想定しており、2019年度の最終営業日におけるニューヨーク証券取引所での当社株式の終値（2019年1月31日の95.83米ドル）に基づいている。

2019年度のオプション行使及び権利確定株式

氏名	オプション報酬		株式報酬	
	行使時に取得された株式数 (株) ^(b)	行使時の実現価格 (米ドル) ^(c)	権利確定時に取得された株式数 (株) ^(d)	権利確定時の実現価格 (米ドル) ^(e)
C・ダグラス・マクミロン	-	-	301,809	29,500,171
M・ブレット・ビッグズ	-	-	62,006	6,030,784
グレゴリー・S・フォーラン	-	-	129,522	12,669,859
ジュディス・マッケンナ	-	-	82,915	7,963,840
ジョン・R・ファーマー	-	-	72,607	7,042,400

表の各列の情報の説明

権利確定時に取得された株式数((d)列)

フォーラン氏の株式数のうち2,454株及びファーマー氏の株式数のうち5,094株は、現金決済型の報酬の権利確定を表す。その他全てのこの表に記載された2019年度中に確定した権利は、株式により決済された。この欄に記載された株式数の一部の受領は、以下の表に記載のとおり、将来のある時点まで繰り延べられた。

氏名	繰り延べられた株式 (株)
C・ダグラス・マクミロン	58,557
M・ブレット・ビッグズ	45,116
グレゴリー・S・フォーラン	27,135
ジョン・R・ファーマー	4,880

権利確定時の実現価格((e)列)

この欄の価格は、権利確定した当社株式数に、それぞれの権利確定日における当社株式の1株当たり公正市場価値(ストック・インセンティブ・プランにおいて定義される。)を乗じたものと等しい。

年金給付

氏名	プラン名	役務の 認定年数	累積給付額 の現在価値 (米ドル) ⁽¹⁾	前年度支払額 (米ドル)
ジュディス・マッケンナ	アズダ・グループ年金制度	14.7	1,891,567	0
	アズダ非積立型非適格退職給付制度	11.1	1,340,908	0

(1) これらの金額は、英ポンド建てで評価され、本表においては2019年度中の平均為替レート、1英ポンド＝1.3237米ドルを用いて報告されている。

マッケンナ氏は、当社の英国子会社であるアズダによる以前の雇用に関連して、アズダの社員向け年金制度であるアズダ・グループ年金制度の加入者である。このプランは、加入者の同プラン加入年数及びアズダ退職日現在の給与額に基づき、終身払いの年金を提供する。年金給付の支払いは、通常、60歳で開始されるが、加入者は55歳開始で支払いを受けることもでき、この場合の年金額は減額される。支給開始前及び支給開始後の両方において、年金額はインフレにスライドして増加するが、1年当たりの限度がある。支給開始前又は支給開始後に死亡した場合、当プランにより配偶者及び扶養者に年金が支払われる。マッケンナ氏の当プランの残高は、同氏自身の拠出による積立部分と、アズダによる積立部分とがある。アズダ・グループ年金制度は、2011年2月、新規の発生が凍結された。

また、アズダによる以前の雇用に関連して、マッケンナ氏は、アズダ非積立型非適格退職給付制度にも加入している。これは、2000年1月に開始された税制非適格の年金制度であり、アズダ・グループ年金制度に適用される給与の上限を超過する給与のアズダ社員が加入できるものであった。アズダ非積立型非適格退職給付制度は、アズダ・グループ年金制度と同じ算定式を用いて給付を提供するが、勤続年数に基づく給与額上限に応じて給付額に限度がある。マッケンナ氏はこのプランに拠出しておらず、同氏のこのプランの残高は、アズダの積立に基づく。アズダ非積立型非適格退職給付制度は、2011年2月、新規の発生が凍結された。

上記の表は、マッケンナ氏に関してアズダ・グループ年金制度及びアズダ非積立型非適格退職給付制度から発生する給付の現在価値を反映している。この金額は、()退職年齢は60歳(年齢を理由とする給付の減額なしにマッケンナ氏が退職できる最初の年齢)、()割引率は1年当たり2.9パーセント、及び()インフレ率は1年当たり3.1パーセントと仮定のうえ、米国GAAPに従い計算された。

2019年度の非適格繰延報酬

(単位: 米ドル)

氏名	前会計年度の 役員拠出金(b)	前会計年度の 当社拠出金(c)	前会計年度の 総収入(d)	払戻総額 / 分配総額(e)	前会計年度末 繰延高(f)
C・ダグラス・マクミロン	7,161,667	392,435	3,054,865	0	100,260,151
M・ブレット・ビッグズ	5,552,440	181,435	681,511	971,139	24,491,558
グレゴリー・S・フォーラン	2,676,921	0	173,999	0	9,313,569
ジュディス・マッケンナ	2,222,545	181,989	243,213	0	7,537,417
ジョン・R・ファーマー	1,673,393	138,759	166,688	47,142	5,166,142

表の各列の情報の説明

前会計年度の役員拠出金((b)列)

これらの金額は、給与、キャッシュ・インセンティブ支払い、及び/又は2019年度中に権利確定した株式報酬のうち、受領の繰延べがなされた額を示している。これには、2019年度に得られた収入であるが、2019年度終了後、上級取締役の繰延報酬口座に計上される金額が含まれている。繰り延べられた給与及びキャッシュ・インセンティブ報酬は、それぞれ「報酬総表」中の2019年度の「給与」及び「非株式インセンティブ・プラン報酬」に含まれている。株式報酬の繰延べは、過年度における上級執行役員の選択に基づき権利確定時に、又は報酬の条件に従い、繰り延べられたものであり、また、繰り延べられた株式は、繰延日におけるニューヨーク証券取引所での当社株式の終値を用いて評価されている。以下の表は、繰り延べられた各上級執行役員の給与、キャッシュ・インセンティブ支払い、2019年度に確定された株式報酬及び繰延べの形式を表している。

氏名	報酬	繰延べの形式	金額 (米ドル)
C・ダグラス・マクミロン	給与	現金	130,000
	キャッシュ・インセンティブ	現金	1,272,000
	株式	当社株式ユニット	5,759,667
M・ブレット・ビッグズ	給与	現金	260,000
	キャッシュ・インセンティブ	現金	889,570
	株式	当社株式ユニット	4,402,870
グレゴリー・S・フォーラン	株式	当社株式ユニット	2,676,921
ジュディス・マッケンナ	キャッシュ・インセンティブ	現金	2,222,545
ジョン・R・ファーマー	給与	現金	25,974
	キャッシュ・インセンティブ	現金	1,212,677
	株式	当社株式ユニット	434,742

前会計年度の当社拠出金((c)列)

この欄に記載されている金額は、役員繰延報酬プラン⁽¹⁾に基づく参加インセンティブ拠出金、及び繰延報酬マッチング・プラン⁽²⁾へのマッチング拠出金を示しており、それぞれ以下の表のとおりである。これらの制度に基づく当社の拠出金についての詳細は、本「(b)上級執行役員」の下記「ウォルマートの繰延報酬制度」を参照のこと。

(単位: 米ドル)

氏名	役員繰延報酬プラン ⁽¹⁾ に 基づく参加インセンティブ	繰延報酬マッチング・プラン ⁽²⁾ へのマッチング拠出金
C・ダグラス・マクミロン	27,335	365,100
M・ブレット・ビッグズ	11,169	170,266
ジュディス・マッケンナ		181,989
ジョン・R・ファーマー		138,759

(1) 「役員繰延報酬プラン」とは、2009年1月1日付修正改定ウォルマート・ストアーズ・インク役員繰延報酬プランをいい、これに替わって2012年2月1日付で繰延報酬マッチング・プランが制定された。

(2) 「繰延報酬マッチング・プラン」とは、役員繰延報酬プランに替わって制定されたウォルマート・インク繰延報酬マッチング・プランをいい、2019年2月1日付で修正されている。

前会計年度の総収入((d)列)

この欄に記載されている金額は、2019年度中の役員繰延報酬プラン及び繰延報酬マッチング・プランへの全ての拠出金に対する利息、補足役員退職プラン(*)の利息、並びにストック・インセンティブ・プランに基づく株式繰延口座に計上された配当相当額及び利息を示しており、それぞれ以下の表のとおりである。当該利息及び収入に係る配当相当額の「市場価格を超える」部分については、「報酬総表」中の2019年度の「年金額及び非適格繰延報酬所得の変化額」に含まれている。

(単位:米ドル)				
氏名	役員繰延報酬 プランの利息	繰延報酬 マッチング・ プランの利息	補足役員 退職プラン(*) の利息	配当相当額 及び利息
C・ダグラス・マクミロン	1,062,024	513,723	57,429	1,421,689
M・ブレット・ビッグズ	170,802	268,198	10,218	232,293
グレゴリー・S・フォーラン	0	18,061	0	155,938
ジュディス・マッケンナ	0	243,213	0	0
ジョン・R・ファーマー	35,163	122,663	2,767	6,095

(*)「補足役員退職プラン」とは、2009年1月1日付修正改定ウォルマート・ストアーズ・インク補足役員退職プランをいい、これに替わって2012年2月1日付で繰延報酬マッチング・プランが制定された。

払戻総額/分配総額((e)列)

この欄のビッグズ氏の金額には、過去の年度に付与された業績株式の権利確定時に繰り延べられ、2019年度に分配された331,441米ドルの当社株式が含まれている。この欄の残りの金額は、過年度に受領した現金報酬及び2019年度に任意で特定の分配日まで繰り延べた現金報酬を示している。

前会計年度末総残高((f)列)

各上級執行役員の総残高には、「報酬総表」中の過年度の金額に含まれる一定の金額が含まれており、以下の表のとおりである。以下の表に記載した繰り延べられた株式の金額は、2019年度の取引最終日におけるニューヨーク証券取引所での当社株式の終値を用いて評価されている。但し、2019年1月31日に終了した業績期間に係る業績に基づく株式ユニットの繰延べ分については、該当する業績基準株式が上級執行役員の繰延口座に入金された日付である2019年3月11日における当社株式の1株当たり公正市場価値(ストック・インセンティブ・プランにおいて定義される。)を用いて評価されている。

氏名	過去に報酬総表中に 報告された金額	
	(米ドル)	報告年度
C・ダグラス・マクミロン	64,957,595	2009-2018
M・ブレット・ビッグズ	14,140,981	2016-2018
グレゴリー・S・フォーラン	5,233,184	2015-2018
ジュディス・マッケンナ	0	該当なし
ジョン・R・ファーマー	1,074,334	2018

ウォルマートの繰延報酬制度

2012年2月1日付で適用された繰延報酬マッチング・プランの下では、役員は、基本給及びキャッシュ・インセンティブ額を退職するまで又は指定した支払日まで繰り延べる選択をすることができる。繰り延べられた金額には、1月の第1営業日における10年物米国財務省証券の利回りプラス2.70パーセントに基づき毎年設定される利率によって利息が生じる。2019年度における利率は5.16パーセントであった。さらに当社は、各加入者の繰延報酬マッチング・プランの口座に、加入者の基本給及びキャッシュ・インセンティブ支払額がその時点において適用される1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）第401(a)(17)条の限度額を超過した場合の当該金額の6パーセントを上限として、マッチング拠出金を分配する。加入者が会計年度分のマッチング拠出金を受領するためには、当該年度の最終日に雇用されていることが必要である。加入者の口座に入金されたマッチング拠出金の権利は、当該加入者が最初に繰延べを行った後、繰延報酬マッチング・プランに3年度加入していれば確定する。

繰延報酬マッチング・プランは、役員繰延報酬プランに替わる後継プランである。加入者は、役員繰延報酬プランへの繰延べは選択することができなくなった。しかし、加入者の役員繰延報酬プラン口座の残高には、分配が行われるまで引き続き、繰延報酬マッチング・プランの残高に関する利率と同率の利息の収入が生じる。また、過去の年度において役員繰延報酬プランへの拠出を行った加入者には、引き続き、以下のとおり、各自の役員繰延報酬プラン口座へのインセンティブ拠出収入が生じる。

- 加入者が役員繰延報酬プランに基づく繰延べを最初に行った年から開始する勤続10年目においては、当社は、基本給及び繰り延べられたキャッシュ・インセンティブ支払いの元本額の合計額の20パーセント（基本給の20パーセント相当額を上限とする。）に、当該加入者が繰延べを行った最初の6年間に生じたかかる金額に対する経過利息を足した金額に等しい増加分（以下「20パーセント増加分」という。）を繰延口座に計上するものとする。
- 勤続11年目及びそれ以降の年度においては、5年前に繰り延べられた認識額及びこれに係る利益に基づき、20パーセント増加分が計上される。
- さらに、加入者が役員繰延報酬プランに基づく繰延べを最初に行った年から開始する勤続15年目においては、当社は、基本給及び繰り延べられたキャッシュ・インセンティブ支払いの元本額の10パーセント（基本給の20パーセント相当額を上限とする。）相当額に、加入者が繰延べを行った最初の6年間に生じたかかる金額に対する経過利息を足した金額（以下「10パーセント増加分」という。）を繰延口座に計上するものとする。
- 勤続16年目及びそれ以降の年度においては、10年前に繰り延べられた金額及びこれに係る利益に基づき、10パーセント増加分が計上される。

20パーセント増加分及び10パーセント増加分の計算においては、役員繰延報酬プランへの拠出金のみが勘案され、繰延報酬マッチング・プランへの拠出金は考慮されない。

補足役員退職プランは、過去のウォルマート401(k)プランの利益分配部分が、米国内国歳入法の設定した適用ある報酬の限度額を超過した場合、同額の拠出金を加入者の口座に供与することにより、超過分を補うために設計された。ウォルマート401(k)は2011年に修正され、利益分配部分を廃止したため、補足役員退職プランは、2013年1月31日をもって、新規の拠出の受け入れを停止した。しかしながら、補足役員退職プランの残高には引き続き利息が付される。

最後に、役員は、ストック・インセンティブ・プランに基づき付与された株式報酬の受け取りを、指定した支払日又は当社からの退職後まで繰り延べることを選択することもできる。権利確定した株式又は株式ユニットの繰延べには、支払日まで配当相当額が計上されるものとし、かかる配当相当額には、繰延報酬マッチング・プランに基づき繰り延べられた金額に関する利率と同率の利息を付するものとする。

退職時又は支配権の変更時における潜在的支払い

当社の制度及びプログラムの大部分には、繰延報酬制度及び株式報酬の条件を含め、雇用の終了による影響を明記する条項が含まれている。かかる条項は、以下に詳述される。また、当社は、上級執行役員との間に雇用契約を締結していない。また、当社の制度及びプログラムには、当社の支配権の変更が生じた場合に当社の上級執行役員が支払い、株式の権利確定の繰上げ、又はその他の利益を受ける根拠となるような条項は含まれない。

非競合契約

当社は、各上級執行役員との間で非競合契約を締結している。これらの契約はそれぞれ、当社の各上級執行役員に対し、当社と競合する事業へ参加すること及びウォルマートとの雇用が終了した後、指定した期間中に当社のアソシエートを雇用するため勧誘することを禁止している。かかる契約において、「競合事業」とは、当社が販売する種類の製品を販売し、当社が小売事業を有するか又は当社が近い将来に小売事業を営むと上級執行役員が認識している国に所在し、一定額を上回る年間小売売上高を有する小売事業、卸売事業、商品販売を含むものとする。また、各契約は、ウォルマートが上級執行役員の雇用を当社の方針の違反以外の理由によって終了した場合、当社は、通常上級執行役員に対し、上級執行役員の基本給の2倍に相当する額を、2年間で支払う旨定めている。

契約に含まれる禁止条項に違反があった場合、当該上級執行役員は、追加の支払いを受け取る権利を失い、当社はそれ以前に行った支払いを回収する権利を留保する。2019年1月31日現在の各上級執行役員の基本給を用いて計算した、上記の雇用終了理由に基づき当社が各上級執行役員に対して支払う最高総額は、以下のとおりである。

(単位：米ドル)

C・ダグラス・マクミロン	2,544,000
M・ブレット・ビッグズ	1,786,063
グレゴリー・S・フォーラン	2,216,928
ジュディス・マッケンナ	2,080,418
ジョン・R・ファナー	1,599,000

株式報酬

当社の上級執行役員が保有する株式インセンティブ・プランの下で付与された一定の株式報酬は、一定の状況下で雇用が終了する場合の繰上げ権利確定について規定している。

・ 譲渡制限期間付新株

当社の上級執行役員が保有する発行済株式報酬の規定により、死亡又は身体障害による上級執行役員の雇用の終了日から90日以内に権利確定される予定であった譲渡制限期間付新株報酬は、直ちに権利確定される。その他の理由による雇用の終了時には、未確定の譲渡制限期間付新株は、権利確定されず失効する。

以下の表は、2019年1月31日における一部の当社上級執行役員の死亡又は身体障害の場合に権利確定される予定であった全ての未確定の譲渡制限期間付新株の金額（当会計年度の最終営業日におけるニューヨーク証券取引所での当社株式の終値（すなわち2019年1月31日における95.83米ドル）に基づいている。）を示している。

(単位：米ドル)

	死亡時	身体障害時
ジュディス・マッケンナ	1,246,748	1,246,748
ジョン・R・ファナー	435,260	435,260

報酬・経営開発委員会は、株式報酬の権利確定を早め、当社からの退職又はその他の離職時におけるその他の支払い又は手当の付与を行う裁量を有する。

繰延報酬マッチング拠出

ウォルマートは、上記「ウォルマートの繰延報酬制度」の項に記載されるとおり、繰延報酬マッチング・プランの加入者拠出に限定的なマッチング拠出を行っている。かかる会社側マッチング拠出は、役員が繰延報酬マッチング・プランに3年度加入していれば権利確定する。未確定の会社側マッチング拠出は、加入者が権利確定期間の終了より前に死亡したか又は身体に障害を負った場合、直ちに権利確定する。

役員繰延報酬プラン

このプランは、年齢及び役務を基準とする条件が満たされる場合、一定の状況において、10パーセント又は20パーセント増加する比例配分が離職時に支払われることを定めている。2019年1月31日現在、ファーマー氏には、同氏が離職する前に死亡したか又は身体に障害を負った場合直ちに権利確定する比例配分の会社側マッチング拠出として、19,329米ドルが設定されている。

最高経営責任者の報酬比率

当社は、SECルールに従い、当社の最高経営責任者の年間合計報酬を、当社の中央値アソシエートの年間合計報酬に対する比率で定めている。これは、SECルールに沿った手法で計算された合理的な見積りであり、当社の給与記録及び雇用記録並びに下記に記載する方法に基づく。かかる比率の計算にあたり、SECルールでは、会社は様々な手法を採用し、一定の例外を設け、それぞれ特有の従業員集団を反映した合理的な見積り及び推定を行うことができる。当社は、収益、時価総額並びに当社の世界中のアソシエート集団の規模及び範囲の点で、ほとんどの同業他社グループを大幅に上回るため、特異的である。したがって、業界、国際的事業活動、事業モデル及び規模の相違、並びに他社がそれぞれの報酬比率を計算する際に使用する見積り、推定及び手法の相違により、当社が開示する報酬比率は、他社が開示する報酬比率と比較できない可能性がある。

SECルールが許可するところに従い、当社は、昨年の当社の報酬比率の開示の準備にあたり特定したものと同じ中央値の従業員（以下「中央値アソシエート」という。）を使用した。当社のアソシエート集団又はアソシエートの報酬の取決めにおいて、当社の報酬比率の開示に重要な変更をもたらすような変更はなかったと考えるためである。2019年度に関して、当社最高経営責任者の年間合計報酬は23,618,233米ドル、当社の中央値アソシエートの年間合計報酬は21,952米ドル、その比は1,076対1であった。

以下は、当社が昨年、中央値アソシエートを特定した方法の概要である。

アソシエート集団

昨年、当社がその中央値アソシエートを特定する際に用いたアソシエート集団は、2017年12月31日現在であり、当社は同日時点において、最高経営責任者を除き、世界中で約2,306,496人のアソシエートを雇用していた。当社は、SECルールで認められるとおり、当社の中央値アソシエートを決定するために、米国外の国々の、当社の合計アソシエート人数の約3.9パーセントにあたる約89,951人のアソシエートを除外した。かかる国々とは、アルゼンチン（12,737人）、バングラデシュ（95人）、ボツワナ（864人）、コスタリカ（16,390人）、エルサルバドル（4,314人）、フランス（2人）、ガーナ（164人）、グアテマラ（10,299人）、オランダ（2人）、ホンジュラス（3,997人）、香港（7人）、インド（5,529人）、インドネシア（11人）、アイルランド（22人）、イタリア（2人）、ケニア（69人）、レソト（173人）、ルクセンブルグ（2人）、マラウイ（141人）、モロッコ（3人）、モザンビーク（519人）、ナミビア（272人）、ニカラグア（4,021人）、ナイジェリア（370人）、パキスタン（23人）、ペルー（6人）、南アフリカ（29,089人）、スペイン（20人）、スリランカ（52人）、スワジランド（46人）、タンザニア（67人）、タイ（4人）、トルコ（75人）、ウガンダ（78人）、ベトナム（25人）及びザンビア（461人）である。したがって、当社の中央値アソシエートを決定するにあたり、昨年、合計約2,216,545人のアソシエート（以下「考慮対象集団」という。）が考慮された。

当社の中央値アソシエートの特定

当社の中央値アソシエートを決定するために、当社は昨年、2017暦年の総所得、すなわち、2017暦年において1人のアソシエートに支払われた、賃金、時間外賃金、賞与及び権利が確定して支払いがなされた株式報酬の金額の控除又は調整前の総額を使用した。新たに雇用され、2017暦年の一年間を通しては勤務していない正社員のアソシエートであり考慮人数に含まれる全ての者の総所得を年間所得に換算するために、調整が行われた。当社は、次に、統計的サンプリング法を用いて、考慮対象集団から、当社が中央値総所得額と見積もった金額の上下0.5パーセントの範囲内の支払いを受けたアソシエート集団（以下「中央値集団」という。）を特定した。当社は、続いて、中央値集団の直近の課税対象賃金のデータを精査し、中央値集団内にあり安定的な賃金を受領するアソシエートについて、「報酬総表」に記載される最高経営責任者の2018年度の合計報酬の計算方法と同じ方法を用いて、それぞれの2018年度の合計報酬を計算し、当該集団から中央値の報酬を得ているアソシエートを特定した。

(4) 関連当事者取引

関連当事者取引検査方針

取締役会は、ウォルマートの全てのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント又はそれ以上の役職を務める役員、全ての取締役及び取締役候補者、当社の発行済株式の5パーセント超を実質的に保有する全ての株主並びに前述の立場にある者の直近親族（以下「対象者」と総称する。）に適用される書面化された方針を採択している。対象者が直接的又は間接的に重要な金銭的利益を持つ法人又は対象者が役員であるか若しくは重要な経営上の地位を有する法人（以下「対象法人」という。）もまた、この方針の対象となる。取引検査方針は、対象者又は対象法人が直接的又は間接的に重要な金銭的利益を持ち、ウォルマートも参加している取引又は類似若しくは関連した取引（以下「対象取引」という。）全てに適用される。

この取引検査方針に基づき、各対象者は、当該対象者が知りうる一切の対象取引を最高監査責任者に報告する責任がある。当社最高監査責任者は、他の適切な当社人員の助けを得て、それぞれの対象取引を検査し、検査の結果を監査委員会に報告する。監査委員会は、それぞれの対象取引を検査し取引の承認又は不承認を決定する。対象取引を承認するために、監査委員会は、次の確認をしなければならない。

- ・ 対象取引の実質的条件や交渉が当社及び株主にとって公正であり、独立企業間における類似取引と比べて実質的条件が当社及び株主にとって不利ではないこと。
- ・ 対象者が当社の役員又は取締役である場合には、対象取引に適用される当社のグローバル倫理規定を遵守していること。

関連当事者取引に係る手続

当社における関連当事者取引の識別及び開示のプロセスは、以下の図に示すとおりである。

関連当事者取引の判断	取締役の独立性の判断	プロキシ・ステートメントにおける開示
ウォルマートの法務部門は、毎年、関連当事者取引についての精査及び判断を行う。	指名・ガバナンス委員会及び取締役会は、毎年、取締役（及びその直近親族）と当社との直接及び間接の関係を考慮の上、取締役の独立性についての判断を行う。	SECルールの規定に従い、当社のプロキシ・ステートメントに年次開示（要求される関連当事者取引に関する開示を含む。）が公表される。
関連当事者取引は、監査委員会に上程され、その精査及び承認又は追認の対象となる。		
情報の出所	情報の出所	
・ 毎年の取締役、執行役員及び主要株主を対象とした質問票 ・ 様式別表13Gによる提出書類 ・ 証券取引所法第16条に基づく報告書 ・ 経営陣によるデューディリジェンスの精査	・ 毎年の取締役、執行役員及び主要株主を対象とした質問票 ・ 経営陣によるデューディリジェンスの精査	

2019年度の関連当事者取引の検討

当社の法務部門は、当社と、当社の取締役、執行役員、主要株主、これらの直近親族（以下「関連当事者」と総称する。）又は1名若しくは複数のかかる関連当事者が特定の所有持分を有する事業体との間の計画又は既存の取引に関する情報を特定及び取得するための手続及び統制手段を制定し、実行している。法務部門は、特定された取引（通常の業務過程の小売取引を除く。）のそれぞれを分析する。各取引の事実及び状況に基づき、法務部門は、当該関連当事者がその取引において重大な直接又は間接の利益を有しているか又は有する見込みであるか否かを判断する。ウォルマートが参加する取引で、関連する金額が120,000米ドルを超え、関連当事者が直接又は間接に重大な利益を有すると法務部門が判断した取引を「関連当事者取引」という。各関連当事者取引は、監査委員会に上程され、その審議及び承認の対象となる。当社の「取引検査方針」に記載のとおり、監査委員会は、関連当事者取引の検討にあたり以下の諸要素を考慮する。

- ・ 当該関連当事者の当該取引における利益の内容
- ・ 当該取引の実質的取引条件（取引の種類及び関連する金額を含む。）
- ・ 当該取引の当社にとっての公正性に関する当社の内部監査部門並びにグローバル倫理及びコンプライアンス事務局の意見
- ・ その他監査委員会が適切と判断する要素

当社は本書において、SECルールに基づき、全ての関連当事者取引を開示する。当社は、以下に記載された取引の条件は、関連当事者ではない第三者との間の独立企業間の取引と比較しても、遜色のないものであると考えている。監査委員会は、以下に開示する取引をいずれも承認した。

- 2016年9月19日、ウォルマートは合併取引によりジェット・ドット・コム・インク（以下「ジェット・ドット・コム」という。）を買収し、ジェット・ドット・コムはウォルマートの完全子会社となった。当社が支払った取引対価の合計は、現金で約30億米ドルとクロージング日における約300百万米ドルに相当する取引価格を用いて算定された数のウォルマート普通株式を受け取る権利を表章する制限株式ユニットであった。ジェット・ドット・コムの創業者であり筆頭株主（完全希薄化後のジェット・ドット・コムの発行済株式の約15.9パーセントを保有）であるマーク・E・ロアは、合併取引の一環として、同氏が保有するジェット・ドット・コム株式に対して当社が支払う約477百万米ドルの現金対価を取引後5年の期間をかけて得る権利を受領した。ロア氏は本取引に関連して、過年度に約124百万米ドル、2019年度中に約62百万米ドルの現金対価の支払いを受け取った。残りの約291百万米ドルの本取引から発生する現金対価は、今後3年間にわたりロア氏に支払われる。ロア氏が受け取る当該取引に係る株式対価は、当該取引のクロージング日後の5年間にわたって権利確定される、ウォルマート株式3,554,093株に係る制限株式ユニットである。かかる制限株式ユニットの2019年度における権利確定に伴い、2019年度中にウォルマートは592,820株の当社株式をロア氏に対して発行した。ロア氏は、残りの現金対価の支払い及び株式対価の残りの部分を受け取るためには、概ね、各種の支払い及び権利確定日を通じてウォルマートによる雇用を継続しなければならない。しかし、ウォルマートがロア氏を理由なく解雇した場合、又はロア氏が正当な理由により退職した場合、ロア氏は引き続き、残りの現金支払いを予定される支払日程に従って受け取る権利を有し、また、権利未確定の制限株式ユニットは、引き続き、予定される権利確定日程に従い権利が確定する。ロア氏は、ウォルマートのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、米国電子商取引部門プレジデント兼最高経営責任者である。同氏は、当該取引のクロージング後直ちにウォルマートにおけるかかる役職に就任した。
- ウォルマートは2019年度中に、インターネット・マーケティング会社であるサム・スパイダー・インク（以下「サム・スパイダー」という。）に対し、インターネット・マーケティング業務に約240,000米ドルを支払った。ウォルマートの執行役員であるマーク・E・ロアは、サム・スパイダーの発行済株式資本の約14パーセントを保有している。かかる取引においてロア氏が得る利益のドル価は、主として、ロア氏が保有するサム・スパイダーの株式について支払われる配当及び検討中の上記取引に起因するかかる株式の公正価値の増価（もしあれば）に左右されると当社は考えるため、当社は推定できない。ウォルマートは2020年度中にサム・スパイダーと契約して同種のサービスを購入する可能性がある。
- ウォルマートの取締役兼執行役員であるC・ダグラス・マクミロンの姉妹であるローリー・ヘイニーは、マーコ・インコーポレーテッド（以下「マーコ」という。）の執行役員である。ウォルマートは2019年度中、マーコ及びその子会社に対し、ウォルマートによるスポーツ用品及び関連商品の購入に関して約33.2百万米ドルを支払った。ウォルマートは2020年度中も、同社から同種の商品を購入することを予定している。
- ウォルマートの財務部門のマネージメント・アソシエートであるグレッグ・T・ブレイは、ウォルマートの取締役兼執行役員であるC・ダグラス・マクミロンの義理の兄弟である。ウォルマートは2019年度中、グレッグ・T・ブレイ氏に対し、給与約238,500米ドル、キャッシュ・インセンティブ・プランに基づく支払い約87,750米ドル、及びその他手当合計約27,920米ドル（同氏の401(k)プラン口座に対するウォルマートのマッチング拠出金、同氏の繰延報酬マッチング・プラン口座に対するウォルマートのマッチング拠出金及び健康保険料を含む。）を支払った。グレッグ・T・ブレイ氏は2019年度中、制限株式ユニット695単位も付与された。その付与日現在の推定価値は、約60,000米ドルである。グレッグ・T・ブレイ氏は、引き続きアソシエートとして勤務し、2020年度も2019年度受領金額と同等か又はそれ以上の報酬及びその他手当を受け取る見込みである。
- ウォルマートの情報システム部門のマネージメント・アソシエートであるニコール・R・ブレイは、ウォルマートの取締役兼執行役員であるC・ダグラス・マクミロンの義理の姉妹である。ウォルマートは2019年度中、ニコール・R・ブレイ氏に対し、給与約150,300米ドル、キャッシュ・インセンティブ・プランに基づく支払い約47,100米ドル、及びその他手当合計約24,200米ドル（同氏の401(k)プラン口座に対するウォルマートのマッチング拠出金及び健康保険料を含む。）を支払った。ニコール・R・ブレイ氏は2019年度中、制限株式ユニット753単位も付与された。その付与日現在の推定価値は、約65,000米ドルである。ニコール・R・ブレイ氏は、引き続きアソシエートとして勤務し、2020年度も2019年度受領金額と同等か又はそれ以上の報酬及びその他手当を受け取る見込みである。
- ウォルマート・ネイバーフッド・マーケットの1つにおけるストア・マネージャーであるジェイソン・ターナーは、ウォルマートの執行役員であるジョン・R・ファーナーの義理の兄弟である。ウォルマートは2019年度中、ジェイソン・ターナー氏に対し、給与約87,800米ドル、キャッシュ・インセンティブ・プランに基づく支払い約33,000米ドル、及びその他手当合計約13,600米ドル（同氏の401(k)プラン口座に対するウォルマートのマッチング拠出金及び健康保険料を含む。）を支払った。ジェイソン・ターナー氏は、引き続きアソシエートとして勤務し、2020年度も2019年度受領金額と同等か又はそれ以上の報酬及びその他手当を受け取る見込みである。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

別段の記載がある場合を除き、以下のコーポレート・ガバナンスの状況等の記載は、2019年6月5日開催の2019年定時株主総会において終了した当社取締役会の任期に基づくものである。

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

効果的なコーポレート・ガバナンスは、当社株主のための長期的な価値創出を最大化する上で不可欠である。当社の信念は、価値に基づき、倫理的に導かれる組織をその基礎としており、こうした土台こそが当社の決断及び指導力に継続して影響を及ぼしている。

当社のガバナンス体制は、当社のコーポレート・ガバナンス・ガイドラインその他の主要ガバナンス文書に規定されている。これらのガイドラインは少なくとも毎年見直され、進化し続けるベスト・プラクティス、規制要件、当社の取締役会の年次評価から得られる情報、及び当社株主によりなされる提言に対応して、全て当社において目下進行中の戦略的転換を支援し、効果的に監督する目標に沿うよう、適宜更新される。

ウォルマートのガバナンスの要点

当社の強靱なコーポレート・ガバナンス実務は、有効な体制により当社の戦略に対する適切な監督の支援を可能にすることへの当社の取締役会の真剣な取組みを証明している。

取締役会の独立性

- ・ 取締役会の構成員の過半数が独立取締役
- ・ 筆頭独立取締役の採用
- ・ ガバナンスを担う委員会の完全な独立性

その他の取締役会及び取締役会の委員会の実務

- ・ 取締役会会長及び最高経営責任者の分離
- ・ リスクの監督
- ・ 政治及び社会への参加に対する取締役会の監視
- ・ 強固なストック・オーナーシップ・ガイドラインの採用
- ・ 当社株式のヘッジの禁止と担保差入れの制限
- ・ 上級執行役員との雇用契約の不存在
- ・ 支配権の変更に関する条項の不存在

行動する取締役会

- ・ 当社の戦略に対する取締役会の監督
- ・ 堅実な取締役会の評価
- ・ 株主の広範な関与
- ・ 取締役会の更新及び継承の計画に対する誓約
- ・ 経営陣の継承計画への重点的な取組み

株主の権利

- ・ 委任状への掲載を求める権利を市場標準で保障
- ・ 株主が臨時株主総会を招集する権利の採用
- ・ ポイズン・ピルの不採用
- ・ スーパーマジョリティ決議要件の不採用
- ・ 全ての取締役の1年ごとの選任
- ・ 多数決による取締役の選任

取締役会の体制及び有効性

取締役会のリーダーシップ構造

当社取締役会のリーダーシップ構造は、強い監督機能、独立した視点及び取締役会の全般的有効性を促進するよう設計されている。本「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」中の後記「取締役会の更新及び継承の計画」の項に記載するプロセスの一環として、取締役会は、そのリーダーシップ構造について毎年、検討を行う。前記「1 株式等の状況 (5)大株主の状況」に記載のとおり、当社の株式の約50パーセントを当社の創立者であるサム・ウォルトンの一族が保有している。これまでウォルトン一族から3世代にわたる人々が取締役会の構成員となっており、このことは当社の長期的繁栄に対するウォルトン一族の関与及び約束の証しである。ウォルトン一族は、当社を実質的に所有しているにもかかわらず、取締役会構成員となる者を3名に限ることを伝統としてきた。ニューヨーク証券取引所上場企業規則は、支配下の会社に関しては独立性要件に適用除外規定を定めているが、ウォルマートはこれまでこのようなガバナンスに係る適用除外規定に依拠したことはなく、また依拠する予定もない。これは、過半数が独立取締役から成る取締役会を有することが重要である、との信念を当社が持つからである。

現行の当社取締役会のリーダーシップ構造は、次のとおりである。

非執行会長 グレゴリー・B・ペナー 主要な職責 ・取締役会及び株主総会の会議の議長 ・取締役会の監督及びガバナンス事項への重点的な取組み ・最高経営責任者への助言及び勧告 ・議題の検討	筆頭独立取締役 トーマス・W・ホールトン 主要な職責 ・独立取締役⁽¹⁾及び会長の間の調整 ・議題の検討 ・取締役会及び取締役会付属委員会の啓発及び評価 ・株主との意思疎通の確保	社長兼最高経営責任者 C・ダグラス・マクミロン 主要な職責 ・ウォルマートの複雑かつ世界的な事業の統率 ・戦略計画の実行 ・強固な経営陣の構築
--	--	--

(1)「独立取締役」とは、取締役会が、ニューヨーク証券取引所上場企業規則に基づき、当社と重要な関係を持たないと判断したウォルマートの取締役をいう。この基準は、証券取引所法第10A条及び同法に基づくルール10A-3の要件を満たす取締役会の監査委員会の構成員にも適用される。また、取締役会の報酬・経営開発委員会の構成員については、証券取引所法第10C条の要件、同法に基づくルール10C-1、及び報酬委員会の構成員に適用されるニューヨーク証券取引所上場企業規則に基づく厳格化された独立性要件を満たす者が独立しているとみなされる。取締役の独立性についての詳細は、本「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」中の後記「取締役の独立性に関する当社の判断基準」を参照のこと。

1988年から取締役会会長及び最高経営責任者の役割を分離していること

取締役会会長及び最高経営責任者の役割を分離することによって、最高経営責任者は、当社の戦略の実行及び当社の複雑な日常業務の管理に集中することができ、また、社外取締役である取締役会会長は、取締役会の監督及びガバナンス関連事項に時間及び注意を集中することができる。

2004年から筆頭独立取締役を置いていること

筆頭独立取締役の任務は、取締役会の独立構成員、会長及び最高経営責任者の間で率直な意思疎通を強化するよう設計されている。当社の筆頭独立取締役は、取締役会の独立した構成員により毎年選任され、以下の事項を含む重要な職責を果たしている。

- ・ 社外取締役及び独立取締役による非公開の経営管理会議において議長を務める。
- ・ 取締役の会議（社外取締役及び独立取締役による分離会議を含む。）を招集する権限を有する。
- ・ 必要に応じて、主要株主との協議に応じる。

2018年5月30日開催の2018年定時株主総会が終了して間もなくより、トーマス・W・ホールトンは当社の筆頭独立取締役を務めている。ホールトン氏は、筆頭独立取締役の職責に加えて、指名・ガバナンス委員会の委員長を務め、この職責において取締役会の年次評価プロセスを監督するとともに、取締役会全般的有効性に関連する作業（取締役会の啓発、継承の計画及び更新を含む。）に積極的に参加する。

取締役会付属委員会の委員長

当社の取締役会附属委員会は、当社のガバナンス及び戦略を監督する非常に重要な役割を果たしており、いずれの委員会も、経営陣にアクセスすることができ、適宜、独立顧問を雇う権限を持つ。ガバナンスに関連する各取締役会附属委員会及び戦略・企画・財務委員会は、独立取締役が委員長を務める。

ガバナンスを担う委員会			戦略を担う委員会	
監査委員会 ティモシー・P・フリン 独立取締役の委員長	報酬・経営開発委員会 スティーヴン・S・ライネムンド 独立取締役の委員長	指名・ガバナンス委員会 トーマス・W・ホールトン 独立取締役の委員長	戦略・企画・財務委員会 サラ・J・フライヤー 独立取締役の委員長	技術・電子商取引委員会 スチュアート・L・ウォルトン 委員長

取締役会の委員会

取締役会のリスク監督機能の有効性を強化するため、取締役会は、附属する委員会の構造及び委員会の任務について定期的に見直しを行い、ウォルマートにとって戦略上及びガバナンス上重要な事項に重点的に対処する適切な委員会構造の確保を図っている。可能な場合、独立取締役は、少なくとも1つの戦略を担う委員会及び1つのガバナンスを担う委員会の委員として任命される。現在、取締役会の下には、以下に記載のとおり7つの常任委員会がある。当社の取締役会の委員会は、下記の任務に加えてリスク監督機能を果たしており、その詳細は、本「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」中の後記「リスク監督における取締役会の役割」を参照のこと。

戦略・企画・財務委員会

2019年度中の会議の回数：3回

主な責務

- ・ グローバルな財務に関する方針及び実務について検討し、財務に関する事項、買収及び事業売却に関する取引について検討及び分析を行うこと
- ・ 長期に及ぶ戦略計画を監督すること
- ・ 配当方針について検討し、取締役会に勧告すること
- ・ 取締役会において承認する予備段階の年次財務計画及び年次資本計画、並びに当社の資本構造及び資本支出について検討すること

委員数：5名

サラ・J・フライヤー（委員長）
スティーヴン・J・イースターブルック
トーマス・W・ホールトン
カーラ・A・ハリス
S・ロブソン・ウォルトン

- 5名の委員全てが世界的又は国際的な事業の経験を有する。
- 5名の委員全てが経営幹部としての統率の実績を有する。
- 3名の委員が規制、法務又はリスク管理の経験を有する。
- 2名の委員が小売業の経験を有する。
- 4名の委員が財務、会計又は報告に精通する。
- 1名の委員が技術又は電子商取引に精通する。

技術・電子商取引委員会

2019年度中の会議の回数：4回^(#)

主な責務

- ・ 情報技術、電子商取引及び技術革新に関連した事項について検討し、ウォルマートの情報技術、電子商取引及び技術革新に関する取組みをウォルマートの全体の戦略に組み込むよう監督すること
- ・ 技術及び電子商取引に関するトレンドを検討の上指針を示すとともに、業界のトレンド全般を注意して観測すること

委員数：5名

スチュアート・L・ウォルトン（委員長）
セザール・コンデ
ティモシー・P・フリン
マリッサ・A・メイヤー
スティーヴン・S・ライネムンド

- 5名の委員全てが世界的又は国際的な事業の経験を有する。
- 4名の委員が経営幹部としての統率の実績を有する。
- 1名の委員が財務、会計又は報告に精通する。
- 2名の委員が技術又は電子商取引の知見を有する。
- 3名の委員がマーケティング又はブランド管理に精通する。
- 2名の委員が規制、法務又はリスク管理の経験を有する。

(#) 技術・電子商取引委員会と監査委員会との共同の会議の開催1回を含む。

監査委員会

2019年度中の会議の回数：12回^(#)

主な責務

- ・ 財務報告書の精査を行うとともに、財務報告方針、手続及び内部統制を監督すること
- ・ 独立会計士の任命、報酬、保持及び監督について責任を負うこと
- ・ ウォルマートの独立会計士が実施する監査業務、監査関連業務及び非監査業務について事前承認を行うこと
- ・ 関連当事者取引及びその他の取引について、当社の取引検査方針（前記「4（4）関連当事者取引」中の「関連当事者取引検査方針」において検討されている。）に基づく精査及び承認を行うこと
- ・ リスク評価及びリスク管理のプロセス及び方針、適用ある法律及び規制の遵守に関するプロセス及び手続、並びに最高経営責任者及び上級財務役員のためのグローバル倫理綱領及び倫理規約について検討すること
- ・ FCPA違反の疑い及びその他の調査を受けている事項に関する内部調査等、内部調査事項を監督すること^(**)
- ・ ウォルマートの強化されたグローバル倫理及びコンプライアンス・プログラムを監督すること
- ・ 当社の内部監査部門を監督すること

委員数：3名

ティモシー・P・フリン（委員長）

サラ・J・フライヤー

トーマス・W・ホールトン

- 3名の委員全てが世界的又は国際的な事業の経験を有する。
- 3名の委員全てが財務、会計又は報告に精通する。
- 1名の委員が技術又は電子商取引の知見を有する。
- 3名の委員全てが経営幹部としての統率の実績を有する。
- 2名の委員が規制、法務又はリスク管理の経験を有する。

(*) **独立性及び財務解析能力**：取締役会は、監査委員会の各委員が証券取引所法、SECルール、及びニューヨーク証券取引所上場企業規則の定義するところに従い独立であると認定した。上記の監査委員会委員はいずれも、ニューヨーク証券取引所上場企業規則の要件に従い財務解析能力を有し、またいずれも、SECルールに定義された「監査委員会財務専門家」である。

(**) FCPAに係る調査における監査委員会の役割についての詳細は、前記「4（3）報酬（a）社外取締役」を参照のこと。

(#) 技術・電子商取引委員会と監査委員会との共同の会議の開催1回を含む。

報酬・経営開発委員会

2019年度中の会議の回数：7回

主な責務

- ・ 最高経営責任者と協議の上、最高経営責任者以外の執行役員の報酬を承認し、その他の上級役員の報酬について検討すること
- ・ 最高経営責任者の報酬について検討し、承認するとともに、社外取締役の報酬について取締役会に勧告を行うこと
- ・ 当社のインセンティブ報酬プランに基づき、業績指標及び業績目標を設定し、業績目標の達成について検証すること
- ・ 報酬及び給付に関する事項を検討すること
- ・ 執行役員及び上級管理職のため、経営陣の能力開発、継承計画、及び人材保持の実務を監督すること
- ・ 文化、多様性及び社会的包摂の推進を監督すること

委員数：4名

スティーヴン・S・ライネムンド（委員長）

スティーヴン・J・イースターブルック

カーラ・A・ハリス

マリッサ・A・メイヤー

- 4名の委員全てが世界的又は国際的な事業の経験を有する。
- 4名の委員全てが経営幹部としての統率の実績を有する。
- 3名の委員がマーケティング又はブランド管理に精通する。
- 1名の委員が技術又は電子商取引の知見を有する。
- 2名の委員が財務、会計又は報告に精通する。
- 1名の委員が規制、法務又はリスク管理の経験を有する。
- 1名の委員が小売業の経験を有する。

(*) **独立性：** 取締役会は、報酬・経営開発委員会の各委員が証券取引所法、SECルール及びニューヨーク証券取引所上場企業規則の定義に従って独立であり、米国内国歳入法第162(m)条に定義される社外取締役であり、また、SECルールに定義される「非従業員取締役」であると認定した。

指名・ガバナンス委員会

2019年度中の会議の回数：5回

主な責務

- ・ コーポレート・ガバナンスに関する事項を監督し、取締役会に勧告を行うこと
- ・ 取締役の指名のため、候補者の選定、評価及び推薦を行うこと
- ・ 取締役の独立性について精査し、取締役会に勧告を行うこと
- ・ 社会、コミュニティ及び持続可能な成長に関する構想、並びに立法に関連する問題及び公共政策への関与について検討し、経営陣に助言すること

委員数：3名

トーマス・W・ホールトン（委員長）

カーラ・A・ハリス

スティーヴン・S・ライネムンド

- 3名の委員全てが世界的又は国際的な事業の経験を有する。
- 3名の委員全てが経営幹部としての統率の実績を有する。
- 1名の委員がマーケティング又はブランド管理に精通する。
- 2名の委員が財務、会計又は報告に精通する。
- 2名の委員が規制、法務又はリスク管理の経験を有する。

(*) **独立性：** 取締役会は、ニューヨーク証券取引所上場企業規則の定義に従って、指名・ガバナンス委員会の各委員が独立であると認定した。

残る２つの取締役会常任委員会は、様々な事務管理業務を管掌する。

グローバル報酬委員会

2019年度中の会議の回数：２回

主な責務

- ・ ウォルマートの株式報酬制度及びキャッシュ・インセンティブ報酬制度を取締役及び執行役員以外のアソシエートのために運営すること

委員数：３名

C・ダグラス・マクミロン（委員長）
グレゴリー・B・ペナー
S・ロブソン・ウォルトン

業務執行委員会

2019年度中の会議の回数：１回(*)

主な責務

- ・ 取締役会が決定した方針を実行すること
- ・ 取締役会の会議の開催までの間、取締役会を代理して行為すること

委員数：４名

C・ダグラス・マクミロン（委員長）
トーマス・W・ホールトン
グレゴリー・B・ペナー
S・ロブソン・ウォルトン

(*) 業務執行委員会は、2019年度中に10回、全員一致の書面承認により活動を行った。取締役会は、2019年度中、業務執行委員会の全員一致の書面承認を全て精査し、承認した。

統治文書

コーポレート・ガバナンス・ガイドラインのほかに、取締役会の常任委員会は、いずれもその取締役会附属委員会の役割及び責務を定めた書面の憲章を持つ。各取締役会附属委員会の憲章及びコーポレート・ガバナンス・ガイドラインが、当社のコーポレート・ガバナンス実務の全体的な枠組みを規定している。コーポレート・ガバナンス・ガイドラインについては指名・ガバナンス委員会及び取締役会、また、取締役会の委員会の憲章については指名・ガバナンス委員会、取締役会及び各取締役会附属委員会が、最低年１回の見直しを行い、これらの文書の更新又は改訂が必要又は適切か判断する。

取締役会の評価

取締役会は、取締役会に対する強固な評価プロセスについて、有効性及び継続的な改善を促進する重要なツールであるとして真剣に取り組んでいる。取締役会は、2019年度において、評価プロセスに外部者の視点を取り入れるため、第三者コンサルティング事務所と契約した。

当社の取締役会評価プロセス

1	質問票 各取締役は、詳細な質問票に記入する。	質問票に含まれる主な論点は以下のとおりである。 ・ 取締役会のリーダーシップ構造及び取締役会の委員会の構造の有効性 ・ 取締役会及び委員会の技量、構成、多様性、及び継承の計画 ・ 取締役会及び委員会の会議における議論及び討議の有効性を含み、取締役会の文化及び相互作用 ・ 取締役会及び委員会における議案の質の高さ、並びに取締役会及び委員会の優先順位の適切さ ・ 経営陣による説明発表、並びに取締役会及び委員会に提供される情報の質の高さを含み、取締役会と経営陣との間の相互作用
2	面談	個別取締役による面談 - 各取締役は、秘密の守られた、時間制限のない、一対一の面談に参加し、取締役会及び取締役会付属委員会の有効性について意見及び視点を引き出す。 上級経営陣に対する面談 - ウォルマートの上級執行陣もまた、秘密の守られた、一対一の面談に参加する。これらは、取締役会の有効性、取組み、及び取締役会と経営陣との相互作用について経営陣の見方を聞き出すように設計されている。
3	行動事項 かかる評価においては一貫して、取締役会及び取締役会の委員会が有効に機能していると結論している。	ここ数年間において、以上のような評価プロセスは、取締役会及び取締役会付属委員会の運用の様々な改善に寄与しており、以下のような例が挙げられる。 ・ 取締役会の規模を縮小し、当社の戦略に係る意思決定への関与及び発言を促進すること。 ・ 取締役会の委員会体制を変更し、報酬・経営開発委員会及び指名・ガバナンス委員会を別個に設置すること。 ・ 委員会に付託する業務を変更し、各独立取締役が一般的に1つの戦略を担う委員会及び1つのガバナンスを担う委員会に所属するよう調整すること。 ・ 取締役会及び委員会の議題が戦略上の優先課題に適切に取り組んでいることを確認し、取締役の発言のため十分な時間を設定すること。 ・ 筆頭独立取締役の責務の追加（取締役会及び取締役会付属委員会の議案決定プロセスへの積極的な参加を含む。） ・ 取締役会の継承計画及び更新の継続に対する重点的取組みの強化（当社の強固な長期の取締役候補者の供給人脈をさらに発展させる支援のため第三者コンサルティング事務所を雇用することを含む。）

取締役の新任研修及び業務従事

当社の取締役は全員、短期間のうちに当社の事業及び業務の理解を深めるために必要な時間とエネルギーを投資し、取締役会のために自らの戦略的価値を高めることが期待されている。当社は、新任の取締役一人一人に合わせた新任研修の計画を立てる。取締役に就任後間もなく、新任の取締役はそれぞれ、主要な事業部門及びコーポレート・サポート部門の責任者に付いて「業務習得」講習を受ける。時として、取締役会会議が本社以外の場所（当社が事業を営む市場であることが多い。）で行われることがある。このような取締役会会議に関連して、当社の取締役は、現地市場における当社の業務責任者との会合、当社の店舗その他の施設の訪問、及び競合他社の店舗の訪問を通じて現地の事業の市場について知識を深める。また、取締役会会議を概ね1年に1度、電子商取引部門の事業所のいずれかにおいて開催し、このとき当社取締役は、当社の電子商取引に関する戦略及び実施計画について集中的に討議する。

当社の取締役は、その他の会社の活動にも参加し、年間を通じて様々な行事において、直接アソシエートと交流を持つことが期待されている。取締役が参加した活動及び行事の例としては、以下が挙げられる。

- ・ウォルマート・リーダーシップ研修に参加、及び上級業務責任者と国内外の市場の視察に同行。
- ・当社の世界各地の市場から集まった最高財務責任者の会議に出席。
- ・当社の世界各地の市場から集まった当社コントローラーによるサミットへの出席。
- ・当社のコンプライアンス担当アソシエートを伴った施設の巡回。
- ・文化、多様性及び受容に関する様々な行事が当社のアーカンソー州ベントンビルの本社及びその他の事業所で行われた際の演説。
- ・ウォルマートの事業セグメント、各部門及びコーポレート・サポート各部門の会議への出席及びこれら会議での講演。

取締役会の会議及び取締役の出席

取締役会は2019年度中、合計6回の会議を開催した。社外取締役及び独立取締役は、定期的に経営管理会議（毎回別個の会議）を行い、かかる会議においては筆頭独立取締役が議長を務めた。取締役全体では、各取締役は2019年度中の取締役会の会議及び取締役が委員を務める取締役会の各委員会の会議の開催回数合計のうち約95パーセントに出席した。

当社取締役会の方針に基づき、全ての取締役は当社の定時株主総会に出席するものとされている。当社取締役会は、取締役が定時株主総会に出席できない状況が起こりうることを理解した上で、全ての取締役に優先的に全ての定時株主総会に出席することを奨励している。

2018年5月30日に開催された2018年定時株主総会には、10名の取締役が出席した。ここには、前記「4 役員の状況（1）取締役」に記載の取締役で、2018年株主総会の時点で当社取締役又は取締役候補者であった11名のうち9名が含まれている。

取締役会の主要な責務

戦略の監督に係る取締役会の役割

ウォルマートは、急速な変化を遂げる小売環境で事業を行っている。市場経済の基礎的条件、技術及び顧客の選好の移り変わりにより、当社の戦略には取締役会の多大の関与が必要となる。ウォルマートが事業を変換し続ける間、取締役会は経営陣と協力し、激変する環境に対応している。この変換には反復性があるため、取締役会の戦略に対する監督も継続的に進行する。年間を通じて、取締役会及びその委員会は、経営陣に様々な戦略上の問題に関する監督及び指導を提供しており、取締役会及び取締役会付属委員会の全ての会議には、戦略的議論が根付いている。

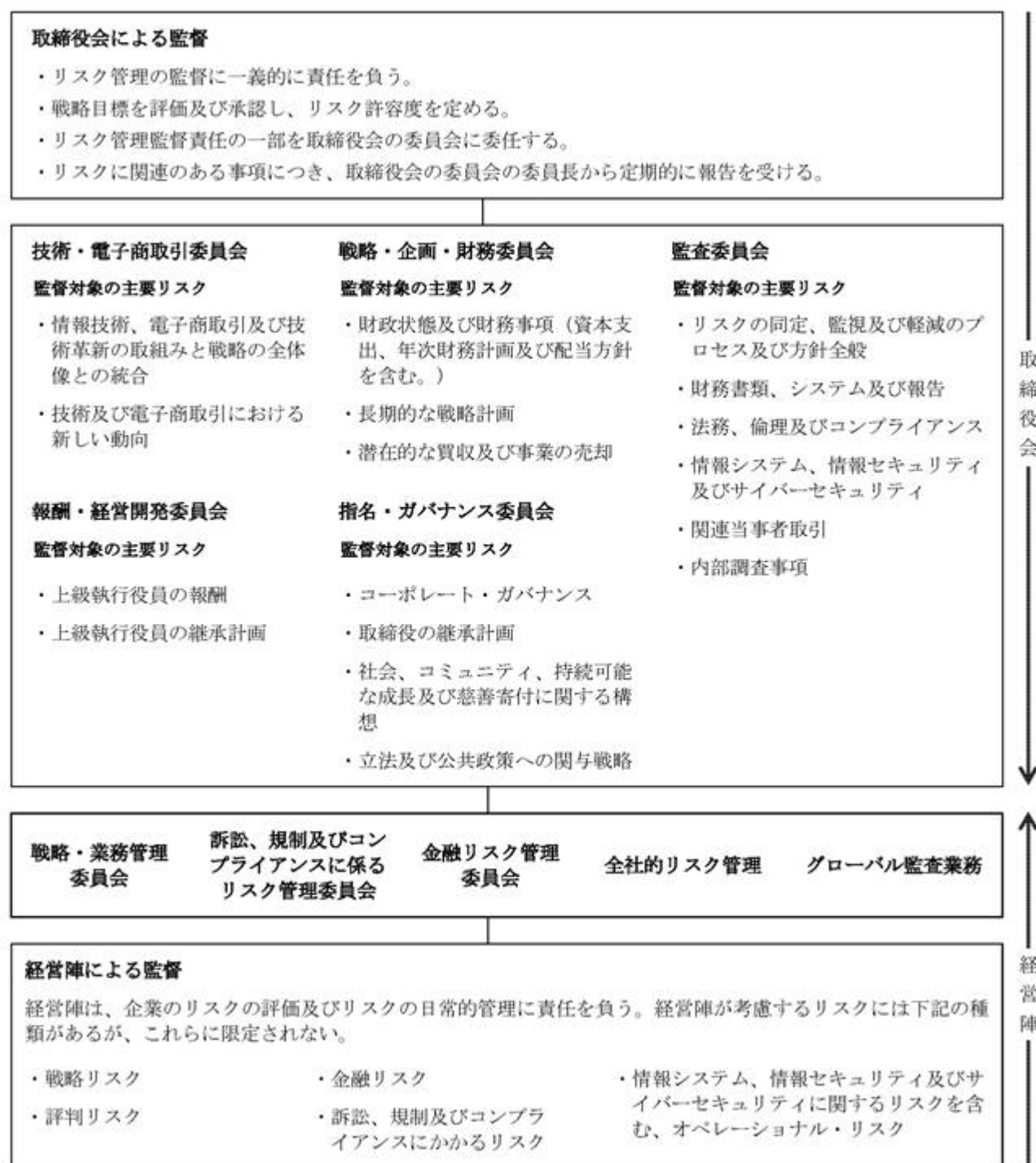
取締役会及びその委員会が当社の戦略の立案過程を監督する一方で、経営陣は当社の戦略を実行する責任を負う。重要な戦略構想、技術の進歩、競争及び経済の動向、その他の事態の展開に関して、取締役会は、定期的に最新の情報を受け取り、経営幹部らと積極的に意見を交換する。また、一部の取締役会会議は、当社の店舗その他の施設の視察又は技術の実演といった「現場」経験により強化される。

取締役会が監督し、経営陣が実行する当社の戦略は、長期にわたる株主価値の創出を持続可能な方法で推進するために役立つことを目指しており、特に当社が利用できる潜在的な機会及び当社が直面しうるリスクの両方についての評価を重視している。

リスク監督における取締役会の役割

合理的かつ責任を伴うリスクを引き受けることは、ウォルマートの事業に本質的に付随する部分であり、当社が革新、成長、及び当社の戦略目標の達成を持続する上で、決定的重要性を持つ。取締役会及び取締役会の委員会は、当社に影響を与える可能性がある最も重大なリスクの管理を積極的に監督及び監視している。取締役会は、リスクだけを検討することはなく、むしろ、取締役会によるウォルマートの戦略及び事業の監督と関連付けて、リスクを考慮する。

ウォルマートは、毎年行う全社的なリスク評価プロセス、その他の内部プロセス及び内部統制環境を通じて、リスクの特定、評価及びリスク管理責任の割当てを行う。当社の取締役会、取締役会の委員会及び経営陣は、リスクの監督及び管理の責務について、確立された定期的な報告及び意思疎通のよさを活用して、当社及び当社株主の長期的な利益に資するものと当社が考える方法で調整を行う。



当社の取締役会附属委員会の役割及び責務に関する追加情報は、本「（１）コーポレート・ガバナンスの状況」中の上記「取締役会の委員会」を参照のこと。

経営陣の能力開発及び継承の計画

当社取締役会は、上級経営陣の能力開発及び継承に係る計画の策定を非常に重視している。執行役員に関する継承の計画については、報酬・経営開発委員会が一義的責任を負っており、上級経営陣の能力開発は、報酬・経営開発委員会の会議において定期的に議題として取り上げられる。

こうした会議において、当社報酬・経営開発委員会の委員は、当社の最高経営責任者、当社のグローバル人事担当エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント、及びその他の報酬・経営開発委員会が適当と考える者と協議の上で、現在及び将来の上級管理職の能力開発及び評価、並びに経営幹部の継承計画（当社の最高経営責任者職に係る継承計画を含む。）の作成について包括的な討議を行う。このプロセスにより、2009年以降、2度の最高経営責任者職の継承に成功した。取締役会はまた、不測の事象及び緊急事態に対処できる最高経営責任者の継承計画策定プロセスを導入した。

文化及び人的資源管理に関する取締役会の監督

当社の人的資源の管理及び人材開発への取り組みは、上級管理職のレベルを超えて行われる。当社は、小売は経済を上昇させる強力なエンジンでありうる、と考えており、当社のアソシエートが成功のために必要とする技能を開発できるような、人が尊重され、やりがいがあり、多様性に富み、包摂的な働く環境に向けて取り組んでいる。取締役会及び報酬・経営開発委員会は、社員の能力開発、報酬、福利厚生、リクルート及び定着、組織風土、多様性並びに包摂性に関して監督及び指導を提供する。当社は、アソシエートの賃金及び訓練への投資を継続しており、最近、休暇及び有給休暇の給付を強化した。当社は、これらの実行により社員の取り組み及び効率が高まってきており、現代の急激な変化を遂げる小売環境において顧客によりよいサービスを提供する上での戦力になっていると考える。

立法対策、公共政策への関与、慈善寄付及び持続可能な成長に関する取締役会の監督

指名・ガバナンス委員会は、当社の立法対策及び公共政策への関与並びに当社の慈善活動の戦略その他の社会、コミュニティ及び持続可能な成長に関する構想について検討し、経営陣に助言する。ウォルマートは、当社及び当社株主の最善の利益に資すると考える場合、政治過程に参加している。ウォルマートは、良き企業市民として、適用ある法令を全て遵守する方法で、政治過程への参加に取り組んでいる。年月とともに、ウォルマートは政治参加に関する透明性を高めてきた。当社は、2015年以来、ロビー活動に関する情報開示を米国の各州における当社の公的提出書類から集約している。

環境、持続可能な成長及びガバナンスに関する報告書

2007年以来、当社は、持続可能な成長その他の環境、社会及びガバナンス（「ESG」）事項に関する当社の進捗状況及び計画について記載した報告書を作成し、公表してきた。

取締役会の工程及び実務

取締役の独立性に関する当社の判断基準

当社取締役会は、ウォルマートの戦略、取締役の在職期間についての方針及び取締役の過半数が常時、ニューヨーク証券取引所上場企業規則に基づき独立している状態を維持することへの取締役会の熱意に照らし、適切な各種の能力を備えた人材の組み合わせにより取締役会が構成されることを保証すると約束している。従前よりウォルトン一族から3名が取締役会の構成員となっており、これは、ウォルトン一族の多大かつ長期にわたる当社株式の保有を考慮するならば適正であると指名・ガバナンス委員会及び取締役会は判断している。当社の最高経営責任者は取締役を兼ねており、また、当社の歴代の最高経営責任者は、退任後の一定期間、当社取締役会の構成員として務めた。新しく就任する当社の最高経営責任者はいずれも、この慣行を支持してきており、当社の歴史を通じた最高経営責任者の円滑な継承に、かかる慣行が寄与したものと当社は考えている。当社取締役会は、独立した取締役会による監督という誓約に沿って、通常、欠員分の取締役は、ニューヨーク証券取引所上場企業規則の規定による独立した取締役により補充しようと努める。

独立性の判断を行うにあたり、取締役会は、ニューヨーク証券取引所の全ての基準、及び取締役会付属委員会の構成員に関するSECの一定の基準に準拠し、関連する事実及び状況を全て勘案する。ニューヨーク証券取引所上場企業規則に基づき、独立取締役であるためには、以下の各事項を満たしていなければならない。

- ・ 取締役は、ニューヨーク証券取引所上場企業規則に記載される不適格となる関係を有してはならない。
- ・ 取締役会は、取締役がその他の当社との間の重要な関係を直接的にも間接的にも一切持たないことを認定しなければならない。

取締役会は、取締役の独立性の判断プロセスにおいて考慮し、補助として利用する重要性ガイドラインを導入している。このガイドラインは、独立性について確定するために用いるものではないが、通常は取締役の独立性に影響しないと判断した以下のカテゴリーの関係性を特定する。

重要性ガイドライン	内容
-----------	----

通常の小売取引	取締役、取締役が関係者である事業体、又は1名若しくは複数の取締役の直近親族が、ウォルマートの直近の会計年度中、通常ウォルマートのアソシエートに利用可能な条件の小売取引により、ウォルマートから財貨又はサービスを購入した。
重要でない所有	取締役又は1名若しくは複数の取締役の直近親族が、ウォルマートと業務上の関係がある事業体の5パーセント以下を直接的又は間接的に所有しているか又は当該事業体の直近の会計年度中所有していた。
重要でない取引	取締役又は1名若しくは複数の取締役の直近親族が、ウォルマートと業務上の関係がある事業体の5パーセント超を直接的又は間接的に所有しているか又は当該事業体の直近の会計年度中所有していたが、当該事業体の直近の会計年度中ウォルマートに支払われた金額若しくはウォルマートから受領した金額が1,000,000米ドル未満であるか、又は金額がこれより大きくとも、割合にして当該事業体の直近の会計年度における当該事業体の連結総収入の2パーセント未満である。 取締役又は取締役の直近親族が、ある事業体の直近の会計年度中金額にして1,000,000米ドル未満又は金額がこれより大きくとも割合にして当該事業体の直近の会計年度における当該事業体の連結総収入の2パーセント未満である支払いをウォルマートに対して行ったか又はかかる支払いをウォルマートから受けた当該事業体の執行役員若しくは従業員であるか、又は当該事業体の直近の会計年度中当該事業体の執行役員若しくは従業員であった。
重要でない役職	取締役又は1名若しくは複数の取締役の直近親族が、ウォルマートと業務上又は慈善事業上の関係がある事業体で、かつ当該事業体の直近の会計年度中、ウォルマートに対し金額にして5,000,000米ドル未満相当又は金額がこれより大きくとも割合にして当該事業体の直近の会計年度中当該事業体の連結総収入の5パーセント未満である支払いを行ったか又はウォルマートからかかる支払いを受けた事業体の取締役若しくは受託者である（しかし執行役員若しくは従業員ではない。）か、又はかかる事業体の直近の会計年度中かかる事業体の取締役若しくは受託者であった（しかし執行役員若しくは従業員ではなかった。）。 ウォルマートは、その直近の会計年度中、取締役の直近親族のうち1名又は複数名に対し報酬として120,000米ドルを超えない金額を支払ったか、かかる報酬によりかかる者を雇用したか、又はかかる対価でかかる者を契約により保持した。
重要でない利得	取締役又は1名若しくは複数の取締役の直近親族が、ウォルマートの直近の会計年度中、合計価額が5,000米ドル未満である個人利得をウォルマートから受け取った。

2019年4月、取締役会及び指名・ガバナンス委員会は、各取締役と当社との直接及び間接の関係（並びに各取締役の直近親族と当社との直接及び間接の関係）について情報の提供を求めた質問票に対する各取締役の回答、並びに当社と取締役との間又は当社と取締役に関係した当事者との間の取引、関係又は契約に関する経営陣によって実行されたデューディリジェンスに基づき、独立性に関連する可能性のある取締役との関係に関する年次精査を実施した。

かかる精査の結果、取締役会は、取締役であるセザール・コンデ、スティーヴン・J・イースターブルック、ティモシー・P・フリン、サラ・J・フライヤー、カーラ・A・ハリス、トマス・W・ホールトン、マリッサ・A・メイヤー及びスティーヴン・S・ライネムンドの各氏は、ニューヨーク証券取引所上場企業規則に規定された一般的な独立性の定義に照らして独立取締役であったと積極的に判断した。また、取締役会は、かかる年次精査の時点で在職の監査委員会構成員及び報酬・経営開発委員会構成員は、ニューヨーク証券取引所上場企業規則、証券取引所法及びSECルールに基づくこれらの取締役会付属委員会の構成員に関する厳格化された独立性基準を満たしていると判断した。また、取締役会は、2018年5月30日開催の2018年定時株主総会において再任の候補者とならず、したがって2018年5月30日をもって取締役でなくなったジェームズ・I・キャッシュ・ジュニア及びケビン・Y・シストロムについても、2019年度内の取締役在職期間中、独立であったと判断し、また、キャッシュ博士はニューヨーク証券取引所上場企業規則及びSECルールに基づく監査委員会構成員に関するより厳格な独立性基準を満たし、シストロム氏はニューヨーク証券取引所上場企業規則及びSECルールに基づく報酬委員会構成員に関するより厳格な独立性基準を満たしていた、と判断した。

取締役会は、当社の独立取締役の独立性を判断するにあたり、各取締役とウォルマートとの関係が上記の重要性ガイドラインに照らして重要な関係であるか否かについて、当該関係の事実及び状況、当該関係に関わる金額、当該関係における当該取締役の持分（もしあれば）、並びに取締役会がその判断にあたり適切と考えるその他の要因を考慮した。当社の独立取締役との間の関係それぞれの場合について、取締役会は、取締役の独立性にとって重要ではないと結論を下した。取締役会が検討した関係の類型は、以下のとおりである。

関係の種類	該当する取締役
重要でない所有 取締役又は取締役の直近親族が、ウォルマートと業務上の関係がある事業体の5パーセント以下の株式を直接的又は間接的に所有していたが、かかる事業体の取締役、役員又は従業員ではなかった事例	コンデ氏 メイヤー氏
重要でない取引及び重要でない所有 取締役がウォルマートと業務上の関係がある事業体の役員であり、かつ所有するかかる事業体の株式が5パーセント未満であった事例	コンデ氏 イースターブルック氏 フライヤー氏 ハリス氏 シストロム氏
重要でない取引及び重要でない所有 取締役の直近親族がウォルマートと業務上の関係がある事業体の従業員又は役員であり、かつ所有するかかる事業体の株式が5パーセント未満であった事例	コンデ氏 イースターブルック氏 フリン氏 フライヤー氏 ホールトン氏 ライネムンド氏 シストロム氏
重要でない取引 取締役がウォルマートと業務上の関係がある事業体の株式の5パーセント超を直接的又は間接的に所有していた事例	キャッシュ博士
重要でない役職及び重要でない所有 ウォルマートの取締役がウォルマートと業務上の関係がある事業体の役員又は受託者のいずれかを務め、かつ所有するかかる事業体の株式が5パーセント未満であった事例	キャッシュ博士 コンデ氏 イースターブルック氏 フリン氏 フライヤー氏 ホールトン氏 ライネムンド氏
重要でない役職 ウォルマートが前会計年度において取締役の直近親族を報酬120,000米ドル以下で雇用していた事例	ハリス氏

上の表に記述した関係及び取引のそれぞれに係る合計金額は、以下の例外を除き、() 1百万米ドル未満又は() 金額は1百万米ドル以上であっても、関係する合計金額が当該事業体の前会計年度の連結総収入の2パーセント未満のいずれかであった。例外とは、コンデ氏及びライネムンド氏に関する特定の関係である。

コンデ氏は、ウォルマートへの供給業者である事業体の前会計年度中、かかる事業体の前会計年度の連結総収益の5パーセント超を占める支払いをウォルマートから受け取った事業体の取締役会の構成員を務めている。当社取締役会は、かかる関係はコンデ氏の独立性に関して重要でないと判断した。その理由は、当該事業体の取締役会の構成員の資格において、() コンデ氏はウォルマートに対する商品の販売又はマーケティングに関与しておらず、また過去に関与したこともないこと、及び() 同氏はウォルマートとかかる事業体との関係により重大な直接又は間接の経済的利得を得ておらず、またこれまでに得たこともないことであった。ウォルマートからかかる事業体への支払いは、通常の業務過程における商品の対価であり、ウォルマートは、コンデ氏がこの事業体の取締役会の構成員となるよりも前の時点から、この事業体との関係を築いている。

ライネムンド氏の直近親族が、ウォルマートの供給業者又は仕入先であって当該事業体の前会計年度中の連結総収入の2パーセントを超える金額の支払いをかかる前会計年度中にウォルマートから受けた事業体に雇用されている(しかし執行役員は務めておらず、過去に務めたこともない。)か又は過去に雇用されており、かつかかる事業体の5パーセント未満の持分を保有していた。取締役会が、これらの関係はライネムンド氏の独立性にとって重要でない、と判断した理由は、いずれの場合も、ライネムンド氏又はその直近親族が() 該当する事業体の執行役員ではなく、過去に執行役員であったこともなく、() 当該事業体とウォルマートとの間の取引において重大な直接又は間接の経済的利益はなく、過去にあったこともなく、また() ウォルマートに対する当該事業体の商品又はサービスのマーケティング又は販売に基づいて当該事業体において昇進したこと又は当該事業体に継続して雇用されたことがないことによる。さらに、ウォルマートから関連する各事業体に対してなされた支払い、又は関連する各事業体からウォルマートに対してなされた支払いは、通常の業務過程において、多様な商

品及びサービスに関して行われたものであり、しかもウォルマートは、ライネムンド氏の直近親族がこれらの事業体に雇用される時点よりも前から、これらの事業体と関係を築いている。

取締役会は、S・ロブソン・ウォルトン、グレゴリー・B・ペナー又はスチュアート・L・ウォルトンについて、ニューヨーク証券取引所上場企業規則に基づく独立性の認定に不適格となる関係がウォルマートとの間にあるとは考えていない。しかし取締役会は、これら各氏の独立性に係る判断を保留した。取締役会がかかる独立性を決定した場合、当社の取締役12名（本書の日付現在）のうち11名すなわち約92パーセントが独立性を有していたことになる。

また、当社株式の約50パーセントをウォルトン一族が保有しているが、当社は、ニューヨーク証券取引所上場企業規則に基づき支配下会社が利用できる取締役会の独立性に関する一定の要件の適用除外規定に依拠したことはなく、また依拠する予定もない。当社取締役会は、過半数が独立取締役から成る取締役会を維持する決意であり、こうした独立性が堅固な監督機能、独立した視点を保証するとともに取締役会の全般的有効性を促進すると考えている。

取締役会及び指名・ガバナンス委員会は、いずれの独立取締役も、()ニューヨーク証券取引所上場企業規則に規定される不適格となる関係を構成し、()その他の理由で当該取締役の独立性を損ない、又は()その他ウォルマートと取締役との間の重大な関係を構成する関係を現在持たず、また関連期間中に持ったことはない、との結論に達した。

取締役の能力基準及び適性

ウォルマートでは、影響力を持つ取締役会は、取締役会全体として優れた統率力を適切なバランスで発揮し、多角的な視点及び観点を有し、様々な能力が戦略的に組み合わせられ、また、当社の事業及び戦略目標に関連のある高度に専門的な実績を具備するよう人材の構成を図るべきだと考えている。

指名・ガバナンス委員会は、候補者の専門的な職歴における傑出した業績、幅広い経験と知性、人格及び職務上の誠実さ、独立して分析的な照会を行う能力、事業環境に関する経験及び理解、取締役会の職務のために十分な時間を充てる意欲及び能力、並びにその他の指名・ガバナンス委員会が取締役としての職務のため候補者に必要と判断する経験、特質及び能力を基準に潜在的な候補者を選定する。

指名・ガバナンス委員会はまた、潜在的な候補者がニューヨーク証券取引所上場企業規則及びSECルールに規定されるとおり取締役会及び取締役会付属委員会の職務に必要な独立性その他の条件を満たすかどうか検討する。取締役の職務に対する適性及び取締役候補者の指名プロセスに関する追加情報が指名・ガバナンス委員会の憲章及び当社のコーポレート・ガバナンス・ガイドライン（これらは当社のウェブサイトのコーポレート・ガバナンスのページ

(<http://stock.walmart.com/investors/corporate-governance/governance-documents>)において閲覧できる。)に記載されている。

取締役の能力の評価基準

ウォルマートは、当社の顧客により良いサービスを提供するため、また、当社の重要な目的である忙しい家族への日々の利便の提供、企業体質を鋭敏にし、デジタルを使いこなすこと、規律正しく営業すること、そして信頼されることを競争上の強みとすることの達成を目指して、迅速に行動している。現在の取締役会及び取締役会付属委員会の構成並びに予想される将来の当社取締役の交代に対応して、指名・ガバナンス委員会は通常、以下の分野のうち1つ又は複数において経験、能力又は経歴を有する取締役候補者を探している。

当社の戦略に関する的確な監督と関連する経験及び能力

小売業の経験	世界的又は国際的な事業の経験	技術又は電子商取引の知見	マーケティング又はブランド管理の経験
世界最大の小売事業者として、当社は、大規模な小売企業が直面する財務、営業及び戦略の諸問題をよく分かっている取締役を求めている。	幅広い国際経験を持った取締役たちは、有益な経営及び文化の視点をもたらすものであり、当社はグローバル企業として、多国籍企業又は国際市場の経験を有する取締役を求めている。	切れ目なく統合されたショッピングの利便性を、より大規模に顧客に提供する、第一の小売事業者となる、という当社の戦略を実行に移すため、当社は、電子商取引又は電子情報、モバイル若しくは消費者インターネット等の関連産業における自らの経験に基づいて助言及び指針を与えることのできる取締役を求めている。	消費者向けのマーケティング又はブランド管理において、特にグローバルな規模で関連する経験がある取締役は、当社取締役会に重要な示唆をもたらす。

監督の有効性及びガバナンスと関連する経験及び能力

経営幹部としての統率の実績	財務、会計又は財務報告への精通	規制、法務又はリスク管理の経験	取締役会における多様性
---------------	-----------------	-----------------	-------------

関連性のある経営幹部の役職を務めたことがある取締役は、独自の経験及び視野をもたらす。

当社は、ガバナンス、戦略、開発及び執行の分野で定評ある専門知識を備えた取締役を求めている。

当社は財務及び財務報告プロセスに対する理解を高く評価する。これは、当社が正確な財務報告並びに堅固な財務の統制及びコンプライアンスを重視するためである。当社はまた、監査委員会財務専門家の資格を満たす取締役を複数置くよう努めている。

当社の事業は、多数の連邦、州及び国際的法域にわたる多種多様な規制要件に関してコンプライアンスが義務付けられる。当社取締役会は、規制産業の会社において顧問又は業務の経験を有する取締役の識見を高く評価しており、また、当社取締役会は、政府、公共政策、法務及びリスク管理の経験及び専門知識を持つ取締役の視点による恩恵をこうむっている。

多様性とその包摂は、当社の文化に根ざす価値観であり、当社の事業の根幹となっている。当社は、多様な背景、経験及び視点・観点の取締役から成る取締役会は、その会合においてより良い対話及び意思決定をもたらす、取締役会全体の有効性に貢献すると考えている。取締役会は、取締役会及び委員会の評価プロセスの一環として、取締役会の多様性を目指すことの有効性を評価する。

次の表は、各取締役（本書の日付現在）が取締役会にもたらす能力及び適性のバランスを明らかにしたものである。特定の能力又は適性の該当が示されていないということは、その取締役がその特質を持たないことを意味しない。下記に表示された能力及び適性は、指名・ガバナンス委員会及び取締役会が指名の決定に当たり、取締役会の継承計画プロセスの一環として考慮した要素である。当社は、下記に示される能力及び適性の組み合わせは、当社取締役会が当社の経営陣に戦略的助言及び有効な監督を行う目的上いかに優れた体制であるかを証明していると確信している。

当社の戦略に関する的確な監督
と関連する経験及び能力

監督の有効性及びガバナンス
と関連する経験及び能力

取締役	小売	世界的又は 国際的な 事業	技術又は 電子商取引	マーケティ ング又は ブランド 管理	経営幹部 としての 統率	財務、会計 又は財務 報告	規制、法務 又はリスク 管理
セザール・ コンデ		○	○	○	○		
スティーヴン・J・ イースターブ ルック	○	○		○	○	○	
ティモシー・P・ フリン		○			○	○	○
サラ・J・ フライヤー		○	○		○	○	
カーラ・A・ ハリス		○			○	○	○
トーマス・W・ ホールトン		○			○	○	○
マリッサ・A・ メイヤー		○	○	○	○		
C・ダグラス・ マクミロン	○	○	○		○		
グレゴリー・B・ ペナー	○	○	○		○	○	
スティーヴン・ S・ライネムンド		○		○	○		
S・ロブソン・ ウォルトン	○	○			○		○
スチュアート・ L・ウォルトン	○	○					○
合計人数	5	12	5	4	11	6	5

取締役会の更新及び継承の計画

指名・ガバナンス委員会は、取締役候補者となりうる者を特定及び評価し、取締役会及び取締役会の委員会の構成を見直し、これら事項に関して取締役会全体に提言を行う責任を負う。年間を通じて、指名・ガバナンス委員会は積極的に取締役の継承を計画し、以下の点を勘案する。

- ・ **取締役会の検討内容並びに取締役会及び取締役会の委員会に対する評価プロセスから得られた内容の反映**
 - 取締役会全体及び取締役会附属委員会の有効性に寄与するような特定の背景、技量及び経験に関して。
- ・ **取締役会及び取締役会の委員会の将来の需要** - 取締役会の在職期間についての方針、ウォルマートの長期戦略、並びに将来退任が予想される取締役の技量及び適格性に照らして。

1 取締役の在職期間に係る方針	取締役会に将来の交代を予想する余地を与える。
2 取締役会 / 委員会に対する評価	取締役会の有効性を強化するような能力の組み合わせを特定する。
3 取締役の採用	望ましい背景及び一連の能力を備えた最高の取締役に適した人材を特定する。
4 取締役の新任研修	個々人に即した新任研修により、新任の取締役は速やかに当社の事業を会得し、貢献できるようになる。

取締役会は、在任期間が比較的長い取締役と、就任より日が浅く新鮮な視点を持つ取締役との混成が、取締役会の有効性に寄与すると考える。取締役会の更新を慎重に進めるため、取締役会は、独立取締役について以下の退任方針を設けた。これは、ウォルマートのコーポレート・ガバナンス・ガイドラインに明記されているとおりである。

在任期間の制限 独立取締役は、少なくとも6年間は全力を注いで役職を務めることが期待されており、かつ12年を超えて在任してはならない。

退任の年齢 当初6年間の約束を完了していない場合を除き、独立取締役は、75歳を超えて再任の候補者となってはならない。

取締役会は、正当な理由がある場合は、退任方針に例外を設ける可能性がある。例えば、取締役会は、取締役会の有効性に価値をもたらす特定の技能又は適格性を備えた個々の取締役の在任期間又は退任年齢を、代わりのふさわしい人材が見つかるまで延長する可能性がある。同様に、ある独立取締役が、取締役会又は取締役会の委員会の人員交代を一定の時間差を置いて徐々に行うために、12年間務める前に退任する可能性がある。取締役会は、これらの方針が取締役会の更新過程に規律を与えており、また、技量、経験及び在任期間が有効に組み合わせられ、上記「取締役の能力基準及び適性」における記載に示されるとおり、多様性に富む取締役会を生み出したと考えている。

指名・ガバナンス委員会は、第三者コンサルタントを雇用しており、取締役会の更新プロセスにおける支援を得るとともに、将来取締役候補者となりうる人材に関する情報網の継続的な強化のため支援を得ている。潜在的取締役候補者を特定するプロセスの一環として、指名・ガバナンス委員会は、他の取締役や上級役員と相談する場合もある。指名・ガバナンス委員会が、潜在的な候補者について検討をさらに進めることを決定した場合、指名・ガバナンス委員会の委員長及び同委員会の他の委員並びに取締役会のその他の構成員は、当該候補者を面接することができる。その後、指名・ガバナンス委員会は、取締役会全体が候補者を取締役に任命するか、又は取締役の選任のため候補者として指名するよう提言する。コンデ氏は、2019年2月に取締役に任命され、2019年6月5日に開催の2019年定時株主総会において、初めて取締役候補者となった。コンデ氏は、指名・ガバナンス委員会の雇用した第三者コンサルティング事務所によって最初に潜在的取締役候補者として特定され、上記に概要を述べたプロセスを経て、指名された。

取締役会の監査委員会

監査委員会の独立性及び財務専門家の判断

監査委員会は、2019年定時株主総会に関するプロキシ・ステートメント日付現在、3名の独立取締役によって構成されており、その各々は、取締役会により、監査委員会構成員に関するSECルール及びニューヨーク証券取引所上場企業規則に基づくより厳格な独立性及び財務解析能力の基準を満たす、と判断された。監査委員会のプロキシ・ステートメント日付現在の構成員は、監査委員会の委員長を務めるティモシー・P・フリン、サラ・J・フライヤー及びトマス・W・ホルトンである。以上の各委員について、取締役会は、SECルールに基づき定義された「監査委員会財務専門家」とであると指定した。監査委員会の構成員並びに監査委員会の役割及び責務に関する詳細は、本「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」中の前記「取締役会の委員会」に記載されている。

2019年度の監査委員会の会議

監査委員会は、2019年度において12回の会議を開催した。同年度中、監査委員会は、当社の最高経営責任者、最高財務責任者、最高法務責任者、最高監査責任者、グローバル最高倫理・コンプライアンス責任者、最高会計報告責任者、当社の2019年度の独立会計士である独立登録会計事務所のアーンスト・アンド・ヤングLLP（以下「EY」という。）その他との間で個別の非公開会合を行った。かかる会合においては、当社の財務、会計、監査、財務報告に対する内部統制、証券取引所法に基づく報告、企業リスクの管理、情報システム、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ、並びに倫理及びコンプライアンスに関する事項について、率直な議論がなされた。年間を通じて、監査委員会は経営陣、EY及び内部監査人から十分な情報を得た。

当年度中の会議において、監査委員会は、とりわけ当社の様式10-Qによる四半期報告書及び様式10-Kによる年次報告書に含まれる財務書類の精査及び検討を行い、当社の法律顧問及び経営陣との間で監査委員会独自のFCPA関連の調査及びその他の調査について会談を行い、当社のグローバル倫理及びコンプライアンス・プログラムの継続的強化について精査及び検討を行い、監査委員会が監督するリスク分野について経営陣から最新情報を得

た。リスク監督における監査委員会の役割についての詳細は、本「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」中の前記「リスク監督における取締役会の役割」、FCPA関連の調査における監査委員会の役割についての詳細は、本「(1)コーポレート・ガバナンスの状況」中の前記「取締役会の委員会」を参照のこと。

監査委員会の議題は、監査委員会委員長が取締役会会長、筆頭独立取締役、最高監査責任者、当社のコーポレート・セクレタリー、及びその他の上級経営陣構成員と協議の上で決定する。

責務及び2019年度の委員会の行動

監査委員会は、成文の憲章に基づいて活動を行う。かかる憲章は、ウォルマートのウェブサイト内の「コーポレート・ガバナンス」のページ (<http://stock.walmart.com/investors/corporate-governance/governance-documents>) に掲載されており、閲覧できる。監査委員会は、その憲章が適切であるか毎年見直し、評価を行い、適切な場合、憲章の修正を取締役会に勧告する。

監査委員会は、その憲章に明記された監督責任を履行するため、本「取締役会の監査委員会」の他の箇所に記載される一定のその他の事項に加えて、特に以下の事項につき、2019年度中又は続く年度中に実行した。

- ・ ウォルマートの経営陣及びEYとともに、ウォルマートの監査済2019年度連結財務書類を精査し、検討した。
- ・ 上記連結財務書類は米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠して作成されており、かかる連結財務書類が対象とする会計年度及び日付現在の当社の連結経営成績及び連結財政状態を公正に表示している旨の経営陣による表明を精査した。
- ・ EYとともに、ウォルマートの連結財務書類の監査の計画及び結果に関連する事項等、適用ある上場企業会計監視委員会（以下「PCAOB」という。）の監査基準に基づき検討するよう要求される事項の検討を行った。
- ・ EYから、適用あるPCAOBの要件により義務付けられた、EYが監査委員会との間で行ったEYのウォルマートからの独立性に関する通信に関連した開示書面及びレターを受領し、EYのウォルマートからの独立性についてEYと検討した。
- ・ 経営陣及びEYとの上記の精査及び検討に基づき、取締役会に対し、ウォルマートの監査済2019年度年次連結財務書類を、SECに提出されるウォルマートの様式10-Kによる2019年度年次報告書に含めるように、との勧告を行った。
- ・ ウォルマートの決算発表及び様式10-Qによる四半期報告書に含まれる財務書類について、経営陣及びEYとともに精査し、検討した。
- ・ 監査委員会が準拠する事前承認方針に従い、EYがウォルマートのために行った全ての監査業務、監査関連業務、及び非監査業務を監視、精査及び承認し、EYによる非監査業務の提供が、EYのウォルマートからの独立性と矛盾しないかどうか、考慮した。監査委員会の事前承認方針についての詳細は、「(2) 監査報酬の内容等 監査報酬の決定方針」中の「監査委員会事前承認方針」を参照のこと。
- ・ EYの業績の評価を行い、監査法人の強制交代制との関連で、当社の2020年度監査に関して契約する新しい筆頭パートナーへの移行に関するEYによる準備を引き続き支援した。監査委員会によるEYの評価、任命及び報酬についての詳細は、下記「(2) 監査報酬の内容等 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容」を参照のこと。
- ・ 財務報告書に関する内部統制の2002年サーベンス・オクスリー法（以下「SOX法」という。）第404条に基づくテストの進行及び結果を監視し、財務報告書に関する内部統制の目的、実行及び有効性についての当社の経営陣及び内部監査人からの報告書を精査し、2019年1月31日現在の財務報告書に関する内部統制の有効性に関するEYによる監査証明報告書を精査した。
- ・ 当社に影響のある会計原則の改正、当社の重要な会計方針及び当社が2019年度中又は同年度に関して当社の決算発表等において公表した非米国GAAP財務指標の開示の適切性について、経営陣及びEYとともに精査し、検討した。
- ・ 2019年度の内部監査計画、予算及び活動を精査した。
- ・ 当社の関連当事者取引を精査し、これらの取引を取引検査方針に基づいて承認した。取引検査方針については、前記「4(4) 関連当事者取引」中の「関連当事者取引検査方針」において検討されている。
- ・ 当社の全社的リスク管理手続を上級経営陣の構成員とともに精査し、当社の様々な分野において経営陣により同定された、法務、コンプライアンス、倫理、情報システム、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティを含む重要なリスクについて、定期的に状況報告書の提出を受けた。
- ・ 経営陣による当社のグローバル倫理及びコンプライアンスに関するプログラムの強化の実行の進捗状況を監視し、経営陣は2019年度に適用される強化の実行につき十分な改善を達成した、と判断した。
- ・ 適用ある法令及びウォルマートのグローバル倫理綱領の遵守に関する当社の方針、プロセス及び手続について、経営陣から定期報告書を受け取った。

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

2020年度の当社の独立会計士としてEYを任命する件につき、株主による承認は当社に適用ある法令又は当社のコーポレート・ガバナンス文書のいずれによっても義務付けられていないものの、2019年6月5日に開催の2019年定時株主総会において、かかる任命の件は当社株主の承認を求める議案として提出され、承認された。これは、そうすることが良いコーポレート・ガバナンス慣行であると取締役会が信ずるためである。監査委員会は、EYの任命に関する株主の意見を、将来の検討事項において勘案する。監査委員会は、契約の終了が適切と考える場合はいつでも、当社株主の承認を得ることなく、当社の独立会計士としてのEYとの契約を終了する場合がある。

独立会計士との契約

監査委員会は、独立会計士の選任、報酬、保持、及び監督について直接責任を負う。監査委員会は、当社の2020年度連結財務書類を監査する独立会計士として、EYを任命した。EY及びその前身であるアーサー・ヤング・アンド・カンパニーは、当社の初公募以前の1969年より、ウォルマートの独立会計士を務めている。EYは、2019年度においても当社の独立会計士を務め、当該会計年度の当社の連結財務書類について監査及び報告を行った。

監査委員会は毎年、当社の独立会計士としてEYを保持するか又は別の独立登録会計事務所と契約するか判断するにあたり、EYの独立性及び業績を検討する。かかる年次の検討の一環として、監査委員会は、とりわけ以下の各事項について考慮する。

- ・ EYにより当社に提供された現在及び過去の業務の質及び効率。主要なグローバル財務管理に関する年次内部調査の結果も含まれる。
- ・ 広範かつ複雑な当社のグローバル事業を取り扱うにあたってのEYの力量及び専門能力。
- ・ EYが監査委員会との間で行った通信の質及び率直性。
- ・ EYの監査の質及び能率に関する外部データ。最近の上場企業会計監視委員会によるEYに関する報告も含まれる。
- ・ EYの当社からの独立性。
- ・ EYの報酬の妥当性。
- ・ 当社の独立会計士としてのEYの在職期間（在職期間の長い監査人を持つことの利益も含めて考慮する。）。

このような評価に基づき、監査委員会は、EYは当社の独立会計士を務める上で、独立であり、高い資質を備えていると考える。また、監査委員会及び取締役会は、2020年度の当社の独立会計士としてEYを雇用することは、ウォルマート及び当社株主の最善の利益に資することであると、考えている。当社の株主は、2019年定時株主総会において、2020年度の当社の独立会計士としてEYを任命する件を承認した。

EYの代表者は、2019年定時株主総会に出席する。かかる代表者は、希望すれば発言する機会が与えられ、また、質問に適宜応答する機会が与えられる。

独立会計士の報酬

2019年度及び2018年度に関して請求されたEYの報酬は、以下のとおりである。

(単位：米ドル)	2019年度	2018年度
監査報酬	26,493,000	22,379,000
監査関連報酬	855,000	1,094,000
税務報酬	753,000	965,000
その他全ての報酬	—	—
合計	28,101,000	24,438,000

各項目において提供されるサービスの種類の詳細は、以下のとおりである。

監査報酬 - 当社の年次財務書類の監査、財務報告に対する内部統制の有効性の監査、様式10-Kによる当社年次報告書の精査、様式10-Qによる当社四半期報告の精査、国際的に要求される法定監査、並びにSECに提出される証券発行登録書又は有価証券の募集に関連して公表されるその他の書類に関する同意及び審査を含む。

監査関連報酬 - 当社の従業員給付制度の監査、買収に関連する精査、米国GAAPに関連する会計相談及び取引案に対する米国GAAPの適用、非連結関係会社に関する法定の財務書類監査、並びに当社のSOX法に基づく義務の遵守に関連する作業を含む。

税務報酬 - 国外における税務上のコンプライアンス、国内及び国外における税務上の助言及び税務計画、税務監査及び不服申立における支援、並びに買収及び事業再編に関連する税務計画を含む。

その他全ての報酬 - 上記項目に含まれない業務への報酬を含み、許容される助言業務への報酬により構成される。

上記に記載されるサービスはいずれも、SECのレギュレーションS-Xルール第2-01(c)(7)(i)(C)で規定されている最低限の例外に基づいて認められたものではなかった。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

上記「 外国監査公認会計士等に対する報酬の内容」を参照のこと。

【監査報酬の決定方針】

監査委員会事前承認方針

当社の独立会計士の独立性を維持するため並びに適用ある証券法、ニューヨーク証券取引所上場企業規則及び監査委員会規則を遵守するために、監査委員会は、独立会計士によって当社のために行われる全ての監査、監査関連事項及び非監査サービスが適切かどうかにつき検討及び審議し、適切な場合には事前承認を行う責任を有する。かかる目的のため、監査委員会は、当社の独立会計士によって行われる全ての監査、監査関連事項及び非監査サービスに関する事前承認につき方針及び手順を取り決めている（以下「事前承認方針」という。）。

事前承認方針に基づき、当社の独立会計士は、()監査委員会により事前承認されていること、又は()事前承認方針に基づく事前承認条件に従っていることという条件のいずれかが整わない限り、適用ある法律による例外を除いて、当社のためのいかなる監査、監査関連事項及び非監査サービスを行ってはならないこととされている。さらに、事前承認方針においては、監査委員会が、適用ある証券法により当社の独立会計士が行うことが禁止されている非監査サービスを事前承認することを禁止している。事前承認方針は、また、財務担当者が独立会計士により提供されるサービスに関して監査委員会に対して定期的に情報をアップデートする旨を定めている。このような個々のサービスに関して、独立会計士は、詳細なバックアップ書類をコーポレート・コントローラーに提供する。

事前承認方針に基づき、監査委員会は独立会計士により提供されるサービス及びそれぞれの種類の手数料金額上限を事前に承認している。監査委員会は、毎年これらのサービスの種類及び関連手数料の再評価を行う。承認されたサービスの種類の範囲での個別のプロジェクトは、個別のプロジェクトの料金が特定された金額の限度を超えない限りにおいて事前承認されているが、かかる限度額は毎年再評価される。事前承認されたサービスの種類の範囲でのプロジェクトで個別のプロジェクトの料金が特定された金額の限度を超えるものは、監査委員会（又は事前承認の権限が与えられている委員）の事前承認がない限り、進めてはならない。さらに、事前承認されたサービスの種類の範囲でのプロジェクトで、プロジェクトがサービスの種類の手数料上限を超える見込みの場合は、監査委員会により事前承認されたとはみなされず、監査委員会（又は事前承認の権限が与えられている委員）によりサービスの種類の総額を増やす事前承認がある場合のみ進めても良いこととされている。

少なくとも年1回、監査委員会は監査委員会の事前承認の責任を委譲する委員を指名する。当該委員は、事前承認されたサービスの種類の範囲内での上記の承認及び監査委員会により事前承認されたサービスの種類を外れたサービスについて、当社の独立会計士と契約することに関する承認も含まれる。当該委員は、独立会計士の独立性を損なわないと判断し、監査委員会の次の定期会議で当該委員の決定を監査委員会に通知することにより、事前承認されたサービスの種類から外れるいかなる監査、監査関連事項及び非監査サービスをも事前承認する権限を有する。監査委員会は、2019年度において当社の独立会計士に支払われた監査関連報酬、税務報酬及びその他全ての報酬を、全て承認した。

第6【経理の状況】

- (イ) 下記「1 財務書類」記載のウォルマート・インク（以下「当社」という。）の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び表示方法並びに米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）の定めるレギュレーションS-Xに規定された用語、様式及び作成方法に準拠して作成されたものである。

下記「1 財務書類」記載の当社の連結財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定の適用を受けている。

- (ロ) 下記「1 財務書類」記載の当社の2019年1月31日及び2018年1月31日現在の連結貸借対照表並びに2019年1月31日に終了した3年間の各会計年度の連結損益計算書、連結株主資本変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書は、その独立登録会計事務所である米国のアーンスト・アンド・ヤングLLPの監査を受けており、添付のとおりその監査報告書を掲載している。

なお、前述した連結財務書類は、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第35条の規定に基づく「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の3の規定により、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査はを受けていない。

- (ハ) 下記「1 財務書類」に掲げる財務書類のうち、原文（英文）は、当社がSECに提出したものと同一である。下記「1 財務書類」記載の日本語は、これら原文の財務書類を翻訳したものである。

- (二) 当社の連結財務書類（原文）は、米ドルで表示されている。下記「1 財務書類」において「円」で表示されている金額は、財務諸表等規則第134条の規定に基づき、2019年5月7日の株式会社三菱UFJ銀行が提示した対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル＝110.69円で換算された金額である。金額は百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。当該換算は、その金額が当該為替相場又は他の為替相場での円貨額を表したり、あるいは円に換算されたものであったり、円に換算され得たものであるというように解釈すべきものではない。

- (ホ) 当社の採用した企業会計の基準及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び表示方法との間の主な相違点に関しては、後記「4 米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。

- (ヘ) 財務書類の円換算額並びに後記「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までにおける記載事項は、原文の当社の財務書類には含まれておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、上記(ロ)の会計監査の対象にもなっていない。

1【財務書類】

ウォルマート・インク

連結損益計算書

(単位: 百万、但し1株当たり情報を除く)	1月31日に終了した年度					
	2019	2019 換算後	2018	2018 換算後	2017	2017 換算後
収益:						
純売上高	\$ 510,329	/ 56,488,317	\$ 495,761	/ 54,875,785	\$ 481,317	/ 53,276,978
会費及びその他収入	4,076	451,172	4,582	507,182	4,556	504,304
収益合計	514,405	56,939,489	500,343	55,382,967	485,873	53,781,282
売上原価及び営業費用:						
売上原価	385,301	42,648,968	373,396	41,331,203	361,256	39,987,427
販売費及び一般管理費	107,147	11,860,101	106,510	11,789,592	101,853	11,274,109
営業利益	21,957	2,430,420	20,437	2,262,172	22,764	2,519,746
利息:						
債務	1,975	218,613	1,978	218,945	2,044	226,250
キャピタル・リース債務および ファイナンス債務	371	41,066	352	38,963	323	35,753
受取利息	(217)	(24,020)	(152)	(16,825)	(100)	(11,069)
純利息	2,129	235,659	2,178	241,083	2,267	250,934
社債償還損	-	-	3,136	347,124	-	-
その他の(利益)と損失	8,368	926,254	-	-	-	-
法人所得税控除前の継続事業 からの当期利益	11,460	1,268,507	15,123	1,673,965	20,497	2,268,812
法人所得税	4,281	473,864	4,600	509,174	6,204	686,721
連結当期純利益	7,179	794,643	10,523	1,164,791	14,293	1,582,091
非支配持分に帰属する 連結当期純利益	(509)	(56,341)	(661)	(73,166)	(650)	(71,949)
ウォルマートに帰属する 連結当期純利益	\$ 6,670	/ 738,302	\$ 9,862	/ 1,091,625	\$ 13,643	/ 1,510,142
普通株式1株当たり 当期純利益:						
ウォルマートに帰属する基本1株 当たり当期純利益	\$ 2.28	/ 252.37	\$ 3.29	/ 364.17	\$ 4.40	/ 487.04
ウォルマートに帰属する希薄化後 1株当たり当期純利益	\$ 2.26	/ 250.16	\$ 3.28	/ 363.06	\$ 4.38	/ 484.82
発行済み普通株式の 加重平均株式数:						
基本	2,929	2,929	2,995	2,995	3,101	3,101
希薄化後	2,945	2,945	3,010	3,010	3,112	3,112
1株当たり配当額	\$ 2.08	/ 230.24	\$ 2.04	/ 225.81	\$ 2.00	/ 221.38

添付の注記事項参照のこと。

ウォルマート・インク
連結包括損益計算書

(単位: 百万)	1月31日に終了した年度					
	2019	2019 換算後	2018	2018 換算後	2017	2017 換算後
連結当期純利益	\$ 7,179	/ 794,643	\$ 10,523	/ 1,164,791	\$ 14,293	/ 1,582,091
非支配持分に帰属する 連結当期純利益	(509)	(56,341)	(661)	(73,166)	(650)	(71,949)
ウォルマートに帰属する 連結当期純利益	6,670	738,302	9,862	1,091,625	13,643	1,510,142
その他包括利益(損失)、税効果 調整後						
為替換算調整勘定	(226)	(25,016)	2,540	281,152	(3,027)	(335,058)
純投資ヘッジ	272	30,108	(405)	(44,829)	413	45,715
キャッシュ・フロー・ヘッジ	(290)	(32,100)	437	48,372	21	2,324
最小年金債務	131	14,500	147	16,271	(397)	(43,944)
その他有価証券評価差額金	-	-	1,501	166,146	145	16,050
その他包括利益(損失)、税効果 調整後	(113)	(12,508)	4,220	467,112	(2,845)	(314,913)
非支配持分に帰属する その他の包括(利益)損失	188	20,810	(169)	(18,707)	210	23,245
ウォルマートに帰属する その他の包括利益(損失)	75	8,302	4,051	448,405	(2,635)	(291,668)
包括利益、税効果調整後	7,066	782,135	14,743	1,631,903	11,448	1,267,178
非支配持分に帰属する包括(利 益)損失	(321)	(35,531)	(830)	(91,873)	(440)	(48,704)
ウォルマートに帰属する 包括利益	\$ 6,745	/ 746,604	\$ 13,913	/ 1,540,030	\$ 11,008	/ 1,218,474

添付の注記事項参照のこと。

ウォルマート・インク

連結貸借対照表

1月31日現在

(単位：百万)

	2019	2019 換算後	2018	2018換算後
資産				
流動資産：				
現金及び現金同等物	\$ 7,722	/ 854,748	\$ 6,756	/ 747,821
売掛債権、純額	6,283	695,465	5,614	621,414
棚卸資産	44,269	4,900,136	43,783	4,846,340
前払費用及びその他	3,623	401,030	3,511	388,633
流動資産合計	61,897	6,851,379	59,664	6,604,208
有形固定資産：				
有形固定資産	185,810	20,567,309	185,154	20,494,696
減価償却累計額	(81,493)	(9,020,460)	(77,479)	(8,576,151)
有形固定資産、純額	104,317	11,546,849	107,675	11,918,545
キャピタル・リース債務および ファイナンス債務の対象資産				
キャピタル・リース債務および ファイナンス債務の対象資産	12,760	1,412,405	12,703	1,406,095
減価償却累計額	(5,682)	(628,941)	(5,560)	(615,436)
キャピタル・リース債務 およびファイナンス債務 の対象資産、純額	7,078	783,464	7,143	790,659
のれん	31,181	3,451,425	18,242	2,019,207
その他長期資産	14,822	1,640,647	11,798	1,305,921
資産合計	\$ 219,295	/ 24,273,764	\$ 204,522	/ 22,638,540
負債および資本				
流動負債：				
短期借入金	\$ 5,225	/ 578,355	\$ 5,257	/ 581,898
買掛金	47,060	5,209,072	46,092	5,101,924
未払債務	22,159	2,452,780	22,122	2,448,684
未払法人所得税	428	47,375	645	71,395
1年内返済予定長期債務	1,876	207,654	3,738	413,759
1年内返済予定キャピタル・リース 債務及びファイナンス債務	729	80,693	667	73,830
流動負債合計	77,477	8,575,929	78,521	8,691,490
長期債務	43,520	4,817,229	30,045	3,325,681
長期キャピタル・リース債務および ファイナンス債務	6,683	739,741	6,780	750,478
繰延税金及びその他	11,981	1,326,177	8,354	924,704
契約義務及び偶発債務				
資本：				
普通株式	288	31,879	295	32,654
資本剰余金	2,965	328,196	2,648	293,107
利益剰余金	80,785	8,942,092	85,107	9,420,494
その他包括損失累積額	(11,542)	(1,277,584)	(10,181)	(1,126,935)
ウォルマート株主資本合計	72,496	8,024,583	77,869	8,619,320
非支配持分	7,138	790,105	2,953	326,867
資本合計	79,634	8,814,688	80,822	8,946,187
負債および資本合計	\$ 219,295	/ 24,273,764	\$ 204,522	/ 22,638,540

添付の注記事項参照のこと。

[次へ](#)

ウォルマート・インク
連結株主資本等変動計算書

	普通株式		資本剰余金	利益剰余金	その他 包括損失 累積額	ウォルマート 株主資本合計	非支配持分	資本合計
	株数	金額						
(単位：百万)								
残高 - 2016年 2 月 1 日時点	3,162	317	1,805	90,021	(11,597)	80,546	3,065	83,611
連結当期純利益	-	-	-	13,643	-	13,643	650	14,293
その他包括利益（損失）、税効 果調整後	-	-	-	-	(2,635)	(2,635)	(210)	(2,845)
現金配当（ 1 株当たり2.00米ド ル）	-	-	-	(6,216)	-	(6,216)	-	(6,216)
自己株式購入	(120)	(12)	(174)	(8,090)	-	(8,276)	-	(8,276)
非支配持分に対する現金配当	-	-	-	-	-	-	(519)	(519)
その他	6	-	740	(4)	-	736	(249)	487
残高 - 2017年 1 月31日時点	3,048	305	2,371	89,354	(14,232)	77,798	2,737	80,535
連結当期純利益	-	-	-	9,862	-	9,862	661	10,523
その他包括利益（損失）、税効 果調整後	-	-	-	-	4,051	4,051	169	4,220
現金配当（ 1 株当たり2.04米ド ル）	-	-	-	(6,124)	-	(6,124)	-	(6,124)
自己株式購入	(103)	(10)	(219)	(7,975)	-	(8,204)	-	(8,204)
非支配持分に対する現金配当	-	-	-	-	-	-	(687)	(687)
その他	7	-	496	(10)	-	486	73	559
残高 - 2018年 1 月31日時点	2,952	295	2,648	85,107	(10,181)	77,869	2,953	80,822
2018年 2 月 1 日より適用される 会計方針変更の反映、税効果調 整後	-	-	-	2,361	(1,436)	925	(1)	924
連結当期純利益	-	-	-	6,670	-	6,670	509	7,179
その他包括利益（損失）、税効 果調整後	-	-	-	-	75	75	(188)	(113)
現金配当（ 1 株当たり2.08米ド ル）	-	-	-	(6,102)	-	(6,102)	-	(6,102)
自己株式購入	(80)	(8)	(245)	(7,234)	-	(7,487)	-	(7,487)
非支配持分に対する現金配当	-	-	-	-	-	-	(488)	(488)
買収による非支配持分の増減	-	-	-	-	-	-	4,345	4,345
その他	6	1	562	(17)	-	546	8	554
残高 - 2019年 1 月31日時点	2,878	\$ 288	\$ 2,965	\$ 80,785	\$ (11,542)	\$ 72,496	\$ 7,138	\$ 79,634

換算後

	普通株式		資本剰余金	利益剰余金	その他 包括損失 累積額	ウォルマート 株主資本合計	非支配持分	資本合計
	株数	金額						
(単位：百万)								
残高 - 2016年 2 月 1 日時点	3,162	35,089	199,795	9,964,425	(1,283,672)	8,915,637	339,265	9,254,902
連結当期純利益	-	-	-	1,510,142	-	1,510,142	71,949	1,582,091
その他包括利益（損失）、税 効果調整後	-	-	-	-	(291,668)	(291,668)	(23,245)	(314,913)
現金配当（ 1 株当たり2.00米 ドル）	-	-	-	(688,049)	-	(688,049)	-	(688,049)
自己株式購入	(120)	(1,329)	(19,260)	(895,482)	-	(916,071)	-	(916,071)
非支配持分に対する現金配当	-	-	-	-	-	-	(57,447)	(57,447)
その他	6	-	81,911	(442)	-	81,469	(27,563)	53,906
残高 - 2017年 1 月31日時点	3,048	33,760	262,446	9,890,594	(1,575,340)	8,611,460	302,959	8,914,419
連結当期純利益	-	-	-	1,091,625	-	1,091,625	73,166	1,164,791
その他包括利益（損失）、税 効果調整後	-	-	-	-	448,405	448,405	18,707	467,112
現金配当（ 1 株当たり2.04米 ドル）	-	-	-	(677,866)	-	(677,866)	-	(677,866)
自己株式購入	(103)	(1,106)	(24,241)	(882,753)	-	(908,100)	-	(908,100)
非支配持分に対する現金配当	-	-	-	-	-	-	(76,044)	(76,044)
その他	7	-	54,902	(1,106)	-	53,796	8,079	61,875
残高 - 2018年 1 月31日時点	2,952	32,654	293,107	9,420,494	(1,126,935)	8,619,320	326,867	8,946,187
2018年 2 月 1 日より適用され る会計方針変更の反映、税効 果調整後	-	-	-	261,339	(158,951)	102,388	(111)	102,277
連結当期純利益	-	-	-	738,302	-	738,302	56,341	794,643
その他包括利益（損失）、税 効果調整後	-	-	-	-	8,302	8,302	(20,810)	(12,508)
現金配当（ 1 株当たり2.08米 ドル）	-	-	-	(675,430)	-	(675,430)	-	(675,430)
自己株式購入	(80)	(886)	(27,119)	(800,731)	-	(828,736)	-	(828,736)
非支配持分に対する現金配当	-	-	-	-	-	-	(54,017)	(54,017)
買収による非支配持分の増減	-	-	-	-	-	-	480,948	480,948
その他	6	111	62,208	(1,882)	-	60,437	887	61,324
残高 - 2019年 1 月31日時点	2,878	/	/	/	/	/	/	/
		31,879	328,196	8,942,092	(1,277,584)	8,024,583	790,105	8,814,688

添付の注記事項参照のこと。

[次へ](#)

ウォルマート・インク
連結キャッシュ・フロー計算書

	1月31日に終了した年度					
	2019	2019 換算後	2018	2018 換算後	2017	2017換算後
(単位：百万)						
営業活動によるキャッシュ・フロー：						
連結当期純利益	\$ 7,179	/ 794,643	\$ 10,523	/ 1,164,791	\$ 14,293	/ 1,582,091
連結当期純利益から営業活動により得られた現金（純額）への調整：						
減価償却費	10,678	1,181,949	10,529	1,165,456	10,080	1,115,757
未実現（利益）と損失	3,516	389,186	-	-	-	-
事業処分（利益）と損失	4,850	536,847	-	-	-	-
繰延税金	(499)	(55,234)	(304)	(33,650)	761	84,235
社債償還損	-	-	3,136	347,124	-	-
その他の営業活動	1,734	191,937	1,210	133,935	206	22,802
資産及び負債の増減（買収による影響相殺後）：						
売掛債権、純額	(368)	(40,734)	(1,074)	(118,881)	(402)	(44,497)
棚卸資産	(1,311)	(145,115)	(140)	(15,497)	1,021	113,014
買掛金	1,831	202,673	4,086	452,279	3,942	436,340
未払債務	183	20,256	928	102,720	1,280	141,683
未払法人所得税	(40)	(4,428)	(557)	(61,654)	492	54,459
営業活動により得られた現金（純額）	27,753	3,071,980	28,337	3,136,623	31,673	3,505,884
投資活動によるキャッシュ・フロー：						
有形固定資産の取得による支出	(10,344)	(1,144,978)	(10,051)	(1,112,546)	(10,619)	(1,175,418)
有形固定資産の売却による収入	519	57,448	378	41,841	456	50,475
特定の事業の売却による収入	876	96,964	1,046	115,782	662	73,277
売却可能有価証券の購入	-	-	-	-	(1,901)	(210,422)
子会社株式の取得による支出、純額	(14,656)	(1,622,273)	(375)	(41,509)	(2,463)	(272,629)
その他の投資活動	(431)	(47,706)	(77)	(8,523)	(31)	(3,431)
投資活動に使用した現金（純額）	(24,036)	(2,660,545)	(9,079)	(1,004,955)	(13,896)	(1,538,148)
財務活動によるキャッシュ・フロー：						
短期借入金の純増減	(53)	(5,867)	4,148	459,142	(1,673)	(185,184)
長期債務発行による収入	15,872	1,756,872	7,476	827,518	137	15,165
長期債務の返済による支出	(3,784)	(418,851)	(13,061)	(1,445,720)	(2,055)	(227,468)
債務早期返済のための割増金の支払による支出	-	-	(3,059)	(338,601)	-	-
配当金の支払による支出	(6,102)	(675,430)	(6,124)	(677,866)	(6,216)	(688,049)
自己株式購入	(7,410)	(820,213)	(8,296)	(918,284)	(8,298)	(918,506)
非支配持分への配当金の支払額	(431)	(47,707)	(690)	(76,376)	(479)	(53,021)
非支配持分の購入	-	-	(8)	(886)	(90)	(9,962)
その他の財務活動	(629)	(69,625)	(261)	(28,890)	(398)	(44,055)
財務活動に使用した現金（純額）	(2,537)	(280,821)	(19,875)	(2,199,963)	(19,072)	(2,111,080)
現金、現金同等物及び制限付現金に対する為替レートの影響	(438)	(48,482)	487	53,906	(452)	(50,032)
現金、現金同等物及び制限付現金の正味増加（減少）	742	82,132	(130)	(14,389)	(1,747)	(193,376)
現金、現金同等物及び制限付現金期首残高	7,014	776,380	7,144	790,769	8,891	984,145
現金、現金同等物及び制限付現金期末残高	\$ 7,756	/ 858,512	\$ 7,014	/ 776,380	\$ 7,144	/ 790,769
キャッシュ・フロー情報に関する追加開示：						
法人所得税支払額	3,982	440,768	6,179	683,954	4,507	498,880
利息支払額	2,348	259,900	2,450	271,191	2,351	260,232

添付の注記事項参照のこと。

[次へ](#)

ウォルマート・インク 連結財務諸表の注記事項

注記1. 重要な会計方針の要約

全般

ウォルマート・インク（以下「ウォルマート」又は「当社」）は、店舗での小売りやeコマースを通して、世界中の人々にいつでもどこでも低価格な買い物の機会を提供し、より豊かな生活の実現に寄与している。当社は技術革新により顧客第一主義のショッピング体験の向上に取り組み続けており、オムニ・チャネルを活用して店頭での小売りとeコマースをシームレスに統合し、それにより顧客が時間を節約できるよう図っている。当社は毎週、27カ国において58種の名称で営業している11,300以上の店舗と多数のeコマースウェブサイト毎週訪れる、約2億7,500万人の顧客にサービスを提供している。

当社の事業は、米国ウォルマート（Walmart U.S.）、ウォルマート・インターナショナル（Walmart International）、及びサムズクラブ（Sam's Club）という3つのセグメントから構成されている。

連結における原則

連結財務諸表には、2019年1月31日現在及び同日に終了する事業年度（以下、「2019年度」）の勘定、2018年1月31日現在及び同日に終了する事業年度（以下、「2018年度」）の勘定、並びに2017年1月31日現在及び同日に終了する事業年度（以下、「2017年度」）における、ウォルマート及びその子会社の勘定が含まれている。連結会社間の勘定残高と取引はすべて連結処理において相殺消去されている。当社は、当社がその事業体の活動の主要な受益者であると判断される場合には、変動持分事業体の勘定を連結している。当社が重要な影響力を有しているが支配を獲得していない投資は、持分法により会計処理を行っている。これらの変動持分事業体及び持分法適用投資は当社の連結財務諸表において重要ではない。

当社の連結財務諸表は、アメリカ合衆国（以下「米国」）及びカナダの事業については、1月31日に終了する会計年度に基づいており、その他全ての事業は、一般に暦年に基づき、1ヶ月の期ずれで連結される。2019年1月において、連結財務諸表に重大な影響を与える、期ずれの処理に関連する重要な調整事項はない。

見積

連結財務諸表は、米国で一般に認められている会計原則に準拠して作成されている。これらの会計原則は、経営者に、資産及び負債の金額に影響を与える見積と仮定を行うことを要求している。また経営者の行った見積と仮定は、連結財務諸表作成日における偶発資産及び偶発負債の開示、及び報告期間の収益及び費用の金額にも影響を与える。実際の結果はこれらの見積と異なる場合がある。

現金及び現金同等物

当社は取得時から3ヶ月以内に満期となる投資を現金同等物とみなしている。7日以内に支払われるクレジットカード、デビットカード、電信振込取引はすべて現金及び現金同等物に分類している。2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在において、これらの取引により現金及び現金同等物とみなしている銀行への預け金の金額は、それぞれ14億米ドル及び16億米ドルであった。

当社の現金残高は、世界の様々な箇所で保有されている。2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在における当社の現金及び現金同等物、それぞれ77億米ドル及び68億米ドルの大半が米国外で保有されている。通常、米国外で保有されている現金及び現金同等物は当社米国外事業の流動性確保に利用される。

当社は、進出先の国で可能な限りコストを最小限に抑え、確実に現金が利用できるようグループ会社間の資金調達を行っている。2019年度において、当社は、約40百万米ドルの税金費用をかけて53億米ドルの現金を米国に還流させた。

2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在、それぞれ約28億米ドル及び14億米ドルの現金及び現金同等物が、現地法又はその他の制限により、自由に米国に移転できない可能性がある。2019年1月31日現在の28億米ドルのうち、約12億米ドルはフリップカート有限会社（以下「フリップカート」）の少数株主の承認を条件とする配当決議または会社間の資金調達決議を通じてのみ使用可能となる。ただし、この現金はフリップカートの運転資本として使用される予定である。

制限付き現金

2016年11月に米国財務会計基準審議会（「FASB」）は会計基準アップデート（「ASU」）第2016-18号「キャッシュ・フロー計算書 - 制限付き現金（トピック230）」を公表した。このASUは、キャッシュ・フロー計算書における期首残高と期末残高の変動に、使途制限付きの現預金を現金及び現金同等物に含めることを義務づけるものである。当社は2018年2月1日よりこのASUを適用した。現金及び現金同等物以外の制限付き現金として、2019年1月31日現在34百万米ドルが連結貸借対照表上主に前払費用及びその他に、2018年1月31日現在3億米ドルが連結貸借対照表上その他長期資産に計上された。

売掛債権

売掛債権は貸倒引当金控除後の簿価で計上されており、主として、以下で構成される：医薬品販売の結果生じた保険会社に対する売掛債権、顧客のクレジットカード、デビットカード、電信振込取引で銀行からの支払が7日を超える売掛債権、法人所得税、仕入先からのマーケティング若しくは販売協力に関する未収金、及び不動産取引における売掛債権。

棚卸資産

当社は棚卸資産を主として売価還元低価法によって評価している。また、米国ウォルマート・セグメントの商品在庫については基本的に後入先出法（LIFO）を採用している。ウォルマートの海外セグメントの在庫は、主として先入先出法（FIFO）を使った売価還元法によって評価している。商品の値引きは直ちに販売価格の減額として処理されるので、売価還元法には低価法が適用されることになる。サムズクラブ・セグメントの在庫については、加重平均後入先出法を用いて評価している。2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在の後入先出法（LIFO）による当社の在庫評価額は、先入先出法（FIFO）により評価した場合の金額に近似している。

売却目的で保有する資産

売却目的で保有する資産は、売却目的で保有する資産としての会計上の要件を満たす構成部分及び事業であり、正味簿価を低価法または公正価値（売却費用控除後）により認識するために、単一の資産及び負債の金額（評価性引当金の引当てが必要な場合はその控除後の金額）として当社の財務諸表に表示している。当社は事業年度ごとにすべての事業及び資産について再評価を行い、簿価の全額が回収可能かどうかを見積公正価値との比較により判定している。2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在で、連結貸借対照表において前払費用及びその他並びに未払債務に分類された売却目的資産及び負債の金額はいずれも重要ではない。

有形固定資産

有形固定資産は当初、取得原価で計上されている。処分による利益又は損失は発生時に認識される。大規模な改修費用は資産化されるが、通常の修繕維持費は発生に伴い費用として計上される。以下の表は当社の有形固定資産残高を要約したもので、一般に定額法による減価償却に使用される見積耐用年数が含まれている。

(単位：百万)	見積耐用年数	1月31日現在	
		2019年	2018年
土地	該当なし	\$ 24,526	\$ 25,298
建物及び建物構築物	3～40年	101,006	101,155
器具備品	1～30年	54,488	52,695
車両運搬具	3～15年	2,316	2,387
建設仮勘定	該当なし	3,474	3,619
有形固定資産		\$ 185,810	\$ 185,154
減価償却累計額		(81,493)	(77,479)
有形固定資産、純額		\$ 104,317	\$ 107,675

賃借物件の改修費は資産の見積耐用年数と残存リース期間のうち短い方の期間で償却される。2019年度、2018年度及び2017年度における有形固定資産、ファイナンス債務の対象資産、キャピタル・リース資産及び無形固定資産の減価償却費の総額は、それぞれ107億米ドル、105億米ドル、及び101億米ドルとなっている。

リース

当社は土地、建物、器具備品及び輸送用設備をリースしている。当社は、当初の解約不能期間の終了時点でのリース契約の終了を阻害する経済的ペナルティが存在し、かつ当社の自由裁量により更新できる場合に、期間更新オプションを行使する前提でリース期間を見積っている。この見積リース期間は店舗又はクラブのリースをキャピタル・リースとするかもしくはオペレーティング・リースとするかの判断や定額法による賃借料計算に使われる。また賃借物件の改修の耐用年数は、この見積期間若しくは資産の経済的耐用年数のどちらか短い方の期間となる。もし見積期間の後期に賃借物件の増改築のために大きな支出がなされ、期間更新が合理的に見積もれる場合には、賃借物件の増改築の耐用年数は、更新された期間若しくは経済的耐用年数の終了時点までのどちらか短い方の期間となる。当社のキャピタル・リーステストにおける最低リース支払額の計算及びオペレーティング・リースにおける定額法賃借料計算の中で、賃借料の減額及び増額を考慮している。

当社は、当社がリース契約を結ぶ店舗の建設に関与する場合がしばしばある。場合によっては、賃貸人が建設したリース資産に含まれる構造要素の一部に対して当社がその建築費用を負担したことにより、当社が会計上の目的によりリース資産の所有者と見なされることがある。その結果、規模にかかわらず、これらの支払いは自動的に所有権の保有を示すものであり、当社は賃貸人のプロジェクト費用の総額に対して出資し、それに応じたファイナンス

債務を負うことが要求されている。賃貸人の建設プロジェクト完了後、当社はセール・アンド・リースバック分析を行い、当該資産及び関連するファイナンス債務につき当社の連結貸借対照表の項目から外すことが可能かどうかを決定する。当社が「継続的関与」を持つと見なされる場合、当該リース資産及びそれに関連するファイナンス債務は当社の連結貸借対照表から消去されず、通常はリース期間を通じて償却される。任意の更新オプションの行使を含め、リース期間の終了時に、固定資産の純繰越価額をめぐって金融債務が残っていたら、非資金収入と認識される。

長期性資産

長期性資産は当初、取得原価で計上されている。経営陣は、長期性資産の帳簿価額の回収可能性に疑義を抱かせるような事象や状況の変化がある場合には減損の兆候にあたるかを検討する。その評価は、識別可能な最小単位のキャッシュ・フローである個別店舗又はクラブのレベルで行なわれる。関連する長期性資産が生み出すと見込まれる割引前のキャッシュ・フローは、その長期性資産の耐用年数にわたる最新の見通しにより求められる。仮に、当該評価により資産の帳簿価額が回収されない可能性が示された場合には、適切な市場評価もしくは他の評価方法によって決定された資産もしくは資産グループの公正価値に基づいて、潜在的な減損額が測定される。

のれんその他の取得済み無形資産

のれんは企業結合において、買収価額が取得された純資産の公正価値を上回る部分であり、取得時に適切な報告単位に割当てられる。取得したその他の無形資産は資産の使用目的に見合った評価技法により決定された公正価値で表示される。のれんと耐用年数の確定できない無形資産は償却されない。しかし、年に一度、及び資産価値の減損を示すような事象や状況の変化が起こった場合には、減損の評価が行われる。耐用年数が確定できる無形資産は長期性資産とみなされ、経済的便益がもたらされると期待される期間にわたって定額法により償却される。

のれんは、被取得企業を連結する報告単位に配分される。構成要素が類似の経済的特徴を有する場合には、同一の報告可能なセグメント内の構成要素は集約され、単一の報告単位とみなされる。2019年1月31日現在、当社の報告単位は、米国ウォルマート（Walmart U.S.）、ウォルマート・インターナショナル（Walmart International）、及びサムズクラブ（Sam's Club）で構成されていた。のれんは、当社の各報告単位について、定性的又は定量的アプローチのいずれかを使って減損の評価が行なわれる。一般的にのれんは、まず定性的評価を行い、定量的減損テストが必要かどうかを判断する。定性的要因に基づく評価を行なった後に、経営陣が、報告単位の公正価値が簿価を下回る可能性が高い、又は報告単位の公正価値が簿価を大きく上回ることを保証できないと判断した場合は、のれんの定量的減損テストが必要になる。のれんの定量的減損テストを行なうには、関連する報告単位の公正価値を決定する。公正価値はディスカウント・キャッシュ・フロー法もしくは関連するマーケットアプローチに基づいて評価される。経営陣は各報告単位の公正価格は簿価を上回ると判断した。従って、当社はのれんに関する減損損失を計上していない。

以下の表は、2019年度及び2018年度の報告可能なセグメント別における、のれんの増減を反映している。

(単位:百万)	ウォルマート・			
	米国 ウォルマート	インター ナショナル	サムズクラブ	合計
残高 - 2017年2月1日時点	\$ 2,236	\$ 14,488	\$ 313	\$ 17,037
為替換算及びその他の変化	-	996	-	996
買収	209	-	-	209
残高 - 2018年1月31日現在	2,445	15,484	313	18,242
為替換算及びその他の変化	-	(743)	-	(743)
買収 ⁽¹⁾	107	13,575	-	13,682
残高 - 2019年1月31日現在	\$ 2,552	\$ 28,316	\$ 313	\$ 31,181

(1)ウォルマート・インターナショナルについて2019年度に計上されたのれんはフリップカートに関連している。

無形固定資産は、当社の連結貸借対照表におけるその他長期資産に含まれている。取得した耐用年数を確定できないその他の無形資産は、最新の変数と仮定に基づいて年度ごとに更新する評価技法で算定した公正価値に基づき減損の評価を行う。2019年度、2018年度及び2017年度中に計上された、耐用年数を確定できない無形資産に関する重要な減損金額は計上されていない。

公正価値の測定

2016年1月、FASBは会計基準更新書ASU第2016-01号「金融商品 - 全般的事項（トピック825）」を公表した。このASUは一定の金融商品の認識、測定、表示及び開示について更新したものである（「ASU 2016-01」）。当社は、このASUを2018年2月1日に採用した。これは、JD.com（「JD」）に対する投資の当社の会計方針に影響を与え、2018年1月31日時点の当社のJDに対する投資の時価総額に基づく税額控除後の利益剰余金約26億米ドルに対して積極的調整をもたらした。当社のJDへの投資の公正価値の予想される変動について、この採用により連結損益計算書に計上することが要求され、当社はこれをその他の利益と損失に分類している。

当社は特定の金融資産、非金融資産、負債を公正価値にて計上及び情報開示している。資産の公正価値とは、互いに関連のない、理解力のある自発的に取引に参加できる当事者間の取引において、当資産の売買が可能な価格を指す。負債の公正価値とは、かかる当事者間における取引において新たな債務者に支払責任を移転するために支払われる額のことで、債権者に精算するために支払われる額のことではない。

自家保険に対する引当金

当社は、従業員報酬、一般的賠償責任、車両賠償責任、製造物責任及び従業員に対する特定の医療給付等のリスクに対して自家保険で対処している。これらのリスクに関連した負債については、貸借対照表日における割引前基準に基づき、標準的な保険数理上の計算手続き及びデータ分析に従って推定される。連結貸借対照表上の負債には、支払請求を受けた保険給付金のうちの未給付分に加えて、これらの未払給付の処理に関連して発生すると予想される期間外業務費用を含めた総費用が反映される。保険給付支払準備金のバリュエーションについては、定期的に債務の見積が適切な額であるかを確認する。当社は、一部のリスクに対するエクスポージャーを限定するため、従業員補償、一般的賠償責任、及び車両賠償責任をカバーする超過損害再保険を含む、保険給付金の上限や自己保有額が様々な異なる保険に加入している。

デリバティブ

当社は、金利や外貨為替レートの変動リスクを管理すると共に、固定レートと変動レート負債の適切なミックスを維持するため、デリバティブをヘッジ目的で利用している。ヘッジプログラムにデリバティブを利用することは、当社を市場リスクや信用リスクなどのリスクに曝すことになる。市場リスクは、デリバティブの価値が変動する可能性を示している。ヘッジ関係にある場合、デリバティブ商品の価値の変動は、その大部分がヘッジ対象の価値の変動によって相殺される。デリバティブに関する信用リスクは、取引相手が契約条件を履行しない可能性を示している。信用リスクについては、相手方ごとの上限額の設定、信用格付けの確認および相手方からの担保の要求（必要に応じて）を含む所定の承認手続きにより監視を行っている。当社は、全国的に認められている格付機関によって「A-」かそれ以上と評価されている取引先とのみ、デリバティブを行う。デリバティブを開始した後、当社は取引先の格付けを定期的に監視する。当社のデリバティブの想定元本、或いは契約上の金額は、支払うべき金利又は受け取るべき金利を測定するために使用され、信用リスクによって当社の資産が曝される脅威を示すものではない。

当社のデリバティブの契約条件は、ヘッジ対象項目の契約条件を厳密に反映し、リスク低減と高い相関関係を有している。リスク軽減との相関関係にかかる基準を満たす契約は、ヘッジ会計により処理している。デリバティブをヘッジ会計を使用して計上する場合、公正価値の変動は、そのヘッジの性質に基づいてヘッジされる資産、負債、もしくは確定契約の評価額の変動と相殺されるか、或いはヘッジされた項目が損益として認識されるまで、その他包括損失累積額として認識される。ヘッジの非有効部分は、即座に損益として認識される。当社の純投資及びキャッシュ・フローヘッジは極めて効果的であり、非有効部分はこれまで重要性がなく、今後も重要性はないと予

想される。ヘッジ会計の要件に合致しなかったデリバティブもしくは当社がヘッジ会計を選択しなかった契約は、公正価値で計上され、その未実現損益は変動のあった期間に損益として報告される。

公正価値ヘッジ

当社は、固定金利負債の公正価値をヘッジするために、固定金利を受け取り変動金利を支払う金利スワップを行っている。想定元本額は、支払もしくは受取利息を算出するために使用され、貸し倒れによるリスクを示すものではない。当社の固定金利受取・変動金利支払金利スワップは、公正価値ヘッジとして指定されている。デリバティブの特定の条件及び想定元本はヘッジされる固定金利負債に合致するため、デリバティブは完璧に有効なヘッジとみなされる。これらデリバティブの公正価値の変動は損益に計上されるが、同様にヘッジされた項目の公正価値の変動が損益に計上されることにより相殺されるため、当社の連結損益計算書への影響はない。これらデリバティブは、2020年10月から2024年4月の間に満期を迎える。

純投資ヘッジ

当社は、純投資をヘッジするために通貨金利スワップを行っている。この契約は、ある通貨の固定レートを他の通貨の固定レートに交換するものである。これらデリバティブの公正価値の変動はすべて、その他包括利益（損失）累積額として計上され、同じくその他包括利益（損失）累積額として計上された、投資に係る為替換算調整額と相殺される。これらのデリバティブは、2020年7月から2030年2月までの間に満期を迎える。

当社は、一定の海外事業における純投資のヘッジとして、外貨建長期債務を発行した。これらの外貨建長期債務は、非デリバティブ・ヘッジ金融商品として指定され、ヘッジ会計要件を満たす。従って、これらの負債性金融商品の外貨換算取引は、その他包括利益（損失）累積額として計上され、同じくその他包括利益（損失）累積額に計上されている当該純投資に係る為替換算調整額と相殺される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当社は、米国外の外貨建債務の予定された元金及び利息の支払に関連した通貨変動によるリスクをヘッジするために、固定金利を受け取り、固定金利を支払う通貨金利スワップを行っている。スワップは、米国外の外貨建債務の支払に関する通貨リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されている。為替変動リスクのキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動の有効部分は、その他包括利益（損失）累積額に計上された後、ヘッジされた将来の取引が損益に反映された期間の損益に再分類されている。ヘッジされた項目は外貨建債務として認識され、各期間のスポットレートで再評価され、有効性（及び非有効性の測定）の評価は関連するデリバティブのキャッシュ・フローにおける変動の総額に基づいて行われる。その結果、各期間に損益に再分配された金額には、ヘッジ手段に関わる当初のスポットレート・フォワードレートの差異のうち、当期に割り当てられる損益の、調整額及び再測定により発生する、関連取引の損益を相殺する金額を含む。これらのデリバティブは、2022年4月から2034年3月までの間に満期を迎える。

財務諸表表示

当社の実現デリバティブ損益は、当社連結損益計算書の純利息に含まれている。マスターネットティング契約の対象ではあるが、当社はデリバティブ資産及び負債を、連結貸借対照表で相殺していない。未実現利益のあるデリバティブは、その満期日に応じて、当社の連結貸借対照表上、流動資産又は固定資産として計上される。未実現損失のあるデリバティブは、満期日に応じて流動負債又は固定負債として計上される。当社が保有するデリバティブのネット表示に関する詳細については、注記7を参照のこと。さらに、当社は、受領した現金担保を、デリバティブ資産を除き、取引先に対する未払金として計上し、取引先に支払った現金担保を、デリバティブ債務を除き、取引先からの未収金として計上している。

法人所得税

法人所得税は資産負債法によって計上される。繰延税金資産及び負債は、財務諸表上の資産及び負債の帳簿価額とそれに対応する税務上の金額との差異に起因する将来の税効果の見積額に対して認識される（以下「一時差異」）。繰延税金資産及び負債は、これらの一時差異が回収もしくは精算されると期待される年度に適用される実効税率によって測定される。税率の変更による繰延税金資産及び負債に対する影響は、税率変更施行日の会計期間の損益として認識される。

繰延税金資産は、将来の実現可能性において評価され、当社が実現されない可能性が高いと考える部分については評価性引当金により減額される。繰延税金資産が実現される可能性が高いか否かを評価する際は、最近の累積収益、将来の課税所得の予測、繰越期間、その他の定量的及び定性的要因を含む、多くの要因が検討される。将来の繰延税金資産の回収可能性は、一時差異の戻し入れ、予想営業利益及び利用可能な税務戦略を含む、全ての源泉からもたらされる将来の課税所得の予測の妥当性を評価することで判断される。これらの所得の源泉は、見積に大きく依存したものである。

米国減税及び雇用法において、海外子会社の米国親会社に対して、その米国外軽課税無形資産所得（「GILTI」）に対し現在の米国税を賦課することが規定されている。GILTIの所得は控除対象となり、2018年から2025年までの

暦年について実効税率は10.5%に引き下げられ、2025年以降は13.125%に引き下げられる。当社は、GILTIの税務上の影響を発生時に期間費用として計上する。したがって、当社は、GILTIとして解消が予想される相違額について繰延税金を計上していない。

法人所得税を決める際は、年間所得、会計と税務の永久差異、及び法人税率に基づき、年間実効所得税率が使われる。税務当局からの指摘又は税法の改正などの個別の出来事は、それらが発生した期間に認識される。

当社は法人税申告書で申告されている、又は申告される予定の不確実な課税ポジションに起因する未認識のタックス・ベネフィットに対する債務を認識する。当社は未認識のタックス・ベネフィットに関連する利息及び罰金を当社の連結損益計算書上の支払利息、販売費及び一般管理費としてそれぞれ計上する。法人所得税の開示に関する詳細は、注記9を参照のこと。

FASBは2018年2月にASU第2018-02号「損益計算書 - 包括利益の報告（トピック220）：その他包括利益累積額からの税効果の振替え」を公表した（「ASU第2018-02号」）。このASUは、その他包括損失累積額に対する2017年米国減税及び雇用法（「税制改革法」）の標準的な税効果を利益剰余金に振り替えることを認める旨を定めたものである。当社は、2018年2月1日からこのASUを適用しているが、それによりマイナス調整された利益剰余金の金額は重要でない金額である。

収益の認識

FASBは2014年5月にASU第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」（トピック606）を公表した。このASUは、包括的な新しい収益の計上モデルで、企業が商品又はサービスと引き換えに受け取ることを期待する対価の金額で顧客に商品又はサービスを移転した収入を計上することを企業に要求する。当社は、2018年2月1日にASUを採用した。これには、修正遡及アプローチを用いて、2018年2月1日時点で完了していない契約だけにASUを適用した。会計方針及びその他の開示、ならびに注記15における非集計収益の開示は以下の通り。ASU採用の影響は、連結財務諸表上重要ではなかった。

純売上高

当社は、顧客に商品を販売した時点で、販売税及び返品の見積金額を控除して売上を認識する。eコマースによる売上には配送料金による収益が含まれ、顧客への商品提供時点で売上が計上される。また、返品の見積金額は、返品予測に基づいて算出される。

会費収入

当社は、米国内及び海外での会費の収入を、通常12ヶ月間の会員期間にわたって認識する。会費収入は、2019年度、2018年度及び2017年度においてそれぞれ14億米ドルであった。会費収入は、当社の連結損益計算書上の会費及びその他収入に含まれている。繰延会費収入は当社の連結貸借対照表上の未払債務に含まれている。

ギフトカード

顧客が購入したギフトカードは、顧客がギフトカードを使用して商品を購入するまで売上として認識されない。米国と一部の国のギフトカードは有効期限がなく、顧客と会員はいつでもギフトカードを使用して商品及びサービスを購入することができる。当社が事業を展開している国によっては、ギフトカードに有効期限がある場合がある。通常ギフトカードは12ヶ月以内に商品と交換されるが、有効期限の有無に関わらず、商品と交換されないギフトカードが一定数ある。経営陣は、最終的に交換されないギフトカード残高を見積もり、当社の連結損益計算書上の会費やその他の収入におけるこれらの金額について、推定使用期間にわたる収益を認識する。経営陣は、見積を定期的に見直し、更新している。

その他の金融サービス

当社は、サービスが行われた時点でサービス取引からの売上を認識する。一般的に、当社の連結損益計算書では、サービスからの収益は純売上高として分類される。

契約残高

顧客との取引の結果としての契約残高は、主に純額で計上されているものを含む売掛債権及び、連結貸借対照表上の未払債務に計上されている前受ギフトカード収益から構成される。以下の表は、顧客との取引からの当社の売掛債権及び前受ギフトカード収益を示す。

(単位：百万)		2019年1月31日現在	
資産：			
顧客との取引からの売掛債権、純額		\$	2,538
負債：			
前受ギフトカード収益		\$	1,932

売上原価

売上原価には、実際の製品の原価、仕入先から当社の配送施設、店舗及びクラブまでの輸送費、当社の配送施設から店舗、クラブ及び顧客までの輸送費、そしてサムズクラブ・セグメント及び輸入配送センターの倉庫費用が含まれる。売上原価は、特定可能で追加的な経費の払戻金に該当しない仕入先からの支払が差し引かれる。

仕入業者からの支払

当社は、主として販売数量奨励金、倉庫費、及び値引き、利幅保証、広告、仕入業者専用の器具などの特別プログラムの払戻金など、様々なプログラムに関して仕入先から金銭を受け取る。仕入業者からの支払は、特定可能で追加的な仕入原価の払戻である場合を除き、売上原価の減額として会計処理され、関連する棚卸資産を販売した時点で当社の連結損益計算書において認識される。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費には、前述の売上原価を除く全ての営業コストが含まれる。その結果、米国ウォルマート・セグメント及びウォルマート・インターナショナル・セグメントの配送設備の倉庫費用及び使用費用は、販売費及び一般管理費に含まれている。米国ウォルマート・セグメント及びウォルマート・インターナショナル・セグメントの配送設備に関する費用は一部を除いて売上原価に含まれていないため、当社の売上総利益もしくは売上総利益率は、配送設備に関わるすべての費用を売上原価と売上総利益の計算に含めている他の小売業者と比較できない可能性がある。

広告宣伝費

広告宣伝費は主として印刷、テレビ及びデジタル広告費から成り、当社の連結損益計算書の販売費及び一般管理費に発生時に計上される。ある限られた状況において、具体的、漸増的、かつ特定可能な広告費である仕入業者からの払戻金は、広告宣伝費の減額として、販売費及び一般管理費に計上される。2019年度、2018年度及び2017年度の広告宣伝費はそれぞれ、35億米ドル、31億米ドル、及び29億米ドルであった。

為替換算

全ての海外子会社の資産及び負債は貸借対照表日の換算レートを使って、それぞれの地域における現地通貨から米ドルへと換算される。関連する為替換算調整はその他包括損失（利益）累積額として計上される。すべての海外子会社の損益計算書は、その期間における平均換算レートを使って、それぞれの地域における現地通貨から米ドルへと換算される。

最近公表された会計基準

リース

2016年2月にFASBはASU第2016-02号「リース（トピック842）」を公表した。このASUは、リース資産及び負債の貸借対照表上への計上を要求している。特定の定性的及び定量的開示もまた要求される。当社は、このASUおよび関連する改訂を2020年1月31日に終了する年度（「2020年度」）の第1四半期開始の時点で適用し、過去のリースの分類を維持すること、及び期限切れまたは既存の契約にリースが含まれているかどうかを判断するための再審査の軽減を含め、移行ガイダンスの下で許される特定の簡便法を選択する予定である。当社は、当初の期間が12ヶ月以内のリースを貸借対照表の認識から除外する予定であり、ほとんどの種類の資産について、非リース構成要素をリース構成要素と統合する予定である。経営陣は、この適用に伴い新しいリースシステムを導入し、継続して実施する。

このASUの適用および関連する修正により、総資産および負債は約150億米ドル増加するが、これは主に約175億米ドルのオペレーティング・リース資産および負債の認識によるものであり、リース店舗の建設に関連する金融債務約30億米ドルの資産および負債の認識の中止によって一部相殺される。当社の連結貸借対照表上の他のいくつかの項目も影響を受けるが重要性はない。当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に重大な影響はない。また、経営陣は2020年度第1四半期の将来の事業コミットメントの開示が注記11に開示されている最低賃貸料総額と比較して大幅に増加すると予想しているが、これは主に、新基準では合理的に見積もられた更新が含まれることが義務付けられているためである。

金融商品

FASBは2016年6月にASU第2016-13号「金融商品 - 信用損失（トピック326）」を公表した。このASUは、一定の金融商品の予想信用損失の測定を修正するものである。当社は2020年2月1日よりこのASUを適用する。経営陣は現在、当社の連結財務諸表に対するこのASUの影響を判定するためにその評価を行っている。

注記2. 普通株式1株当たり当期利益

ウォルマートに帰属する基本1株当たり当期純利益は、発行済み普通株式の期間内の加重平均株式数に基づいている。ウォルマートに帰属する希薄化後1株当たり当期純利益は、当該期間中の発行済み普通株式の加重平均株式数

を、株式に基づく報酬の希薄化効果を勘案し調整した株式数に基づき算出している。当社には、2019年度、2018年度及び2017年度において、希薄化効果を有しない重要な株式報酬はなく、ウォルマートに帰属する希薄化後普通株1株当たり純利益の計算に含まれていない。

以下の表には、ウォルマートに帰属する基本1株当たり当期純利益及び希薄化後当期純利益の決定に使用する分母及び分子の調整が記載されている。

	1月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
(単位：百万、但し1株当たり情報を除く)			
分子			
連結当期純利益	\$ 7,179	\$ 10,523	\$ 14,293
非支配持分に帰属する連結当期純利益	(509)	(661)	(650)
ウォルマートに帰属する連結当期純利益	\$ 6,670	\$ 9,862	\$ 13,643
分母			
発行済み普通株式の加重平均株式数、基本	2,929	2,995	3,101
ストック・オプションとその他の株式報酬の希薄化による影響	16	15	11
発行済み普通株式の加重平均株式数、希薄化後	2,945	3,010	3,112
ウォルマートに帰属する1株当たり当期純利益			
基本	\$ 2.28	\$ 3.29	\$ 4.40
希薄化後	2.26	3.28	4.38

注記3. 資本金

額面普通株式0.10米ドルの授權株式総数は110億株であり、そのうち、2019年1月31日及び2018年1月31日現在の発行済株式数は、それぞれ29億株及び30億株であった。

株式報酬

当社は社員及び社外取締役に対して、株式報酬を提供している。2019年度、2018年度および2017年度において、子会社のそれぞれの株式において付与された当社の連結子会社の制度に関連する費用を含む、全ての株式報酬プランについて認識された報酬費用は、それぞれ773百万米ドル、626百万米ドルおよび596百万米ドルであった。株式報酬費用は通常、当社の連結損益計算書における営業費用、販売費及び一般管理費に計上されている。2019年度、2018年度及び2017年度において、全ての株式報酬制度において認識されたタックス・ベネフィットの総額は、それぞれ181百万米ドル、150百万米ドル、及び212百万米ドルであった。以下の表は当社の全ての株式報酬制度の株式報酬費用を報酬タイプ別にまとめている。

	1月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
(単位：百万)			
譲渡制限付株式及び業績連動型単元株	\$ 293	\$ 234	\$ 237
譲渡制限付単元株	456	368	332
その他	24	24	27
株式報酬費用	\$ 773	\$ 626	\$ 596

ウォルマート・インク2015年株式報酬プラン（2016年2月23日付修正及び改訂、2017年2月1日付修正を含み、2018年2月1日付で名称変更済み）（以下「本プラン」という）は、当社の従業員に対しストック・オプション、制限付（非確定型）株式、業績連動型株式報酬及びその他の株式報酬を付与するものであり、本プランの下で発行された、又は発行される予定の普通株式260百万株については1933年証券法（修正を含む）上の登録が行われている。当社は、このような報酬が従業員の利益と株主の利益を合致させるものと考えている。

本プランの報酬タイプは以下の通りである。

- ・ **譲渡制限付株式及び業績連動型単元株** 譲渡制限付株式報酬は、時間の経過に基づき権利が確定するもので、雇用に関連する制限が含まれる。業績連動型単元株は時間の経過と業績基準の達成度に応じて、元の報酬額の0%から150%に変動する可能性がある。これらの報酬の確定期間は一般に1年から3年である。譲渡制限付株式及び業績連動型単元株は株式で支払われる、又は繰延されることがあり、当社の連結貸借対照表上、資本として計上されている。譲渡制限付株式の公正価値は付与日に決定され、権利確定期間にわたり費用化される。業績連動型単元株の公正価値は、株価から権利行使可能期間にわたる予想配当利回りを減じて付与日に決定され、権利確定期間にわたり認識される。2019年度、2018年度及び2017年度に付与された業績連動型株式単位の公正価値を決定するために使用された配当利回りの加重平均割引率はそれぞれ6.2%、7.2%、及び8.3%であった。

- ・ **譲渡制限付単元株** 譲渡制限付単元株は、指定された勤務期間後に当社の株式を引受ける権利で、通常付与日から3年で50%が権利確定し、残りの50%は付与日から5年で権利確定する。各譲渡制限付単元株の公正価値は、株価から権利行使可能期間にわたる予想配当利回りを減じて付与日に決定され、権利確定期間にわたり認識される。権利行使可能期間にわたる予想配当利回りは権利付与期間における予想配当利回り率に基づいている。2019年度、2018年度及び2017年度に付与された譲渡制限付単元株の公正価値を決定するために使用された配当利回りの加重平均割引率はそれぞれ7.2%、9.0%、及び9.0%であった。

本プラン以外に、英国子会社は一部の従業員に対して通常3年で権利確定するストック・オプション制度を提供している。ストック・オプションの株式に基づく報酬費用は、上記の表の「その他」の行に含まれる。

また、フリップカートは、従業員および社外取締役のために、フリップカートの普通株式を取得する権利が付与されるストック・オプション制度を提供している。当該付与には権利行使価格は設定されておらず、流動的な業績条件は達成可能性が高いと判断されず、2019年度に報酬費用は認識されなかった。

以下の表は2019年度の譲渡制限付株式と業績連動型単元株と譲渡制限付単元株の増減を示している。

(株数単位：千)	譲渡制限付株式及び業績連動型単元株 ⁽¹⁾		譲渡制限付単元株	
	付与日における 加重平均公正価値		付与日における 加重平均公正価値	
	株数	(1株当たり)	株数	(1株当たり)
2018年2月1日時点残高	8,558	\$ 70.47	24,153	\$ 66.69
付与数	3,600	84.94	7,946	80.94
権利確定 / 行使数	(2,448)	74.67	(5,524)	69.52
失効数	(911)	68.24	(2,620)	69.74
2019年1月31日時点残高	8,799	\$ 75.39	23,955	\$ 70.47

(1) 業績連動型単元株については、配当性向を100%と仮定する。

以下の表は、譲渡制限付株式及び業績連動型単元株、譲渡制限付単元株に関する追加情報を含んでいる。

	1月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
(単位：百万米ドル、但し年数を除く)			
権利確定した譲渡制限付株式及び業績連動型単元株の公正価値	\$ 183	\$ 181	\$ 149
権利確定した譲渡制限付単元株の公正価値	386	344	261
譲渡制限付株式及び業績連動型単元株の未認識の報酬費用	362	291	211
譲渡制限付単元株の未認識の報酬費用	1,002	972	986
譲渡制限付株式及び業績連動型単元株を費用計上する加重平均残存期間(年)	1.1	1.2	1.3
譲渡制限付単元株を費用計上する加重平均残存期間(年)	1.6	1.8	1.9

株式買戻しプログラム

当社は、取締役会が承認した株式買戻しプログラムにおいて、普通株の買戻しを行うことがある。2019年度中に行われた全ての買戻しは、2017年10月に承認された現在の200億米ドルの自社株買戻しプログラムに基づいて行われたが、このプログラムには有効期限がなく、株式を買戻しすることができる期間を限定するその他の制限もない。2019年1月31日現在、株式買戻しプログラムの下で残り113億米ドルの株式買戻しが承認済みである。買戻された株式は順次償却され、未発行状態に戻される。

当社は、定期的に株式買戻しプログラムを見直しており、株式の買戻しを行う時期を判断する際、特に現在の現金の必要性及びレバレッジ能力、借入コスト、当社の経営成績、当社普通株の時価を含むいくつかの要因を検討する。以下の表は、2019年度、2018年度及び2017年度における、買い戻し株式数、1株あたりに支払われた平均価格、自社株取得額を決済日ベースで示したものである。

	1月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
(単位：百万、但し1株当たり情報を除く)			
買い戻し株式総数	79.5	104.9	119.9
1株当たり平均価格	\$ 93.18	\$ 79.11	\$ 69.18
自社株取得額	\$ 7,410	\$ 8,296	\$ 8,298

注記4. その他包括損失累積額

以下の表は、2019年度、2018年度及び2017年度におけるその他包括損失累積総額の構成の変更を示したものである。

	為替換算 調整勘定	純投資 ヘッジ	その他有価証券 評価差額金	キャッ シュ・フ ロー・ヘッ ジ	最小年金 債務	合計
(単位：百万、税効果調整後)						
残高 - 2016年2月1日時点	\$ (11,690)	\$ 1,022	\$ -	\$ (336)	\$ (593)	\$ (11,597)
組替前のその他包括利益(損失) (純額)	(2,817)	413	145	(22)	(389)	(2,670)
その他包括利益(損失)累積額か らの組替調整額(純額)	-	-	-	43	(8)	35
残高 - 2017年1月31日現在	(14,507)	1,435	145	(315)	(990)	(14,232)
組替前のその他包括利益(損失) (純額)	2,345	(405)	1,501	436	83	3,960
その他包括利益(損失)累積額か らの組替調整額(純額)	26	-	-	1	64	91
残高 - 2018年1月31日現在	(12,136)	1,030	1,646	122	(843)	(10,181)
2018年2月1日の新会計基準適用に よる影響額 ⁽¹⁾	89	93	(1,646)	28	-	(1,436)
組替前のその他包括利益(損失) (純額)	(2,093)	272	-	(339)	93	(2,067)
利益への組替、純額 ⁽²⁾	2,055	-	-	49	38	2,142
残高 - 2019年1月31日現在	\$ (12,085)	\$ 1,395	\$ -	\$ (140)	\$ (712)	\$ (11,542)

(1) 主にASU第2016-01号及びASU第2018-02号の適用に関連する。

(2) ウォルマート・ブラジルの過半数株式の売却による為替換算調整勘定にかかる累積損失20億米ドルを含む。これに関連する法人税はなかった(注記13参照)。

上記の表に記載した各金額に対する法人所得税の影響は軽微である。その他包括損失累積額からデリバティブに再分類された額は、一般に、当社の連結損益計算書の純利息に含まれる。但し、最小年金負債に関連する額及び事業の処分から生じる累積外貨換算額は、当社の連結損益計算書上その他の利益と損失に計上される。

注記5. 未払債務

2019年及び2018年1月31日現在、当社の未払債務は以下より構成される。

(単位：百万)	1月31日	
	2019年	2018年
未払給与及び手当 ⁽¹⁾	\$ 6,504	\$ 6,998
自家保険 ⁽²⁾	3,979	3,737
所得税以外の未払税 ⁽³⁾	2,979	3,073
前受ギフトカード収益	1,932	2,017
その他 ⁽⁴⁾	6,765	6,297
未払債務合計	\$ 22,159	\$ 22,122

(1) 未払賃金及び未払給与及び手当には、未払いの賃金、給与、休暇、賞与、及びその他の報酬プランを含む。

(2) 自家保険は、労働者の補償金、一般賠償責任、車両保険、製造物責任、及び従業員に対する特定の医療給付といった保険に関連する債務から成る。

(3) 所得税以外の未払税には、未払の個人所得税、付加価値税、販売税、その他の税が含まれる。

(4) その他の未払債務には、保守費用、公共料金、広告費用、利息及び法的偶発事象等の各種項目が含まれる。

注記6. 短期借入金及び長期債務

短期借入金はコマーシャルペーパーと与信枠で構成されている。2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在、短期借入金の残高はそれぞれ52億米ドル及び53億米ドルであり、それら借入金の加重平均金利はそれぞれ2.7%及び1.5%である。

当社は米国における22社の金融機関において様々な与信枠を有しており、その合計は2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在それぞれ150億米ドル及び125億米ドルとなっている。与信枠は以下の表に要約している。

(単位：百万)	2019年1月31日			2018年1月31日		
	利用可能	使用	未使用	利用可能	使用	未使用
5年与信枠 ⁽¹⁾	\$ 5,000	\$ -	\$ 5,000	\$ 5,000	\$ -	\$ 5,000
364日回転与信枠 ⁽¹⁾	10,000	-	10,000	7,500	-	7,500
合計	\$ 15,000	\$ -	\$ 15,000	\$ 12,500	\$ -	\$ 12,500

(1) 当社は2018年5月に、既存の5年与信枠及び364日回転与信枠を更新及び延長し、コマーシャルペーパー・プログラムの支援に使用している。

与信枠の期限は、2019年5月から2023年5月までの期間に分散しており、一般にLIBORプラス0.1%からLIBORプラス0.75%の利息が付き、0.015%から0.04%の手数料が発生する。上の表にある与信枠に関して、当社は特定の財務制限条項に合意しており、その最も厳しい条項は、担保付債務の限度額に関連するものである。また、当社は米国外でもその他の与信枠を設定しており、2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在におけるそれら与信枠の利用可能残高は、約30億米ドル及び40億米ドルである。2019年1月31日現在、その与信枠のうち約2億ドルが利用され、2018年1月31日現在利用されている与信枠はなかった。

与信枠とは別に、当社は、2019年1月31日及び2018年1月31日現在、シンジケート及びフロント信用状を合計18億米ドル保有しており、そのうち2019年1月31日及び2018年1月31日現在、それぞれ16億米ドル及び15億米ドルが引き出された。当社はまた、信用限度のない取引信用状を有しており、2019年1月31日及び2018年1月31日現在、4億米ドルが引き出された。

当社の長期債務は以下から成り、これは注記8で詳述されている公正価値で測定する金融商品を含む。2019年1月31日及び2018年1月31日現在、内訳は以下の通りである。

(単位: 百万)	年度別満期日	2019年1月31日		2018年1月31日	
		金額	平均	金額	平均
			レート ⁽¹⁾		レート ⁽¹⁾
無担保債務					
固定	2020年-2049年	\$ 35,816	3.9%	\$ 24,540	3.9%
変動	2020年-2022年	1,800	2.9%	800	4.1%
米ドル建合計		37,616		25,340	
固定	2023年-2030年	2,870	3.3%	3,101	3.3%
変動		-		-	
ユーロ建合計		2,870		3,101	
固定	2031年-2039年	3,524	5.4%	3,801	5.4%
変動		-		-	
英ポンド建合計		3,524		3,801	
固定	2021年-2028年	1,651	0.4%	1,655	0.4%
変動		-		-	
円建合計		1,651		1,655	
無担保債務合計		45,661		33,897	
その他の長期負債 ⁽²⁾		(265)		(114)	
債務合計		45,396		33,783	
1年以内期限の長期債務		(1,876)		(3,738)	
長期債務		\$ 43,520		\$ 30,045	

(1) 平均金利は年度末の残高と年度末の利息に基づいて、それぞれの対応する債務カテゴリの加重平均の金利を表す。また利息費用は、注記8で説明されている特定のデリバティブの影響も受けている。

(2) 繰延借入費用、社債発行差金、公正価額ヘッジ、海外で保有されている債務及び担保付債務を含む。2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在における他の債務の一部には、それぞれ8百万米ドル及び10百万米ドルの担保付債務が含まれている。これには総額で帳簿価額にして、それぞれ82百万米ドル、及び約101百万米ドルの資産が担保として付されている。

当社は2018年1月31日現在で、プットオプションが組み込まれた債務500百万米ドルを保有していた。この債務は2018年6月に満期となり、全額返済されている。他の500百万米ドルの金融市場償還請求権付金利再設定証券は、年度ごとに金利を再設定して転売できるよう構成されている。もし、何らかの理由により金利の再設定時期に金融市場への転売が生じなかった場合には、債券の保有者は債券を売却しなければならず、当社はこれを額面金額で買い取らなければならない。

従って、この債務は、2018年1月31日現在において、当社の連結貸借対照表で1年内返済予定長期債務と分類された。

この取引による今後5年間とそれ以降に債務履行の到来する額は以下の通りである。

(単位: 百万)	年度別満期額
事業年度	
2020年	\$ 1,876
2021年	5,347
2022年	3,080
2023年	2,844
2024年	4,595
それ以降	27,654
合計	\$ 45,396

社債発行

注記13に記載のある、フリップカート買収の際購入価格の一部を調達するため及び全般的な事業遂行のため、2019年度中に発行された長期債務の情報は、以下の通りである。

(単位：百万)

発行日	元本額	満期日	固定対変動	金利	手取純額
2018年6月27日	750米ドル	2020年6月23日	変動	変動	\$ 748
2018年6月27日	1,250米ドル	2020年6月23日	固定	2.850%	1,247
2018年6月27日	750米ドル	2021年6月23日	変動	変動	748
2018年6月27日	1,750米ドル	2021年6月23日	固定	3.125%	1,745
2018年6月27日	2,750米ドル	2023年6月26日	固定	3.400%	2,740
2018年6月27日	1,500米ドル	2025年6月26日	固定	3.550%	1,490
2018年6月27日	2,750米ドル	2028年6月26日	固定	3.700%	2,725
2018年6月27日	1,500米ドル	2038年6月28日	固定	3.950%	1,473
2018年6月27日	3,000米ドル	2048年6月29日	固定	4.050%	2,935
各種	21米ドル	各種	各種	各種	21
合計					\$ 15,872

2018年6月の発行は、一般無担保社債で、これらは、当社のその他全ての一般無担保債務と対等であり、転換又は交換不可である。これらは、財務制限条項を含まず、当社の配当もしくは株式買戻し能力を制限しない。

2018年度中の、重要な長期債務の発行は以下の通りであった。

(単位：百万)

発行日	元本額	満期日	固定対変動	金利	手取純額
2017年7月18日	70,000 円	2022年7月15日	固定	0.183%	\$ 619
2017年7月18日	40,000 円	2024年7月18日	固定	0.298%	354
2017年7月18日	60,000 円	2027年7月16日	固定	0.520%	530
2017年10月20日	300米ドル	2019年10月9日	変動	変動	299
2017年10月20日	1,200米ドル	2019年10月9日	固定	1.750%	1,198
2017年10月20日	1,250米ドル	2020年12月15日	固定	1.900%	1,245
2017年10月20日	1,250米ドル	2022年12月15日	固定	2.350%	1,245
2017年10月20日	1,000米ドル	2024年12月15日	固定	2.650%	996
2017年10月20日	1,000米ドル	2047年12月15日	固定	3.625%	990
合計					\$ 7,476

注記8に記載の通り、前年度における外貨建て長期債の発行は、当社の日本に対する純投資のヘッジとして指定されている。

返済及び償還

以下の表は2019年度における債務返済の明細である。

(単位：百万)

満期日	元本額	固定対変動	金利	返済
2018年2月15日	1,250米ドル	固定	5.800%	\$ 1,250
2018年4月11日	1,250米ドル	固定	1.125%	1,250
2018年6月1日	500米ドル	変動	変動	500
2018年12月15日	724米ドル	固定	1.950%	724
各種 ⁽¹⁾	60米ドル	各種	各種	60
合計				\$ 3,784

(1) 米国外の複数事業において少額の長期債務で満期を迎え返済した物を含む。

2018年度に、以下の長期債務が満期を迎え、返済された。

(単位：百万)

満期日	元本額	固定対変動	金利	返済 ⁽²⁾
2017年4月5日	1,000米ドル	固定	5.375%	\$ 1,000
2017年4月21日	500米ドル	固定	1.000%	500
各種 ⁽¹⁾	289米ドル	各種	各種	289
償還を迎えた債務の返済総額				1,789
2018年12月15日	1,000米ドル	固定	1.950%	\$ 276
2019年2月1日	500米ドル	固定	4.125%	136
2020年7月8日	1,500米ドル	固定	3.625%	661
2020年10月25日	1,750米ドル	固定	3.250%	553
2021年4月15日	1,000米ドル	固定	4.250%	491
2023年10月16日	250米ドル	固定	6.750%	98
2027年4月5日	750米ドル	固定	5.875%	267
2030年2月15日	500米ドル	固定	7.550%	412
2035年9月4日	2,500米ドル	固定	5.250%	532
2035年9月28日	1,000英ポンド	固定	5.250%	260
2037年8月17日	3,000米ドル	固定	6.500%	1,700
2038年4月15日	2,000米ドル	固定	6.200%	1,081
2039年1月19日	1,000英ポンド	固定	4.875%	851
2040年4月2日	1,250米ドル	固定	5.625%	499
2040年7月9日	750米ドル	固定	4.875%	372
2040年10月25日	1,250米ドル	固定	5.000%	731
2041年4月15日	2,000米ドル	固定	5.625%	1,082
2043年4月11日	1,000米ドル	固定	4.000%	291
2043年10月2日	750米ドル	固定	4.750%	481
2044年4月22日	1,000米ドル	固定	4.300%	498
早期償還した債務の返済総額				11,272
合計				\$ 13,061

(1) 米国外の複数事業における少額の長期債務で、満期を迎え返済した物を含む。

(2) 2018年度に返済された元本部分を表示。

2018年度に、当社は債務の早期返済に関して約31億米ドルの割増金を支払い、その結果として社債償還損約31億米ドルを計上した。

注記7. 公正価値の測定

公正価値で計上される資産及び負債は公正価値の階層を使って測定され、これによって公正価値の測定に用いるインプットに優先順位がつけられる。公正価値の階層のレベルは次の通りである。

- ・レベル1は活発な市場における市場価格といった観察可能なインプットと定義されている。
- ・レベル2は活発な市場における市場価格以外の、直接的又は間接的に観察可能なインプットと定義されている。
- ・レベル3は市場データが少ない、或いは存在しないため、当社が独自の仮定を設ける必要がある観察不能なインプットと定義されている。

当社は、持分投資（主にJDへの投資）を継続的に公正価値で測定しており、連結貸借対照表でその他長期資産に記載している。当社のJDへの投資における2つの構成部分についての測定方法の詳細は、以下の通り：

- ・レベル1のインプットを使って測定されたJDへの投資の購入部分。これは2019年度以前に売却可能と分類され、公正価値の変更がその他包括利益で認識されていた。
- ・当社のかつての中国でのeコマース事業であったYihaodianに関連する特定の資産売却との交換で受け取ったJDへの投資部分。これは、レベル2のインプットを使って測定された。公正価値は、類似の資産に対する活発な市場における相場価格を用いて主に決定される。2019年度以前、投資は取得原価で計上されていた。

取得原価、当社のJDへの投資の帳簿価額及び公正価値についての情報は、以下の通り：

(単位：百万)	取得原価	帳簿価額 - 2018年1月	公正価値 - 2018年	公正価値 - 2019年
		31日時点	2月1日時点	1月31日時点
レベル1のインプットを使って測定されたJDへの投資	\$ 1,901	\$ 3,547	\$ 3,547 ⁽¹⁾	\$ 1,791
レベル2のインプットを使って測定されたJDへの投資	1,490	1,490	3,559 ⁽²⁾	1,792
合計	\$ 3,391	\$ 5,037	\$ 7,106	\$ 3,583 ⁽³⁾

(1) 公正価値は、連結貸借対照表で既に認識されていた。2018年2月1日における新たな金融商品基準の適用で、取得原価に対する公正価値の超過分は、その他包括損失から利益剰余金に組替された。

(2) 2018年2月1日における新たな金融商品基準の適用で、取得原価に対する公正価値の超過分は、資産及び利益剰余金の帳簿価額を増加させることで認識された。

(3) 2018年2月1日から2019年1月31日までの公正価値の35億米ドルの減少は純利益として認識され、当社の連結損益計算書のその他の利益と損失に計上された。

当社はまた、デリバティブを保有している。デリバティブの公正価値とは、関連するデリバティブ契約を終了する際に当社が受け取る、又は支払う、報告日現在の見積額である。公正価値は、インカムアプローチ及びレベル2インプットを使用して測定されており、関連する金利及び外貨建先物フォワードカーブを含む。2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在におけるこれらデリバティブの想定元本及び公正価値は次の通りである。

(単位：百万)	2019年1月31日		2018年1月31日	
	想定元本	公正価値	想定元本	公正価値
公正価値ヘッジと指定された固定金利受取・変動金利支払金利スワップ	\$ 4,000	\$ (78)	\$ 4,000	\$ (91)
純投資ヘッジと指定された固定金利受取・固定金利支払通貨金利スワップ	2,250	334	2,250	208
キャッシュ・フロー・ヘッジと指定された固定金利受取・固定金利支払通貨金利スワップ	4,173	(272)	4,523	205
合計	\$ 10,423	\$ (16)	\$ 10,773	\$ 322

非継続的な公正価値測定

継続的に公正価値で計上される資産及び負債に加え、当社の資産及び負債は、非継続的な公正価値測定の対象ともなる。一般に、減損の発生により、資産は非継続的に公正価値で計上される。

注記13に記載の通り、当社は2019年度中にウォルマート・ブラジルの過半数の株式を売却した。処分グループの資産は、合計33億米ドルであり、その内訳は、流動資産が10億米ドル、キャピタル・リース、かかる金融債務の純額で構成される有形固定資産が16億米ドル及びその他長期資産が7億米ドルであった。売却目的保有資産として測定した場合、これらの資産は、処分グループの帳簿価額が売却費用控除後公正価値を超過した部分が全て減損処理され、ウォルマート・インターナショナル部門の税引前純損失48億米ドルの一部となり、当社の連結損益計算書のその他の利益と損失に含められた。2019年度中に非継続的に公正価値で測定された資産に対するその他の減損費用に重要性はなかった。

2018年1月31日に終了した年度について、当社は、主に以下に関連する約14億米ドルの非継続的に測定した公正価値の資産に関する減損費用を計上した：

- ・サムズクラブのセグメントでは、注記14に記載されているサムズクラブの不採算店閉鎖のための6億米ドルのリストラ費用、主に建物及び関連する店舗備品、並びにその小売事業のリース資産から成る減損資産。
- ・ウォルマート・インターナショナルのセグメントでは、注記14に記載されている、ブラジルのファースト・パーティeコマース事業を徐々に終わらせるための2億米ドルのリストラ費用、主に備品や設備から成る減損資産。そして
- ・米国ウォルマート及びサムズクラブのセグメントでの重要でない中止された不動産プロジェクト、並びにウォルマート・インターナショナルのセグメントでの特定海外不動産からの撤退。

これらの減損費用は当社の連結損益計算書において販売費及び一般管理費に分類されている。この公正価値は、レベル2インプットを使用して、同様の不動産に対する同等の市場価値あるいは賃貸料所得に基づいて決定された。2018年度において、事業構造改善または資産売却の決定に関係していない減損費用は重要でない金額であった。

その他の公正価値の開示

当社は、現金及び現金同等物、制限付き現金、並びに短期借入金を取得原価で計上している。これらの商品は満期までの期間が短いため、帳簿価額と公正価値は近似している。

当社の長期債務も取得原価で計上されている。公正価値は、類似の借入における当社の現行追加借入金利に基づき、レベル2インプットを使用して見積もっている。2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在における当社の長期債務の帳簿価額及び公正価値は以下の通りである。

(単位: 百万)	2019年1月31日		2018年1月31日	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
長期債務(1年内返済予定の債務を含む)	\$ 45,396	\$ 49,570	\$ 33,783	\$ 38,766

注記8. デリバティブ

2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在、当社はマスターネットティング契約を含む様々なデリバティブ契約に関連して、取引先から担保として徴求した現金をそれぞれ220百万米ドル及び279百万米ドル保有している。さらに、これらの取引先それぞれとのマスターネットティング契約の一部として、デリバティブ債務の残高が1億50百万米ドルを超過する場合、どの取引先に関しても、当社側も担保を提供することが要求されている。当社は2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在、どの取引先に対しても現金の担保を提供していない。

当社は2019年1月31日及び2018年1月31日現在、日本における純投資のヘッジ手段として指定された長期借入金残高を1,800億円有している。さらに2019年1月31日及び2018年1月31日現在、当社は英国における純投資のヘッジと指定された長期借入金残高を、それぞれ17億英ポンド有している。これらの非デリバティブ純投資ヘッジは、2020年7月から2039年1月の間に満期を迎える。

2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在において、当社のデリバティブ、及び純投資ヘッジ商品として指定されその要件を満たす非デリバティブ債権は、当社の連結貸借対照表で以下のように分類されている。

(単位: 百万)	2019年1月31日			2018年1月31日		
	公正価値 ヘッジ	純投資ヘッジ	キャッシュ・ フロー・ヘッ ジ	公正価値 ヘッジ	純投資ヘッジ	キャッ シュ・フ ロー・ヘッ ジ
デリバティブ						
デリバティブ資産:						
その他長期資産	\$ -	\$ 334	\$ 78	\$ -	\$ 208	\$ 300
デリバティブ負債:						
繰延税金及びその他	78	-	350	91	-	95
非デリバティブ・ヘッジ						
商品						
長期債務	-	3,863	-	-	4,041	-

今後12ヶ月の間にその他包括利益(損失)累積額から当期純利益に再分類されると予想される、当社のデリバティブに関連する額は、重要ではない。

注記9. 法人所得税

法人所得税控除前の利益の内訳は以下の通りである。

(単位：百万)	1月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
米国	15,875	10,722	15,680
米国以外	(4,415)	4,401	4,817
税引前当期純利益合計	11,460	15,123	20,497

法人所得税の要約は以下の通りである。

(単位：百万)	1月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
当期：			
連邦税	\$ 2,763	\$ 2,998	\$ 3,454
米国州税及び地方税	493	405	495
インターナショナル	1,495	1,377	1,510
当期法人所得税総額	4,751	4,780	5,459
繰延：			
連邦税	(361)	(22)	1,054
米国州税及び地方税	(16)	(12)	51
インターナショナル	(93)	(146)	(360)
法人税等調整額（収益）	(470)	(180)	745
法人所得税合計	\$ 4,281	\$ 4,600	\$ 6,204

税制改革法が2017年12月に制定され、米国所得税法に関して重大な変更が行われた。税制改革法の施行により、2018年1月から米国の法定税率が引き下げられ、税源浸食租税回避防止税や米国外軽課税無形資産所得（GILTI）に対する課税など、海外源泉所得及び関係者間の資金取引を対象とした規定が新設された。また、2018年度には、従来は米国所得税の課税対象ではなかった当社海外子会社の累積利益に対して、一括課税が行われた。

SECは、職員会計広報118号、「法人所得税会計における税制改革法の意義」（「SAB 118号」）を公表し、税制改革法の制定日から1年を超えない測定期間については暫定的金額の計上を企業に許可することを公示した。当社は、税制改革法の制定時期及び同法の規定の複雑性に鑑み、同法の影響及び2018年1月31日現在で当社財務諸表に計上した暫定的金額について、SAB 118号に従って十分な検討と予測を行った。当社は、税制改革法の際、このガイダンスを税法の一定の法人税効果に適用することを選択した。暫定測定が可能な期間は2019年度第4四半期に終了した。経営陣は、当社の税制改正に関する会計処理は完了していると考えているが、これは現行の規定及び現在入手可能な情報に基づいており、IRSが発行する追加のガイダンスは将来の上記金額に影響を及ぼす可能性がある。税制改革法に関連して2018年度に認識された税効果金額の純額は207百万米ドルであり、2019年度には法人所得税引当金の一部として含まれる442百万米ドルの追加税金費用を計上した。

単発の移行課税

税制改革法は、従来は米国所得税の課税対象とならなかった当社海外子会社の累積利益に対して15.5%（海外で保有する現金及び特定のその他正味流動資産に対して）及び8.0%（当該累積利益のうちその他の部分に対して）の米国所得税を当社に賦課することを定めている。当社は、2018年度に当該単発の移行課税による税金負債に相当する支払法人所得税として19億米ドルの暫定的金額を別途計上している。2019年度、移行課税計算が終了し、法人税引当金の一部としてこの増加分を含めて、暫定金額を413百万米ドル増加させた。

繰延税効果

税制改革法により、2018年1月から、米国の法定税率が35.0%から21.0%に引き下げられた。それに伴い、当社は当該繰延税金が支払われるまたは実現する将来の期間に適用される低減後の税率を反映するために、2018年1月31日現在で繰延税金の再測定を行った。2018年度において当社は、当該低減後の米国税率及び税制改革法によるその他の効果を反映させる繰延税金収益として21億米ドルを認識している。2018年度において、当社は税制改革法のGILTI条項に関して暫定的な調整を実施しなかった。2019年度に米国の繰延税金資産及び負債の再測定について暫定的な会計を確定した際、当社は75百万米ドルの追加の税務上のタックス・ベネフィットを計上したが、これは法人所得税引当金の一部として含まれている。

実効税率の調整

これまで、当社の実効法人所得税率は通常、米国の法定税率より低かった。これは、主にグローバルの資金調達、一部の米国税金優遇など、低税率のグローバル展開の恩恵を受けているためである。これについては、注記1の「現金及び現金同等物」のセクションで詳述されている。しかし、2018年1月以降、米国の法定税率21.0%は、一般的に国際的な税務管轄地域の法定税率を下回っている。実効税率と法人所得税控除前の継続事業からの当期利益に対する連邦法定税率の重要な差異の調整は次の通りである。

	1月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
米国の法定税率	21.0%	33.8%	35.0%
米国の州法人税、連邦法人税控除後	3.3%	1.8%	1.7%
税制改革法の影響：			
単発の移行課税	3.6%	12.3%	- %
繰延税金効果	(0.7)%	(14.1)%	- %
米国以外での法人税	(3.5)%	(6.3)%	(4.5)%
ウォルマート・ブラジルの処分	6.7%	- %	- %
繰延税金資産合計	6.4%	2.1%	- %
分配海外利益の影響（純額）	0.8%	(0.1)%	(1.0)%
連邦税額控除	(1.2)%	(0.9)%	(0.6)%
その他、純額	1.0%	1.8%	(0.3)%
実効税率	37.4%	30.4%	30.3%

繰延税金

繰延税金の主な内訳は以下の通りである。

(単位：百万)	1月31日	
	2019年	2018年
繰延税金資産：		
繰越欠損金及び繰越税額控除	\$ 2,964	\$ 1,989
未払債務	2,135	2,482
株式報酬	245	217
その他	1,131	1,251
繰延税金資産合計	6,475	5,939
評価性引当金	(2,448)	(1,843)
繰延税金資産（評価性引当金控除後）	4,027	4,096
繰延税金負債：		
有形固定資産	4,175	3,954
取得無形資産	2,099	401
在庫	1,354	1,153
その他	899	540
繰延税金負債合計	8,527	6,048
純繰延税金負債	\$ 4,500	\$ 1,952

上述の繰延税金は、当社の連結貸借対照表では次の通りに分類されている。

(単位：百万)	1月31日	
	2019年	2018年
貸借対照表の分類		
資産：		
その他長期資産	\$ 1,796	\$ 1,879
負債：		
繰延税金及びその他	6,296	3,831
純繰延税金負債	\$ 4,500	\$ 1,952

未分配利益

税制改革法施行以前、当社は、海外子会社における未分配利益を永続的に再投資することを表明していた。税制改革法の施行後、当社はそれまで還流されていなかった海外における未分配利益の大部分について米国の税金を計上及び納付した。2019年度中、当社は、2019年度以前に獲得した現金53億米ドルを本国へ還流させ、約40百万米ドルの税金を支払った。2019年1月31日現在、当社は、無期限に再投資されたと見込まれる残りの海外における未分配利益約30億ドルに関連する繰延税金負債を計上しておらず、それに対する米国及び外国の法人、源泉徴収税は、送還時が期限となる。

純営業損失、繰越税額控除、及び評価性引当金

2019年1月31日現在、当社の純営業損失及びキャピタル・ロスの繰越欠損金は合計122億米ドルとなっている。この繰越欠損金のうち80億米ドルが、使用されない場合、2039年までの何年かで期限切れとなる。残りの繰越欠損金には期限がない。2019年1月31日現在において、当社が移行課税に関する計算を行う場合には、海外繰越税額控除の全額適用を考慮した上で行っている。

これら将来の税額控除の回収可能性は、繰戻年以前の課税所得、一時差異の戻し入れ、営業利益予想及び利用可能な税務戦略を含む、全ての源泉からもたらされる将来の課税所得予測の妥当性を評価することで判断される。当社が、繰延税金資産が回収される可能性が高いと見込まない程度に応じ、評価性引当金が計上される。評価性引当金が準備され、その後、繰延税金資産が回収される可能性が高いと判断された程度に応じ、評価性引当金は戻し入れられる。

当社は2019年1月31日現在及び2018年の1月31日現在において、主に繰越欠損金に関連した繰延税金資産に対して、経営陣は実現する見込みがないと判断し、それぞれ24億米ドル及び18億米ドルの評価性引当金を計上している。2019年度における評価性引当金の変動は、フリップカートの買収及びウォルマート・ブラジルの処分に関連するもの、将来の繰延税金資産の実現に関する判断の変化によるもの、繰延税金資産の使用によるもの、ならびに繰越欠損金の期限切れ及び為替レートの変動による減少によるものである。経営陣は残りの繰延税金資産は完全に実現する見込みがあるとしている。

不確実なタックス・ポジション

不確実なタックス・ポジションのベネフィットは、不確実なタックス・ポジションが税務当局からの指摘に耐え得る可能性が高いと判断された場合のみ当社の連結財務諸表で認識される。

2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在、継続事業に関連する未認識のタックス・ベネフィットの金額はそれぞれ13億米ドル及び10億米ドルであった。2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在、当社の実効税率に影響がある未認識のタックス・ベネフィットの金額はそれぞれ11億米ドル及び690百万米ドルであった。

継続事業からの未認識のタックス・ベネフィットの調整は以下の通りである。

1月31日終了事業年度

(単位:百万)	2019年	2018年	2017年
未認識のタックス・ベネフィット、期首残高	\$ 1,010	\$ 1,050	\$ 607
前期のタックス・ポジション関連の増加	620	130	388
前期のタックス・ポジション関連の減少	(107)	(254)	(32)
当期のタックス・ポジション関連の増加	203	122	145
当期中の解消	(390)	(23)	(46)
時効による失効	(31)	(15)	(12)
未認識のタックス・ベネフィット、期末残高	\$ 1,305	\$ 1,010	\$ 1,050

これらのポジションに関連する支払利息及び罰則金は、2019年度、2018年度及び2017年度において重要ではないとされた。今後12ヶ月間に、税務調査の結果、このタックス・ポジションが認定されるか、又は当社が否認に同意するかにより、未認識のタックス・ベネフィットが軽微に減少する可能性は十分にある。当社は、可能な限り迅速に税務調査を行うよう注力している。この努力の結果、未認識のタックス・ベネフィットは次の12ヶ月間に、上記の額以上に減少する可能性がある。当社は、いかなる変動も当社の連結財務諸表に重大な影響を及ぼすとは考えていない。

当社は、米国連邦所得税に関して2014年度から2019年度全般について、税務調査が未了である。当社はまた、米国外の法人所得税に関しては2012年度から2019年度まで、米国州税及び地方税については2013年度から2019年度全般について税務調査が未了である。

他の税

当社は、付加価値税、販売重量税、給与及びその他の法人税以外の税金に関する税務調査の対象となっている。これら調査の多くは、様々な司法管轄区において進行中である。一部のケースについては、当社はすでに、これらの調査に関して当該の税務当局から更正を受けている。特に他に指摘がない限り、それらの事項に関連する可能性のある損失、又はそのような損失の範囲は個別にみると重要ではないが、当社に不利な裁定が下された場合、関連する事項を集計すると、当社の連結財務諸表にとって重要な負債になる可能性がある。

注記10. 不測の事態

訴訟

当社は、多くの訴訟に関与している。当社はそれらの事態に対して、必要に応じて適切に引当計上を行い、当社の連結財務諸表に反映させている。案件によっては、負債が予測できないか、又はその額を合理的に見積もることができないために、引当計上が行われていないものもある。しかしながら、負債が合理的に発生可能であり、負債が重要である場合、そのような案件については開示されている。当社はそれらの事態の解決に関して示談を始める場合があり、和解が当社とその株主にとって最善の利益になると考えられる場合には、和解合意に至る場合がある。

別途記載の場合を除き、以下で述べる事項は、当社によって不利に決定又は和解される場合には、個別に、或いは全体として、当社の財政状態又は経営成績にとって重要な債務になる場合がある。

アズダの平等な対価請求訴訟

アズダ・ストアーズ・リミテッド (ASDA Stores, Ltd.) (「Asda」) は当社の全額出資子会社であり、Asdaの現従業員及び元従業員を原告として英国マンチェスターの労働裁判所 (「労働裁判所」) で進行しているおよそ30,000件の「平等な対価請求」訴訟の被告となっている。また、今後さらに訴訟が提起される可能性がある。Asdaの小売店で女性従業員が行う業務が、とりわけ、業務に要求される内容においてAsdaの倉庫と配送施設で働く男性従業員と比較して同等の価値があり、これらの異なる業務ポジション間の賃金の相違が客観的に正当化できないと主張している。その結果、原告側は、倉庫と配送施設においてより高い賃金率に基づく賃金の差異分を未払い賃金として支払うこと、及び将来にわたってより高い賃金率に基づいて賃金を支払うことを要求している。

Asdaは2015年3月23日に、原告側が複数の原告を同じ請求様式に含めるという労働裁判所規則を遵守しなかったことを理由として、労働裁判所に対してすべての訴訟手続きの停止及びほぼすべての訴訟について取り下げよう求めた。2015年7月23日に、労働裁判所はAsdaの請求を却下した。追加訴訟後の2017年6月20日に、労働高等裁判所は「取り下げ」問題についてAsdaに有利な判決を下し、不適切に申請された請求を抹消すべきか判断するために労働裁判所へ差し戻した。2017年7月12日、原告側は本判決を不服として上告する許可を高等裁判所に求め、2017年10月3日に承認された。2018年10月23日に、「取り下げ」請求に関する高等裁判所での審問が行われた。2019年1月17日、高等裁判所は、原告が労働裁判所の規則を故意に遵守しなかったわけでないという労働裁判所の判決に依拠する訴訟について取り下げを拒否した。

平等な対価請求の第一段階について、2016年10月14日、予備審問に続き、労働裁判所は、原告側が、Asdaの小売店における自分たちの地位を、Asdaの倉庫と配送施設における従業員の地位と比較できるという判決を下した。労働高等裁判所は2017年8月31日に、労働裁判所の判決を支持し、さらにAsdaに対して、ほぼすべての事実に関する事

実認定について上訴することを承認した。Asdaは労働高等裁判所による事実認定のうちそれ以外の残余部分について、上訴裁判所への上訴の許可を申請した。比較可能性の調査結果に関する上訴裁判所への聴聞会は2018年10月10日に開催され、上訴裁判所は労働裁判所の調査結果を支持した。

現在、原告側は請求訴訟の次の段階に移っている。その段階では、原告側が行う業務が、Asdaの倉庫と配送施設において従業員が行う業務と同等の価値があるかどうかが判断される。

現時点では、当社は、提訴される可能性のある訴訟の数を予測することはできず、これらの訴訟から生じるいかなる損失又は損失の範囲を合理的に見積もることができない。当社は、これらの訴訟における当方の主張に相当な事実により法的に弁護する根拠があると考えており、積極的に当方の主張を弁護する予定である。

全米的な処方オピオイド訴訟及び関連事項

多数の郡、市、医療従事者、アメリカ先住民部族、個人及び第三者である支払者を含む原告らが、多方面の関係者からなる被告に対して、広範囲に拡大したオピオイド乱用の影響に関連する請求を主とする訴訟を相次いで提起していた事件について、米国広域係属訴訟司法委員会は2017年12月に、膨大な数の訴訟を併合するよう命令した。併合された広域係属訴訟は「全米処方鎮痛剤関連訴訟（広域係属訴訟（MDL）第2804号）」と命名され、オハイオ州北部地区連邦地方裁判所で現在も係属中である。当社は、この広域係属訴訟に含まれる一部の案件で被告として指名されている。当社を指名する同様の案件は、州、地方自治体、部族政府、医療提供者及びその他の原告によって州裁判所にも提起されている。原告が求めているのは、賠償的及び懲罰的損害賠償であり、除去を含む差し止めによる救済でもある。当社は、提出される可能性のある訴訟の数を予測することはできないが、これらの訴訟における当方の主張に相当な事実により法的に弁護する根拠があると考えており、積極的に当方の主張を弁護するつもりでいる。当社は、召喚状、情報提供依頼及びオピオイドの販売と関わる全国で規制されている物質の調剤及び販売実務に関連する政府機関からの調査にも応じていた。当社は、これらの事案から生じる損害、又はその損害の範囲を合理的に推定することはできない。よって当社は、これらの事案の範囲及び結末について保証できず、その事業、財務状態、営業成績又はキャッシュ・フローが重大な悪影響を受けないとは保証できない。

FCPAの調査及び関連事項

当社取締役会の監査委員会（以下「監査委員会」）は、米国海外腐敗行為防止法（以下「FCPA」）違反の疑い、及びWal-Mart de México, S.A.B. de C.V.（以下「Walmex」）を含む外国子会社に関連した他の犯罪又は不正の疑いなどについて、及び以前にあったそのような違反及び／又は不正を当社が適切に扱ったかどうかについて、内部調査を実行している。監査委員会及び当社は、いくつかの法律事務所の社外法律顧問、及びこれら事案の継続的調査を支援している他の顧問を採用している。

当社はまた、全世界において、腐敗防止コンプライアンスに関する方針、慣行、及び内部統制の自主的な見直しも行っている。当社は、適切な救済及び腐敗防止措置を通じ、全世界の腐敗防止コンプライアンス・プログラムの強化に取り組んでいる。2011年11月に当社は、米国司法省（以下「DOJ」）とSECに対し、そうした調査活動を自主的に開示した。全世界を対象とする見直しと腐敗防止コンプライアンス・プログラム強化を導入して以来、監査委員会及び当社は、潜在的なFCPA違反に関するさらなる疑惑を特定するか、又はそれを認識している。そのような疑惑が報告された場合や特定された場合、監査委員会及び当社は第三者アドバイザーと共に問い合わせを行い、その結果、必要と判断された時には調査を開始した。潜在的なFCPA違反疑惑に関する問い合わせや調査は、当社が営業する又は営業したことのある多くの海外市場で開始された。それにはブラジル、中国、インドが含まれるが、それに限定されない。

前述の通り、FCPA違反の可能性に関して、当社はDOJ及びSECによる調査を受けている。当社はそれらの機関に協力しており、それらの事案の解決に関して継続的に議論している。それらの議論の結果、2018年度に当社は発生可能性のある損失額を合理的に予測しており、それらの事象に関して発生した費用の合計金額（「本件発生費用」）として2億83百万米ドルを計上した。それらの議論は継続中であるため、それらの事象が最終的に解決する時期及び条件について確定的に開示することはできない。

メキシコのいくつかの連邦及び地方政府機関も、これら事案の調査を行った。Walmexは、こうした調査の実行にあたりメキシコの政府機関に協力した。

さらに、何人かの当社株主が、ウォルマート及び現取締役の一部、並びに元取締役の一部、元役員の一部及びWalmexの元役員の一部を相手取り、調査中の事案に関連した訴訟を起こしている。これらの事案は解決済であるか、または和解案に対して少額の引当が計上されている。

当社は、上記の事項の結果、様々な悪影響に曝される可能性がある。現在行われている政府調査の一部又は全部の対象である事案に関し、1つ又は複数の訴訟執行行為がとられる可能性があり、そうした場合は、判決、和解、罰金、罰則、差し止め、停止命令、締め出し、又は他の救済、有罪判決及び／又は罰則が生じる場合がある。そして株主訴訟により、それら訴訟の対象となった当社及び当社の現職及び元取締役、役員に対し判決が言い渡される場合がある。メディア出版による、これらの事案に関するさらなるニュース記事を含め、今後も引き続きメディアや政府の関心が向けられることが予想される。その結果、一定の視聴者が持つ当社の企業市民としての役割に関する認識に影響を及ぼす可能性がある。

加えて当社は、政府調査に関連する情報要請、文書を求める召喚、証言、その他の情報要請に対応する費用、株主訴訟の弁護、及び社内レビューならびに調査の実施費用を計上し、同様のコストが引き続き発生することを予測している。これらの費用は、発生時に経費として支払われる。2019年度、2018年度及び2017年度において、当社はFCPAの調査と関連する事項に関して、以下のように第三者に対する費用を計上した。

	1月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
(単位：百万)			
継続中の調査及び捜査	\$ 17	\$ 26	\$ 80
全世界的なコンプライアンス・プログラムと組織強化	13	14	19
合計	\$ 30	\$ 40	\$ 99

当社は現在、本件発生費用（及び将来の一定時点における本件発生費用の支払い）を含むこれら事案が当社の事業、財務状態、営業成績又はキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすとは考えていないが、当該の状況が不確実であることを考慮すると、将来事業、財務状態、営業成績又はキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼさないと保証することはできない。

注記11. コミットメント

オペレーティング・リース及び他の短期賃借契約によるレンタル費用（税金、保険、保守保全、その他営業経費及び条件付賃借料に係る金額を含む）は、2019年度、2018年度及び2017年度においてそれぞれ30億米ドル、29億米ドル、及び26億米ドルであった。

2019年1月31日現在、解約不能なリース契約に係る年間最低リース料総額は以下の通りである。

事業年度	オペレーティング・リース ⁽¹⁾		キャピタル・リース債務及びファイナンス債務	
2020年	\$	1,856	\$	917
2021年		1,655		856
2022年		1,420		794
2023年		1,233		667
2024年		1,063		593
それ以降		6,891		6,069
最低リース料総支払額	\$	14,118	\$	9,896
(控除)見積り履行費用				23
最低リース料純支払額				9,873
ファイナンス債務の非現金による売却益、その他				2,278
計算利子				(4,739)
最低リース料純支払額の現在価値			\$	7,412

(1)2019年1月31日現在で当初または残存の期間が12ヶ月を超えている解約不能リースについて、契約上の最小限の義務を表わす。

当社の一部のリースのレンタル費用は、販売額の割合に基づく条件付支払いになっている。2019年度、2018年度及び2017年度において、このような条件付レンタルの金額は少額にとどまった。ほぼ全ての当社店舗のリースは更新オプションを持つため、これらのうち一部はレンタル費用増大の引金になる可能性がある。

注記12. 退職金関連給付

当社は、米国内の資格のある社員に採用の直後から参加できる確定拠出型年金401(k)プランを提供している。当社はまた、プエルトリコの社員に一般に1年の勤務後参加できる、確定拠出型年金401(k)プランを提供している。このプランの下で、1年間の勤務後当社は対象年間所得の6%を上限に、加入者の拠出に対する100%のマッチング（同額拠出）を行う。マッチング拠出は各従業員につき100%で即座に付与される。加入者は税金控除前所得の50%まで拠出できるが、法定限度を超えることはできない。

米国市民ではない米国外での従業員は、様々な確定拠出型の退職給付制度を利用できる。これらのプランはそれらが確立される国々での法令及び税制に基づき管理されている。

以下の表は、2019年度、2018年度及び2017年度における、当社の確定拠出型退職給付制度に係る当社の拠出額を要約したものである。

	1月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
(単位：百万)			

確定拠出型年金プラン：

米国	\$ 1,165	\$ 1,124	\$ 1,064
インターナショナル	126	126	173
確定拠出型退職給付制度拠出額合計	\$ 1,291	\$ 1,250	\$ 1,237

さらに、当社の英国及び日本の子会社は確定給付年金制度を有している。英国のプランは2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在で、それぞれ326百万米ドル及び97百万米ドルの積立超過であった。日本のプランについては、2019年1月31日現在及び2018年1月31日現在で、それぞれ175百万米ドル及び184百万米ドルの積立不足であった。積立超過額は当社の連結貸借対照表のその他長期資産に資産として計上されている。積立不足額は、当社の連結貸借対照表の繰延税金及びその他に負債として計上されている。その他、一部の海外事業で確定給付制度を有しているが重要ではない。

注記13. 買収、売却及び関連項目

以下の重要な取引は、当社のウォルマート・インターナショナルのセグメントの事業に影響を与えている、又は影響を与えると予想されている。その他の重要でない取引も、発生又は発表された。

ウォルマート・ブラジル

2018年8月に、当社は、ウォルマート・ブラジルの80%の株式をアドベント・インターナショナル（「アドベント」）に売却した。この条件の下で、アドベントは3年間にわたって事業に追加の資本を提供することに同意し、ウォルマートはアドベントに特定の問題について補償することに合意した。さらに、当社は条件付対価で最高約2億5,000万ドルを受け取る可能性がある。処分グループは以下から成る。

- ・売却のための保有の基準を満たした上で、注記7で説明したように全て減損された資産33億米ドル。
- ・買掛金及び未払債務7億米ドル、キャピタル・リース及び金融債務1億米ドル、並びに繰延税金及びその他長期負債5億米ドルから成る負債13億米ドル。
- ・その他の包括損失累計額から組み替えられた20億米ドルの為替換算調整勘定にかかる累積損失（注記4を参照）。

その結果、当社は2019年度中に48億米ドルの税引前純損失をその他の利益と損失として当社の連結損益計算書に計上した。損失の計算で、処分グループの公正価値は合意に基づき8億米ドル減額された。かかる負債は完了時に認識され、当社の連結貸借対照表の繰延税金その他に計上される。この合意の下で、当社は、ブラジルの銀行間預金金利に基づいて利息を調整した約23億レアルまでの特定の暫定税金、法定偶発債務及びその他の事項について、アドベントに補償する。

当社は、ウォルマート・ブラジルの財務諸表を2019年度第3四半期中に連結から除外し、初期値を持たないと判断された残りの20%の所有持分について、持分法を使って会計処理を開始した。

フリップカート

2018年8月、当社はインドを拠点とするeコマース市場であるフリップカートの発行済株式の81%、希薄化後株式の77%を現金約160億米ドルで取得した。この取得は、大きく成長を続ける経済であるインドでの当社の投資を増大させた。主に税金項目のため未確定である購入価額の配分は、以下の通り。

- ・資産は241億米ドルで、主に現金及び現金同等物が22億米ドル、その他の流動資産が28億米ドル、無形資産が50億米ドル、のれんが136億米ドルである。無形資産のうち47億米ドルは、それぞれ耐用年数の確定できない商号の公正価値を表しており、レベル3の観察不能なインプットに基づく収益アプローチを使用して見積られている。残りの3億米ドルの無形資産は、主に償却年数3年の技術に関連している。買収から生じるのれんは、主に調達及び物流に関連する予想される相乗効果並びに規模の経済からなり、税務上損金算入されることは想定されていない。
- ・負債は37億米ドルで、主に18億米ドルの流動負債と18億米ドルの繰延税金である。
- ・非支配持分43億米ドルにつき、その公正価値はレベル3の観察不能なインプットに基づくインカムアプローチを用いて見積られた。

当社は、2019年度第3四半期からフリップカートの財務諸表を1ヶ月遅れで連結した。この取得の資金調達のために、当社は、注記6で説明した長期債務で調達した現金と手持ち現金の組合せを利用した。フリップカートの買収以降の経営成績及びプロフォーマ財務情報は重要ではない。

Asda

2018年4月に、当社は、正式契約を締結し、J Sainsbury plcと当社が全額出資する英国の小売子会社のAsda Group Limited（「Asdaグループ」）との合併の提案を発表した。この合併の条件の下で、当社は、合併会社の約42%の株式資本を得ることになる。さらに、当社は、慣習的な取引完了後の調整次第であるが、現金で約30億英ポンドを受け取ることであり、Asdaグループの確定給付型年金制度の下での義務を有する。規制当局による複雑な審査プロセスのため、結論は引き続き不明確であり、完了するまで時間がかかる可能性があり、処分グループの売却のため

の保有の分類基準は、2019年1月31日現在満たされなかった。取引完了次第、当社は、Asdaグループの財務諸表を連結から除外し、持分法会計を使って合併会社への継続的投資を会計処理する。

Suburbia

2017年4月、当社は、メキシコにある衣類小売部門であるSuburbiaを10億米ドルで売却した。本売却契約の一環として、当社はまた買手に所定の不動産をリースしている。この売却により税引前利益が7億米ドル発生したが、そのうち4億米ドルは2018年度第2四半期に会費及びその他収入に認識され、残りは繰り延べられて、約20年のリース期間にわたり計上される。

Yihaodian及びJD

2016年6月、当社は、その中国におけるeコマース事業Yihaodianに関する資産の一部（Yihaodianのブランド、ウェブサイト及びアプリケーションを含む）につき、JDに対し、JDの完全希薄化後の発行済み株式全体の約5%に相当する15億米ドル相当の同社クラスA普通株式との交換により売却することを発表した。この売却により、535百万米ドルの非現金売却益が認識され、当社の連結損益計算書においては会費及びその他収入に計上されている。その後、2017年度に当社は、JDの株式を19億米ドル分、追加購入した。これは、所有率が約5%増えたことを表わし、全体ではJDの発行済み株式の約10%を所有することになった。

以下の重要な取引は、主に当社の米国ウォルマート・セグメントに影響を与えている。その他の重要でない取引も、発生又は発表された。

Jet.com, Inc.

当社は2016年9月に、米国に本社を置くeコマース企業であるjet.comの買収を完了した。jet.comを米国ウォルマートのeコマース事業に統合することは、現在のEコマース基盤に基づき、人材、物流業務、より広い顧客基盤へのアクセスからの相乗効果がある。この買収での合計購入価格は、取得済み現金差引後で24億米ドルであった。この購入価格の配分には、のれん代として17億米ドル、無形資産の代金として6億米ドルが含まれている。この取引の一部として、当社は5年間にわたって、約8億米ドルの報酬を追加で支払っている。

注記14. リストラ費用

当社は成長の加速に向けて事業の再配置を行うため2018年度に数件の組織変更を発表した。その結果、当社は2018年度に税引前事業構造改善費用として以下の通り12億米ドルを計上した。

(単位: 百万)	2018年1月31日終了事業年度		
	資産減損額	退職給付費用	合計
ウォルマート・インターナショナル	193	43	236
サムズクラブ	596	69	665
コーポレート及びサポート	-	300	300
合計	\$ 789	\$ 412	\$ 1,201

資産減損費用は主として、サムズクラブの閉店に係る不動産及びブラジルにおいてファーストパーティーとして実施していたeコマース事業の縮小と廃止に関連したものであり、それらの事業については公正価値により見積もった金額まで減損を行った。この公正価値の測定については注記7を参照。

税引前事業構造改善費用の合計額12億米ドルは、当社の2018年度の連結損益計算書において販売費及び一般管理費に分類されている。2018年1月31日現在、ほぼすべての退職給付費用が当社の連結貸借対照表上で未払債務に計上され、その後2019年度に支払われた。

注記15. セグメント及び個別収益**セグメント**

当社は、米国、アフリカ諸国、アルゼンチン、カナダ、中米諸国、チリ、中国、インド、日本、メキシコ、及び英国において小売店舗、卸及びその他のユニット、並びにeコマースウェブサイトにおける事業を行っている。ブラジルでは、注記13で説明したウォルマート・ブラジルの過半数株式の売却前に事業を行っていた。当社の事業は、米国ウォルマート(Walmart U.S.)、ウォルマート・インターナショナル(Walmart International)、及びサムズクラブ(Sam's Club)という3つのセグメントから構成されている。当社では、当社の最高業務意思決定者(以下「CODM」)が業績分析と経営資源の配賦をするために、その営業成績を定期的にレビューする事業単位としてセグメントを定義している。当社の各セグメントでは、類似した製品の販売やサービスの提供が行われている。これらの製品及びサービスのそれぞれについて、収益を分別特定することは実用的ではない。

米国ウォルマート・セグメントには、米国における当社の量販店コンセプト、及びeコマースとオムニチャネルによるネット事業が含まれる。ウォルマート・インターナショナル・セグメントは、eコマースとオムニチャネルだけでなく、米国以外での事業展開から構成される。サムズクラブ・セグメントには、米国の会員制クラブ倉庫販売、及びsamsclub.comによるネット事業とオムニチャネルが含まれる。コーポレート及びサポートは、当社のセグメントに配賦されていない全社費の配賦及び他の項目から構成される。

当社は、セグメント業績の測定に各セグメントの純売上高と営業利益も使用しており、これには特定の全社費の配賦が含まれる。当社では随時、CODMによって定期的に見直される情報に基づき、企業の全経費の配賦を含む、各セグメントの営業利益の測定の見直しを行う。2019年度に、当社は、減価償却費を含む特定の一般管理費の配分を営業セグメントへ修正し、それに応じて前期の金額を比較可能にするため修正した。当社のセグメント及びコーポレート及びサポート部門の情報は、法人所得税控除前利益への調整を含め、以下の表に示されている通りである。

	米国ウォル マート	ウォルマート・ インターナシヨ ナル	サムズ クラブ	コーポレート 及びサポート	連結
(単位：百万)					
2019年1月31日終了事業年度					
純売上高	\$ 331,666	\$ 120,824	\$ 57,839	\$ -	\$ 510,329
営業利益（損失）	17,386	4,883	1,520	(1,832)	21,957
純利息					(2,129)
その他の利益と（損失）					(8,368)
税引前当期純利益					\$ 11,460
資産合計	\$ 105,114	\$ 97,066	\$ 12,893	\$ 4,222	\$ 219,295
減価償却費	6,201	2,590	639	1,248	10,678
資本的支出	6,034	2,661	450	1,199	10,344
2018年1月31日終了事業年度					
純売上高	\$ 318,477	\$ 118,068	\$ 59,216	\$ -	\$ 495,761
営業利益（損失）	16,995	5,229	915	(2,702)	20,437
純利息					(2,178)
社債償還損					(3,136)
税引前当期純利益					\$ 15,123
資産合計	\$ 104,347	\$ 81,549	\$ 13,418	\$ 5,208	\$ 204,522
減価償却費	6,005	2,601	698	1,225	10,529
資本的支出	5,680	2,607	626	1,138	10,051
2017年1月31日終了事業年度					
純売上高	\$ 307,833	\$ 116,119	\$ 57,365	\$ -	\$ 481,317
営業利益（損失）	17,012	5,737	1,628	(1,613)	22,764
純利息					(2,267)
税引前当期純利益					\$ 20,497
資産合計	\$ 104,262	\$ 74,508	\$ 14,125	\$ 5,930	\$ 198,825
減価償却費	5,598	2,629	712	1,141	10,080
資本的支出	6,090	2,697	639	1,193	10,619

2019年度、2018年度及び2017年度における純売上高、会費、その他の収入から構成される収益合計、及び主として有形固定資産（純額）から構成される長期性資産を、米国事業と米国外事業別にまとめたものは以下の通りである。

	1月31日終了事業年度		
	2019年	2018年	2017年
(単位：百万)			
収益			
米国事業	\$ 392,265	\$ 380,580	\$ 367,784
米国外事業	122,140	119,763	118,089
収益合計	\$ 514,405	\$ 500,343	\$ 485,873
長期性資産			
米国事業	\$ 81,144	\$ 81,478	\$ 82,746
米国外事業	30,251	33,340	31,432
長期性資産合計	\$ 111,395	\$ 114,818	\$ 114,178

米国外で、連結決算の総計にとって重要な収益合計又は長期性資産がある個別の国はなかった。また、収益合計の中で大幅な収益をもたらした単一顧客はなかった。

個別収益

以下の表で、セグメントの純売上高は、商品カテゴリー又は市場のいずれかで個別分類される。さらに、eコマースに関連する純売上高は、顧客がオンラインで注文を開始し、店舗又はクラブによってその注文が処理されるオムニチャネル販売を含む、各セグメントに対して提供される。

2019年1月31日

終了事業年度

(単位：百万)

米国ウォルマートの商品カテゴリー別純売上高

ネットスーパー（食料品）	\$	184,202
雑貨		108,739
健康とウェルネス		35,788
その他カテゴリー		2,937
合計	\$	331,666

米国ウォルマートの総売上高のうち、約157億米ドルが2019年度のeコマースに関連する。

2019年1月31日

終了事業年度

(単位：百万)

ウォルマート・インターナショナルの市場別純売上高

メキシコと中米	\$	31,790
英国		30,547
カナダ		18,613
中国		10,702
その他	\$	29,172
合計	\$	120,824

ウォルマート・インターナショナルの総売上高のうち、約67億米ドルが2019年度のeコマースに関連する。

2019年1月31日

終了事業年度

(単位：百万)

サムズクラブの商品カテゴリー別純売上高

食料品と消耗品	\$	33,708
燃料、タバコ及びその他カテゴリー		12,110
ホーム、衣料		5,452
科学技術、オフィス及びエンターテインメント		3,388
健康とウェルネス		3,181
合計	\$	57,839

サムズクラブの総売上高のうち、約27億米ドルが2019年度のeコマースに関連する。

注記16. 後発事象

配当額

当社の取締役会は2019年2月19日、2020年度の1株当たり配当金を2.12米ドルにすることを承認した。これは、2019年度の配当金2.08米ドルを上回るものである。2020年度においては、以下の基準日及び支払日に従い、四半期ごとに分割して1株当たり0.53米ドルの年配当を支払う。

基準日	支払日
2019年3月15日	2019年4月1日
2019年5月10日	2019年6月3日
2019年8月9日	2019年9月3日
2019年12月6日	2020年1月2日

注記17. 四半期財務資料（未監査）

	2019年1月31日終了事業年度				
	Q1	Q2	Q3	Q4	合計
（単位：百万、但し1株当たり情報を除く）					
収益合計	\$ 122,690	\$ 128,028	\$ 124,894	\$ 138,793	\$ 514,405
純売上高	121,630	127,059	123,897	137,743	510,329
売上原価	91,707	95,571	93,116	104,907	385,301
連結当期純利益（損失）	2,276	(727)	1,817	3,813	7,179
ウォルマートに帰属する連結当期純利益（損失）	2,134	(861)	1,710	3,687	6,670
ウォルマートに帰属する基本1株当たり当期純利益（損失）	0.72	(0.29)	0.58	1.27	2.28
ウォルマートに帰属する希薄化後1株当たり当期純利益（損失）					
(1)	0.72	(0.29)	0.58	1.27	2.26

	2018年1月31日終了事業年度				
	Q1	Q2	Q3	Q4	合計
収益合計	\$ 117,542	\$ 123,355	\$ 123,179	\$ 136,267	\$ 500,343
純売上高	116,526	121,949	122,136	135,150	495,761
売上原価	87,688	91,521	91,547	102,640	373,396
連結当期純利益	3,152	3,104	1,904	2,363	10,523
ウォルマートに帰属する連結当期純利益	3,039	2,899	1,749	2,175	9,862
ウォルマートに帰属する基本1株当たり当期純利益	1.00	0.96	0.59	0.74	3.29
ウォルマートに帰属する希薄化後1株当たり当期純利益 ⁽¹⁾	1.00	0.96	0.58	0.73	3.28

(1) 四捨五入や年度中における発行済株式数の減少の影響により、各四半期の数値を合計したものが通期の数値と一致しない場合がある。

[次へ](#)

Walmart Inc.
Consolidated Statements of Income

	Fiscal Years Ended January 31,		
	2019	2018	2017
<i>(Amounts in millions, except per share data)</i>			
Revenues:			
Net sales	\$ 510,329	\$ 495,761	\$ 481,317
Membership and other income	4,076	4,582	4,556
Total revenues	514,405	500,343	485,873
Costs and expenses:			
Cost of sales	385,301	373,396	361,256
Operating, selling, general and administrative expenses	107,147	106,510	101,853
Operating income	21,957	20,437	22,764
Interest:			
Debt	1,975	1,978	2,044
Capital lease and financing obligations	371	352	323
Interest income	(217)	(152)	(100)
Interest, net	2,129	2,178	2,267
Loss on extinguishment of debt	—	3,136	—
Other (gain) and losses	8,368	—	—
Income before income taxes	11,460	15,123	20,497
Provision for income taxes	4,291	4,600	6,204
Consolidated net income	7,169	10,523	14,293
Consolidated net income attributable to noncontrolling interest	(500)	(661)	(650)
Consolidated net income attributable to Walmart	\$ 6,670	\$ 9,862	\$ 13,643
Net income per common share:			
Basic net income per common share attributable to Walmart	\$ 1.28	\$ 1.29	\$ 4.40
Diluted net income per common share attributable to Walmart	1.26	1.28	4.38
Weighted-average common shares outstanding:			
Basic	2,929	2,995	3,101
Diluted	2,945	3,010	3,112
Dividends declared per common share	\$ 2.08	\$ 2.04	\$ 2.00

See accompanying notes.

Walmart Inc.
Consolidated Statements of Comprehensive Income

(Amounts in millions)	Fiscal Years Ended January 31,		
	2019	2018	2017
Consolidated net income	\$ 7,179	\$ 10,523	\$ 14,293
Consolidated net income attributable to noncontrolling interest	(509)	(661)	(650)
Consolidated net income attributable to Walmart	6,670	9,862	13,643
Other comprehensive income (loss), net of income taxes			
Currency translation and other	(226)	2,340	(3,027)
Net investment hedges	272	(405)	413
Cash flow hedges	(290)	437	21
Minimum pension liability	131	147	(397)
Unrealized gain on available-for-sale securities	—	1,501	145
Other comprehensive income (loss), net of income taxes	(113)	4,220	(2,945)
Other comprehensive (income) loss attributable to noncontrolling interest	188	(169)	210
Other comprehensive income (loss) attributable to Walmart	75	4,051	(2,635)
Comprehensive income, net of income taxes	7,066	14,743	11,448
Comprehensive (income) loss attributable to noncontrolling interest	(321)	(830)	(440)
Comprehensive income attributable to Walmart	\$ 6,745	\$ 13,913	\$ 11,008

See accompanying notes.

Walmart Inc.
Consolidated Balance Sheets

(Amounts in millions)	As of January 31,	
	2019	2018
ASSETS		
Current assets:		
Cash and cash equivalents	\$ 7,722	\$ 6,756
Receivables, net	6,203	5,614
Inventories	44,269	43,783
Prepaid expenses and other	3,623	3,511
Total current assets	61,807	59,664
Property and equipment:		
Property and equipment	185,810	185,154
Less accumulated depreciation	(81,493)	(77,479)
Property and equipment, net	104,317	107,675
Property under capital lease and financing obligations:		
Property under capital lease and financing obligations	12,760	12,703
Less accumulated amortization	(5,682)	(5,560)
Property under capital lease and financing obligations, net	7,078	7,143
Goodwill	31,181	18,242
Other long-term assets	14,822	11,798
Total assets	\$ 219,295	\$ 204,522
LIABILITIES AND EQUITY		
Current liabilities:		
Short-term borrowings	\$ 5,325	\$ 5,257
Accounts payable	47,060	46,092
Accrued liabilities	22,159	22,122
Accrued income taxes	426	645
Long-term debt due within one year	1,876	3,738
Capital lease and financing obligations due within one year	729	667
Total current liabilities	77,477	78,521
Long-term debt	43,520	30,945
Long-term capital lease and financing obligations	6,683	6,790
Deferred income taxes and other	11,901	8,354
Commitments and contingencies		
Equity:		
Common stock	288	295
Capital in excess of par value	2,965	2,648
Retained earnings	80,785	85,107
Accumulated other comprehensive loss	(11,542)	(10,181)
Total Walmart shareholders' equity	72,496	77,869
Noncontrolling interest	7,138	2,952
Total equity	79,634	80,822
Total liabilities and equity	\$ 219,295	\$ 204,522

See accompanying notes.

Walmart Inc.
Consolidated Statements of Shareholders' Equity

(Amounts in millions)	Common Stock		Capital in Excess of Par Value	Retained Earnings	Accumulated Other Comprehensive Income (Loss)	Total Walmart Shareholders' Equity	Noncontrolling Interest	Total Equity
	Shares	Amount						
Balance as of February 1, 2006	3,162	\$ 317	\$ 1,805	\$ 50,021	\$ (11,597)	\$ 80,546	\$ 3,065	\$ 83,611
Consolidated net income	—	—	—	13,643	—	13,643	450	14,293
Other comprehensive income (loss), net of income taxes	—	—	—	—	(2,635)	(2,635)	(210)	(2,845)
Cash dividends declared (\$2.00 per share)	—	—	—	(6,210)	—	(6,210)	—	(6,210)
Purchase of Company stock	(120)	(12)	(130)	(3,090)	—	(3,276)	—	(3,276)
Cash dividend declared to noncontrolling interest	—	—	—	—	—	—	(519)	(519)
Other	6	—	740	(8)	—	736	(249)	487
Balance as of January 31, 2007	3,048	305	2,371	89,354	(14,232)	77,798	2,737	80,535
Consolidated net income	—	—	—	9,862	—	9,862	661	10,523
Other comprehensive income (loss), net of income taxes	—	—	—	—	4,051	4,051	169	4,220
Cash dividends declared (\$2.04 per share)	—	—	—	(6,124)	—	(6,124)	—	(6,124)
Purchase of Company stock	(103)	(10)	(219)	(7,975)	—	(8,204)	—	(8,204)
Cash dividend declared to noncontrolling interest	—	—	—	—	—	—	(687)	(687)
Other	3	—	496	(10)	—	486	73	559
Balance as of January 31, 2008	2,952	295	2,648	85,107	(10,181)	77,869	2,353	80,222
Adoption of new accounting standards on February 1, 2008, net of income taxes	—	—	—	2,361	(1,436)	925	(3)	924
Consolidated net income	—	—	—	6,670	—	6,670	509	7,179
Other comprehensive income (loss), net of income taxes	—	—	—	—	75	75	(188)	(113)
Cash dividends declared (\$2.08 per share)	—	—	—	(6,102)	—	(6,102)	—	(6,102)
Purchase of Company stock	(80)	(8)	(245)	(7,234)	—	(7,487)	—	(7,487)
Cash dividend declared to noncontrolling interest	—	—	—	—	—	—	(488)	(488)
Noncontrolling interest of acquired entity	—	—	—	—	—	—	4,345	4,345
Other	6	1	562	(17)	—	546	8	554
Balance as of January 31, 2009	2,878	\$ 288	\$ 2,965	\$ 80,785	\$ (11,542)	\$ 72,496	\$ 7,138	\$ 79,634

See accompanying notes.

Walmart Inc.
Consolidated Statements of Cash Flows

(Amounts in millions)	Fiscal Years Ended January 31,		
	2019	2018	2017
Cash flows from operating activities:			
Consolidated net income	\$ 7,179	\$ 10,523	\$ 14,293
Adjustments to reconcile consolidated net income to net cash provided by operating activities:			
Depreciation and amortization	10,678	10,529	10,060
Unrealized (gain) and losses	3,516	—	—
(Gain) and losses for disposal of business operations	4,850	—	—
Deferred income taxes	(499)	(304)	763
Loss on extinguishment of debt	—	3,136	—
Other operating activities	1,734	1,210	206
Changes in certain assets and liabilities, net of effects of acquisitions:			
Receivables, net	(369)	(1,074)	(402)
Inventories	(1,311)	(340)	1,021
Accounts payable	1,831	4,066	3,942
Accrued liabilities	183	928	1,280
Accrued income taxes	(40)	(557)	492
Net cash provided by operating activities	27,753	26,337	31,673
Cash flows from investing activities:			
Payments for property and equipment	(10,344)	(10,051)	(10,619)
Proceeds from the disposal of property and equipment	519	378	456
Proceeds from the disposal of certain operations	876	1,046	662
Purchase of available for sale securities	—	—	(1,901)
Payments for business acquisitions, net of cash acquired	(14,056)	(773)	(2,463)
Other investing activities	(431)	(77)	(31)
Net cash used in investing activities	(24,036)	(9,077)	(13,896)
Cash flows from financing activities:			
Net change in short-term borrowings	(53)	4,148	(1,673)
Proceeds from issuance of long-term debt	15,872	7,476	137
Repayments of long-term debt	(3,704)	(13,061)	(2,055)
Payments paid to extinguish debt	—	(3,059)	—
Dividends paid	(6,302)	(6,124)	(6,216)
Purchase of Company stock	(7,430)	(8,294)	(8,298)
Dividends paid to noncontrolling interest	(431)	(690)	(479)
Purchase of noncontrolling interest	—	(8)	(50)
Other financing activities	(629)	(261)	(398)
Net cash used in financing activities	(2,537)	(19,873)	(19,072)
Effect of exchange rates on cash, cash equivalents and restricted cash	(438)	497	(452)
Net increase (decrease) in cash, cash equivalents and restricted cash	742	(130)	(1,347)
Cash, cash equivalents and restricted cash at beginning of year	7,014	7,144	8,491
Cash, cash equivalents and restricted cash at end of period	\$ 7,756	\$ 7,014	\$ 7,144
Supplemental disclosure of cash flow information:			
Income taxes paid	3,902	6,179	4,507
Interest paid	2,348	2,450	2,351

See accompanying notes.

Walmart Inc.

Notes to Consolidated Financial Statements

Note 1. Summary of Significant Accounting Policies

General

Walmart Inc. ("Walmart" or the "Company") helps people around the world save money and live better – anytime and anywhere – by providing the opportunity to shop in retail stores and through eCommerce. Through innovation, the Company is striving to continuously improve a customer-centric experience that seamlessly integrates eCommerce and retail stores in an omni-channel offering that saves time for its customers. Each week, the Company serves over 275 million customers who visit its more than 11,300 stores and numerous eCommerce websites under 58 banners in 27 countries.

The Company's operations comprise three reportable segments: Walmart U.S., Walmart International and Sam's Club.

Principles of Consolidation

The Consolidated Financial Statements include the accounts of Walmart and its subsidiaries as of and for the fiscal years ended January 31, 2019 ("fiscal 2019"), January 31, 2018 ("fiscal 2018") and January 31, 2017 ("fiscal 2017"). Intercompany accounts and transactions have been eliminated in consolidation. The Company consolidates variable interest entities where it has been determined that the Company is the primary beneficiary of those entities' operations. Investments for which the Company exercises significant influence but does not have control are accounted for under the equity method. These variable interest entities and equity method investments are immaterial to the Company's Consolidated Financial Statements.

The Company's Consolidated Financial Statements are based on a fiscal year ending on January 31 for the United States ("U.S.") and Canadian operations. The Company consolidates all other operations generally using a one-month lag and based on a calendar year. There were no significant intervening events during the month of January 2019 related to the operations consolidated using a lag that materially affected the Consolidated Financial Statements.

Use of Estimates

The Consolidated Financial Statements have been prepared in conformity with U.S. generally accepted accounting principles. Those principles require management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities. Management's estimates and assumptions also affect the disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. Actual results may differ from those estimates.

Cash and Cash Equivalents

The Company considers investments with a maturity when purchased of three months or less to be cash equivalents. All credit card, debit card and electronic transfer transactions that process in less than seven days are classified as cash and cash equivalents. The amounts due from banks for these transactions classified as cash and cash equivalents totaled \$1.4 billion and \$1.6 billion as of January 31, 2019 and 2018, respectively.

The Company's cash balances are held in various locations around the world. Substantially all of the Company's \$7.7 billion and \$6.8 billion of cash and cash equivalents as of January 31, 2019 and January 31, 2018 were held outside of the U.S. Cash and cash equivalents held outside of the U.S. are generally utilized to support liquidity needs in the Company's non-U.S. operations.

The Company uses intercompany financing arrangements in an effort to ensure cash can be made available in the country in which it is needed with the minimum cost possible. During fiscal 2019, the Company repatriated to the U.S. \$5.3 billion of cash at a tax cost of approximately \$40 million.

As of January 31, 2019 and 2018, cash and cash equivalents of approximately \$2.8 billion and \$1.4 billion, respectively, may not be freely transferable to the U.S. due to local laws or other restrictions. Of the \$2.8 billion as of January 31, 2019, approximately \$1.2 billion can only be accessed through dividends or intercompany financing arrangements subject to approval of Flipkart Private Limited ("Flipkart") minority shareholders; however, this cash is expected to be utilized to fund the operations of Flipkart.

Restricted Cash

In November 2016, the FASB issued ASU 2016-18, *Statement of Cash Flows—Restricted Cash (Topic 230)*, which requires restricted cash to be included with cash and cash equivalents when reconciling the beginning and ending amounts on the statement of cash flows. The Company adopted this ASU on February 1, 2018. Restricted cash held outside of cash and cash equivalents was \$34 million as of January 31, 2019, primarily recorded in prepaid expenses and other in the Consolidated Balance Sheets, and \$300 million as of January 31, 2018, primarily recorded in other long-term assets in the Consolidated Balance Sheets.

Receivables

Receivables are stated at their carrying values, net of a reserve for doubtful accounts, and are primarily due from the following: insurance companies resulting from pharmacy sales; banks for customer credit and debit cards and electronic bank transfers that take in excess of seven days to process; governments for income taxes; suppliers for marketing or incentive programs; and real estate transactions.

Inventories

The Company values inventories at the lower of cost or market as determined primarily by the retail inventory method of accounting, using the last-in, first-out ("LIFO") method for Walmart U.S. segment's inventories. The inventory at the Walmart International segment is valued primarily by the retail inventory method of accounting, using the first-in, first-out ("FIFO") method. The retail inventory method of accounting results in inventory being valued at the lower of cost or market, since permanent markdowns are immediately recorded as a reduction of the retail value of inventory. The inventory at the Sam's Club segment is valued using the weighted-average cost LIFO method. As of January 31, 2019 and January 31, 2018, the Company's inventories valued at LIFO approximated those inventories as if they were valued at FIFO.

Assets Held for Sale

Assets held for sale represent components and businesses that meet accounting requirements to be classified as held for sale and are presented as single asset and liability amounts in the Company's financial statements with a valuation allowance, if necessary, to recognize the net carrying amount at the lower of cost or fair value, less costs to sell. The Company reviews all businesses and assets held for sale each reporting period to determine whether the existing carrying amounts are fully recoverable in comparison to estimated fair values. As of January 31, 2019 and January 31, 2018, immaterial amounts for assets and liabilities held for sale were classified in prepaid expenses and other and accrued liabilities, respectively, in the Consolidated Balance Sheets.

Property and Equipment

Property and equipment are initially recorded at cost. Gains or losses on disposition are recognized as earned or incurred. Costs of major improvements are capitalized, while costs of normal repairs and maintenance are expensed as incurred. The following table summarizes the Company's property and equipment balances and includes the estimated useful lives that are generally used to depreciate the assets on a straight-line basis:

(Amounts in millions)	Estimated Useful Lives	As of January 31,	
		2019	2018
Land	N/A	\$ 24,526	\$ 25,298
Buildings and improvements	3-40 years	101,006	101,155
Furniture and equipment	1-30 years	54,488	52,695
Transportation equipment	3-15 years	2,316	2,387
Construction in progress	N/A	3,474	3,619
Property and equipment		\$ 185,810	\$ 185,154
Accumulated depreciation		(81,493)	(77,479)
Property and equipment, net		\$ 104,317	\$ 107,675

Leasehold improvements are depreciated or amortized over the shorter of the estimated useful life of the asset or the remaining expected lease term. Total depreciation and amortization expense for property and equipment, property under financing obligations, property under capital leases and intangible assets for fiscal 2019, 2018 and 2017 was \$10.7 billion, \$10.5 billion and \$10.1 billion, respectively.

Leases

The Company leases land, buildings, fixtures and equipment and transportation equipment. The Company estimates the expected lease term by assuming the exercise of renewal options where an economic penalty exists that would preclude the abandonment of the lease at the end of the initial non-cancelable term and the exercise of such renewal is at the sole discretion of the Company. The expected lease term is used in the determination of whether a store or club lease is a capital or operating lease and in the calculation of straight-line rent expense. Additionally, the useful life of leasehold improvements is limited by the expected lease term or the economic life of the asset, whichever is shorter. If significant expenditures are made for leasehold improvements late in the expected lease term and renewal is reasonably assured, the useful life of the leasehold improvement is limited to the end of the renewal period or economic life of the asset, whichever is shorter. Rent abatements and escalations are considered in the calculation of minimum lease payments in the Company's capital lease tests and in determining straight-line rent expense for operating leases.

The Company is often involved in the construction of its leased stores. In certain cases, payments made for certain structural components included in the lessor's construction of the leased assets result in the Company being deemed the owner of the leased assets for accounting purposes. As a result, the payments, regardless of the significance, are automatic indicators of ownership and require the Company to capitalize the lessor's total project cost with a corresponding financing obligation. Upon completion of the lessor's project, the Company performs a sale-leaseback analysis to determine if these assets and the related financing obligation can be derecognized from the Company's Consolidated Balance Sheets. If the Company is deemed to have "continuing involvement," the leased assets and the related financing obligation remain on the Company's Consolidated Balance Sheets and are generally amortized over the lease term. At the end of the lease term, including exercise of any renewal options, the net remaining financing obligation over the net carrying value of the fixed asset will be recognized as a non-cash gain.

Long-Lived Assets

Long-lived assets are initially recorded at cost. Management reviews long-lived assets for indicators of impairment whenever events or changes in circumstances indicate that the carrying amount may not be recoverable. The evaluation is performed at the lowest level of identifiable cash flows, which is at the individual store or club level. Undiscounted cash flows expected to be generated by the related assets are estimated over the assets' useful lives based on updated projections. If the evaluation indicates that the carrying amount of the assets may not be recoverable, any potential impairment is measured based upon the fair value of the related asset or asset group as determined by an appropriate market appraisal or other valuation technique.

Goodwill and Other Acquired Intangible Assets

Goodwill represents the excess of the purchase price over the fair value of net assets acquired in business combinations and is allocated to the appropriate reporting unit when acquired. Other acquired intangible assets are stated at the fair value acquired as determined by a valuation technique commensurate with the intended use of the related asset. Goodwill and indefinite-lived intangible assets are not amortized; rather, they are evaluated for impairment annually and whenever events or changes in circumstances indicate that the value of the asset may be impaired. Definite-lived intangible assets are considered long-lived assets and are amortized on a straight-line basis over the periods that expected economic benefits will be provided.

Goodwill is assigned to the reporting unit which consolidates the acquisition. Components within the same reportable segment are aggregated and deemed a single reporting unit if the components have similar economic characteristics. As of January 31, 2019, the Company's reporting units consisted of Walmart U.S., Walmart International and Sam's Club. Goodwill is evaluated for impairment using either a qualitative or quantitative approach for each of the Company's reporting units. Generally, a qualitative assessment is first performed to determine whether a quantitative goodwill impairment test is necessary. If management determines, after performing an assessment based on the qualitative factors, that the fair value of the reporting unit is more likely than not less than the carrying amount, or that a fair value of the reporting unit substantially in excess of the carrying amount cannot be assured, then a quantitative goodwill impairment test would be required. The quantitative test for goodwill impairment is performed by determining the fair value of the related reporting units. Fair value is measured based on the discounted cash flow method and relative market-based approaches. After evaluation, management determined the fair value of each reporting unit is greater than the carrying amount and, accordingly, the Company has not recorded any impairment charges related to goodwill.

The following table reflects goodwill activity, by reportable segment, for fiscal 2019 and 2018:

(Amounts in millions)	Walmart U.S.	Walmart International	Sam's Club	Total
Balances as of February 1, 2017	\$ 2,236	\$ 14,408	\$ 313	\$ 17,037
Changes in currency translation and other	—	996	—	996
Acquisitions	209	—	—	209
Balances as of January 31, 2018	2,445	15,404	313	18,242
Changes in currency translation and other	—	(743)	—	(743)
Acquisitions ⁽¹⁾	107	13,575	—	13,682
Balances as of January 31, 2019	\$ 2,552	\$ 28,316	\$ 313	\$ 31,181

(1) Goodwill recorded in fiscal 2019 for Walmart International relates to Flipkart.

Intangible assets are included in other long-term assets in the Company's Consolidated Balance Sheets. These assets are evaluated for impairment based on their fair values using valuation techniques which are updated annually based on the most recent variables and assumptions. There were no significant impairment charges related to intangible assets for fiscal 2019, 2018 and 2017.

Fair Value Measurement

In January 2016, the Financial Accounting Standards Board ("FASB") issued Accounting Standards Update ("ASU") 2016-01, *Financial Instruments—Overall (Topic 825)*, which updated certain aspects of recognition, measurement, presentation and disclosure of financial instruments ("ASU 2016-01"). The Company adopted this ASU on February 1, 2018, which primarily impacted the Company's accounting for its investment in JD.com, Inc. ("JD") and resulted in a positive adjustment to retained earnings of approximately \$2.6 billion, net of tax, based on the market value of the Company's investment in JD as of January 31, 2018. The adoption required prospective changes in fair value of the Company's investment in JD to be recorded in the Consolidated Statement of Income, which the Company classifies in other gains and losses.

The Company records and discloses certain financial and non-financial assets and liabilities at fair value. The fair value of an asset is the price at which the asset could be sold in an orderly transaction between unrelated, knowledgeable and willing parties able to engage in the transaction. The fair value of a liability is the amount that would be paid to transfer the liability to a new obligor in a transaction between such parties, not the amount that would be paid to settle the liability with the creditor.

Self-Insurance Reserves

The Company self-insures a number of risks, including, but not limited to, workers' compensation, general liability, auto liability, product liability and certain employee-related healthcare benefits. Standard actuarial procedures and data analysis are used to estimate the liabilities associated with these risks as of the balance sheet date on an undiscounted basis. The recorded liabilities reflect the ultimate cost for claims incurred but not paid and any estimable administrative run-out expenses related to the processing of these outstanding claim payments. On a regular basis, the liabilities are evaluated for appropriateness with claims reserve valuations. To limit exposure to some risks, the Company maintains insurance coverage with varying limits and retentions, including stop-loss insurance coverage for workers' compensation, general liability and auto liability.

Derivatives

The Company uses derivatives for hedging purposes to manage its exposure to changes in interest and currency exchange rates, as well as to maintain an appropriate mix of fixed- and variable-rate debt. Use of derivatives in hedging programs subjects the Company to certain risks, such as market and credit risks. Market risk represents the possibility that the value of the derivatives will change. In a hedging relationship, the change in the value of the derivative is offset to a great extent by the change in the value of the underlying hedged item. Credit risk related to a derivative represents the possibility that the counterparty will not fulfill the terms of the contract. Credit risk is monitored through established approval procedures, including setting concentration limits by counterparty, reviewing credit ratings and requiring collateral from the counterparty when appropriate. The Company only enters into derivatives with counterparties rated "A-" or better by nationally recognized credit rating agencies. Subsequent to entering into derivatives, the Company regularly monitors the credit ratings of its counterparties. The notional, or contractual, amount of the Company's derivatives is used to measure interest to be paid or received and does not represent the Company's exposure due to credit risk.

The contractual terms of the Company's derivatives closely mirror those of the hedged items, providing a high degree of risk reduction and correlation. Contracts that are effective at meeting the risk reduction and correlation criteria are recorded using hedge accounting. If a derivative is recorded using hedge accounting, depending on the nature of the hedge, changes in fair value will either be offset against the change in fair value of the hedged assets, liabilities or firm commitments through earnings or be recognized in accumulated other comprehensive loss until the hedged item is recognized in earnings. Any hedge ineffectiveness is immediately recognized in earnings. The Company's net investment and cash flow hedges are highly effective and the ineffective portion has not been, and is not expected to be, significant. Derivatives that do not meet the criteria for hedge accounting, or contracts for which the Company has not elected hedge accounting, are recorded at fair value with unrealized gains or losses reported in earnings during the period of the change.

Fair Value Hedges

The Company is a party to receive fixed-rate, pay variable-rate interest rate swaps that the Company uses to hedge the fair value of fixed-rate debt. The notional amounts are used to measure interest to be paid or received and do not represent the Company's exposure due to credit loss. The Company's interest rate swaps that receive fixed-interest rate payments and pay variable-interest rate payments are designated as fair value hedges. As the specific terms and notional amounts of the derivatives match those of the fixed-rate debt being hedged, the derivatives are assumed to be perfectly effective hedges. Changes in the fair values of these derivatives are recorded in earnings, but are offset by corresponding changes in the fair values of the hedged items, also recorded in earnings, and, accordingly, do not impact the Company's Consolidated Statements of Income. These derivatives will mature on dates ranging from October 2020 to April 2024.

Net Investment Hedges

The Company is a party to cross-currency interest rate swaps that the Company uses to hedge its net investments. The agreements are contracts to exchange fixed-rate payments in one currency for fixed-rate payments in another currency. All changes in the fair value of these derivatives are recorded in accumulated other comprehensive loss, offsetting the currency translation adjustment of the related investment that is also recorded in accumulated other comprehensive loss. These derivatives will mature on dates ranging from July 2020 to February 2030.

The Company has issued foreign-currency-denominated long-term debt as hedges of net investments of certain of its foreign operations. These foreign-currency-denominated long-term debt issuances are designated and qualify as nonderivative hedging instruments. Accordingly, the foreign currency translation of these debt instruments is recorded in accumulated other comprehensive loss, offsetting the foreign currency translation adjustment of the related net investment that is also recorded in accumulated other comprehensive loss.

Cash Flow Hedges

The Company is a party to receive fixed-rate, pay fixed-rate cross-currency interest rate swaps to hedge the currency exposure associated with the forecasted payments of principal and interest of certain non-U.S. denominated debt. The swaps are designated as cash flow hedges of the currency risk related to payments on the non-U.S. denominated debt. The effective portion of changes in the fair value of derivatives designated as cash flow hedges of foreign exchange risk is recorded in accumulated other comprehensive loss and is subsequently reclassified into earnings in the period that the hedged forecasted transaction affects earnings. The hedged items are recognized foreign currency-denominated liabilities that are re-measured at spot exchange rates each period, and the assessment of effectiveness (and measurement of any ineffectiveness) is based on total changes in the related derivative's cash flows. As a result, the amount reclassified into earnings each period includes an amount that offsets the related transaction gain or loss arising from that re-measurement and the adjustment to earnings for the period's allocable portion of the initial spot-forward difference associated with the hedging instrument. These derivatives will mature on dates ranging from April 2022 to March 2034.

Financial Statement Presentation

Realized derivative gains and losses are recorded in interest, net, in the Company's Consolidated Statements of Income. Although subject to master netting arrangements, the Company does not offset derivative assets and liabilities in its Consolidated Balance Sheets. Derivatives with an unrealized gain are recorded in the Company's Consolidated Balance Sheets as either current or non-current assets, based on maturity date, and derivatives with an unrealized loss are recorded as either current or non-current liabilities, based on maturity date. Refer to [Note 7](#) for the net presentation of the Company's derivatives. Additionally, the Company records cash collateral received as amounts due to the counterparties exclusive of any derivative asset and records cash collateral it posts with counterparties as amounts receivable from those counterparties exclusive of any derivative liability.

Income Taxes

Income taxes are accounted for under the balance sheet method. Deferred tax assets and liabilities are recognized for the estimated future tax consequences attributable to differences between the financial statement carrying amounts of existing assets and liabilities and their respective tax bases ("temporary differences"). Deferred tax assets and liabilities are measured using enacted tax rates in effect for the year in which those temporary differences are expected to be recovered or settled. The effect on deferred tax assets and liabilities of a change in tax rate is recognized in income in the period that includes the enactment date.

Deferred tax assets are evaluated for future realization and reduced by a valuation allowance to the extent that a portion is not more likely than not to be realized. Many factors are considered when assessing whether it is more likely than not that the deferred tax assets will be realized, including recent cumulative earnings, expectations of future taxable income, carryforward periods, and other relevant quantitative and qualitative factors. The recoverability of the deferred tax assets is evaluated by assessing the adequacy of future expected taxable income from all sources, including reversal of taxable temporary differences, forecasted operating earnings and available tax planning strategies. These sources of income rely heavily on estimates.

The Tax Cuts and Jobs Act contains a provision which subjects a US parent of a foreign subsidiary to current US tax on its global intangible low-taxed income ("GILTI"). The GILTI income is eligible for a deduction, which lowers the effective tax rate to 10.5% for calendar years 2018 through 2025 and 13.125% after 2025. The Company will report the tax impact of GILTI as a period cost when incurred. Accordingly, the Company is not providing deferred taxes for basis differences expected to reverse as GILTI.

In determining the provision for income taxes, an annual effective income tax rate is used based on annual income, permanent differences between book and tax income, and statutory income tax rates. Discrete events such as audit settlements or changes in tax laws are recognized in the period in which they occur.

The Company records a liability for unrecognized tax benefits resulting from uncertain tax positions taken or expected to be taken in a tax return. The Company records interest and penalties related to unrecognized tax benefits in interest expense and operating, selling, general and administrative expenses, respectively, in the Company's Consolidated Statements of Income. Refer to [Note 9](#) for additional income tax disclosures.

In February 2018, the FASB issued ASU 2018-02, *Income Statement—Reporting Comprehensive Income (Topic 220): Reclassification of Certain Tax Effects from Accumulated Other Comprehensive Income* ("ASU 2018-02"). This ASU provides that the stranded tax effects from the Tax Cuts and Jobs Act of 2017 ("Tax Act") in accumulated other comprehensive loss may be reclassified to retained earnings. The Company adopted this ASU on February 1, 2018, which resulted in an immaterial negative adjustment to retained earnings.

Revenue Recognition

In May 2014, the FASB issued ASU 2014-09, *Revenue from Contracts with Customers (Topic 606)*. This ASU is a comprehensive new revenue recognition model that requires a company to recognize revenue to depict the transfer of goods or services to a customer at an amount that reflects the consideration it expects to receive in exchange for those goods or services. The Company adopted this ASU on February 1, 2018, using the modified retrospective approach and applied this ASU only to contracts not completed as of February 1, 2018. The accounting policies and other disclosures are below as well as the disclosure of disaggregated revenues in [Note 15](#). The impact of adopting this ASU was not material to the Consolidated Financial Statements.

Net Sales

The Company recognizes sales revenue, net of sales taxes and estimated sales returns, at the time it sells merchandise to the customer. eCommerce sales include shipping revenue and are recorded upon delivery to the customer. Additionally, estimated sales returns are calculated based on expected returns.

Membership Fee Revenue

The Company recognizes membership fee revenue both in the U.S. and internationally over the term of the membership, which is typically 12 months. Membership fee revenue was \$1.4 billion for each of fiscal 2019, 2018 and 2017, respectively. Membership fee revenue is included in membership and other income in the Company's Consolidated Statements of Income. Deferred membership fee is included in accrued liabilities in the Company's Consolidated Balance Sheets.

Gift Cards

Customer purchases of gift cards are not recognized as sales until the card is redeemed and the customer purchases merchandise using the gift card. Gift cards in the U.S. and some countries do not carry an expiration date; therefore, customers and members can redeem their gift cards for merchandise and services indefinitely. Gift cards in some countries where the Company does business have expiration dates. While gift cards are generally redeemed within 12 months, a certain number of gift cards, both with and without expiration dates, will not be fully redeemed. Management estimates unredeemed balances and recognizes revenue for these amounts in membership and other income in the Company's Consolidated Statements of Income over the expected redemption period. Management periodically reviews and updates its estimates.

Financial and Other Services

The Company recognizes revenue from service transactions at the time the service is performed. Generally, revenue from services is classified as a component of net sales in the Company's Condensed Consolidated Statements of Income.

Contract Balances

Contract balances as a result of transactions with customers primarily consist of receivables included in receivables, net, and deferred gift card revenue included in accrued liabilities in the Company's Condensed Consolidated Balance Sheets. The following table provides the Company's receivables and deferred gift card revenue from transactions with customers:

(Amounts in millions)	As of January 31, 2019	
Assets:		
Receivables from transactions with customers, net	\$	2,535
Liabilities:		
Deferred gift card revenue	\$	1,992

Cost of Sales

Cost of sales includes actual product cost, the cost of transportation to the Company's distribution facilities, stores and clubs from suppliers, the cost of transportation from the Company's distribution facilities to the stores, clubs and customers and the cost of warehousing for the Sam's Club segment and import distribution centers. Cost of sales is reduced by supplier payments that are not a reimbursement of specific, incremental and identifiable costs.

Payments from Suppliers

The Company receives consideration from suppliers for various programs, primarily volume incentives, warehouse allowances and reimbursements for specific programs such as markdowns, margin protection, advertising and supplier-specific fixtures. Payments from suppliers are accounted for as a reduction of cost of sales, except in certain limited situations when the payment is a reimbursement of specific, incremental and identifiable costs, and are recognized in the Company's Consolidated Statements of Income when the related inventory is sold.

Operating, Selling, General and Administrative Expenses

Operating, selling, general and administrative expenses include all operating costs of the Company, except cost of sales, as described above. As a result, the majority of the cost of warehousing and occupancy for the Walmart U.S. and Walmart International segments' distribution facilities is included in operating, selling, general and administrative expenses. Because the Company only includes a portion of the cost of its Walmart U.S. and Walmart International segments' distribution facilities in cost of sales, its gross profit and gross profit as a percentage of net sales may not be comparable to those of other retailers that may include all costs related to their distribution facilities in cost of sales and in the calculation of gross profit.

Advertising Costs

Advertising costs are expensed as incurred, consist primarily of print, television and digital advertisements and are recorded in operating, selling, general and administrative expenses in the Company's Consolidated Statements of Income. In certain limited situations, reimbursements from suppliers that are for specific, incremental and identifiable advertising costs are recognized as a reduction of advertising costs in operating, selling, general and administrative expenses. Advertising costs were \$3.5 billion, \$3.1 billion and \$2.9 billion for fiscal 2019, 2018 and 2017, respectively.

Currency Translation

The assets and liabilities of all international subsidiaries are translated from the respective local currency to the U.S. dollar using exchange rates at the balance sheet date. Related translation adjustments are recorded as a component of accumulated other comprehensive loss. The Company's Consolidated Statements of Income of all international subsidiaries are translated from the respective local currencies to the U.S. dollar using average exchange rates for the period covered by the income statements.

Recent Accounting Pronouncements*Leases*

In February 2016, the FASB issued ASU 2016-02, *Leases (Topic 842)*, which requires lease assets and liabilities to be recorded on the balance sheet. Certain qualitative and quantitative disclosures are also required. The Company will adopt this ASU and related amendments as of the beginning of the first quarter of the year ending January 31, 2020 ("fiscal 2020") and will be electing certain practical expedients permitted under the transition guidance, including to retain the historical lease classification as well as relief from reviewing expired or existing contracts to determine if they contain leases. The Company will be exempting leases with an initial term of twelve months or less from balance sheet recognition and, for most classes of assets, the Company will be combining non-lease components with lease components. Management has implemented and continues to implement new lease systems in connection with the adoption.

The adoption of this ASU and related amendments will result in total assets and liabilities increasing approximately \$15 billion, which is primarily due to recognizing approximately \$17.5 billion of operating lease assets and liabilities, partially offset by derecognizing approximately \$3 billion of assets and liabilities related to financial obligations connected with the construction of leased stores. Several other line items in the Company's Consolidated Balance Sheet will also be impacted by immaterial amounts. The Company's Consolidated Statements of Income and Consolidated Statements of Cash Flows will not be materially impacted. Finally, management expects the first quarter fiscal 2020 disclosure of future operating commitments to significantly increase compared to the aggregate minimum rentals disclosed in [Note 11](#), primarily because the new standard requires reasonably assured renewals be included.

Financial Instruments

In June 2016, the FASB issued ASU 2016-13, *Financial Instruments—Credit Losses (Topic 326)*, which modifies the measurement of expected credit losses of certain financial instruments. The Company will adopt this ASU on February 1, 2020. Management is currently evaluating this ASU to determine its impact to the Company's consolidated financial statements.

Note 2. Net Income Per Common Share

Basic net income per common share attributable to Walmart is based on the weighted-average common shares outstanding during the relevant period. Diluted net income per common share attributable to Walmart is based on the weighted-average common shares outstanding during the relevant period adjusted for the dilutive effect of share-based awards. The Company did not have significant share-based awards outstanding that were antidilutive and not included in the calculation of diluted net income per common share attributable to Walmart for fiscal 2019, 2018 and 2017.

The following table provides a reconciliation of the numerators and denominators used to determine basic and diluted net income per common share attributable to Walmart:

(Amounts in millions, except per share data)	Fiscal Years Ended January 31,		
	2019	2018	2017
Numerator			
Consolidated net income	\$ 7,179	\$ 10,523	\$ 14,299
Consolidated net income attributable to noncontrolling interest	(506)	(661)	(650)
Consolidated net income attributable to Walmart	\$ 6,673	\$ 9,862	\$ 13,649
Denominator			
Weighted-average common shares outstanding, basic	2,929	2,995	3,101
Dilutive impact of stock options and other share-based awards	16	15	11
Weighted-average common shares outstanding, diluted	2,945	3,010	3,112
Net income per common share attributable to Walmart			
Basic	\$ 2.28	\$ 3.29	\$ 4.40
Diluted	2.26	3.28	4.39

Note 3. Shareholders' Equity

The total authorized shares of \$0.10 par value common stock is 11.0 billion, of which 2.9 billion and 3.0 billion were issued and outstanding as of January 31, 2019 and 2018, respectively.

Share-Based Compensation

The Company has awarded share-based compensation to associates and nonemployee directors of the Company. The compensation expense recognized for all stock incentive plans, including expense associated with plans of the Company's consolidated subsidiaries granted in the subsidiaries' respective stock, was \$773 million, \$626 million and \$596 million for fiscal 2019, 2018 and 2017, respectively. Share-based compensation expense is generally included in operating, selling, general and administrative expenses in the Company's Consolidated Statements of Income. The total income tax benefit recognized for share-based compensation was \$181 million, \$150 million and \$212 million for fiscal 2019, 2018 and 2017, respectively. The following table summarizes the Company's share-based compensation expense by award type for all plans:

(Amounts in millions)	Fiscal Years Ended January 31,		
	2019	2018	2017
Restricted stock and performance share units	\$ 293	\$ 234	\$ 237
Restricted stock units	456	368	332
Other	24	24	27
Share-based compensation expense	\$ 773	\$ 626	\$ 596

The Walmart Inc. Stock Incentive Plan of 2015 (the "Plan"), as amended and restated effective February 23, 2016, as amended further as of February 1, 2017, and as renamed on February 1, 2018, was established to grant stock options, restricted (non-vested) stock, performance share units and other equity compensation awards for which 269 million shares of Walmart common stock issued or to be issued under the Plan have been registered under the Securities Act of 1933, as amended. The Company believes that such awards serve to align the interests of its associates with those of its shareholders.

The Plan's award types are summarized as follows:

- **Restricted Stock and Performance Share Units:** Restricted stock awards are for shares that vest based on the passage of time and include restrictions related to employment. Performance share units vest based on the passage of time and achievement of performance criteria and may range from 0% to 150% of the original award amount. Vesting periods for these awards are generally between one and three years. Restricted stock and performance share units may be settled or deferred in stock and are accounted for as equity in the Company's Consolidated Balance Sheets. The fair value of restricted stock awards is determined on the date of grant and is expensed ratably over the vesting period. The fair value of performance share units is determined on the date of grant using the Company's stock price discounted for the expected dividend yield through the vesting period and is recognized over the vesting period. The weighted-average discount for the dividend yield used to determine the fair value of performance share units in fiscal 2019, 2018 and 2017 was 6.2%, 7.2% and 8.3%, respectively.
- **Restricted Stock Units:** Restricted stock units provide rights to Company stock after a specified service period; generally 50% vest three years from the grant date and the remaining 50% vest five years from the grant date. The fair value of each restricted stock unit is determined on the date of grant using the stock price discounted for the expected dividend yield through the vesting period and is recognized ratably over the vesting period. The expected dividend yield is based on the anticipated dividends over the vesting period. The weighted-average discount for the dividend yield used to determine the fair value of restricted stock units granted in fiscal 2019, 2018 and 2017 was 7.2%, 9.0% and 9.0%, respectively.

In addition to the Plan, the Company's United Kingdom subsidiary has stock option plans for certain colleagues which generally vest over three years. The stock option share-based compensation expense is included in the Other line in the table above.

Flipkart also maintains a stock option plan primarily for the benefit of employees and nonemployee directors under which options to acquire Flipkart common shares may be issued. The grants have no exercise price and no compensation expense was recognized during fiscal 2019 due to a liquidity event performance condition that was not deemed probable of occurrence.

The following table shows the activity for restricted stock and performance share units and restricted stock units during fiscal 2019:

(Shares in thousands)	Restricted Stock and Performance Share Units ⁽¹⁾		Restricted Stock Units	
	Shares	Weighted-Average Grant-Date Fair Value Per Share	Shares	Weighted-Average Grant-Date Fair Value Per Share
Outstanding as of February 1, 2018	8,558	\$ 70.47	26,153	\$ 66.48
Granted	3,600	84.94	7,946	80.94
Vested/terminated	(2,448)	74.67	(5,534)	69.52
Forfeited	(911)	68.24	(2,620)	69.74
Outstanding as of January 31, 2019	8,799	\$ 75.38	23,955	\$ 70.47

(1) Assumes payout rate at 100% for Performance Share Units.

The following table includes additional information related to restricted stock and performance share units and restricted stock units:

Amounts in millions, except years	Fiscal Years Ended January 31,		
	2019	2018	2017
Fair value of restricted stock and performance share units vested	\$ 183	\$ 181	\$ 149
Fair value of restricted stock units vested	396	344	261
Unrecognized compensation cost for restricted stock and performance share units	362	291	211
Unrecognized compensation cost for restricted stock units	1,002	972	966
Weighted average remaining period to expense for restricted stock and performance share units (years)	1.1	1.2	1.3
Weighted average remaining period to expense for restricted stock units (years)	3.6	1.8	1.9

Share Repurchase Program

From time to time, the Company repurchases shares of its common stock under share repurchase programs authorized by the Company's Board of Directors. All repurchases made during fiscal year 2019 were made under the current \$20.0 billion share repurchase program approved in October 2017, which has no expiration date or other restrictions limiting the period over which the Company can make share repurchases. As of January 31, 2019, authorization for \$11.3 billion of share repurchases remained under the share repurchase program. Any repurchased shares are constructively retired and returned to an unissued status.

The Company regularly reviews share repurchase activity and considers several factors in determining when to execute share repurchases, including, among other things, current cash needs, capacity for leverage, cost of borrowings, results of operations and the market price of the Company's common stock. The following table provides, on a settlement date basis, the number of shares repurchased, average price paid per share and total amount paid for share repurchases for fiscal 2019, 2018 and 2017:

(Amounts in millions, except per share data)	Fiscal Years Ended January 31,		
	2019	2018	2017
Total number of shares repurchased	79.5	104.9	119.9
Average price paid per share	\$ 93.18	\$ 79.11	\$ 69.18
Total cash paid for share repurchases	\$ 7,410	\$ 8,296	\$ 8,298

Note 4. Accumulated Other Comprehensive Loss

The following table provides the changes in the composition of total accumulated other comprehensive loss for fiscal 2019, 2018 and 2017:

(Amounts in millions and net of income taxes)	Currency Translation and Other	Net Investment Hedges	Unrealized Gain on Available-for-Sale Securities	Cash Flow Hedges	Minimum Pension Liability	Total
Balances as of February 1, 2016	\$ (11,690)	\$ 1,022	\$ —	\$ (336)	\$ (593)	\$ (11,597)
Other comprehensive income (loss) before reclassifications, net	(2,617)	413	145	(22)	(369)	(2,450)
Amounts reclassified from accumulated other comprehensive loss, net	—	—	—	43	(0)	35
Balances as of January 31, 2017	(14,507)	1,435	145	(315)	(390)	(14,232)
Other comprehensive income (loss) before reclassifications, net	2,345	(405)	1,501	436	83	1,960
Amounts reclassified from accumulated other comprehensive loss, net	26	—	—	1	64	91
Balances as of January 31, 2018	(12,136)	1,030	1,646	122	(943)	(10,181)
Adoption of new accounting standards on February 1, 2018 ⁽¹⁾	89	93	(1,646)	28	—	(1,436)
Other comprehensive income (loss) before reclassifications, net	(2,093)	272	—	(339)	93	(2,067)
Reclassifications to income, net ⁽²⁾	2,055	—	—	49	38	2,142
Balances as of January 31, 2019	\$ (12,085)	\$ 1,395	\$ —	\$ (140)	\$ (712)	\$ (11,542)

(1) Primarily relates to the adoption of ASU 2016-01 and ASU 2018-02.

(2) Includes a cumulative foreign currency translation loss of \$2.0 billion, for which there was no related income taxes, upon sale of the majority stake in Walmart Brazil (see Note 13).

The income tax impact for each of the amounts shown in the table above is immaterial. Amounts reclassified from accumulated other comprehensive loss for derivatives are recorded in interest, net, in the Company's Consolidated Statements of Income, and the amounts for the minimum pension liability, as well as the cumulative translation resulting from the disposition of a business, are recorded in other gains and losses in the Company's Consolidated Statements of Income.

Note 5. Accrued Liabilities

The Company's accrued liabilities consist of the following as of January 31, 2019 and 2018:

(Amounts in millions)	January 31,	
	2019	2018
Accrued wages and benefits ⁽¹⁾	\$ 6,504	\$ 6,398
Self insurance ⁽²⁾	3,979	3,737
Accrued non-income taxes ⁽³⁾	2,979	3,073
Deferred gift card revenue	1,932	2,017
Other ⁽⁴⁾	6,765	6,297
Total accrued liabilities	\$ 22,159	\$ 22,122

(1) Accrued wages and benefits include accrued wages, salaries, vacation, bonuses and other incentive plans.

(2) Self insurance consists of insurance-related liabilities, such as workers' compensation, general liability, auto liability, product liability and certain employee-related healthcare benefits.

(3) Accrued non-income taxes include accrued payroll, value added, sales and miscellaneous other taxes.

(4) Other accrued liabilities consist of various items such as maintenance, utilities, advertising, interest and legal contingencies.

Note 6. Short-term Borrowings and Long-term Debt

Short-term borrowings consist of commercial paper and lines of credit. Short-term borrowings as of January 31, 2019 and 2018 were \$5.2 billion and \$5.3 billion, respectively, with weighted-average interest rates of 2.7% and 1.5%, respectively.

The Company has various committed lines of credit in the U.S., committed with 22 financial institutions, totaling \$15.0 billion and \$12.5 billion as of January 31, 2019 and 2018, respectively. These committed lines of credit are summarized in the following table:

(Amounts in millions)	January 31, 2019			January 31, 2018		
	Available	Drawn	Undrawn	Available	Drawn	Undrawn
Five-year credit facility ⁽¹⁾	\$ 5,000	\$ —	\$ 5,000	\$ 5,000	\$ —	\$ 5,000
364-day revolving credit facility ⁽¹⁾	10,000	—	10,000	7,500	—	7,500
Total	\$ 15,000	\$ —	\$ 15,000	\$ 12,500	\$ —	\$ 12,500

(1) In May 2018, the Company renewed and extended its existing five-year credit facility and its existing 364-day revolving credit facility, both of which are used to support its commercial paper program.

The committed lines of credit in the table above mature at various times between May 2019 and May 2023, carry interest rates generally ranging between LIBOR plus 10 basis points and LIBOR plus 75 basis points, and incur commitment fees ranging between 1.5 and 4.0 basis points. In conjunction with the committed lines of credit listed in the table above, the Company has agreed to observe certain covenants, the most restrictive of which relates to the maximum amount of secured debt. Additionally, the Company also maintains other committed lines of credit outside of the U.S., with available amounts of approximately \$3.0 billion and \$4.0 billion as of January 31, 2019 and 2018, respectively, of which approximately \$0.2 billion and no amount was drawn as of January 31, 2019 and 2018, respectively.

Apart from the committed lines of credit, the Company has syndicated and fronted letters of credit available totaling \$1.8 billion as of January 31, 2019 and 2018, of which \$1.6 billion and \$1.5 billion was drawn as of January 31, 2019 and 2018, respectively. The Company also has trade letters of credit, without stated limits, of which \$0.4 billion was drawn as of January 31, 2019 and 2018.

The Company's long-term debt, which includes the fair value instruments further discussed in [Note 8](#), consists of the following as of January 31, 2019 and 2018:

(Amounts in millions)	Maturity Dates By Fiscal Year	January 31, 2019		January 31, 2018	
		Amount	Average Rate ⁽¹⁾	Amount	Average Rate ⁽¹⁾
Unsecured debt					
Fixed	2020 - 2049	\$ 35,816	3.9%	\$ 24,540	3.9%
Variable	2020 - 2022	1,800	2.9%	800	4.1%
Total U.S. dollar denominated		37,616		25,340	
Fixed	2023 - 2030	2,870	3.3%	3,301	3.3%
Variable		—		—	
Total Euro denominated		2,870		3,301	
Fixed	2031 - 2039	3,524	5.4%	3,801	5.4%
Variable		—		—	
Total Sterling denominated		3,524		3,801	
Fixed	2021 - 2028	1,651	0.4%	1,655	0.4%
Variable		—		—	
Total Yen denominated		1,651		1,655	
Total unsecured debt		45,661		33,897	
Total other⁽²⁾		(265)		(154)	
Total debt		45,396		33,743	
Less amounts due within one year		(1,190)		(2,738)	
Long-term debt		\$ 43,520		\$ 30,045	

(1) The average rate represents the weighted average stated rate for each corresponding debt category, based on year-end balances and year-end interest rates. Interest costs are also impacted by certain derivatives described in [Note 8](#).

(2) Includes deferred loan costs, discounts, fair value hedges, foreign held debt and secured debt. As of January 31, 2019 and 2018 the Company had secured debt in the amount of \$8 million and \$10 million, respectively, which was collateralized by property that had an aggregate carrying amount of \$82 million and \$101 million, respectively.

As of January 31, 2018, the Company had \$500 million in debt with embedded put options. These bonds matured in June 2018, and were fully repaid. The issuance of money market puttable reset securities in the amount of \$500 million is structured to be remarketed in connection with the annual reset of the interest rate. If, for any reason, the remarketing of the notes does not occur at the time of any interest rate reset, the holders of the notes must sell and the Company must repurchase the notes at par.

Accordingly as of January 31, 2018, this issuance was classified as long-term debt due within one year in the Company's Consolidated Balance Sheets.

Annual maturities of long-term debt during the next five years and thereafter are as follows:

(Amounts in millions)		Annual Maturities	
Fiscal Year			
2020	\$		1,876
2021			5,347
2022			3,080
2023			2,644
2024			4,595
Thereafter			27,654
Total	\$		45,396

Debt Issuances

Information on long-term debt issued during fiscal 2019 to fund a portion of the purchase price for the Flipkart acquisition discussed in [Note 13](#) and for general corporate purposes, is as follows:

(Amounts in millions)					
Issue Date	Principal Amount	Maturity Date	Fixed vs. Floating	Interest Rate	Net Proceeds
June 27, 2018	750 USD	June 23, 2020	Floating	Floating	\$ 748
June 27, 2018	1,250 USD	June 23, 2020	Fixed	2.850%	1,247
June 27, 2018	750 USD	June 23, 2021	Floating	Floating	748
June 27, 2018	1,750 USD	June 23, 2021	Fixed	3.125%	1,745
June 27, 2018	2,750 USD	June 26, 2023	Fixed	3.400%	2,740
June 27, 2018	1,500 USD	June 26, 2025	Fixed	3.550%	1,490
June 27, 2018	2,750 USD	June 26, 2028	Fixed	3.700%	2,725
June 27, 2018	1,500 USD	June 28, 2038	Fixed	3.950%	1,473
June 27, 2018	3,000 USD	June 29, 2048	Fixed	4.050%	2,935
Various	21 USD	Various	Various	Various	21
Total					\$ 15,872

The June 2018 issuances are senior, unsecured notes which rank equally with all other senior, unsecured debt obligations of the Company, and are not convertible or exchangeable. These issuances do not contain any financial covenants and do not restrict the Company's ability to pay dividends or repurchase company stock.

During fiscal 2018, significant long-term debt issuances were as follows:

(Amounts in millions)					
Issue Date	Principal Amount	Maturity Date	Fixed vs. Floating	Interest Rate	Net Proceeds
July 18, 2017	78,000 JPY	July 15, 2022	Fixed	0.167%	\$ 819
July 18, 2017	48,000 JPY	July 18, 2024	Fixed	0.298%	354
July 18, 2017	60,000 JPY	July 16, 2027	Fixed	0.520%	530
October 20, 2017	300 USD	October 9, 2019	Floating	Floating	299
October 20, 2017	1,200 USD	October 9, 2019	Fixed	1.750%	1,198
October 20, 2017	1,250 USD	December 15, 2020	Fixed	1.900%	1,245
October 20, 2017	1,250 USD	December 15, 2022	Fixed	2.350%	1,245
October 20, 2017	1,000 USD	December 15, 2024	Fixed	2.650%	996
October 20, 2017	1,000 USD	December 15, 2047	Fixed	3.625%	990
Total					\$ 7,476

As described in [Note 8](#), the prior year issuances of foreign-currency-denominated long-term debt are designated as a hedge of the Company's net investment in Japan.

Repayments and Extinguishments

The following table provides details of debt repayments during fiscal 2019 :

(Amounts in millions)

Maturity Date	Principal Amount	Fixed vs. Floating	Interest Rate	Repayment
February 15, 2018	1,250 USD	Fixed	5.000%	\$ 1,250
April 11, 2018	1,250 USD	Fixed	1.125%	1,250
June 1, 2018	500 USD	Floating	Floating	500
December 15, 2018	724 USD	Fixed	1.950%	724
Various ⁽¹⁾	60 USD	Various	Various	60
Total				\$ 3,784

(1) Includes repayments of smaller long-term debt as it matured in several non-U.S. operations.

During fiscal 2018, the following long-term debt matured and was repaid:

(Amounts in millions)

Maturity Date	Principal Amount	Fixed vs. Floating	Interest Rate	Repayment ⁽²⁾
April 5, 2017	1,000 USD	Fixed	5.375%	\$ 1,000
April 21, 2017	500 USD	Fixed	1.000%	500
Various ⁽¹⁾	289 USD	Various	Various	289
Total repayment of matured debt				1,789
December 15, 2018	1,000 USD	Fixed	1.950%	\$ 276
February 1, 2019	500 USD	Fixed	4.125%	136
July 8, 2020	1,500 USD	Fixed	3.625%	661
October 25, 2020	1,750 USD	Fixed	3.250%	553
April 15, 2021	1,000 USD	Fixed	4.250%	491
October 16, 2023	250 USD	Fixed	6.750%	99
April 5, 2027	750 USD	Fixed	5.875%	267
February 15, 2030	500 USD	Fixed	7.550%	412
September 4, 2035	2,500 USD	Fixed	5.250%	532
September 26, 2035	1,000 GBP	Fixed	5.250%	260
August 17, 2037	3,000 USD	Fixed	6.500%	1,700
April 15, 2038	2,000 USD	Fixed	6.200%	1,081
January 19, 2039	1,000 GBP	Fixed	4.875%	851
April 2, 2040	1,250 USD	Fixed	5.625%	499
July 9, 2040	750 USD	Fixed	4.875%	372
October 25, 2040	1,250 USD	Fixed	5.000%	731
April 15, 2041	2,000 USD	Fixed	5.625%	1,002
April 11, 2043	1,000 USD	Fixed	4.000%	291
October 2, 2043	750 USD	Fixed	4.750%	481
April 22, 2044	1,000 USD	Fixed	4.300%	498
Total repayment of extinguished debt				11,272
Total				\$ 13,061

(1) Includes repayments of smaller long-term debt as it matured in several non-U.S. operations.

(2) Represents portion of the principal amount repaid during fiscal 2018.

In fiscal 2018, in connection with extinguishing debt, the Company paid premiums of approximately \$3.1 billion which resulted in a loss on extinguishment of debt of approximately \$3.1 billion.

Note 7. Fair Value Measurements

Assets and liabilities recorded at fair value are measured using the fair value hierarchy, which prioritizes the inputs used in measuring fair value. The levels of the fair value hierarchy are:

- Level 1: observable inputs such as quoted prices in active markets;
- Level 2: inputs other than quoted prices in active markets that are either directly or indirectly observable; and
- Level 3: unobservable inputs for which little or no market data exists, therefore requiring the Company to develop its own assumptions.

The Company measures the fair value of equity investments (primarily its investment in JD) on a recurring basis and records them in other long-term assets in the accompanying Consolidated Balance Sheets. Measurement details about the Company's two portions of the investment in JD are as follows:

- The purchased portion of the investment in JD measured using Level 1 inputs, which prior to fiscal 2019 was classified as available-for-sale with changes in fair value recognized through other comprehensive income; and
- The portion of the investment in JD received in exchange for selling certain assets related to Yihaojian, the Company's former eCommerce operation in China, measured using Level 2 inputs. Fair value is determined primarily using quoted prices in active markets for similar assets. Prior to fiscal 2019, the investment was carried at cost.

Information for the cost basis, carrying value and fair value of the Company's investment in JD is as follows:

(Amounts in millions)	Cost Basis	Carrying Value as of January 31, 2018	Fair Value as of February 1, 2018	Fair Value as of January 31, 2019
Investment in JD measured using Level 1 inputs	\$ 1,901	\$ 1,547	\$ 3,547 ⁽¹⁾	\$ 1,791
Investment in JD measured using Level 2 inputs	1,490	1,490	3,559 ⁽²⁾	1,792
Total	\$ 3,391	\$ 3,037	\$ 7,106	\$ 3,583 ⁽³⁾

(1) Fair value was already recognized on the balance sheet. Upon adoption of the new financial instrument standard on February 1, 2018, the excess of fair value over cost was reclassified from accumulated other comprehensive loss to retained earnings.

(2) Upon adoption of the new financial instrument standard on February 1, 2018, the excess of fair value over cost was recognized by increasing the carrying value of the asset and retained earnings.

(3) The decreases in fair value from February 1, 2018 to January 31, 2019 of \$ 3.5 billion was recognized in net income and included in other gains and losses in the Company's Consolidated Statements of Income.

The Company also has derivatives. Derivative fair values are the estimated amounts the Company would receive or pay upon termination of the related derivative agreements as of the reporting dates. The fair values have been measured using the income approach and Level 2 inputs, which include the relevant interest rate and foreign currency forward curves. As of January 31, 2019 and January 31, 2018, the notional amounts and fair values of these derivatives were as follows:

(Amounts in millions)	January 31, 2019		January 31, 2018	
	Notional Amount	Fair Value	Notional Amount	Fair Value
Receive fixed-rate, pay variable-rate interest rate swaps designated as fair value hedges	\$ 4,000	\$ (78)	\$ 4,000	\$ (91)
Receive fixed-rate, pay fixed-rate cross-currency swaps designated as net investment hedges	2,250	394	2,250	208
Receive fixed-rate, pay fixed-rate cross-currency swaps designated as cash flow hedges	4,173	(272)	4,523	205
Total	\$ 10,423	\$ (16)	\$ 10,773	\$ 322

Nonrecurring Fair Value Measurements

In addition to assets and liabilities that are recorded at fair value on a recurring basis, the Company's assets and liabilities are also subject to nonrecurring fair value measurements. Generally, assets are recorded at fair value on a nonrecurring basis as a result of impairment charges.

As discussed in Note 13, the Company sold the majority stake in Walmart Brazil during fiscal 2019. The assets of the disposal group totaled \$3.3 billion and were comprised of \$1.0 billion in current assets, \$1.6 billion in property and equipment and property under capital lease and financing obligations, net, and \$0.7 billion of other long-term assets. When measured as held for sale, these assets were fully impaired as the carrying value of the disposal group exceeded the fair value, less costs to sell and contributed to a pre-tax net loss of \$4.8 billion in the Walmart International segment, which was recorded in other gains and losses in the Company's Consolidated Statement of Income. Other impairment charges to assets measured at fair value on a nonrecurring basis during fiscal 2019 were immaterial.

For the fiscal year ended January 31, 2018, the Company recorded impairment charges related to assets measured at fair value on a non-recurring basis of approximately \$1.4 billion primarily related to the following:

- in the Sam's Club segment as discussed in [Note 14](#), \$0.6 billion for restructuring charges for closures of underperforming clubs; the impaired assets consisted primarily of buildings and related store fixtures, and leased assets of its retail operations;
- in the Walmart International segment as discussed in [Note 14](#), \$0.2 billion for restructuring charges for the wind-down of the Brazil first-party eCommerce business; the impaired assets consisted primarily of fixtures and equipment; and
- immaterial discontinued real estate projects in the Walmart U.S. and Sam's Club segments and decisions to exit certain international properties in the Walmart International segment.

These impairment charges were classified in operating, selling, general and administrative expenses in the Company's Consolidated Statements of Income. The fair value was determined based on comparable market values of similar properties or on a rental income approach, using Level 2 inputs. Impairment charges not related to restructuring or decisions to exit properties for fiscal 2018 were not material.

Other Fair Value Disclosures

The Company records cash and cash equivalents, restricted cash and short-term borrowings at cost. The carrying values of these instruments approximate their fair value due to their short-term maturities.

The Company's long-term debt is also recorded at cost. The fair value is estimated using Level 2 inputs based on the Company's current incremental borrowing rate for similar types of borrowing arrangements. The carrying value and fair value of the Company's long-term debt as of January 31, 2019 and 2018, are as follows:

(Amounts in millions)	January 31, 2019		January 31, 2018	
	Carrying Value	Fair Value	Carrying Value	Fair Value
Long-term debt, including amounts due within one year	\$ 45,396	\$ 49,570	\$ 33,703	\$ 38,766

Note 8. Derivatives

In connection with various derivative agreements, including master netting arrangements, the Company held cash collateral from counterparties of \$220 million and \$279 million as of January 31, 2019 and January 31, 2018, respectively. Furthermore, as part of the master netting arrangements with each of these counterparties, the Company is also required to post collateral with a counterparty if the Company's net derivative liability position exceeds \$150 million with such counterparties. The Company did not have any cash collateral posted with counterparties as of January 31, 2019 and January 31, 2018, respectively.

As of January 31, 2019 and January 31, 2018, the Company had \$180 billion of outstanding long-term debt designated as a hedge of its net investment in Japan, as well as outstanding long-term debt of £1.7 billion as of January 31, 2019 and January 31, 2018 that was designated as a hedge of its net investment in the United Kingdom. These nonderivative net investment hedges will mature on dates ranging from July 2020 to January 2039.

The Company's derivatives, as well as its nonderivative debt instruments designated and qualifying as net investment hedges, were classified as follows as of January 31, 2019 and 2018 in the Company's Consolidated Balance Sheets:

(Amounts in millions)	January 31, 2019			January 31, 2018		
	Fair Value Hedges	Net Investment Hedges	Cash Flow Hedges	Fair Value Hedges	Net Investment Hedges	Cash Flow Hedges
Derivative assets:						
Other long-term assets	\$ —	\$ 334	\$ 78	\$ —	\$ 208	\$ 300
Derivative liabilities:						
Deferred income taxes and other	78	—	300	91	—	95
Nonderivative hedging instruments						
Long-term debt	—	3,863	—	—	4,041	—

Amounts related to the Company's derivatives expected to be reclassified from accumulated other comprehensive loss to net income during the next 12 months are not significant.

Note 9. Taxes

The components of income before income taxes are as follows:

(Amounts in millions)	Fiscal Years Ended January 31,		
	2019	2018	2017
U.S.	15,875	10,722	15,680
Non-U.S.	(8,415)	4,401	4,817
Total income before income taxes	11,460	15,123	20,497

A summary of the provision for income taxes is as follows:

(Amounts in millions)	Fiscal Years Ended January 31,		
	2019	2018	2017
Current:			
U.S. federal	\$ 2,763	\$ 2,998	\$ 3,454
U.S. state and local	493	405	495
International	1,495	1,377	1,510
Total current tax provision	4,751	4,780	5,459
Deferred:			
U.S. federal	(363)	(22)	1,054
U.S. state and local	(34)	(12)	51
International	(99)	(146)	(360)
Total deferred tax expense (benefit)	(496)	(180)	745
Total provision for income taxes	\$ 4,255	\$ 4,600	\$ 6,204

In December 2017, the Tax Act was enacted and significantly changed U.S. income tax law. Beginning January 2018, the Tax Act reduced the U.S. statutory tax rate and created new taxes focused on foreign-sourced earnings and related party payments, including the creation of the base erosion anti-abuse tax and a new tax on global intangible low-taxed income ("GILTI"). In addition, the Company was subject to a one-time transition tax in fiscal 2018 on accumulated foreign subsidiary earnings not previously subject to U.S. income tax.

The SEC staff issued Staff Accounting Bulletin No. 118, *Income Tax Accounting Implications of the Tax Cuts and Jobs Act* ("SAB 118"), which allowed companies to record provisional amounts during a measurement period not to extend beyond one year of the enactment date. Due to the timing of the enactment and the complexity involved in applying the provisions of the Tax Act, the Company made reasonable estimates of the effects and recorded provisional amounts in its financial statements as of January 31, 2018, in accordance with SAB 118. The Company elected to apply the

measurement period provisions of this guidance to certain income tax effects of the Tax Act when it became effective. The provisional measurement period ended in the fourth quarter of fiscal 2019. While management believes the Company's accounting for Tax Reform is complete, it is based on prevailing regulations and currently available information, and any additional guidance issued by the IRS could impact the aforementioned amounts in future periods. The net tax benefit recognized in fiscal 2018 related to the Tax Act was \$207 million, and in fiscal 2019, the Company recorded \$442 million of additional tax expense related to the Tax Act, included as a component of provision for income taxes.

One-time Transition Tax

The Tax Act required the Company to pay U.S. income taxes on accumulated foreign subsidiary earnings not previously subject to U.S. income tax at a rate of 15.5% to the extent of foreign cash and certain other net current assets, as defined by the Tax Act, and 8.0% on the remaining earnings. In fiscal 2018, the Company recorded a provisional amount of \$1.9 billion of additional income tax expense for its one-time transitional tax liability. The Company finalized the calculations of the Transition Tax liability and increased the provisional amount by \$413 million, with the increase included as a component of provision for income taxes in fiscal 2019.

Deferred Tax Effects

The Tax Act reduced the U.S. statutory tax rate from 35.0% to 21.0%, beginning January 2018. Accordingly, the Company re-measured its deferred taxes as of January 31, 2018, to reflect the reduced rate that will apply in future periods when these deferred taxes are settled or realized. In fiscal 2018, the Company recognized a deferred tax benefit of \$2.1 billion to reflect the reduced U.S. tax rate and other effects of the Tax Act. In fiscal 2018, the Company made no provisional adjustment with respect to the GILTI provision of the Tax Act. Upon finalizing the provisional accounting for the remeasurement of U.S. deferred tax assets and liabilities in fiscal 2019, the Company recorded an additional tax benefit of \$75 million, which is included as a component of provision for income taxes.

Effective Income Tax Rate Reconciliation

In the past, the Company's effective income tax rate was typically lower than the U.S. statutory tax rate primarily because of benefits from lower-taxed global operations, including the use of global funding structures and certain U.S. tax credits as further discussed in the "Cash and Cash Equivalents" section of [Note 1](#). However, beginning January 2018, the US statutory rate of 21.0% generally falls below statutory rates in international jurisdictions. A reconciliation of the significant differences between the U.S. statutory tax rate and the effective income tax rate on pretax income from continuing operations is as follows:

	Fiscal Years Ended January 31,		
	2019	2018	2017
U.S. statutory tax rate	21.0%	33.8%	35.0%
U.S. state income taxes, net of federal income tax benefit	3.3%	1.8%	1.7%
Impact of the Tax Act:			
One-time transition tax	3.6%	12.3%	—%
Deferred tax effects	(0.7)%	(14.1)%	—%
Income taxed outside the U.S.	(3.5)%	(6.3)%	(4.5)%
Disposition of Wal-Mart Brazil	6.7%	—%	—%
Valuation allowance	6.4%	2.1%	—%
Net impact of repatriated international earnings	0.8%	(0.1)%	(1.0)%
Federal tax credits	(1.2)%	(0.9)%	(0.6)%
Other, net	1.0%	1.8%	(0.3)%
Effective income tax rate	37.4%	30.4%	30.3%

Deferred Taxes

The significant components of the Company's deferred tax account balances are as follows:

	January 31,	
	2019	2018
(Amounts in millions)		
Deferred tax assets:		
Loss and tax credit carryforwards	\$ 2,964	\$ 1,999
Accrued liabilities	2,135	2,482
Share-based compensation	245	217
Other	1,131	1,251
Total deferred tax assets	6,475	5,949
Valuation allowances	(2,440)	(1,947)
Deferred tax assets, net of valuation allowances	4,035	4,002
Deferred tax liabilities:		
Property and equipment	4,175	3,954
Acquired intangibles	2,099	401
Inventory	1,354	1,153
Other	899	540
Total deferred tax liabilities	8,527	6,048
Net deferred tax liabilities	\$ 4,492	\$ 1,952

The deferred taxes noted above are classified as follows in the Company's Consolidated Balance Sheets:

	January 31,	
	2019	2018
(Amounts in millions)		
Balance Sheet classification		
Assets:		
Other long-term assets	\$ 1,796	\$ 1,879
Liabilities:		
Deferred income taxes and other	6,296	3,831
Net deferred tax liabilities	\$ 4,500	\$ 1,952

Unremitted Earnings

Prior to the Tax Act, the Company asserted that all unremitted earnings of its foreign subsidiaries were considered indefinitely reinvested. As a result of the Tax Act, the Company reported and paid U.S. tax on the majority of its previously unremitted foreign earnings. During fiscal 2019, the Company repatriated to the U.S. \$5.3 billion of cash relating to fiscal 2019 and prior earnings at a tax cost of approximately \$40 million. As of January 31, 2019, the Company has not recorded approximately \$3 billion of deferred tax liabilities associated with remaining unremitted foreign earnings considered indefinitely reinvested, for which U.S. and foreign income and withholding taxes would be due upon repatriation.

Net Operating Losses, Tax Credit Carryforwards and Valuation Allowances

As of January 31, 2019, the Company had net operating loss and capital loss carryforwards totaling \$12.2 billion. Of these carryforwards, \$8.0 billion will expire, if not utilized, in various years through 2039. The remaining carryforwards have no expiration. As of January 31, 2019, the Company's transition tax calculation fully utilized all foreign tax credit carryforwards.

The recoverability of these future tax deductions and credits is evaluated by assessing the adequacy of future expected taxable income from all sources, including taxable income in prior carryback years, reversal of taxable temporary differences, forecasted operating earnings and available tax planning strategies. To the extent the Company does not consider it more likely than not that a deferred tax asset will be recovered, a valuation allowance is established. To the extent that a valuation allowance has been established and it is subsequently determined that it is more likely than not that the deferred tax assets will be recovered, the valuation allowance will be released.

The Company had valuation allowances of \$2.4 billion and \$1.8 billion as of January 31, 2019 and 2018, respectively, on deferred tax assets associated primarily with net operating loss carryforwards for which management has determined it is more likely than not that the deferred tax assets will not be realized. Net activity in the valuation allowance during fiscal 2019 related to the acquisition of Flipkart and disposal of Walmart Brazil, changes in judgment regarding the future realization of deferred tax assets, releases arising from the use of deferred tax assets and decreases due to operating loss expirations and fluctuations in currency exchange rates. Management believes that it is more likely than not that the remaining deferred tax assets will be fully realized.

Uncertain Tax Positions

The benefits of uncertain tax positions are recorded in the Company's Consolidated Financial Statements only after determining a more-likely-than-not probability that the uncertain tax positions will withstand challenge, if any, from taxing authorities.

As of January 31, 2019 and 2018, the amount of unrecognized tax benefits related to continuing operations was \$1.3 billion and \$1.0 billion, respectively. The amount of unrecognized tax benefits that would affect the Company's effective income tax rate was \$1.1 billion and \$690 million as of January 31, 2019 and 2018, respectively.

A reconciliation of unrecognized tax benefits from continuing operations is as follows:

(Amounts in millions)	Fiscal Years Ended January 31:		
	2019	2018	2017
Unrecognized tax benefits, beginning of year	\$ 1,010	\$ 1,050	\$ 607
Increases related to prior year tax positions	620	130	388
Decreases related to prior year tax positions	(107)	(254)	(32)
Increases related to current year tax positions	203	122	145
Settlements during the period	(390)	(23)	(86)
Lapse in statutes of limitations	(33)	(15)	(12)
Unrecognized tax benefits, end of year	\$ 1,305	\$ 1,010	\$ 1,050

Interest expense and penalties related to these positions were immaterial for fiscal 2019, 2018 and 2017. During the next twelve months, it is reasonably possible that tax audit resolutions could reduce unrecognized tax benefits by an immaterial amount, either because the tax positions are sustained on audit or because the Company agrees to their disallowance. The Company is focused on resolving tax audits as expeditiously as possible. As a result of these efforts, unrecognized tax benefits could potentially be reduced beyond the provided range during the next twelve months. The Company does not expect any change to have a material impact to its Consolidated Financial Statements.

The Company remains subject to income tax examinations for its U.S. federal income taxes generally for fiscal 2014 through 2019. The Company also remains subject to income tax examinations for international income taxes for fiscal 2012 through 2019, and for U.S. state and local income taxes generally for the fiscal years ended 2013 through 2019.

Other Taxes

The Company is subject to tax examinations for value added, sales-based, payroll and other non-income taxes. A number of these examinations are ongoing in various jurisdictions. In certain cases, the Company has received assessments from the respective taxing authorities in connection with these examinations. Unless otherwise indicated, the possible losses or range of possible losses associated with these matters are individually immaterial, but a group of related matters, if decided adversely to the Company, could result in a liability material to the Company's Consolidated Financial Statements.

Note 10. Contingencies***Legal Proceedings***

The Company is involved in a number of legal proceedings. The Company has made accruals with respect to these matters, where appropriate, which are reflected in the Company's Consolidated Financial Statements. For some matters, a liability is not probable or the amount cannot be reasonably estimated and therefore an accrual has not been made. However, where a liability is reasonably possible and may be material, such matters have been disclosed. The Company may enter into discussions regarding settlement of these matters, and may enter into settlement agreements, if it believes settlement is in the best interest of the Company and its shareholders.

Unless stated otherwise, the matters discussed below, if decided adversely to or settled by the Company, individually or in the aggregate, may result in a liability material to the Company's financial condition or results of operations.

ASDA Equal Value Claims

ASDA Stores, Ltd. ("Asda"), a wholly-owned subsidiary of the Company, is a defendant in nearly 30,000 "equal value" claims that are proceeding before an Employment Tribunal in Manchester (the "Employment Tribunal") in the United Kingdom ("UK") on behalf of current and former Asda store employees, and further claims may be asserted in the future. The claimants allege that the work performed by female employees in Asda's retail stores is of equal value in terms of, among other things, the demands of their jobs compared to that of male employees working in Asda's warehouse and distribution facilities, and that the disparity in pay between these different job positions is not objectively justified. As a result, claimants are requesting differential back pay based on higher wage rates in the warehouse and distribution facilities and higher wage rates on a prospective basis.

On March 23, 2015, Asda asked the Employment Tribunal to stay all proceedings and to "strike out" substantially all of the claims because the claimants had not adhered to the Tribunal's procedural rule for including multiple claimants on the same claim form. On July 23, 2015, the Employment Tribunal denied Asda's requests. Following additional proceedings, on June 20, 2017, the Employment Appeal Tribunal ruled in favor of Asda on the "strike out" issue and remitted the matter to the Employment Tribunal to determine whether the improperly filed claims should be struck out. On July 12, 2017, claimants sought permission from the Court of Appeals to appeal this ruling, which was granted on October 3, 2017. A hearing before the Court of Appeals on the "strike out" issue was held on October 23, 2018. On January 17, 2019, the Court of Appeals declined to strike out any claims relying on the Employment Tribunal's finding that claimants had not deliberately disregarded the Tribunal's procedural rule.

As to the initial phase of the Equal Value claims, on October 14, 2016, following a preliminary hearing, the Employment Tribunal ruled that claimants could compare their positions in Asda's retail stores with those of employees in Asda's warehouse and distribution facilities. On August 31, 2017, the Employment Appeal Tribunal affirmed the Employment Tribunal's ruling and also granted permission for Asda to appeal substantially all of its findings. Asda sought permission to appeal the remainder of the Employment Appeal Tribunal's findings to the Court of Appeals. A hearing before the Court of Appeals on the comparability findings was held on October 10, 2018 and the Court of Appeals upheld the Employment Tribunal's findings.

Claimants are now proceeding in the next phase of their claims. That phase will determine whether the work performed by the claimants is of equal value to the work performed by employees in Asda's warehouse and distribution facilities.

At present, the Company cannot predict the number of such claims that may be filed, and cannot reasonably estimate any loss or range of loss that may arise from these proceedings. The Company believes it has substantial factual and legal defenses to these claims, and intends to defend the claims vigorously.

National Prescription Opiate Litigation and Related Matters

In December 2017, the United States Judicial Panel on Multidistrict Litigation consolidated numerous lawsuits filed against a wide array of defendants by various plaintiffs, including counties, cities, healthcare providers, Native American tribes, individuals, and third-party payers, asserting claims generally concerning the impacts of widespread opioid abuse. The consolidated multidistrict litigation is entitled *In re National Prescription Opiate Litigation* (MDL No. 2804), and is pending in the U.S. District Court for the Northern District of Ohio. The Company is named as a defendant in some of the cases included in this multidistrict litigation. Similar cases that name the Company have also been filed in state courts by state, local and tribal governments, health care providers and other plaintiffs. Plaintiffs are seeking compensatory and punitive damages, as well as injunctive relief including abatement. The Company cannot predict the number of such claims that may be filed, but believes it has substantial factual and legal defenses to these claims, and intends to defend the claims vigorously. The Company has also been responding to subpoenas, information requests and investigations from governmental entities related to nationwide controlled substance dispensing and distribution practices involving opioids. The Company cannot reasonably estimate any loss or range of loss that may arise from these matters. Accordingly, the Company can provide no assurance as to the scope and outcome of these matters and no assurance as to whether its business, financial position, results of operations or cash flows will not be materially adversely affected.

FCPA Investigation and Related Matters

The Audit Committee (the "Audit Committee") of the Board of Directors of the Company has been conducting an internal investigation into, among other things, alleged violations of the U.S. Foreign Corrupt Practices Act ("FCPA") and other alleged crimes or misconduct in connection with foreign subsidiaries, including Wal-Mart de México, S.A.B. de C.V. ("Walmex"), and whether prior allegations of such violations and/or misconduct were appropriately handled by the Company. The Audit Committee and the Company have engaged outside counsel from a number of law firms and other advisors who are assisting in the on-going investigation of these matters.

The Company has also been conducting a voluntary global review of its policies, practices and internal controls for anti-corruption compliance. The Company is engaged in strengthening its global anti-corruption compliance program through appropriate remedial anti-corruption measures. In November 2011, the Company voluntarily disclosed that investigative activity to the U.S. Department of Justice (the "DOJ") and the Securities and Exchange Commission (the "SEC"). Since the implementation of the global review and the enhanced anti-corruption compliance program, the Audit Committee and the Company have identified or been made aware of additional allegations regarding potential violations of the FCPA. When such allegations have been reported or identified, the Audit Committee and the Company, together with their third party advisors, have conducted inquiries and when warranted based on those inquiries, opened investigations. Inquiries or investigations regarding allegations of potential FCPA violations were commenced in a number of foreign markets where the Company operates or has operated, including, but not limited to, Brazil, China and India.

As previously disclosed, the Company is under investigation by the DOJ and the SEC regarding possible violations of the FCPA. The Company has been cooperating with the agencies and discussions have been ongoing regarding the resolution of these matters. These discussions have progressed to a point that, in fiscal 2018, the Company reasonably estimated a probable loss and recorded an aggregate accrual of \$283 million with respect to these matters (the "Accrual"). As the discussions are continuing, there can be no assurance as to the timing or the terms of the final resolution of these matters.

A number of federal and local government agencies in Mexico also investigated these matters. Walmex cooperated with the Mexican governmental agencies that conducted these investigations.

Furthermore, lawsuits relating to the matters under investigation were filed by several of the Company's shareholders against Walmart, certain current and former directors and former officers and certain of Walmex's former officers. These matters have been resolved or immaterial accruals have been made for proposed settlements.

The Company could be exposed to a variety of negative consequences as a result of the matters noted above. There could be one or more enforcement actions in respect of the matters that are the subject of some or all of the on-going government investigations, and such actions, if brought, may result in judgments, settlements, fines, penalties, injunctions, cease and desist orders, debarment or other relief, criminal convictions and/or penalties and shareholder lawsuits may result in judgments against the Company and its current and former directors and officers named in those proceedings. The Company expects that there will be on-going media and governmental interest, including additional news articles from media publications on these matters, which could impact the perception among certain audiences of the Company's role as a corporate citizen.

In addition, the Company has incurred and expects to continue to incur costs in responding to requests for information or subpoenas seeking documents, testimony and other information in connection with the government investigations, in defending the shareholder lawsuits, and in conducting the review and investigations. These costs will be expensed as incurred. For the fiscal years ended January 31, 2019, 2018 and 2017, the Company incurred the following third-party expenses in connection with the FCPA investigation and related matters:

	Fiscal Years Ended January 31,		
	2019	2018	2017
Ongoing inquiries and investigations	\$ 17	\$ 26	\$ 80
Global compliance program and organizational enhancements	13	14	19
Total	\$ 30	\$ 40	\$ 99

The Company does not presently believe that these matters, including the Accrual (and the payment of the Accrual at some point-in-time in the future), will have a material adverse effect on its business, financial position, results of operations or cash flows, although given the inherent uncertainties in such situations, the Company can provide no assurance that these matters will not be material to its business, financial position, results of operations or cash flows in the future.

Note 11. Commitments

Rentals (including amounts applicable to taxes, insurance, maintenance, other operating expenses and contingent rentals) under operating leases and other short-term rental arrangements were \$3.0 billion, \$2.9 billion and \$2.6 billion in fiscal 2019, 2018 and 2017, respectively.

Aggregate minimum annual rentals as of January 31, 2019, under non-cancelable leases are as follows:

Fiscal Year	Fiscal Years Ended January 31,	
	2019	2018
Ongoing inquiries and investigations	\$ 17	\$ 26
Global compliance program and organizational enhancements	13	14
Total	\$ 30	\$ 40

Fiscal Year	Fiscal Years Ended January 31,	
	2019	2018
Ongoing inquiries and investigations	\$ 17	\$ 26
Global compliance program and organizational enhancements	13	14
Total	\$ 30	\$ 40

Fiscal Year	Fiscal Years Ended January 31,	
	2019	2018
Ongoing inquiries and investigations	\$ 17	\$ 26
Global compliance program and organizational enhancements	13	14
Total	\$ 30	\$ 40

(1) Represents minimum contractual obligation for non-cancelable leases with initial or remaining terms greater than 12 months as of January 31, 2019.

Certain of the Company's leases provide for the payment of contingent rentals based on a percentage of sales. Such contingent rentals were not material for fiscal 2019, 2018 and 2017. Substantially all of the Company's store leases have renewal options, some of which may trigger an escalation in rentals.

Note 12. Retirement-Related Benefits

The Company offers a 401(k) plan for associates in the U.S. under which eligible associates can begin contributing to the plan immediately upon hire. The Company also offers a 401(k) type plan for associates in Puerto Rico under which associates can begin to contribute generally after one year of employment. Under these plans, after one year of employment, the Company matches 100% of participant contributions up to 6% of annual eligible earnings. The matching contributions immediately vest at 100% for each associate. Participants can contribute up to 50% of their pretax earnings, but not more than the statutory limits.

Associates in international countries who are not U.S. citizens are covered by various defined contribution post-employment benefit arrangements. These plans are administered based upon the legislative and tax requirements in the countries in which they are established.

The following table summarizes the contribution expense related to the Company's defined contribution plans for fiscal 2019, 2018 and 2017:

(Amounts in millions)	Fiscal Years Ended January 31,		
	2019	2018	2017
Defined contribution plans			
U.S.	\$ 1,165	\$ 1,124	\$ 1,064
International	126	126	173
Total contribution expense for defined contribution plans	\$ 1,291	\$ 1,250	\$ 1,237

Additionally, the Company's subsidiaries in the United Kingdom and Japan have sponsored defined benefit pension plans. The plan in the United Kingdom was overfunded by \$326 million and \$97 million as of January 31, 2019 and 2018, respectively. The plan in Japan was underfunded by \$175 million and \$184 million as of January 31, 2019 and 2018, respectively. Overfunded amounts are recorded as assets in the Company's Consolidated Balance Sheets in other assets and deferred charges. Underfunded amounts are recorded as liabilities in the Company's Consolidated Balance Sheets in deferred income taxes and other. Certain other international operations also have defined benefit arrangements that are not significant.

Note 13. Acquisitions, Disposals and Related Items

The following significant transactions impact, or are expected to impact, the operations of the Company's Walmart International segment. Other immaterial transactions have also occurred or been announced.

Walmart Brazil

In August 2018, the Company sold an 80 percent stake of Walmart Brazil to Advent International ("Advent"). Under the terms, Advent agreed to contribute additional capital to the business over a three-year period and Walmart agreed to indemnify Advent for certain matters. Additionally, the Company may receive up to approximately \$250 million in contingent consideration. The disposal group consisted of the following:

- Assets of \$3.3 billion, which were fully impaired as discussed in [Note 7](#) upon meeting the held for sale criteria;
- Liabilities of \$1.3 billion, consisting of \$0.7 billion in accounts payable and accrued liabilities, \$0.1 billion of capital lease and financing obligations, and \$0.5 billion of deferred taxes and other long-term liabilities; and
- Cumulative foreign currency translation loss of \$2.0 billion, which was reclassified from accumulated other comprehensive loss (see [Note 4](#)).

As a result, the Company recorded a pre-tax net loss of \$4.8 billion during fiscal 2019 in other gains and losses in the Company's Consolidated Statement of Income. In calculating the loss, the fair value of the disposal group was reduced by \$0.8 billion related to an indemnity, for which a liability was recognized upon closing and is recorded in deferred income taxes and other in the Company's Consolidated Balance Sheets. Under the indemnity, the Company will indemnify Advent for certain pre-closing tax and legal contingencies and other matters for up to R\$2.3 billion, adjusted for interest based on the Brazilian interbank deposit rate.

The Company deconsolidated the financial statements of Walmart Brazil during the third quarter of fiscal 2019 and began accounting for its remaining 20 percent ownership interest, determined to have no initial fair value, using the equity method of accounting.

Flipkart

In August 2018, the Company acquired 81 percent of the outstanding shares, or 77 percent of the diluted shares, of Flipkart, an Indian-based eCommerce marketplace, for cash consideration of approximately \$16 billion. The acquisition increases the Company's investment in India, a large, growing economy. The purchase price allocation, which is still preliminary primarily due to certain tax items, is as follows:

- Assets of \$24.1 billion, which comprise primarily of \$2.2 billion in cash and cash equivalents, \$2.8 billion in other current assets, \$5.0 billion in intangible assets and \$13.6 billion in goodwill. Of the intangible assets, \$4.7 billion represents the fair value of trade names, each with an indefinite life, which were estimated using the income approach based on Level 3 unobservable inputs. The remaining \$0.3 billion of intangible assets primarily relate to acquired technology with a life of 3 years. The goodwill arising from the acquisition consists largely of anticipated synergies and economies of scale primarily related to procurement and logistics and is not expected to be deductible for tax purposes;
- Liabilities of \$3.7 billion, which comprise primarily of \$1.8 billion of current liabilities and \$1.8 billion of deferred income taxes; and
- Noncontrolling interest of \$4.3 billion, for which the fair value was estimated using the income approach based on Level 3 unobservable inputs.

The Company began consolidating the financial statements of Flipkart in the third quarter of fiscal 2019, using a one-month lag. To finance the acquisition, the Company used a combination of cash provided by long-term debt as discussed in [Note 6](#) and cash on hand. The Flipkart results of operations since acquisition and the pro forma financial information are immaterial.

Asda

In April 2018, the Company entered into a definitive agreement and announced the proposed combination of J Sainsbury plc and Asda Group Limited ("Asda Group"), the Company's wholly owned UK retail subsidiary. Under the terms of the combination, the Company would receive approximately 42 percent of the share capital of the combined company. In addition, the Company would receive approximately £3 billion in cash, subject to customary closing adjustments, and retain obligations under the Asda Group defined benefit pension plan. Due to a complex regulatory review process, the outcome of which continues to be uncertain, the held for sale classification criteria for the disposal group was not met as of January 31, 2019. If the transaction closes, the Company would deconsolidate the financial statements of Asda Group and account for the ongoing investment in the combined company using the equity method of accounting.

Suburbia

In April 2017, the Company sold Suburbia, the apparel retail division in Mexico, for \$1.0 billion. As part of the sales agreement, the Company is also leasing certain real estate to the purchaser. The sale resulted in a pre-tax gain of \$0.7 billion, of which \$0.4 billion was recognized in the second quarter of fiscal 2018 in membership and other income, and the remainder was deferred and is being recognized over the lease terms of approximately 20 years.

Yihaodian and JD

In June 2016, the Company sold certain assets relating to Yihaodian, its eCommerce operations in China, including the Yihaodian brand, website and application, to JD in exchange for Class A ordinary shares of JD, valued at \$1.5 billion, representing approximately five percent of JD's outstanding ordinary shares on a fully diluted basis. The sale resulted in the recognition of a \$535 million noncash gain, which was included in membership and other income in the accompanying Consolidated Statements of Income. Subsequently, during fiscal 2017, the Company purchased \$1.9 billion of additional JD shares, representing an incremental ownership percentage of approximately five percent, for a total ownership of approximately ten percent of JD's outstanding ordinary shares.

The following significant transaction primarily impacts the Company's Walmart U.S. segment. Other immaterial transactions have also occurred or been announced.

Jet.com, Inc.

In September 2016, the Company completed the acquisition of jet.com, a U.S.-based eCommerce company. The integration of jet.com into the Walmart U.S. segment is building upon the current eCommerce foundation, allowing for synergies from talent, logistical operations and access to a broader customer base. The total purchase price for the acquisition was \$2.4 billion, net of cash acquired. The allocation of the purchase price includes \$1.7 billion in goodwill and \$0.6 billion in intangible assets. As part of the transaction, the Company is paying additional compensation of approximately \$0.8 billion over a five year period.

Note 14. Restructuring Charges

In fiscal 2018, the Company announced several organizational changes to position the business for more efficient growth going forward. As a result, the Company recorded \$1.2 billion in pre-tax restructuring charges in fiscal 2018 as follows:

(Amounts in millions)	Fiscal Year Ended January 31, 2018		
	Asset Impairment	Severance Costs	Total
Walmart International	195	43	236
Sam's Club	506	69	665
Corporate and support	—	306	300
Total	\$ 701	\$ 412	\$ 1,201

The asset impairment charges primarily relate to the real estate of the Sam's Club closures and the wind-down of the Brazil first-party eCommerce business, which were written down to their estimated fair values. Refer to [Notes 7](#) for information on the fair value measurement.

The pre-tax restructuring charges of \$1.2 billion are classified in operating, selling, general and administrative expenses in the Company's Consolidated Statement of Income for fiscal 2018. As of January 31, 2018, substantially all of the severance costs were recorded in accrued liabilities in the Company's Consolidated Balance Sheets and were subsequently paid during fiscal 2019.

Note 15. Segments and Disaggregated Revenue

Segments

The Company is engaged in the operation of retail, wholesale and other units, as well as eCommerce websites, located throughout the U.S., Africa, Argentina, Canada, Central America, Chile, China, India, Japan, Mexico and the United Kingdom, as well as Brazil prior to the sale of the majority stake of Walmart Brazil discussed in [Note 13](#). The Company's operations are conducted in three reportable segments: Walmart U.S., Walmart International and Sam's Club. The Company defines its segments as those operations whose results the chief operating decision maker ("CODM") regularly reviews to analyze performance and allocate resources. The Company sells similar individual products and services in each of its segments. It is impractical to segregate and identify revenues for each of these individual products and services.

The Walmart U.S. segment includes the Company's mass merchant concept in the U.S., as well as eCommerce and omni-channel initiatives. The Walmart International segment consists of the Company's operations outside of the U.S., as well as eCommerce and omni-channel initiatives. The Sam's Club segment includes the warehouse membership clubs in the U.S., as well as samclub.com and omni-channel initiatives. Corporate and support consists of corporate overhead and other items not allocated to any of the Company's segments.

The Company measures the results of its segments using, among other measures, each segment's net sales and operating income, which includes certain corporate overhead allocations. From time to time, the Company revises the measurement of each segment's operating income, including any corporate overhead allocations, as determined by the information regularly reviewed by its CODM. In fiscal 2019, the Company revised certain of its corporate overhead allocations, including depreciation expense, to the operating segments and, accordingly, revised prior period amounts for comparability. Information for the Company's segments, as well as for Corporate and support, including the reconciliation to income before income taxes, is provided in the following table:

(Amounts in millions)	Walmart U.S.		Walmart International		Sam's Club		Corporate and support		Consolidated	
Fiscal Year Ended January 31, 2019										
Net sales	\$	331,666	\$	120,824	\$	57,839	\$	—	\$	510,329
Operating income (loss)		17,386		4,883		1,520		(1,832)		21,957
Interest, net										(2,129)
Other gains and (losses)										(8,368)
Income before income taxes										\$ 11,460
Total assets	\$	105,114	\$	97,066	\$	12,893	\$	4,222	\$	219,295
Depreciation and amortization		4,201		2,590		439		1,248		10,678
Capital expenditures		6,034		2,641		450		1,199		10,344
Fiscal Year Ended January 31, 2018										
Net sales	\$	318,477	\$	118,068	\$	59,216	\$	—	\$	495,761
Operating income (loss)		16,995		5,229		915		(2,702)		20,437
Interest, net										(2,179)
Loss on extinguishment of debt										(1,136)
Income before income taxes										\$ 15,123
Total assets	\$	104,347	\$	81,549	\$	13,418	\$	5,268	\$	204,522

Depreciation and amortization	6,005	2,601	696	1,225	10,529					
Capital expenditures	5,680	2,697	626	1,138	10,051					
Fiscal Year Ended January 31, 2017										
Net sales	\$	307,833	\$	116,119	\$	57,365	\$	—	\$	481,317
Operating income (loss)		17,012		5,737		1,628		(1,613)		22,764
Interest, net										(2,267)
Income before income taxes									\$	20,497
Total assets	\$	104,262	\$	74,508	\$	14,123	\$	5,090	\$	198,825
Depreciation and amortization		5,596		2,629		712		1,141		10,080
Capital expenditures		6,090		2,697		639		1,193		10,619

Total revenues, consisting of net sales and membership and other income, and long-lived assets, consisting primarily of property and equipment, net, aggregated by the Company's U.S. and non-U.S. operations for fiscal 2019, 2018 and 2017, are as follows:

(Amounts in millions)	Fiscal Years Ended January 31,		
	2019	2018	2017
Revenues			
U.S. operations	\$ 392,265	\$ 380,580	\$ 367,704
Non-U.S. operations	122,140	119,763	118,089
Total revenues	\$ 514,405	\$ 500,343	\$ 485,793
Long-lived assets			
U.S. operations	\$ 81,344	\$ 81,478	\$ 82,746
Non-U.S. operations	30,251	33,340	31,432
Total long-lived assets	\$ 111,595	\$ 114,818	\$ 114,178

No individual country outside of the U.S. had total revenues or long-lived assets that were material to the consolidated totals. Additionally, the Company did not generate material total revenues from any single customer.

Disaggregated Revenues

In the following tables, segment net sales are disaggregated by either merchandise category or market. In addition, net sales related to eCommerce are provided for each segment, which include omni-channel sales, where a customer initiates an order online and the order is fulfilled through a store or club.

(Amounts in millions)	Fiscal Year Ended January 31, 2019
Walmart U.S. net sales by merchandise category	
Grocery	\$ 104,202
General merchandise	108,739
Health and wellness	35,788
Other categories	2,937
Total	\$ 251,666

Of Walmart U.S.'s total net sales, approximately \$15.7 billion related to eCommerce for fiscal 2019.

(Amounts in millions)	Fiscal Year Ended January 31, 2019
Walmart International net sales by market	
Mexico and Central America	\$ 31,790
United Kingdom	30,547
Canada	18,613
China	10,702
Other	29,172
Total	\$ 120,824

Of International's total net sales, approximately \$6.7 billion related to eCommerce for fiscal 2019.

(Amounts in millions)	Fiscal Year Ended January 31, 2019
Sam's Club net sales by merchandise category	
Grocery and consumables	\$ 33,708
Fuel, tobacco and other categories	12,110
Home and apparel	5,452
Technology, office and entertainment	3,388
Health and wellness	3,161
Total	\$ 57,819

Of Sam's Club's total net sales, approximately \$2.7 billion related to eCommerce for fiscal 2019.

Note 16. Subsequent Event*Dividends Declared*

The Board of Directors approved, effective February 19, 2019, the fiscal 2020 annual dividend of \$2.12 per share, an increase over the fiscal 2019 dividend of \$2.08 per share. For fiscal 2020, the annual dividend will be paid in four quarterly installments of \$0.53 per share, according to the following record and payable dates:

Record Date	Payable Date
March 15, 2019	April 1, 2019
May 10, 2019	June 3, 2019
August 9, 2019	September 3, 2019
December 6, 2019	January 2, 2020

Note 17. Quarterly Financial Data (Unaudited)

(Amounts in millions, except per share data)	Fiscal Year Ended January 31, 2019				
	Q1	Q2	Q3	Q4	Total
Total revenues	\$ 122,690	\$ 128,028	\$ 124,894	\$ 138,799	\$ 514,405
Net sales	121,630	127,059	123,897	137,743	510,329
Cost of sales	91,707	95,571	93,116	104,907	385,301
Consolidated net income (loss)	2,276	(727)	1,817	3,813	7,179
Consolidated net income (loss) attributable to Walmart	2,134	(861)	1,710	3,687	6,670
Basic net income (loss) per common share attributable to Walmart	0.72	(0.29)	0.58	1.27	2.28
Diluted net income (loss) per common share attributable to Walmart ⁽¹⁾	0.72	(0.29)	0.58	1.27	2.26

(Amounts in millions, except per share data)	Fiscal Year Ended January 31, 2018				
	Q1	Q2	Q3	Q4	Total
Total revenues	\$ 117,542	\$ 123,335	\$ 123,179	\$ 136,267	\$ 500,343
Net sales	116,526	121,949	122,136	135,150	495,761
Cost of sales	87,688	91,521	91,547	102,640	373,396
Consolidated net income	3,152	3,104	1,904	2,363	10,523
Consolidated net income attributable to Walmart	3,039	2,899	1,749	2,175	9,862
Basic net income per common share attributable to Walmart	1.00	0.96	0.59	0.74	3.29
Diluted net income per common share attributable to Walmart ⁽¹⁾	1.00	0.96	0.58	0.73	3.28

(1) The sum of quarterly amounts may not agree to annual amount due to rounding and the impact of a decreasing amount of shares outstanding during the year.

2【主な資産・負債及び収支の内容】

上記「1 財務書類」中の連結財務諸表の注記事項を参照のこと。

3【その他】

(1) 訴訟及び規制手続

() 訴訟

一定の訴訟については、上記「1 財務書類」中の連結財務諸表の注記10「不測の事態」を参照のこと。ここには訴訟の背景及び明らかな範囲で救済の追求を含めて、訴訟に関する重要な情報を記載している。上記に付加する情報として以下に、これらの訴訟の名称、当該訴訟が係属している裁判所、及び訴訟提起日をまとめた。

アズダに対する同一価値労働同一賃金に係る請求

S・ブリアリーその他対アズダ・ストアーズ・リミテッド(Ms S Brierley & Others v ASDA) (2406372/2008 その他 - マンチェスター雇用審判所)、アズダ・ストアーズ・リミテッド対ブリアリーその他(ASDA Stores Ltd v Brierley & Ors) (A2/2016/0973 - 英国控訴裁判所)、アズダ・ストアーズ・リミテッド対S・ブリアリーその他(ASDA Stores Ltd v Ms S Brierley & Others) (UKEAT/0059/16/DM - 英国雇用上訴裁判所)、アズダ・ストアーズ・リミテッド対S・ブリアリーその他(ASDA Stores Ltd v Ms S Brierley & Others) (UKEAT/0009/16/J0J - 英国雇用上訴裁判所)。

全米的な処方鎮痛剤訴訟

全米処方鎮痛剤関連訴訟(広域係属訴訟第2804号)(*In re National Prescription Opiate Litigation* (MDL No. 2804))(以下「本広域係属訴訟」という。) 本広域係属訴訟は、オハイオ州北部地区連邦地方裁判所で係属中であり、2019年3月15日時点において440件の案件がここに含まれている。27件が本広域係属訴訟に移行される手続中であるか、又は差戻しの申立てが係属中である。さらに、2019年3月15日時点において92件の州裁判所事件が係属している。州裁判所事件の事件名は、当社の様式10-Kによる2019年1月31日終了年度の年次報告書に添付される別紙99.1に列挙されている(米国証券取引委員会のウェブサイト<http://www.sec.gov>において閲覧できる。)。

() 一定のその他の訴訟

当社は、2012年4月21日付ニューヨーク・タイムズの報道記事に掲載された主張を綿密になぞった原告による訴訟の被告となっている。これは、2012年5月7日にテネシー州中部地区の合衆国連邦地方裁判所に提起され、その後アーカンソー州西部地区に移送された証券訴訟「ポンティアック市一般従業員退職金制度対ウォルマート・ストアーズ・インク(City of Pontiac General Employees Retirement System v. Wal-Mart Stores, Inc.) アーカンソー州西部地区合衆国連邦地方裁判所」である。この訴訟で原告は、1977年米国海外腐敗行為防止法(その後の改正を含み、以下「FCPA」という。)に対する2005年以降の種々の違反を申し立てており、また、一定の当社の過去の開示に関連して、米国1934年証券取引所法(その後の改正を含む。)第10(b)条及び第20(a)条に対する違反の主張を行っている。原告は、2011年12月8日から2012年4月20日の間に当社の株式を購入又は取得した株主の集団を代表しようとしており、また、かかる株式の価値に被告の行為が影響を与えたとの主張に基づき、損害賠償及びその他の救済を追求した。2016年9月20日、裁判所は、集団訴訟としての認定を求める原告の申立てを認めた。2016年10月6日、被告は、集団訴訟として認定する決定について上訴する申立てを第8巡回区合衆国控訴裁判所に対して行った。2016年11月7日、第8巡回区合衆国控訴裁判所は、当社の申立てを却下した。2018年10月26日、両当事者は、裁判所に対し、証券集団訴訟の全ての参加者の請求を解決するため、当社が160百万米ドル(以下「和解金額」という。)を支払うことを定める和解提案の承認を求める申立てを提出した。2018年12月6日、裁判所は、本和解を予備的に承認し、最終承認の期日を2019年4月4日と提示した。この和解は、当社又は被告による過失、法的責任又は違反行為の認知、容認又は認定を含まず、またこれらを構成しない。和解金額は、当社の2019年度の財務書類に費用計上された。

証券集団訴訟

ポンティアック市一般従業員退職金制度対ウォルマート・ストアーズ・インク(City of Pontiac General Employees Retirement System v. Wal-Mart Stores, Inc.) アーカンソー州西部地区合衆国連邦地方裁判所(2012年5月7日)。

() 環境問題

SECのレギュレーションS-K第103項は、一定の環境問題について開示するよう定めている。以下は、同規定に従い開示されている。以下に列挙する事案に関しては、各件について発生する可能性がある損失又はかかる損失の範囲が、個別に又は全体として、当社の財政状態又は経営成績に重大な影響を及ぼすことはない、と経営陣は考えている。

2018年9月、米国環境保護局（以下「EPA」という。）は、当社に対し、行政罰を課す処分手続を開始した旨を、同意による協定書及び終局決定案文を発行することにより通告した。同意による協定書及び終局決定案文に添付された書簡は、当社が2017年3月1日から2017年6月23日にかけて、3種の未登録の殺虫剤製品を配布及び／又は販売したと主張している。EPAは、960,000米ドルの罰金を求めている。製品の製造者は、米国連邦殺虫・殺菌・殺鼠剤法（FIFRA）により規制される製品が、販売に先立って適切に登録されていると保証したことにつき、責任を負う。当社はEPAに協力している。

2018年1月、メキシコのチアパス州の環境検察官（Procuraduría Ambiental del Estado de Chiapas）は、ミ・ボデガ・ラス・ロサス（Mi Bodega Las Rosas）の店舗に関する環境影響承認許可証の欠如を理由として、約163,000米ドルの罰金を科した。当社は、この罰金について異議を申し立てている。

2017年4月、カリフォルニア大気資源委員会（以下「ARB」という。）は、当社に対し、小売事業者は、自動冷却装置の小型容器の販売時に徴収される未請求デポジットを利用した一定の消費者教育プログラムの資金提供を義務付けられる、との立場をARBは取っている旨、通告した。ARBは、当社が約4.2百万米ドルの未請求デポジットを不適切に保持したと主張し、返済を求めた。当社は、不正行為には当たらないと主張している。

2013年4月、当社の子会社であってコスタリカにおいて事業を展開するコーポラシオン・デ・コンパニラス・アグロインドゥストゥリアレス（Corporacion de Compañias Agroindustriales）は、河川の護岸壁沿いに立地する生鮮食品配送センターの保全壁を建設したことに関し、クリダバト市が約380,000米ドルの罰金を課す意向であることを認識した。この子会社は、建設当時、市及び国家環境技術委員会（Secretaria Técnica Nacional Ambiental）から許可を取得した。しかし、市は現在、壁は違法であると主張している。

(2) 後発事象

2019年4月、ウォルマートは、当社のその他全ての上位無担保債務証券と対等であり、転換又は交換不可である40億米ドルの固定利付上位無担保社債を発行した。この発行は、財務制限条項を含まず、当社の配当又は自社株買戻し能力を制限しない。

2019年4月、当社は、先に発表していたJ・セインズベリー・ピーエルシー及び当社の英国子会社であるアズダ・グループ・リミテッドの企業結合を規定する合併契約の中止を発表した。提案されていた取引は、まだ売却目的保有の基準を満たしていなかったため、その中止の発表によって、当社の要約連結財務書類に影響を与えることはない。

4【米国と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則（米国会計基準）に準拠して作成されている。従って、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則（日本会計基準）に従って作成される場合とは相違する部分がある。その主なものを要約すれば、次のとおりである。

株式に基づく報酬

米国会計基準では、ストック・オプションの付与を含む、従業員に対するすべての株式に基づく報酬は、付与日における公正価値に基づいて株式報酬費用として認識し、対応する金額を資本の部に計上する。

日本会計基準では、ストック・オプションを付与し、これに応じて企業が従業員等から取得するサービスは、その取得に応じて費用として計上し、対応する金額を、ストック・オプションの権利の行使又は失効が確定するまでの間、貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上することを要求している。

長期性資産の減損に関する会計

米国会計基準では、長期性資産の減損又は処分に係る会計処理により、長期性資産の帳簿価額が回収できなくなる可能性を示す事象あるいは状況のある場合に、減損の検討を行うことが要求されている。減損の検討により、割引前将来キャッシュ・フローが資産の帳簿価額以下の場合、同資産の帳簿価額を回収できる可能性がないとされ、長期性資産を公正価値まで評価減することが求められている。また、この基準は、売却により処分される長期性資産は、帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のどちらか低い方で評価することを要求している。米国会計基準では、長期性資産の定義からは、償却されないのれん及びその他の無形資産が除外されている。

日本会計基準では、次の事項に限定されるものではないが、以下に掲げる差異が存在する。（１）近い将来に処分される予定である場合に、当該資産を売却予定資産として区分することは要求されていないこと、（２）減損の測定に公正価値ではなく回収可能価額（資産の正味売却価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値のいずれか高い金額）を使用していること等の差異がある。ただし、根本的な考え方は米国会計基準と大きな差異はない。

のれん及び耐用年数を確定できない無形固定資産

米国会計基準では、パーチェス法による会計処理において、買収価額が被買収企業の買収時における有形固定資産及び無形資産の純額の公正価値を超える額は、のれんに計上される。のれん及びその他の無形資産に関する米国会計基準により、企業結合に係るのれんを償却せずに、減損の有無を年に一回検討することが求められている。同様に、米国会計基準では、その他の耐用年数を確定できない無形固定資産の償却を禁止しており、年に一回の減損テストを求めている。また、米国会計基準では、のれん及び耐用年数を確定できない無形固定資産の減損テストを実施する必要があるか否かを決定するために、減損の兆候の定性的又は定量的な評価を実施することが認められている。

日本会計基準では、のれんは計上後、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却される。また、のれん及び無形固定資産に関して、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、減損テストを実施する必要があるか否かを決定するために、減損の兆候の定性的又は定量的な評価を実施するとともに、減損損失の計上にあたっては、減損の量的な評価と計上が要求されている。

収益の認識

米国会計基準では、顧客への財又はサービスの移転を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額を示すように収益を認識する。契約に基づく収益につき、以下の5つのステップに基づき認識する。（１）顧客との契約を識別する。（２）契約における履行義務を識別する。（３）取引価格を算定する。（４）契約における履行義務に取引価格を配分する。（５）履行義務を充足したときに、もしくは充足するにつれて収益を認識する。

日本会計基準では、これらに限定されるものではないが、出荷基準及び検収基準等の収益認識基準がある。しかし、米国会計基準で要求されているような明確な規定はない。

資産化された利息

米国会計基準では、適格資産の建設中に生じた利息費用は取得原価の一部として資産化することが要求される。一般に利息費用の資産計上が要求される資産は、意図した用途に供されるまでに一定期間を要する資産である。

日本会計基準では、一定の特殊な業種を除き、利息費用は資産化されず、発生した期間の損益に計上される。

デリバティブの評価及びヘッジ会計

米国会計基準では、デリバティブは全て公正価値で資産又は負債として貸借対照表に計上することが要求されている。デリバティブの評価差額の会計処理は、当該デリバティブがヘッジ指定され、かつヘッジ関係の有効性が保たれているかどうか、さらに、ヘッジ関係の性質ごとに行われる。ヘッジ手段として指定され、かつ

ヘッジの要件を満たすデリバティブのヘッジ手段は、ヘッジ対象のリスクに応じて、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フローヘッジ又は海外事業の純投資ヘッジとして指定される。

ヘッジ指定され、かつヘッジの要件を満たすデリバティブは、以下のとおり会計処理される。

- (a) 公正価値ヘッジは、ヘッジ手段の公正価値変動のうちヘッジの有効部分を、ヘッジ対象の資産、負債又は確定契約の公正価値の変動に対して損益計上をすることを通して相殺する。
- (b) キャッシュ・フローヘッジは、ヘッジ手段の公正価値変動のうちヘッジの有効部分を、その他の包括利益として計上し、同じ期間において、又はヘッジ取引が損益に影響する期間にわたって損益に振り替える。
- (c) 海外事業の純投資ヘッジは、ヘッジ手段に係る損益のうちヘッジの有効部分を、為替換算調整勘定としてその他の包括利益に計上する。

デリバティブの評価差額のうち非有効部分は、当該評価差額の発生した期間において直ちに損益として認識する。ヘッジ手段として指定されていないデリバティブの評価差額は、当該評価差額が発生した期間において、その他の損益として損益に計上する。

日本会計基準では、デリバティブは公正価値で資産又は負債として貸借対照表に計上し、評価差額は、ヘッジに係るものを除き、当期の損益として処理する。デリバティブをヘッジ手段として用いるヘッジ取引の会計処理は以下のとおりである。

- (a) 公正価値評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる繰延ヘッジを原則とする。
- (b) ヘッジ対象がその他有価証券である場合には、その他有価証券に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する時価ヘッジも認められる。
- (c) 資産又は負債にかかる金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる。
- (d) ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等により決済時の金額が確定しているものは、当該金額を付し、直物為替相場との差額を期間按分することが認められている。

変動持分事業体の連結

米国会計基準では、変動持分事業体（以下「VIE」という。）として知られる一部の事業体は、事業体の第一受益者により連結されなければならない。第一受益者は、通常、VIEの経営成績に最も重要な影響を与えるような活動を指図する権限と、損失を負担する義務、又は潜在的にVIEにとって重要であるVIEの利益を受け取る権利を有するものとして定義されている。重要な（但し過半数ではない）変動持分を保有しているVIEについては、相応の開示が要求されている。米国会計基準では、企業はVIEの第一受益者かどうかを継続的に審査し、第一受益者を決定する追加的な分析や、財務諸表の開示を拡大させることを要求している。

日本会計基準では、企業が子会社を連結の範囲に含めるか否かの基本的な判断基準には、買収時点で当該企業の議決権の過半数を所有しているかだけでなく、重要な影響力を有しているかがある。重要な影響力とは、これらに限定されるものではないが、会社の議決権の半数以下しか所有していなくても、企業が会社の財務方針及び経営方針に参加する、若しくは当該会社の取締役会を代表し当該会社の代わりに重要な契約を締結する等が含まれる。

法人所得税の不確実性に関する会計処理

米国会計基準では、所得税申告書で申告されている、又は申告される予定の不確実な課税ポジションの財務諸表上での認識及び測定に関する包括的モデルについて規定している。

日本会計基準では、不確実なタックス・ポジションに関する会計基準は制定されていない。

有給休暇に関する会計処理

米国会計基準では、一定の条件が満たされた場合、将来の休暇に関する従業員の受給権を債務として計上することが要求される。

日本会計基準では、有給休暇に関する会計処理について言及しておらず、日本において一般的な会計慣行では関連する債務の計上は行われない。

退職年金及び年金以外の退職後給付

米国会計基準では、事業主は、確定給付退職後制度の積立超過額又は積立不足額を、貸借対照表上に認識しなければならない。また米国会計基準は、年金資産及び退職給付債務の測定日を決算日とすることを定めている。

日本会計基準では、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務から未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した金額から年金資産の額を

控除した金額を退職給付に係る負債として計上する。未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を、税効果を調整の上で貸借対照表の純資産の部(その他の包括利益累計額)で認識することとし、積立状況を示す額をそのまま負債(退職給付に係る負債)又は資産(退職給付に係る資産)として計上している。

非継続事業

米国会計基準では、長期性資産の減損、処分、及び非継続事業を継続事業と区分して報告・開示することが求められている。加えて、米国会計基準では非継続事業の定義を戦略的に処分が決定されている企業構成単位のうち、企業の経営と財務に影響を及ぼす(あるいは及ぼす可能性がある)ものに限定している。

日本会計基準では、非継続事業に関する会計基準は制定されていない。

公正価値の測定

米国会計基準では、公正価値に3段階のレベルを設定しており、これにより公正価値の測定に用いるインプットに最優順位がつけられる。3つのレベルは以下の通りとなっている: レベル1は活発な市場における市場価格といった計測可能なインプット、レベル2は活発な市場における市場価格以外の直接的又は間接的に計測可能なインプット、レベル3は市場価格がない、又は関連データが存在しないため、企業は独自の仮定を設ける必要がある計測不能なインプットと定義されている。

日本会計基準では、公正価値の測定に関する包括的な会計基準は制定されていない。

自社利用のソフトウェア

米国会計基準では、アプリケーションの開発段階に発生した、要件を満たすコンピュータ・ソフトウェアの費用を資産計上することを要求している。

日本会計基準では、自社利用のソフトウェアの開発費は発生時に費用として処理する。ただし、当該費用が将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合には資産計上する。

社債発行費用の表示

米国会計基準では、会社は社債発行費用を貸借対照表上繰延資産ではなく社債の帳簿価額から直接控除し表示することとなった。

日本会計基準では、社債発行費用は、原則として支出時に費用処理するが、繰延資産として資産計上することが認められている。

繰延税金資産及び負債の表示

米国会計基準では、繰延税金の表示、すべての繰延税金資産及び負債を連結貸借対照表上固定項目として表示することが求められる。

日本会計基準では、繰延税金資産及び繰延税金負債は、これらに関連した資産・負債の分類に基づいて、流動項目又は固定項目として表示しなければならない。

リース資産の建設への関与

当社(借手)は、しばしばリース物件の建設に関与している。米国会計基準では、貸手のリース資産の建設に含まれる特定の構造部分に対する支払いを行った場合、会計上は借手がリース資産の所有者とみなされる。その結果、支払の重要性にかかわらず、米国会計基準はこれらの支払を所有権の指標と定義し、総工事費用の資産計上及び対応する金融債務の負債計上を借手に義務付けている。貸手の建設が完了した時点で、借手はASC 840に従って、これらの資産および関連する金融債務がセールアンドリースバックとして貸借対照表から認識が中止されるかどうかを判断する。借手が「継続的関与」を有するとみなされる場合、リース資産および関連する金融債務は借手の貸借対照表に留まり、通常はリース期間にわたって償却される。

日本会計基準では、リース資産の建設への関与についての明確な規定はない。

金融商品—持分投資

米国会計基準では、公正価値で測定される持分投資にかかる全ての変動は、損益計算書上の純損益において計上する。

日本会計基準では、持分投資は売買目的有価証券もしくはその他有価証券のいずれかに計上する。売買目的有価証券は時価で評価され、評価差額は純損益へ計上する。その他有価証券も時価で評価されるものの、評価差額の増減はその他の包括利益へ計上する。

キャッシュ・フロー計算書 - 制限付預金

米国会計基準では、現金、現金同等物、制限付預金及び制限付現金同等物合計の変動額をキャッシュ・フロー計算書で表示する。

日本会計基準では、制限付預金及び制限付現金同等物の表示方法に係る明確な規程はない。

超インフレ経済下における財務報告

米国会計基準では、高インフレ経済国の通貨が機能通貨である外国法人の財務諸表は、直接の親会社の報告通貨が機能通貨であるかのように、連結財務目的として再測定される。

日本会計基準では、超インフレ経済下における財務報告に係る明確な規程はない。

第7【外国為替相場の推移】

日本円と米ドルの為替相場は、過去5年間の会計年度において、2紙以上の日本の日刊新聞に掲載されているため、本項の記載は省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2【その他の参考情報】

当該会計年度の開始日から本書提出日までの間において提出した書類及びその提出年月日は下記のとおりである。

書 類	提出日
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2及び第19条第2項第19号に基づく提出会社の子会社取得及び重要な後発事象に関する臨時報告書	2018年6月28日
有価証券報告書及びその添付書類	2018年7月6日
半期報告書及びその添付書類	2018年10月26日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。

独立登録公認会計事務所の報告書

ウォルマート・インク 株主及び取締役会各位

財務諸表に関する意見

当監査法人は、添付のウォルマート・インク（以下、「会社」という。）の2018年及び2019年の1月31日時点の連結貸借対照表並びに2019年1月31日までに終了した3年間の各年の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、及び関連する注記（以下、総称して「連結財務諸表」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して、会社の2018年及び2019年1月31日時点の財政状態並びに2019年1月31日までに終了した3年間の各年の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

当監査法人は、トレッドウェイ委員会組織委員会が発表した内部統制の統合的枠組み（2013年版フレームワーク）で示された基準を下に、公開企業会計監視委員会（米国）（以下、「PCAOB」という。）の基準に従って、2019年1月31日時点の財務報告に係る会社の内部統制の監査を実施し、2019年3月28日付の報告書に無限定適正意見を記した。

ASU第2016-01号の適用

連結財務諸表の注記1に記載されているとおり、会社は、2018年2月1日より会計基準アップデート（「ASU」）第2016-01号、「金融商品 - 全般（トピック825）」を適用し、連結子会社及び持分法適用会社への投資を除く持分投資を公正価値で測定し、その変動を当期純損益で認識することとした。

意見の根拠

この財務諸表の作成責任は会社の経営者にある。当監査法人の責任は、当監査法人の行った監査に基づき、会社の財務諸表についての意見を表明することにある。当監査法人はPCAOBに登録された公認会計士事務所であり、米国連邦証券法並びに証券取引委員会及びPCAOBの規則及び規制により会社に関して独立であることが義務づけられている。

当監査法人はPCAOBの基準に準拠して監査を実施した。この基準は、財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。当監査法人による監査は、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価及び当該リスクへの対応手続を含むものである。当該手続は、財務諸表に記載されている金額及び開示内容に関する証拠を試査により検証することを含むものである。また、当監査法人による監査は、経営者が採用した会計原則及び経営者が行った重要な会計上の見積りに対する評価、並びに財務諸表の全体的な表示に対する評価を含むものである。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

アーンスト・アンド・ヤングLLP

当監査法人は1969年より会社の監査人を務めている。

アーカンソー州ロジャース

2019年3月28日

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm
To the Shareholders and the Board of Directors of Walmart Inc.

Opinion on the Financial Statements

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of Walmart Inc. (the Company) as of January 31, 2019 and 2018, the related consolidated statements of income, comprehensive income, shareholders' equity and cash flows for each of the three years in the period ended January 31, 2019, and the related notes (collectively referred to as the "consolidated financial statements"). In our opinion, the consolidated financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company at January 31, 2019 and 2018, and the results of its operations and its cash flows for each of the three years in the period ended January 31, 2019, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States) (PCAOB), the Company's internal control over financial reporting as of January 31, 2019, based on criteria established in Internal Control-Integrated Framework issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (2013 framework) and our report dated March 28, 2019 expressed an unqualified opinion thereon.

Adoption of ASU No. 2016-01

As discussed in Note 1 to the consolidated financial statements, the Company changed its method of measuring certain equity investments to fair value and recognizing the change in fair value in net income effective February 1, 2018, due to the adoption of Accounting Standards Update ("ASU") No. 2016-01, *Financial Instruments-Overall (Topic 825)*.

Basis for Opinion

These financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on the Company's financial statements based on our audits. We are a public accounting firm registered with the PCAOB and are required to be independent with respect to the Company in accordance with the U.S. federal securities laws and the applicable rules and regulations of the Securities and Exchange Commission and the PCAOB.

We conducted our audits in accordance with the standards of the PCAOB. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement, whether due to error or fraud. Our audits included performing procedures to assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to error or fraud, and performing procedures that respond to those risks. Such procedures included examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the financial statements. Our audits also included evaluating the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

/s/ Ernst & Young LLP

We have served as the Company's auditor since 1969.

Rogers, Arkansas

March 28, 2019